

平成20年太宰府市議会第1回（3月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
2月27日(水)	午前10時	本会議	議 事 室	施政方針・提案理由説明
	本会議散会後	予算特別委員会	全員協議会室	
	予算特別委員会散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会終了後 (午後1時)	予算考査	議 員 控 室	(一般質問(代表質問) 通告締切)
2月28日(木)	午前10時 (午後1時)	予算考査	議 員 控 室	(質疑・討論通告締切)
2月29日(金)	午前10時	本会議	議 事 室	質疑・委員会付託
	本会議散会後 (午前10時)	議会運営委員会	第一委員会室	(一般質問(個人質問) 通告締切)
3月1日(土)				
3月2日(日)				
3月3日(月)				
3月4日(火)	午前10時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
3月5日(水)	午前10時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
3月6日(木)	午前10時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
3月7日(金)				
3月8日(土)				
3月9日(日)				
3月10日(月)	午前9時15分	議会全員協議会	全員協議会室	
	午前10時	本会議	議 事 室	一般質問
3月11日(火)	午前10時	本会議	議 事 室	一般質問
3月12日(水)	午前10時	予算考査	議 員 控 室	
3月13日(木)	午前10時	予算特別委員会	全員協議会室	
	予算特別委員会散会後	議会運営委員会	第一委員会室	
3月14日(金)	午後2時	JR太宰府駅(仮称)設置及び 周辺整備問題調査特別委員会	全員協議会室	
3月15日(土)				
3月16日(日)				
3月17日(月)	午前10時	予算特別委員会	全員協議会室	
	予算特別委員会閉会後	議会運営委員会	第一委員会室	
3月18日(火)	午後2時	みらい基金創設特別委員会	全員協議会室	
3月19日(水)	午後1時			(質疑・討論通告締切)
3月20日(木)				春分の日
3月21日(金)	午前10時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	

平成20年第1回(3月)定例会目次

◎ 第1日(2月27日開会)

1. 議事日程	1
2. 出席議員	2
3. 欠席議員	3
4. 会議録署名議員	3
5. 出席説明員	3
6. 出席事務局職員	3
開会	4
散会	32

◎ 第2日(2月29日再開)

1. 議事日程	33
2. 出席議員	34
3. 欠席議員	34
4. 出席説明員	34
5. 出席事務局職員	35
再開	36
散会	48

◎ 第3日(3月10日再開)

1. 議事日程	49
2. 出席議員	54
3. 欠席議員	55
4. 出席説明員	55
5. 出席事務局職員	55
再開	56
散会	149

◎ 第4日(3月11日再開)

1. 議事日程	151
2. 出席議員	153
3. 欠席議員	154
4. 出席説明員	154

5. 出席事務局職員	154
再開	155
散会	241

◎ 第5日（3月21日再開）

1. 議事日程	243
2. 出席議員	245
3. 欠席議員	245
4. 出席説明員	245
5. 出席事務局職員	245
再開	246
閉会	297

◎ 審議結果

1. 審議結果	299
2. 諸般の報告	303
3. 議員の派遣について	304

1 議事日程（初日）

[平成20年太宰府市議会第1回（3月）定例会]

平成20年2月27日

午前10時開議

於議事室

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 施政方針 |
| 日程第5 | 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第6 | 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号）） |
| 日程第7 | 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（専決第1号）） |
| 日程第8 | 議案第3号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第9 | 議案第4号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第10 | 議案第5号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第11 | 議案第6号 財産の取得（史跡地）について |
| 日程第12 | 議案第7号 字の区域の変更について |
| 日程第13 | 議案第8号 市道路線の認定について |
| 日程第14 | 議案第9号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について |
| 日程第15 | 議案第10号 太宰府市と筑紫野市との間の学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約の全部を改正する規約の制定について |
| 日程第16 | 議案第11号 太宰府市教育委員会委員定数条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第12号 太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第13号 太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第14号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第15号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第21 | 議案第16号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第22 | 議案第17号 太宰府市各種学校等奨学金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について |

- 日程第23 議案第18号 太宰府市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第19号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第20号 太宰府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第21号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第22号 太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第23号 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第24号 太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第25号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第26号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第27号 太宰府市同和对策審議会条例を廃止する条例について
- 日程第33 議案第28号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第34 議案第29号 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第35 議案第30号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第36 議案第31号 平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第37 議案第32号 平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第38 議案第33号 平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第39 議案第34号 平成20年度太宰府市一般会計予算について
- 日程第40 議案第35号 平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第41 議案第36号 平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算について
- 日程第42 議案第37号 平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第43 議案第38号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について
- 日程第44 議案第39号 平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第45 議案第40号 平成20年度太宰府市水道事業会計予算について
- 日程第46 議案第41号 平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

- | | | | | | |
|----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 原田久美子 | 議員 | 2番 | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番 | 長谷川公成 | 議員 | 4番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番 | 後藤邦晴 | 議員 | 6番 | 力丸義行 | 議員 |
| 7番 | 橋本健 | 議員 | 8番 | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番 | 門田直樹 | 議員 | 10番 | 小柳道枝 | 議員 |

11番 安部 啓治 議員
13番 清水 章一 議員
15番 佐伯 修 議員
17番 田川 武茂 議員
19番 武藤 哲志 議員

12番 大田 勝義 議員
14番 安部 陽 議員
16番 村山 弘行 議員
18番 福廣 和美 議員
20番 不老 光幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

11番 安部 啓治 議員

12番 大田 勝義 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長 井上 保廣
教育長 關 敏治
協働のまち
推進担当部長 三笠 哲生
健康福祉部長 松永 栄人
建設経済部長 富田 讓
教育部長 松田 幸夫
総務・情報課長 木村 甚治
市民課長 武藤 三郎
都市計画課長 神原 稔
教務課長 井上 和雄

副市長 平島 鉄信
総務部長 石橋 正直
市民生活部長 関岡 勉
子育て支援
担当部長 村尾 昭子
会計管理者併
上下水道部長 古川 泰博
監査委員事務局長 木村 洋
経営企画課長 今泉 憲治
福祉課長 新納 照文
上下水道課長 宮原 勝美

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白石 純一
書記 伊藤 剛
書記 花田 敏浩

議事課長 田中 利雄
書記 浅井 武

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、平成20年太宰府市議会第1回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

11番、安部啓治議員

12番、大田勝義議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（不老光幸議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月21日までの24日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月21日までの24日間に決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（不老光幸議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 施政方針

○議長（不老光幸議員） 日程第4、「施政方針」に入ります。

市長の施政方針を受けることにいたします。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成20年第1回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位にご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

この定例会は、平成20年度の市政の根幹となります予算案を初め、主要施策並びに条例案をご審議いただく重要な議会でございます。

議案提案に先立ちまして、今後の市政運営に臨みます私の所信の一端をご説明申し上げ、市民の皆様や議員各位のご理解とご支援を心からお願い申し上げる次第でございます。

昨年4月、市民の皆様から負託を受け市長に就任以来、早いもので1年になろうとしております。選挙の際にいただきました市民の皆様のお熱い思い、選挙で掲げましたマニフェストの重み、そうしたことを常に胸に抱きながら、これまでマニフェストに掲げました項目を初め、市が抱えております課題につきましても誠心誠意取り組み、市政運営に当たってまいりました。

その結果といたしまして、マニフェストにお約束いたしました項目につきましては、行政施策の迅速な意思決定を図り、横断的で柔軟かつ機動的な組織といたしますために、昨年10月1日に実施いたしました行政組織機構改革を初め、保育所保育料につきまして、同一世帯の3人目からの無料化によります子育て支援、重度障害者福祉手当の創設、安全・安心な教育環境の整備の一環となります小中学校校舎の耐震診断及び児童・生徒増に対応いたしましたプレハブ教室の建設、市民の皆様の意見を積極的に聞きするとともに、そのプロセスを公表し、市政に市民の声を反映する仕組みといたしまして、パブリック・コメント制度の導入、市民の皆様のスポーツ活動や文化活動などを総合的に支援いたします市施設使用料の減免制度の復活など着実に実行することができました。これも市民の皆様、議員各位のご協力のたまものございまして、改めて御礼を申し上げたいと思います。

私は、市民の皆様の信頼を得ることを第一義といたしまして、太宰府市の市政発展のために、さらに市民の皆様とお約束をいたしましたマニフェストを実施するために、「まちづくりに“仁”のぬくもりを」「市民との協働のまちづくり」を行政運営の基本姿勢に据えまして、これからも実践、行動してまいりたいと思っております。

そして、「市役所はサービス産業」であるという認識のもとに、小さな行政で大きなサービスを目指しまして、行政のあらゆる領域に「“仁”のぬくもり」、すなわち温かな目配りあるいは市民の力や地域力を引き出せるように現場主義を徹底し、私はもちろん、職員一人一人が市民の皆様の暮らしの現場に出向き、市民の皆さんとともに語り、ともに考え、ともに行動するというプロセスを大事にしながら、市民の声をお聞きし、市政に反映できるよう全力を傾

注してまいる所存でございます。

日本経済は、平成20年度におきまして、平成19年度に引き続き、企業部門の好調さが持続するとともに、これが家計部門に波及し、民間需要中心の経済成長が実現することが期待されておりますけれども、サブプライム住宅ローン問題を背景とする金融資本市場の変動でありますとか、あるいはアメリカ経済の動向、原油価格の高騰などが内外経済に与える影響につきましては注視すべき状況にごさしまして、九州では企業の設備投資、個人消費も全国より低調となるとの見方が示されております。

このような中、国におけますところの平成20年度の予算は、安定した経済成長と改革の推進を図るために歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算と位置づけられておきまして、歳出全般にわたりまして、これまで行ってきた歳出改革の努力を緩めることなく、国、地方を通じ最大限の削減を行うとともに、「希望と安心の国」の実現のため、予算の重点化・効率化を行うこととされております。

平成20年度の一般会計の政府予算案は、平成19年度当初予算比0.2%の増の83兆613億円となり、地方財政計画の規模は、7年ぶりに0.3%増となります83兆4,014億円と、地方財政に配慮するものとなりましたものの、地方にとりましては依然として大変厳しい状況が続いております。

あわせて、政府予算におきましては、道路特定財源の暫定税率について論議がなされておきまして、本市にとりましては道路整備を進めるための必要不可欠な財源であることから、制度を維持されるよう要請活動を行ったところでもあります。

また、地方財政につきましては、財政健全化に向けました「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」「経済財政改革の基本方針2007」に沿って、国の取り組みと歩調を合わせまして、人件費、投資的な経費、一般行政経費の各分野にわたりまして、厳しい抑制を図ることが求められているところでございます。

このような状況の中で、本市の平成20年度の予算編成に当たりましては、先ほど申し上げました「まちづくりに“仁”のぬくもりを」「市民との協働のまちづくり」の基本姿勢のもとに、マニフェストの実現を図ることを最優先課題といたしまして、メリハリのある予算編成といたしました。ハード事業からソフト事業に軸足を移しつつ、限られた財源を重点施策に配分いたしますために、施策別枠配分をもとに経費につきまして精査を行いまして、一般会計におきましては、実質的当初予算であります平成19年度6月補正後の予算対比で2.9%減の182億299万3,000円を予算として計上いたしております。

それでは、平成20年度におけますところの市政運営の主要な施策につきまして、マニフェストと第四次総合計画後期基本計画の大綱に沿って概要をご説明申し上げます。

市民の皆様方にお約束をいたしましたマニフェストの5つの政策を最重要課題と位置づけまして、また総合計画に掲げました5つの目標を柱として、施策や事業を総合的に展開することによりまして、あらゆる領域におきまして、本市ならではの地域資源を活用しながら、個性と

活力にあふれる「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現に向けまして、全力を注いでまいります。

まず、私が市政推進のためにマニフェストに掲げました5つの政策からでございます。

第1点の「太宰府を第2の夕張にしない」、簡素で効率的な市政運営の推進についてでございます。

財政の健全性の確保はもとより、簡素で効率的な市政運営を行うことは、地方自治の重要な経営課題でございます。

まず、その指標となります経常収支比率についてでございます。

本市においては、税制や地方交付税制度の改革によりまして、経常一般財源が低迷する一方、歳出におけます扶助費、公債費等の義務的経費でありますとか、あるいは一般行政経費の増加によりまして、平成18年度決算におけます経常収支比率は100.9%となっております。経常収支比率を平成20年度決算におきましても、98%以下を目標といたしまして、財政の柔軟性を回復するため、さらなる歳入増と歳出削減を図りながら、身の丈に合った行財政運営に向けて取り組みを継続してまいります。

歳入につきましては、近年の市街地整備によります固定資産税の伸びが見込まれますけれども、さらに滞在型観光への誘導によります産業と観光の振興、広告収入等の検討でありますとか、あるいは未利用の市有地の有効活用、また民間団体でありますとか、あるいは意欲ある市民の方々に歳入増についてのご提言もいただく「もっと元気に・がんばる太宰府応援団」の継続設置など、行政のあらゆる領域におきまして、歳入増に努めてまいりたいと思っております。

また、歳出面につきましても、事務事業の統廃合を含めた見直し、あるいは経常経費の徹底した削減を行いますとともに、民間委託の推進、補助金の整理合理化、職員不補充を原則とした人件費の削減、市債発行の抑制によりますところの公債費の減少、並びに公債費の繰上償還など、限られた資源を有効に活用することを基本に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定められております実質赤字比率などにも注視しながら、健全財政への確保へ取り組んでまいりたいと思っております。

次に、市長給料の10%の削減についてでございます。

厳しい財政状況を乗り切りますために、その第一歩として市長就任以来、市長の給料を10%減額し、また副市長及び教育長の給料につきましても5%減額をいたしてまいりました。私みずからが市民の皆様を初め、職員に対して率先垂範するという観点からも、これを継続してまいりたいと思っております。

次に、簡素で機動的な組織に改めることについてでございます。

行政組織機構の改革につきましては、昨年10月に実施をいたしましたけれども、組織は人なりと言われるように、組織改革で最も重要なことは職員の意識改革でございます。このため、「評論家でなく、実践家たれ！」を基本コンセプトとする「人材育成基本方針」に基づき

まして、職員の意欲を高める仕掛けづくりでありますとか、研修の機会を通じて職員の能力の向上を図るなど、なお一層人材の育成に努めてまいります。

次に、市役所の開庁時間の延長及び休日の開庁についてでございます。

質の高い市民サービス、窓口業務を目指して、休日の開庁の試行を開始いたしました。今後の本格導入に向けまして、休日の開庁効果などを把握してまいりたいと思っております。また、繁忙期におけますところの開庁時間の延長につきましても、検討を継続してまいりたいと思っております。

次に、「歴史と文化の環境税」についてでございます。

この「歴史と文化の環境税」につきましては、歴史や文化を生かし、環境に優しいまちづくりを図りますために、平成15年5月に導入したものでございます。税の導入後、平成18年度決算までの税収を積み上げますと約1億6,000万円、また平成19年度の決算では、単年度で約6,800万円の歳入が見込まれ、今後もまちづくりのための貴重な財源としてぜひとも必要であると認識をいたしております。

この税につきましては、市民の皆様の一定の賛意は得られておりますけれども、議会に「みらい基金創設特別委員会」が設置されておりますので、議員の皆様を初め、関係機関あるいは関係者との議論の推移を見きわめながら慎重に判断をしてまいりたいと、このように思っております。

第2点の子育て環境の整備と高齢者・障害者の福祉の充実についてでございます。

まず、子育て支援環境の整備についてでございます。

少子化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるとの認識のもと、少子化の流れを変えるため、次世代育成支援対策といたしまして、安心して子供を産み、育てることが出来る環境整備が求められております。このために、私は「待機児童ゼロ作戦の推進」の実現策といたしまして、市立南保育所の定員数につきまして、現行の60人から90人に定員拡充を図ります。

また、乳幼児医療の向上と福祉の増進を図るために実施しております乳幼児医療費の助成につきましても、現在通院の対象を4歳未満といたしておりますけれども、本年の10月から5歳未満まで拡大し、子育て支援を推進してまいります。なお、さらなる拡大につきましても、県の状況を見ながら検討していきたいと、このように考えております。

あわせて、佐野土地地区画整理事業、通古賀、吉松東地区の新市街地整備等によります児童数の増に対応いたしますために、水城西学童保育所を増設いたしますとともに、次世代育成支援対策行動計画、いわゆる「にこにこプラン」後期計画策定に向けまして、ニーズ調査に着手してまいります。

次に、高齢者福祉の充実についてでございます。

本市の高齢化率は、平成20年1月末に19.7%となっております。超高齢社会が目前に控える中、高齢者がいつまでも元気で暮らしていただくため、その知識と経験を地域社会に役立て、

高齢社会を明るく、活気ある、安心できるものとする施策が求められております。このようなことから、高齢者の生きがいがいづくりでありますとか介護予防、またひとり暮らし高齢者への施策、高齢者虐待防止への施策など、それぞれの状況に応じた適正な事業によりまして、高齢者が安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進したいと思っております。

実施に当たりましては、高齢者の相談窓口とケアの中核をなします2カ所の地域包括支援センターを初め、社会福祉協議会、民生・児童委員や福祉委員など関係団体との連携によりまして、「真の高齢者福祉の充実」に努めていきたいと、このように考えております。

また、成年後見制度につきましては、社会福祉協議会と共同で弁護士の相談会を実施するなどして、さらなる充実を図ってまいります。

太宰府市高齢者保健福祉計画につきましては、改定の時期を迎えますことから、第4期太宰府市介護保険事業計画、地域福祉計画、地域福祉活動計画などの各施策とのバランスも十分に考慮しながら、その策定に努めてまいります。

次に、障害者福祉の充実についてでございます。

障害を持つ方々が、住みなれた地域で社会の一員として自立した暮らしを営むための支援が求められております。このことから、障害のある方々の自立した生活と社会参加を図るため、障害者自立支援法に基づきまして、障害者のニーズに沿った障害者福祉サービスの充実にも努めてまいります。

また、障害者福祉サービスの紹介でありますとか、あるいは将来の進路相談など、障害のある方々一人一人に適した自立支援に対応するため、相談員を設置してまいりますとともに、これを契機といたしまして、多重債務に関する相談でありますとか、母子家庭の自立支援など、幅広い総合的な相談事業の展開を検討してまいりたいと思っております。

第3点の学校教育環境の充実についてでございます。

近年、子供を取り巻きます教育環境は、教育力の低下を初め、いじめあるいは地域の安全・安心の問題など様々な問題を抱えております。こうした状況にかんがみまして、国においては教育基本法や教育三法の改正がなされ、特に「地方教育行政の体制の整備、充実」でありますとか、あるいは「学校教育の充実」に努めることが求められております。

これらを踏まえまして、本市では、本年度から教育委員1人を増員し、広い観点から意見を求めます。また、指導主事につきましても1人増員をいたしまして、学校教育現場の充実を図ってまいりたいと思っております。

次に、学校支援人材バンクの構築についてでございます。

学力向上やいじめ防止など、学校教育の根幹は何よりも教師が子供と向き合う時間を十分に確保することが基本であると思っております。そこで、教育の実現に向け、市内の大学生でありますとか、地域の方々、保護者など人材として登録をしていただき、学校教育を支援する「(仮称)学校支援人材バンク」の取り組みを進めてまいりたいと思っております。

次に、子供の安全と命を守るネットワークの確立についてでございます。

子供たちが悲惨な事件でありますとか事故に巻き込まれることが後を絶たず、いじめの防止と通学路の安全確保など行政、学校、保護者、そして地域が一体となった総合的な取り組みが強く求められております。そのため、学校情報発信システムを活用いたしまして、不審者情報の提供、活用の促進を図りますとともに、保護者・地域とのさらなる連携を確立してまいりたいと思っております。

次に、安全・安心な教育環境の整備についてでございます。

平成20年度は、耐震診断結果に基づきまして、水城小学校校舎の耐震改修工事に着手しますとともに、今後も順次計画的に耐震改修が必要な学校の耐震補強への取り組みを進めてまいります。

また、佐野土地地区画整理事業、通古賀、吉松東地区の新市街地整備によりますところの児童・生徒増に対応いたしますために、水城西小学校の教室改修及び給食室の増築、学業院中学校の教室改修を実施し、教育環境の整備に努めてまいります。

第4点の「まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）」についてでございます。

「まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）」は、大宰府政庁跡、水城跡、太宰府天満宮など数多くの歴史的文化遺産や宝満山あるいは四王寺山というすばらしい自然環境を貴重な資源として生かし、市内全域が「まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）」と思われるようにし、「九州自然歩道」と「歴史の散歩道」を市内回遊の機軸といたしまして、市民の皆様はもとより、来訪者の方々に市内のどこでも歴史や文化、そして自然を五感で感じていただくためのまちづくりでございます。

このため、九州国立博物館の周辺地域をコアミュージアムとして、大宰府展示館や文化ふれあい館などサテライトミュージアムの機能を持たせながら、市民の皆様や来訪者の方々が、「観る」「食す」「買う」「学ぶ」「憩う」ことのできる回遊の仕掛けを随所にちりばめ、「市内をどこでも楽しみながらめぐることができる」という太宰府ならではの個性と魅力あふれるまちづくりを市民、事業者、行政の協働によって目指してまいりたいと思っております。

まず、文化財の保存と活用の一つといたしまして、平成19年度から取り組んでおります特別史跡水城跡東門周辺整備事業につきましては、いよいよ本年度完成をいたします。このことによりまして、市民の皆様の潤いと憩いの空間と魅力あふれる観光空間の創出を図るなど、さらなる回遊性の充実に努めてまいります。

あわせて、水城跡の価値を十分に引き出すことを目指しまして、保存修復のための植生調査等を行ってまいります。

次に、仮称でございますけれども、「景観まちづくり条例」についてでございます。

景観まちづくりにつきましては、豊かな自然と薫り高い歴史など太宰府ならではの地域資源を生かしまして、良好な景観の形成のみならず、人々の暮らしなどを包含いたしました「景観づくり」と、水城跡などの指定文化財から身近な石像やほこらなどを含めた太宰府固有の文化遺産を地域の物語でまとめる「太宰府市民遺産の取り組み」とあわせて、市民、事業者及

び行政との協働によりまして、景観施策を総合的に展開してまいります。

このため、意欲ある地方自治体の景観づくりに対しましては、国あるいは県からの支援措置が講じられておりますことから、まずもっては景観行政団体となる手続を進めてまいります。そして、景観まちづくりの実効性を確保する制度の構築を図るため「（仮称）景観まちづくり条例」の制定に向け着手してまいります。

次に、地域再生計画についてでございます。

九州国立博物館を核といたしました「太宰府市まるごと博物館」計画と題しました地域再生計画は、「太宰府市まるごと博物館（まちぐるみ歴史公園）」の基盤を整備するものとして、交通の円滑化、交通混雑の緩和のために道路整備でありますとか、あるいは障害者などの安全を考慮したバリアフリー化などを総合的に展開するものでございます。

平成23年度までの地域再生計画の認定をもとに、地域再生基盤強化交付金を活用する事業といたしまして、五条口・榎寺線、横枕・山ノ下線などの整備に着手してまいります。

次に、交通渋滞の緩和と「まほろば号」の路線の拡充についてでございます。

太宰府天満宮周辺の交通渋滞の緩和が喫緊の課題であります認識のもと、市全体の交通施策の指針といたしまして、平成19年度に策定をいたしております総合交通計画に基づきまして迅速に取り組み、課題解決に順次実行してまいりたいと思っております。

県事業として進められております県道筑紫野・古賀線の4車線拡幅事業と観世音寺・二日市線の延伸・拡幅事業につきましても、交通の円滑化にとりまして重要な事業でございまして、本市といたしましても地元説明会や用地協議など早期実現に向け、継続して支援していきたいと、このように考えております。

コミュニティバス「まほろば号」は、公共施設の利用、または通勤、通学や買い物、観光などの移動手段といたしまして、市民の皆様を初め、来訪者の方々にも定着しておりますことから、本年4月にダイヤ改正を行うなど、今後もより一層公共交通としてのサービス向上と効率的な運営に努めてまいります。

高雄・東観世地域を含めた新規路線につきましては、高齢社会に対応した交通手段としての観点と財政事情を考慮した合理的・効率的な事業運営の観点から、適切な交通システムを検討し、実行に向けて進めてまいります。

次に、「（仮称）JR太宰府駅」の設置についてでございます。

佐野東地区につきましては、仮称でありますけれども「JR太宰府駅」を交通の核として、交通・商業・住宅等の都市機能が集積する本市の西部拠点と位置づけておりますけれども、初めに駅ありきではなくて、地元の皆様の意向でありますとか、財政状況を総合的に勘案しつつ、周辺地域との面的整備を含めた枠組みを継続して検討をいたしまして、本年度中に見通しをつけたいと、このように考えております。

第5点の市民が参画できる市政運営についてでございます。

地方自治体に自主自立の運営を求める地方分権型社会への変革が進行する中、地方自治体の

経営は行政主導から地方自治の主役でございます市民との協働のまちづくりへと抜本的な改革が求められております。

まず、各種審議会委員の女性の登用率30%についてでございます。

各種審議会につきましては、政策や方針などの意思形成の場への女性の参画を積極的に図る観点から、女性の登用率30%の実現に向けまして、継続して取り組んでまいりたいと思っております。

次に、「福祉でまちづくり」と「地域コミュニティづくり」とが連動した協働のまちづくりについてでございます。

クリーンデーでの清掃美化活動でありますとか、あるいは地域の祭り、あるいは体育の日の行事開催など地域住民の皆様方が主体となった活動が定着をしております。

また、昨年の12月には九州国立博物館へのエントランスとして整備いたしました「国博通り」が国土交通大臣表彰であります「手づくり郷土賞」を受賞いたしましたけれども、これも地域の意見を反映した整備を行い、地元有志によります清掃活動が行われておりますことなど、計画段階から維持管理に至るまでの市民との協働が評価されたものでございます。

このような実践を「福祉でまちづくり」と「地域コミュニティづくり」の連携によって積み重ね、市民、ボランティア、NPO、学校、事業者など多様な主体と行政が協働し、地域でお互いを支え合い、住みなれた地域で元気に暮らすことができる豊かな地域社会を目指した取り組みを進めてまいります。

本年1月から私自身が市民の皆様と、ともに考え語り合う場として「市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会」を開始いたしました。各行政区にお伺いをいたしまして、協働のまちづくりをテーマとして、また地域の課題や提言につきまして懇談をし、協働のまちづくりの推進や市政運営への反映に努めてまいりたいと思っております。

また、地域コミュニティ協議会の準備会が設置され、防犯部会の活動が実施されております太宰府南小学校区、太宰府西小学校区、水城西小学校区に続き、全市的な取り組みとなりますよう地域コミュニティづくりを進めてまいりたいと思っております。

そして、このような実践を積み重ねつつ、市民と行政が連携する仕組みづくりや場づくりのため、「市民との協働のまちづくり」の制度を検討してまいりたいと思っております。

次に、総合計画に定めました5つの柱をご説明申し上げます。

第1の施策「人を大切に豊かな心をはぐくむまちづくり」からであります。

まず、人権尊重のまちづくりについてでございます。

人権は、人間の尊厳に基づき、各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことができない権利でございます。このため、関係機関でありますとか、あるいは関係団体と連携を図りながら、今後の人権施策を総合的かつ計画的に推進しますために、仮称ではございますけれども、「人権尊重のまちづくり推進基本指針」の策定に向けまして、人権尊重のまちづくり

の推進審議会を設置し、取り組みを継続してまいりたいと思っております。

次に、生涯学習社会の創造についてでございます。

生涯学習につきましては、関係機関や関係団体、指定管理者とも連携し、開館10周年を迎えますいきいき情報センターなど、公共施設の事業展開によります学習機会の充実を図ってまいります。

また、地域資源でもあります大学や短期大学と連携をいたしましたキャンパスネットワーク事業の実施など、文教都市ならではの生涯学習を進めてまいります。

第2の施策「健やかで安心して暮らせるまちづくり」についてでございます。

まず、健康づくりと保健予防についてでございます。

保健センターを市民の皆様の健康づくりの拠点として、健康診査、健康相談、健康教育など市民の皆様の各種ニーズに応じ、保健・福祉・医療とが一体となって引き続き展開してまいります。

次に、社会保障制度についてでございます。

高齢者の医療費が増大している中、医療保険を支える現役世代の人口は減りつつあり、その負担が増え続けております。このため、国におきましては社会保障制度の見直しが行われ、本年4月1日から75歳以上の高齢者を対象といたします後期高齢者医療制度が開始されることとなりました。

財政運営や給付など後期高齢者医療制度の運営につきましては、新たに誕生する都道府県単位の広域連合が担い、申請や届出の受け付けなど窓口業務を市町村で行うこととなりますので、円滑な制度移行となりますよう配慮してまいります。

国民健康保険制度につきましては、市民の皆様の健康で活力に満ちた暮らしを、安心な医療制度を通じて確保する取り組みを進めますとともに、財政基盤の強化を含めまして、医療保険制度の一元化など抜本的な改革に関係機関を通じ、要望してまいります。

しかし、国民健康保険財政は高齢化などによります医療費の増加でありますとか、低迷する経済の影響を受けまして、大変厳しい運営を強いられております。

医療分の税額につきましては、平成10年度に国民健康保険税の税率を改定して以来、担当部署の連携によります収納率の向上でありますとか、あるいはレセプトの点検、保健事業の展開によりますところの医療費の削減などに努めるなど、国民健康保険税の増税を避けるべく努力してまいりましたけれども、平成18年度の決算では、国民健康保険事業特別会計財政調整基金の繰り入れを約8,400万円行いまして、約1,200万円の赤字となりまして、基金残高も12万円余りとなっております。

今回の医療制度の改革により、国民健康保険税はこれまでも医療保険分と介護保険分の二本立てから、後期高齢者支援金等分を別に算定した三本立ての内容に変更されることになりましたことから、今後とも市民の皆様の安心と健康を守る基盤でございます国民健康保険制度の安定運営を図り、制度を維持しますために、今回の制度改正に合わせまして、やむを得ず税率を

改定させていただきたいと考えております。

また、医療保険者といたしまして、本年4月から医療保険者に義務づけられております生活習慣病に着目いたしました特定健診・特定保健指導を実施し、今後ともなお一層の医療費の抑制と財政の安定を図ってまいります。

介護保険制度につきましては、第3期太宰府市介護保険事業計画に基づきまして、介護予防を重視しつつ、高齢者に係る施策でありますとか事業を総合的に展開いたしますとともに、事業の円滑な運営に努めてまいります。また、計画の見直し時期を迎えます第4期太宰府市介護保険事業計画の策定を行ってまいります。

次に、安全なまちづくりについてでございます。

防災、防犯は、市民の皆様のかげがえのない生命、財産にかかわる極めて重要な課題でございます。

防災につきましては、豪雨や地震災害の経験を忘れることなく、人命の安全確保など被害の拡大防止に適切な対応を行うため、避難所の確保、災害時の迅速な情報の伝達など、地域防災計画の点検、見直しを行いつつ、安全で安心して暮らせる生活の確保に努めてまいります。

また、平成19年度に運用を開始いたしました「太宰府コミュニティ無線」につきましても、防災情報はもとより、市民生活の安全安心のための情報提供など、その有効活用を促進してまいります。

防犯につきましては、防犯パトロールや子供の見守り活動など、様々な地域活動の成果によりまして、筑紫地区の犯罪発生件数は減少傾向にありますけれども、県下の地域別では比較いたしますと多いという現状でございます。このため、筑紫野警察署管内におきまして、昨年9月から第2・第4金曜日を「一斉街頭活動の日」と銘打ちまして、筑紫地区が一体となった取り組みを展開しておりますところでございます。

本市におきましても、市民の皆様で安全で安心な生活を確保するために、関係機関あるいは関係団体、地域と連携しながら、太宰府市安全・安心のまちづくり連絡会議を設置いたしまして、市民意識の高揚でありますとか、自主的な安全活動への取り組みを積極的に推進してまいります。

第3の施策「自然と環境を大切にすまちづくり」についてでございます。

まず、緑の保全と創造についてでございます。

史跡地や公園などは、美しい景観、潤いと安らぎの場、災害時の避難所としての機能など、快適で安全に暮らしていくための重要な要素でもございます。このようなことから、市東地域の地区公園といたしまして高雄公園の整備を予定しておりますが、整備内容につきましては、地域の皆様のご意見をいただきながら整備してまいります。

次に、生活環境の向上についてでございます。

ごみの適正な処理は、市民生活に直結した極めて重要な課題でございます。そのため、本年度も引き続きまして、一般廃棄物処理基本計画に基づきまして、福岡都市圏南部4市1町で構

成いたします広域行政での適正処理を進めつつ、ごみの減量、分別の徹底、あるいはリサイクルの促進など、一層努めてまいりたいと思っております。

火葬場につきましては、広域行政や財政の健全化の観点から、筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合への加入が適切であると総合的に判断をいたしております。このため関係機関、関係団体と協議を継続し、早急に結論を得てまいりたいと考えております。

第4の施策「快適で魅力あるまちづくり」についてでございます。

まず、都市計画の見直しについてでございます。

都市計画の決定以降、事業が未着手となっております都市計画道路につきましては、県の検証方針のもと、地域住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら見直しを進めてまいります。

また、市街化区域におきます都市の活力増進の観点から、将来都市像との整合を図りながら、西鉄二日市駅周辺のまちづくりの動向も視野に入れ、未利用地等の定住化促進でありますとか、あるいは用途地域等の検証を行ってまいりたいと考えております。

次に、土地区画整理事業等によります新市街地の形成についてでございます。

通古賀・吉松東地区につきましては、組合施行によります区画整理事業により、良好な住環境が整備されました。各地区内には住宅が建ち並びつつあり、佐野土地区画整理事業完了によります商業、住宅の集積でも実感されますように、今後新たな本市の活力として期待されるものでございます。

通古賀地区都市再生整備計画のもと、本年度はこの事業の完了を目指しまして、御笠川沿線の散策路整備でありますとか、洗出交差点に隣接いたします西日本鉄道下大利12号踏切の改良を進めてまいります。

次に、上下水道についてでございます。

水道事業につきましては、本年度も引き続き福岡都市圏におけます取り組みと緊密に連携を図りながら、安全で良質な水の安定供給に努めてまいります。

下水道につきましては、北谷地区の整備事業を本格的に実施してまいります。

次に、観光基盤の整備についてでございます。

平成17年10月の九州国立博物館開館以来、来館者数は予想以上に増加し、本年1月末には427万人を超え、太宰府天満宮の参道を初め、周辺地域のにぎわいも年間を通して豊かなものとなっております。観光の振興及び観光を軸とした地域産業の活性化に向けまして、歴史的文化遺産を初め、この九州国立博物館を資源ととらえまして、情報を発信してまいりますとともに、来訪者の方々が市内全域を回遊していただく魅力づくりにつきましても検討してまいります。

第5の施策「文化の香り高いまちづくり」についてでございます。

歴史と国立博物館を生かしたまちづくりにつきまして、地域の歴史や伝統文化を学ぶなど、太宰府の価値・地域の魅力を再発見する「太宰府発見塾」講座の開催も4年目を迎えますこと

から、県の「個性ある地域づくり推進事業制度」を活用しながら、市民の皆様がまちづくり活動に参画できる機会の提供など、さらなる事業の充実に努めてまいりたいと思っております。

また、九州国立博物館の開館を契機に、本市ならではの自然、歴史・文化、観光、産業など地域資源に新たな価値を付加し、太宰府というブランドをさらに高めるために、観光協会あるいは商工会、太宰府天満宮、そして本市とで構成する「太宰府ブランド創造協議会」を設置いたしております。本年度も同協議会におきまして、門前町一帯が「光」に包まれる光のイベントとして、第3回目になります「太宰府古都の光」開催いたします。

市域面積の約15%に当たります453haの史跡地公有化事業につきましては、今年度末には50.1%の公有化率を目指してまいります。

さらに、本年5月には文化財保存修復学会、第30回記念大会が中央公民館及び九州国立博物館を会場として開催され、多くの研究者が集われる運びとなっております。これも本市の長い歴史の中ではぐくまれ、守り伝えられてきた貴重な財産でございます文化遺産と九州国立博物館がもたらしたものでございます。実行委員会が組織されておりますので、歴史と国立博物館を生かしたまちづくりといたしまして、市民参加によります運営も含めて支援をしてまいります。

以上、平成20年度の市政運営に臨みます私の所信の一端並びに主要施策と事業の概要について、ご説明をさせていただきました。

今後は、さらなる地方分権が進展し、地方自治体は自己決定、自己責任のもと、地域の特性を生かした自主的な行政運営が求められ、まさに地方自治体の力量が問われることになっております。

このような中で、「歴史とみどり豊かな文化のまち」の太宰府の実現に向けまして、「まちづくりに“仁”のぬくもりを」持ち、「市民との協働のまちづくり」を進めていくことを基本といたしまして、市民の皆様と手を携え、常に改革、改善、発展、確かな前進の考え方のもと、市民の皆様が住んでよかった、住み続けたいと実感できるまちづくりを進めてまいります。

市民の皆様と議員各位のさらなるご支援とご協力をお願い申し上げまして、私の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 以上で「施政方針」を終わります。

ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（不老光幸議員） 日程第5、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 先ほど述べさせていただきました施政方針に続きまして、3月定例会議会初日にご提案をいたします案件につきましてご説明を申し上げます。

さて、本日もご提案を申し上げます案件は、諮問1件、専決処分の承認を求めるもの2件、人事案件3件、財産の取得1件、字の区域の変更1件、市道路線の認定1件、その他1件、事務委託に関する協議1件、条例の制定2件、条例の一部改正14件、条例の廃止1件、補正予算6件、新年度予算8件、合わせまして42件の議案のご審議をお願い申し上げる次第でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明を申し上げます。

現任中の山本浩美氏が、平成20年6月30日をもって任期満了となりますので、再び山本氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるため、ご提案を申し上げます。

山本氏は、平成17年7月から1期3年間務められ、人権の諸問題解決や啓発活動に積極的に努めてこられました。本市の人権擁護委員として、山本氏は十分任務を果たせる方であると確信をいたしております。

略歴等を添付いたしておりますので、ご参照の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は2月29日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6と日程第7を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第6、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号））」及び日程第7、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（専決第1号））」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6と日程第7を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第1号及び議案第2号について一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号））」についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、水城橋橋台が流水の変化等によりまして損傷したため、緊急に対処する必要が生じたので、水城橋改良工事費を平成20年1月29日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

なお、財源につきましては、財政調整資金を充てておりますけれども、翌年度に大野城市から工事費の2分の1の負担金が支払われることになっております。

次に、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（専決第1号））」についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算の専決につきましては、高金利対策借換債に係ります補正でございます。

借りかえの対象となります企業債は、公営企業金融公庫債で年利7.4%であり、昭和57年度に借り入れました下水道事業債1件が対象となっております。

借りかえの内容といたしましては、流域下水道事業債730万円、未償還残高114万9,000円のうち110万円を借りかえるものでございます。

専決処分とした理由につきましては、借りかえの際、申込日が平成20年1月31日に指定されましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年1月25日付で専決処分をさせていただいております。よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は2月29日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8から日程第10まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第8、議案第3号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」から日程第10、議案第5号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第8から日程第10までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第3号から議案第5号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第3号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

現委員であります神野浩一氏の任期が平成20年3月25日をもちまして満了となりますので、再び神野氏を選任いたしたく地方税法第423条第3項の規定によりご提案を申し上げます。

神野氏は、前委員の退任を受け、平成17年3月26日より3年間委員を務められております。平成9年1月より司法書士事務所を開業され、不動産登記等の業務に携われ、豊富な知識と実績とを持たれた方でございます。今後も固定資産評価審査委員会委員として十分任務を遂行される方だと確信をいたしております。

略歴等をご参照の上、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

次に、議案第4号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

筑紫公平委員会は、筑紫地区4市1町と8つの一部事務組合において共同で設置しているものでございますが、委員3名につきましては、関係市町の持ち回りにより候補者を推薦することといたしております。

このたび大野城市の推薦で現任の山田浩氏が一身上の都合により昨年12月25日付で辞任されたことに伴い、その補欠委員といたしまして尾木信芳氏の推薦がありましたので、筑紫公平委員会設置規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

尾木信芳氏は、昭和17年10月2日生まれの65歳で、現在春日市に居住をされております。37年もの長きにわたり奉職されました福岡県を退職後、翌年の平成15年には、一度筑紫公平委員会の委員に就任され、1期4年間の任期を終えられております。これまでの業務経験等から、公平委員として適任であると考えておりますので、経歴書をご参照の上、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第5号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

このたび那珂川町推薦の江副範子氏が本年3月31日付をもって任期満了となることに伴い、次の推薦団体であります太宰府市から中尾正氏を選任いたしたく、筑紫公平委員会設置規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

中尾正氏は、昭和16年7月26日生まれの66歳で、太宰府市青葉台二丁目に居住されております。昭和39年から36年もの長きにわたり福岡県に奉職されておりますが、監査の業務あるいは管理職員としての経験も豊富なことから、公平委員として適任であると考えております。

経歴書をご参照の上、よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は2月29日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11から日程第14まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第11、議案第6号「財産の取得（史跡地）について」から日程第14、議案第9号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」までを一括議題にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第11から日程第14までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第6号から議案第9号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第6号「財産の取得（史跡地）について」ご説明を申し上げます。

本案は、史跡指定地の土地取得に関する案件でございます。この史跡地取得につきまして、皆様のご理解とご協力により着実に進んでいるところであり、深く感謝を申し上げる次第でございます。

本年度買い上げをいたします土地につきましては29筆、面積6万4,804.69㎡、買い上げ金額5億1,660万8,070円でございます。

詳細につきましては、土地買い上げ一覧表をご参照いただきたいと思います。

次に、議案第7号「字の区域の変更について」ご説明を申し上げます。

本案件は、現在進行中の太宰府市通古賀土地区画整理事業に関するものであります。当該区画整理事業により、従来の行政区画の一つでございます字界が原形をとどめなくなったために、この区域の大字、小字を変更する必要が生じたことから、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第8号「市道路線の認定について」ご説明を申し上げます。

今回認定を提案いたしております田中7号線、田中8号線、三浦7号線につきましては、開発により帰属を受けた路線であります。また、六反田道川久保線ほか3路線につきましては、既に路線整備がなされている路線を認定するものでございます。それぞれ道路法第8条第1項の規定に基づき、認定を行うものでございます。

次に、議案第9号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」ご説明を申し上げます。

本議案は、住居表示を実施するに当たり、住居表示に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

今回実施する予定の区域は、吉松区、向佐野区、それぞれの一部でございます。

住居表示の方法につきましては、太宰府市住居表示実施基準要綱第2条に基づき、街区方式といたします。

実施区域を決めるに当たりましては、昨年住居表示を実施いたしました区域の境界、恒久的な施設であります高速道路、県道福岡・筑紫野線と大野城市との境界で区分したものでございます。

また、太宰府市住居表示審議会に諮問した結果、原案どおり実施すべきとの答申を得ましたので、ご提案をするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は2月29日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第15 議案第10号 太宰府市と筑紫野市との間の学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約の全部を改正する規約の制定について**

○議長（不老光幸議員） 日程第15、議案第10号「太宰府市と筑紫野市との間の学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約の全部を改正する規約の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第10号「太宰府市と筑紫野市との間の学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約の全部を改正する規約の制定について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正及び教育事務委託を行う対象地区の名称変更並びに筑紫野市との規定内容を統一するため、教育事務委託に関する規約を全部改正することを筑紫野市と協議することについて、地方自治法第252条の14第3項の規定において準用する同法第252条の2第3項本文の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は2月29日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第11号 太宰府市教育委員会委員定数条例の制定について

○議長（不老光幸議員） 日程第16、議案第11号「太宰府市教育委員会委員定数条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第11号「太宰府市教育委員会委員定数条例の制定について」ご説明を申

し上げます。

現在の委員の定数につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定により5人としているところですが、昨年の6月にこの法律が改正され、本年4月1日から6人以上の委員をもって組織することができることとなったこと、さらに委員のうち少なくとも1人の保護者を含めることが義務づけられたことに伴いまして、定数1人を増加し6人とするため、新たに条例を制定するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17から日程第32まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第17、議案第12号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制定について」から日程第32、議案第27号「太宰府市同和対策審議会条例を廃止する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第17から日程第32までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第12号から議案第27号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第12号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制定について」ご説明を申し上げます。

この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、平成20年4月1日より施行される後期高齢者医療制度に関して、市の事務を定めるものであります。

次に、議案第13号「太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正の内容といたしましては、外国への出張の場合について支給することとしております支度料を廃止するものでございます。

この支度料は、外国旅費に特有の旅費として、国家公務員等の例に準じて出張1回につき3万円、日数が7日以内の場合はその半額を支給するものでございますが、福岡県においては、本年1月から、海外出張も一般化してきており、一律に支給することは実態にそぐわない面も生じてきたとして廃止したこと受け、本市におきましても、社会情勢の変化等にかんがみまして、同様の取り扱いとするものでございます。

次に、議案第14号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第15号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」は関連がありますので一括してご説明を申し上げます。

本市における厳しい財政状況を受けまして、昨年7月から市長、副市長、教育長の給料を減額しているところでございますが、その期間につきまして、さらに1年間延長を行うものでございます。

今後なお一層財政の健全化に向け、全力で取り組んでまいりたいと思っております。

次に、議案第16号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」のご説明を申し上げます。

今回の改正の内容といたしましては、これまで1日につき15分としておりました休息時間を、国家公務員の例に準じ、本年4月1日から廃止するものでございます。これによりまして、昼休み時間は12時15分から13時までの45分となります。

次に、議案第17号「太宰府市各種学校等奨学金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

平成19年6月に学校教育法が改正されたことにより、法の条項の移動に合わせて、条例中に引用されております学校教育法の条項を改めるものでございます。

次に、議案第18号「太宰府市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について」ご説

明を申し上げます。

太宰府市スポーツ振興審議会条例について、国の法改正に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第19号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

国民健康保険税は、医療費等の支払いに充てる医療保険分と介護保険第2号被保険者の介護納付金に充てる介護保険料の二本立てで徴収をいたしておりますけれども、国民健康保険法と地方税法の改正に伴いまして、本年4月から後期高齢者医療制度が創設をされまして、後期高齢者支援金等分を含めた三本立てとなります。

今回の改正点につきましては、医療分と介護分課税税率の改正と世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主の方について、平成20年10月より年金から特別徴収の方法によって国民健康保険税の徴収を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、平成20年4月1日からといたしております。

次に、議案第20号「太宰府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

学校教育法に規定する専修学校の定義条項が法改正によりまして第82条の2から第124条へ移行されたことに伴い、条文の整理をするため、条例の一部改正をするものでございます。

次に、議案第21号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の主な改正点につきましては、平成20年4月からの医療制度改革によりまして、効果的に生活習慣病を予防し、医療費の適正化を推進するため、40歳から74歳までの人への特定健康診査、特定保健指導の実施が各医療保険者に義務化されたことに伴い、国民健康保険法が改正され、国民健康保険で行う保健事業の見直しが行われますことから、条例の改正を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、平成20年4月1日からといたしております。

次に、議案第22号「太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条文の整備をいたすものでございます。

次に、議案第23号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴う条文の整備をいたすものでございます。

次に、議案第24号「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」ご説明を申

申し上げます。

保育所入所待機児童の解消に向け、南保育所の定員を改正することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第25号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

介護保険料激変緩和措置を平成20年度も引き続き実施することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第26号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会の設置を行うための条例の一部改正でございます。

太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会につきましては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律及び太宰府市人権都市宣言に関する条例に基づき、市民一人一人の人権が尊重される社会の実現に向け、様々な人権問題における本市の人権施策について総合的かつ計画的な推進に関し、調査、審議を行う附属機関として設置するものでございます。

次に、議案第27号「太宰府市同和対策審議会条例を廃止する条例について」ご説明を申し上げます。

本条例は、これまで同和対策審議会の取り組みや成果をさらにあらゆる人権問題の差別解消に向けた施策の審議を行う審議会へと引き継いでいく必要があることから、人権尊重のまちづくり推進審議会の設置に伴い、同和対策審議会を廃止するものであります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は2月29日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33から日程第38まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第33、議案第28号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」から日程第38、議案第33号「平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第33から日程第38までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第28号から議案第33号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第28号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ2億6,613万9,000円を追加し、予算総額を200億485万1,000円をお願いをするものでございます。

主な内容といたしましては、各基金の運用利子及び佐野土地区画整理事業保留地処分金・清算徴収金による基金積立金、事業費等の確定により過不足が生じた国・県の精算交付金返還金、不足が生じた助産施設入所措置費、私立保育所運営委託料、国民健康保険事業及び介護保険事業特別会計への繰出金、減額調整しました下水道事業会計補助金負担金、その他佐野土地区画整理事業の終息に伴い、基金による公債費への充当などを追加計上させていただいております。

また、地域再生基盤強化事業、水城橋改良事業など繰越明許費の追加6件、人事給与システム賃借料など債務負担の追加3件を補正させていただいております。

次に、議案第29号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ1億447万2,000円を追加し、予算総額を65億1,888万5,000円をお願いをするものでございます。

歳出につきましては、保険給付費における一般被保険者療養給付費の増額が主なものでございまして、歳入につきましては、その医療費の増に伴います国庫負担金の増額補正を行うものでございます。

次に、議案第30号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ315万4,000円を追加し、予算総額を34億37万5,000円をお願いをするものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、介護保険制度改正に伴います介護保険システムの改修委託料の増と介護給付費支払準備基金積立金によるものでございます。

歳入の内容といたしましては、一般会計から繰入金と国からの補助金、それと介護保険給付支払準備基金利子でございます。

次に、議案第31号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、現在までの歳入歳出と今後の収支見込みを考慮いたしまして、歳入歳出14万2,000円を増額して、予算総額を873万3,000円をお願いするものでございます。

歳入の内容といたしましては、住宅新築資金等公債償還積立金の運用収入の増により、14万2,000円を増額するものでございます。

歳出につきましては、歳入の増額分を同積立金に計上をいたしております。

次に、議案第32号「平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支におきまして収入を2,000万円増の総額12億6,743万1,000円とし、支出を723万8,000円減の総額11億8,690万5,000円とするものでございます。

資本的収支につきましては、収入を3,461万8,000円減の総額1億1,262万8,000円とし、支出を3,195万2,000円減の総額5億5,728万7,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、決算見込み額の精査を行い、予算額の調整をさせていただいているものでございまして、その主な内容は、収益的収入におきまして、併任職員人件費負担金の追加、加入負担金の増額、支出におきましては、営業費用の委託料及び修繕費等を減額するものでございます。

次に、資本的収入におきまして、企業債の減額、支出におきましては、契約額の確定に伴い、委託料、工事請負費等を減額するものでございます。

次に、議案第33号「平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支におきましては、収入を5,579万2,000円減の総額16億3,685万5,000円とし、支出を850万3,000円減の総額16億3,468万4,000円とするものでございます。

資本的収支におきましては、収入を3億5,253万円増の総額15億4,649万4,000円とし、支出を5億318万4,000円増の総額21億3,165万5,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、決算見込み額の精査を行い、予算額の調整をさせていただいておりますものと、一般会計繰入金の減額調整並びに企業債償還金について公的資金補償金免除対象分の繰上償還費用及び借換債収入を追加計上いたしております。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は2月29日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第39から日程第46まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第39、議案第34号「平成20年度太宰府市一般会計予算について」から日程第46、議案第41号「平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第39から日程第46までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第34号から議案第41号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第34号「平成20年度太宰府市一般会計予算について」ご説明を申し上げます。

ご承知のとおり、我が国の経済情勢はバブル経済崩壊後の長い低迷から脱却し、このところ一部に弱さが見られるものの、全体的には景気回復の基調にあります。しかしながら、地域間の格差が顕著化し、本市のような地方都市におきましては、十分な波及が見えない状況でございまして、依然として厳しい経済環境であると言えます。

平成20年度の歳入におきましても、歳入の根幹でございまして市税収入が低迷し、一般財源収入の減少が続くと予想をされまして、昨年に引き続きまして厳しい財政運営に迫られているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、平成20年度の予算編成に当たりましては、施政方針でも述べましたように、マニフェストを掲げました項目の早期実現及び本市のまちづくりの指針でもございます第四次総合計画に掲げております各種施策、事業を総合的に、効果的に推進するために、経営会議におきまして施策別枠配分をもとに、経費について精査を行いまして、限られた財源の重点配分と、これまで以上に効率的、効果的な事務事業の推進に努めますことを前提に、継続事業を見直し、新規事業を極力抑制したほか、内部経費の削減でありますとか、職員の退職不補充などの人件費の削減、市債発行額を20億円以下に制限することなど、経費全般につきまして徹底的な節減合理化を図り、限られた財源の有効配分に努めたところでございます。

その結果、平成20年度の一般会計予算総額は182億299万3,000円となり、実質的な当初予算であります平成19年6月補正後の予算と比較をいたしますと、5億5,194万3,000円減に、率にいたしますと2.9%減の予算となっております。

別に配付いたしております予算説明資料をご参照の上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第35号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

平成18年度の医療保険制度の改革に伴い、平成20年4月からは後期高齢者医療制度及び後期高齢者の財政調整制度の創設等、予算編成上も大幅な改正を行っております。

主な改正点につきましては、これまでの老人保健該当者の方が後期高齢者医療制度へと移行されること、また国民健康保険税条例の一部改正条例でご提案させていただいておりますけれども、国民健康保険税がこれまでの医療保険分と介護保険分の二本立てから、医療分を医療分と平成20年度から始まります後期高齢者医療制度への支援金等分に分けた三本立てになること、退職者医療制度は基本的には廃止され、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費に対しまず各医療保険者間の財政調整制度が創設をされまして、さらには各医療保険者に生活習慣病の予防に着目した特定健康診査、特定保健指導が義務化をされまして、その費用を国民健康保険

会計で計上させていただいておりますことが主な内容でございます。

国民健康保険財政につきましては、平成18年度赤字決算となりましたが、平成19年度におきましても、財政状況はさらに厳しさを増しておりますことから、今回の国民健康保険税の三本立ても含めまして、税率の改正を提案させていただいております。

このような状況の中、平成20年度の予算につきましては、歳入歳出予算総額62億2,854万6,000円で、対前年比で2.18%の減となっておりますけれども、医療費等の見込み額につきましては、過去の実績でありますとか、あるいは最近の医療費の動向等を考慮し、また国県負担金等の収入の確保、医療費の適正化、特定健康診査を初めといたします保健事業の推進などによりまして、より一層の運営努力を図りながら、関係機関に対しまして医療制度の安定運営に向けまして、引き続き要望をしまいたいと、このように思っております。

次に、議案第36号「平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

平成20年度歳入歳出予算総額は5億1,040万4,000円、対前年度当初予算比91.4%の減で、主に3月分医療費に対します予算となっております。

老人保健は4月1日より後期高齢者医療制度へ移行をいたしますので、老人保健特別会計は今後3年間をもちまして精算してまいります。

次に、議案第37号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

太宰府市後期高齢者医療特別会計は、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定に基づき、新設するものでございます。

平成20年度の歳入歳出予算総額は、7億8,228万4,000円を計上いたしております。

歳入といたしましては、主に1款保険料の6億5,458万円と3款繰入金1億2,769万7,000円があります。

歳出といたしましては、主に1款1項2目広域連合負担金の7億6,083万8,000円です。これは、保険者であります広域連合へ収納した保険料及び事務運営費として支出するものでございます。

次に、議案第38号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

介護保険事業は施行後7年を経過いたしまして、人口の高齢化及び制度の浸透に伴い、介護保険サービス利用者も年々増えておるところでございます。平成20年度には第3期介護保険事業計画の最終年に当たりまして、平成21年度から平成23年度までの3カ年の介護サービス利用料と保険料を定めるための第4期事業計画の策定に取りかかります。

平成20年度の歳入歳出予算につきましては、総額34億1,561万6,000円、対前年度比2.8%増となっております。今後も介護保険制度の利用者の自立支援はもとより、介護予防の新たな視点から介護保険事業の円滑な運営に努めてまいりたいと思っております。

次に、議案第39号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」ご説明を申し上げます。

平成20年度の歳入歳出予算につきましては、総額792万8,000円で、前年比7.7%の減となっております。

予算額が減額となりましたのは、歳出におけますところの公債費の償還が8.3%減少したことに伴い、歳入の住宅新築資金等補助金が49万円、基金からの繰入金を29万2,000円、償還金を3,000円減額したことが主な理由でございます。

なお、貸付償還の向上につきましては、夜間の家庭訪問等を行い、償還の促進と滞納者対策を図ってまいります。

次に、議案第40号「平成20年度太宰府市水道事業会計予算について」ご説明を申し上げます。

初めに、業務の予定量は、給水戸数2万1,979戸、年間総給水量506万3,645<sup>m</sup>を予定いたしております。また、主要な建設改良事業といたしまして、配水管新設工事900m、布設替工事245m等を予定いたしております。

次に、収益的収入及び支出についてでございますけれども、収入を前年度比で2%減の総額12億2,210万1,000円とし、支出を前年度比2.2%減の総額11億6,753万8,000円といたしております。

なお、収益的収入につきましては、水道使用料は前年度比1.5%増の10億8,211万8,000円を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出でございますけれども、収入を前年度比で247.7%増の総額5億1,195万3,000円とし、支出を前年度比81%増の総額9億2,271万9,000円といたしております。

資本的収入の大幅な増額につきましては、平成18年度に購入をいたしました国債が満期を迎えることによります固定資産売却代金を計上することによるもので、支出におきましても、有価証券への投資を行うことによりまして増額となっております。

なお、資本的収支において不足いたします額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。

次に、議案第41号「平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について」ご説明を申し上げます。

初めに、業務の予定量は、排水戸数2万6,027戸、年間総排水量722万8,095<sup>m</sup>を予定しております。また、主要な建設改良事業といたしまして北谷汚水幹線及び五条・貝出雨水幹線等を整備する予定といたしております。

次に、収益的収入及び支出でございますけれども、収入を前年度比2.4%減の総額16億5,249万8,000円といたしまして、支出を前年度比4.7%減の総額15億6,735万3,000円といたしております。

収益的収入の減額につきましては、下水道使用料は前年度比1.1%増の11億8,459万2,000円

を見込んでおりますけれども、一般会計補助金の繰入額の減少に伴い、総額が減少をいたしたものでございます。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入を前年度比209.4%増の総額29億5,562万円とし、支出を前年度比155.5%増の総額35億2,123万5,000円といたしております。

資本的収入及び支出の増加につきましては、公的資金補償金免除対象企業債の繰上償還を行うことにより、借りがえが生じるためのものでございます。

なお、資本的収支において不足する額につきましては、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補てんすることといたしております。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第39から日程第46までの平成20年度各会計予算につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第39から日程第46までは議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。

予算特別委員会の正・副委員長を慣例によって決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員長は、総務文教常任委員長の清水章一議員、副委員長は、各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は環境厚生常任委員会副委員長の安部陽議員とすることに決定しました。

ここで予算特別委員会日程等について委員長の説明を求めます。

予算特別委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 予算特別委員会の日程等についてご報告をさせていただきます。

予算特別委員会の初日は、本日の本会議散会後に一般会計及び各特別会計並びに各企業会計について各予算の概要の説明を受けます。2日目は3月13日木曜日午前10時から、3日目は3月17日月曜日午前10時からそれぞれ開会をいたします。

なお、予備日として3月18日火曜日午後1時を予定しています。

また、各委員からの資料要求は、あらかじめ配付しております資料要求書により2月28日木曜日午後1時までに事務局に提出をお願いします。

なお、資料の要求につきましては、必要最小限にとどめていただきますようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は2月29日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午後0時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議事日程（2日目）

[平成20年太宰府市議会第1回（3月）定例会]

平成20年2月29日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第2 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号））
- 日程第3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（専決第1号））
- 日程第4 議案第3号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第5 議案第4号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第6 議案第5号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 議案第6号 財産の取得（史跡地）について
- 日程第8 議案第7号 字の区域の変更について
- 日程第9 議案第8号 市道路線の認定について
- 日程第10 議案第9号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について
- 日程第11 議案第10号 太宰府市と筑紫野市との間の学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約の全部を改正する規約の制定について
- 日程第12 議案第12号 太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第13号 太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第14号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第15号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第16号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第17号 太宰府市各種学校等奨学金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第18号 太宰府市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第19号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第20号 太宰府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第21号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第22号 太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例に

ついて

- 日程第23 議案第23号 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第24号 太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第25号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第26号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第27号 太宰府市同和对策審議会条例を廃止する条例について
- 日程第28 議案第28号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第29 議案第29号 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 議案第30号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第31 議案第31号 平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第32 議案第32号 平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第33 議案第33号 平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第34 議案第42号 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第35 議案第43号 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第36 請願第1号 J R不採用問題の早期解決を求める請願
- 日程第37 意見書第1号 介護労働者の待遇改善を求める意見書

## 2 出席議員は次のとおりである（20名）

|     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 原田久美子 | 議員 | 2番  | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番  | 長谷川公成 | 議員 | 4番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番  | 後藤邦晴  | 議員 | 6番  | 力丸義行 | 議員 |
| 7番  | 橋本健   | 議員 | 8番  | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番  | 門田直樹  | 議員 | 10番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 11番 | 安部啓治  | 議員 | 12番 | 大田勝義 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 安部陽  | 議員 |
| 15番 | 佐伯修   | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
| 17番 | 田川武茂  | 議員 | 18番 | 福廣和美 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志  | 議員 | 20番 | 不老光幸 | 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市長 井上保廣 副市長 平島鉄信

|                 |         |                     |         |
|-----------------|---------|---------------------|---------|
| 教 育 長           | 關 敏 治   | 総 務 部 長             | 石 橋 正 直 |
| 協働のまち<br>推進担当部長 | 三 笠 哲 生 | 市民生活部長              | 関 岡 勉   |
| 健康福祉部長          | 松 永 栄 人 | 子育て支援<br>担当部長       | 村 尾 昭 子 |
| 建設経済部長          | 富 田 謙   | 会計管理者併<br>上下水道部長    | 古 川 泰 博 |
| 教 育 部 長         | 松 田 幸 夫 | 監査委員事務局長            | 木 村 洋   |
| 総務・情報課長         | 木 村 甚 治 | 経営企画課長              | 今 泉 憲 治 |
| 市 民 課 長         | 武 藤 三 郎 | 人権政策課長兼<br>人権センター所長 | 津 田 秀 司 |
| 福 祉 課 長         | 新 納 照 文 | 都市計画課長              | 神 原 稔   |
| 上下水道課長          | 宮 原 勝 美 | 教 務 課 長             | 井 上 和 雄 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 白 石 純 一 | 議 事 課 長 | 田 中 利 雄 |
| 書 記    | 伊 藤 剛   | 書 記     | 浅 井 武   |
| 書 記    | 花 田 敏 浩 |         |         |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（不老光幸議員） 日程第1、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第1号を諮問のとおり適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、諮問第1号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成19名、反対0名 午前10時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2と日程第3を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第2、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号））」及び日程第3、議案第2号「専決処分の承認を求めることにつ

いて（平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（専決第1号））」を一括議題にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2と日程第3一括議題とします。

お諮りします。

日程第2と日程第3は委員会付託を省略したいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市一般会計補正予算（専決第1号））」について、これから質疑を行います。

通告が 있습니다ので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、本会議で専決について市長から説明を受けました。この4ページ、5ページですが、この基金の繰入金として2,000万円を入れると、そうすると平成19年度基金の見込みが5億7,968万8,152円、その後の基金の変化があるかどうかという問題で1点回答をいただきたいということです。

それから、今特に国会で論議になっております道路特定財源ですが、本来こういう財源をこういう地方道路の改修、こういうものに充てなければなりません、高速自動車道だとか高規格道路に対してはガソリンの税金などを充てますが、ここで見られるように特定財源としてこういう橋脚の部分に太宰府市が2,000万円、大野城市が2,000万円、それで境界線を見ますとちょうど中心が河川の中心に、御笠川の中心になっております。こういう状況の中で、本来地方の道路の舗装、改修、こういうものについては全く特定財源は出さないというのが、地方交付税に措置をされているという形で身近な太宰府市の道路についての財源はこういう財政調整資金を取り崩して工事に充てなければならない、こういう状況ですが、国、県、そして地方債、その他の財源的なものは将来見込まれるのかどうか。

それからまた、地元で市長大変忙しい中に説明に行かれているようですが、昨日の説明もありますが、早急にこの生活道路として早期施工し、完成することを市民としては願っているわけですが、その辺説明をまず求めたいと思いを。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 財政調整資金の残額のご質問ですのでお答えします。

平成19年度末の見込み額では、約5億3,000万円ほど財政調整資金が残ることに予定いたしております。

それから、水城橋の今回の改良工事につきましては、緊急な補修工事でございます。道路特定財源を利用しました補助事業としての対象にはなりませんので、大野城市と折半で費用負担することとなったということでございます。ただし、大野城市負担分につきましては、平成20年度に太宰府市の方に負担金として納めてもらうということを予定いたしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 全く道路特定財源の対象にならないということで、全額太宰府市と大野城市でこの工事はしなければならないということ、そういう状況ですね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） この道路特定財源につきましては、現在でも自動車取得税交付金、それから地方道路譲与税、自動車重量譲与税としまして平成18年度決算ベースで1億3,200万円ほど一般財源として受け入れておりまして、一般財源としてどこかやはり少しずつでもこの道路特定財源は加えられているという理解をいたしております。

○議長（不老光幸議員） よろしいですか。

これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第1号は承認されました。

〈承認 賛成19名、反対0名 午前10時07分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第2号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（専決第1号）」）について、これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第2号は承認されました。

〈承認 賛成19名、反対0名 午前10時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4から日程第6まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第4、議案第3号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」から日程第6、議案第5号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を一括議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第6までを一括議題とします。

お諮りします。

日程第4から日程第6までは委員会付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第3号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第3号は同意されました。

〈同意 賛成19名、反対0名 午前10時10分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第4号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第4号は同意されました。

〈同意 賛成19名、反対0名 午前10時10分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第5号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第5号は同意されました。

〈同意 賛成19名、反対0名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第6号 財産の取得(史跡地)について

○議長(不老光幸議員) 日程第7、議案第6号「財産の取得(史跡地)について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第6号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時12分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8と日程第9を一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第8、議案第7号「字の区域の変更について」及び日程第9、議案第8号「市道路線の認定について」を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第8及び日程第9を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第7号及び議案第8号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第9号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について

○議長(不老光幸議員) 日程第10、議案第9号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第9号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第10号 太宰府市と筑紫野市との間の学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約の全部を改正する規約の制定について

○議長(不老光幸議員) 日程第11、議案第10号「太宰府市と筑紫野市との間の学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約の全部を改正する規約の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第10号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第12号 太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制定について

○議長（不老光幸議員） 日程第12、議案第12号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第12号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第13から日程第19まで一括上程**

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第13、議案第13号「太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第19、議案第19号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13から日程第19までを一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第13号から議案第19号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第20号 太宰府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第20、議案第20号「太宰府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第20号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第21から日程第27まで一括上程**

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第21、議案第21号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」から日程第27、議案第27号「太宰府市同和対策審議会条例を廃止する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第21から日程第27までを一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第21号から議案第27号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第28号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第28、議案第28号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第28号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第29から日程第31まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第29、議案第29号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」から日程第31、議案第31号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第29から日程第31までを一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第29号から議案第31号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第32と日程第33を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第32、議案第32号「平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び日程第33、議案第33号「平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第32及び日程第33を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第32号及び議案第33号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第34と日程第35を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第34、議案第42号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」及び日程第35、議案第43号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第34と日程第35を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

平成20年第1回太宰府市議会定例会本会議2日目を迎えまして、本日ご提案を申し上げます。案件は、人事案件の2件でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号及び議案第43号につきましては、一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第42号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

現任中の狩野啓子氏が本年3月31日付をもって任期満了となりますので、再任の同意を求めるものでございます。

狩野啓子氏は、平成12年4月1日付で本市の教育委員会委員として任命以来2期8年間、高い見識と熱意あふれるご指導、ご理解のもと、教育行政の円滑な運営と健全な発展にご尽力をいただいております。その知識と経験、持ち前の情熱と能力を今後とも十二分に発揮していただき、本市教育行政のさらなる発展のためにご貢献をいただきたいと考えております。別紙の経歴書をご参照いただき、よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第43号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明を申し上げます。

今議会の1日目に議決をいただきました太宰府市教育委員会委員定数条例に基づきまして、新たに山根吉幸氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

山根吉幸氏は、昭和34年生まれの48歳で、現在太宰府市観世音寺に居住されております。昭和53年4月から平成13年1月までの23年間にわたり、当時の郵政省において郵政事務官として職務に精励されております。平成13年3月からは水城郵便局の局長に就任をされ、現在に至っております。また、平成16年4月からは水城小学校のPTA会長、平成19年4月からは筑紫地

区小学校PTA連合会会長及び福岡県PTA連合会の理事を歴任されているところでございます。その知識と経験、持ち前の情熱、能力を今後とも十二分に生かしていただき、本市教育行政のさらなる発展のためにご貢献をいただきたいと思いますと考えております。別紙の経歴書をご参照いただき、よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第34と日程第35は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第42号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第42号は同意されました。

〈同意 賛成19名、反対0名 午前10時23分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第43号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第43号は同意されました。

〈同意 賛成19名、反対0名 午前10時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 請願第1号 JR不採用問題の早期解決を求める請願

○議長(不老光幸議員) 日程第36、請願第1号「JR不採用問題の早期解決を求める請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

[16番 村山弘行議員 登壇]

○16番(村山弘行議員) 請願第1号「JR不採用問題の早期解決を求める請願」についてご提案を申し上げます。

本案につきましては、昭和62年4月にご案内のとおり国鉄が分割民営をされる中で、全国で7,600余名の国鉄職員がJRに採用されることなく国鉄清算事業団に在籍をしておりましたが、その後国鉄清算事業団は雇用期限である平成2年4月1日に、全国で1,047名の解雇を行ったところでございます。国鉄の分割民営化から今年は22年を迎えております。この22年の中で不採用を苦にして自殺をした人あるいは一家離散になった人、病気で亡くなった人など多数出てきておるところでございます。JR不採用事件は国際労働機関、ILOが7度にわたる早期解決を求めて勧告を日本政府に出しました。また、早期解決を求める地方議会は福岡県議会を初め全国751自治体、1,125本に達する意見書を採択しておるところでございます。福岡県におきましては、ただいま申し上げましたように、福岡県議会、福岡市議会、北九州市議会など22市議会、39町議会で可決をしております。また、近郊では、春日市、大野城市、筑紫野市などが可決をいただいているところでございます。この早期解決を求めるための意見書採択は、全人口の半数にも達しております。したがって、本議会におかれましてもこの現状をご理解いただき、請願の採択をぜひともよろしく願いをするものでございます。

意見書につきましては添付をしておりますので、ぜひともご一読願ひ、ご賛同賜りますようよろしく願いを申し上げまして、提案を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第1号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第37 意見書第1号 介護労働者の待遇改善を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第37、意見書第1号「介護労働者の待遇改善を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） 「介護労働者の待遇改善を求める意見書」について説明をさせていただきます。

介護労働者は人間の尊厳にかかわる崇高な仕事をしているにもかかわらず、低賃金、長時間労働など、その劣悪な労働環境から離職率も高く、待遇改善が待ったなしの課題となっております。早朝から深夜までの重労働の上、人手不足で疲れても休暇もとれない。こうした厳しい現実に直面して、このままでは生活ができない、将来に希望が持てないと、耐え切れず退職していくケースが多発いたしております。

今後、団塊世代の高齢化などにより、少なくとも今後10年間で約40万人から60万人もの介護職員の確保が必要とされておりますが、介護に携わる人たちがいなくなれば介護保険制度も立ち行かなくなり、まさに介護保険制度の根幹を揺るがす問題であります。介護に携わる人たちが誇りと自信を持って仕事をできるよう、また安心して暮らせるよう、政府においては以下の点について特段の取り組みを行い、労働条件や福利厚生の上昇に全力を挙げるよう強く要望するものです。

1つ、全労働者の平均を大きく下回っている給与水準の実態を職種や勤務形態ごとに把握し、低賃金の原因とその是正策を早急に検討すること。その上で、それぞれの介護事業者がキャリアと能力に見合った適切な給与体系が構築できるよう介護報酬のあり方を見直し、次期介護報酬改定で適切に措置すること。

2つ目に、昨年8月に示されました福祉人材確保支援について、福祉、介護サービスを担う人材確保のため、労働環境の整備やキャリアアップの仕組みの構築など早急な取り組みを進め、福祉、介護現場における指針の実現を図ること。

3つ目に、小規模事業所などにおける職場定着のための取り組み支援や労働時間短縮のための事務負担軽減策、さらには事業所の労働条件と労働環境に関する情報開示など、介護労働者の待遇改善のための総合的な取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。ぜひ皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第1号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(不老光幸議員) 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は3月10日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時31分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 1 議 事 日 程（3日目）

[平成20年太宰府市議会第1回（3月）定例会]

平成20年3月10日

午前10時開議

於 議 事 室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者【代表質問】及び質問項目一覧表

| 順位 | 【会派名】<br>質問者氏名<br>(議席番号) | 質 問 項 目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |                          | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. 福祉と教育の分野に重きを置くと昨年の施政方針で明らかにしたが、今年度の内容について<br/>         昨年度の市長選挙公約でハード事業からソフト事業に軸足を移しつつ取り組むとあったが社会福祉協議会の介護事業撤退問題もあり、福祉と教育の取り組み状況について明らかにしていただきたい。</p> <p>2. 経常収支比率の改善方針と「もっと元気に・がんばる太宰府応援団」について<br/>         6年間で経常収支比率を89%にするとされているが、大胆な見直しと行財政運営をどのように実施したのか明らかにしていただきたい。<br/>         また、「もっと元気に・がんばる太宰府応援団」の開催状況と提案、実行した内容について報告いただきたい。</p> <p>3. 少数精鋭主義堅持による職員不補充と公債費、人件費の削減、補助金の見直しについて<br/>         団塊世代の退職期を迎え、退職者が年々増加するが、職員の採用について以前の説明との方針の違いを明らかにしていただきたい。<br/>         昨年の12月議会の補正予算で6億8,218万7千円繰り上げ償還を行ったが今年度も行うのか。再三にわたって補助金、扶助費の見直しについて要求していたが、社会教育や福祉活動の補助金の内容はどのようなになっているか。また、運動団体補助金扶助費等1,919万円の見直し結果について伺う。</p> <p>4. 人材育成基本方針について<br/>         質の高い公共サービスを迅速に提供するとして機構改革を行ったが、どのような成果が現れているのか明らかにしていただきたい。</p> <p>5. 子育て環境整備、高齢者、障害者福祉の充実政策について</p> |

【日本共産党  
太宰府市議団】  
武藤哲志  
(19)

市立南保育所の定員拡充公約実施を評価いたします。高齢者の介護福祉について県有地を市民の税金で取得し増改築まで行い、福祉事業の拠点として在宅介護サービス事業の増進を図ると施政方針で表明されたが10ヶ月で事業廃止を決定された。この責任はどうなるのか。

また、身体障害者及び重度心身障害者の方々が後期高齢者医療制度の対象になった場合に自己負担の問題が発生するがその対応について伺う。

6. (仮称) 学校支援人材バンクについて

今教育現場で求められている内容であり実施時期についての協議期間はどのくらいかと昨年の代表質問で回答を求めた。今年度の施政方針では「(仮称) 学校支援人材バンク」の取り組みを進めるとなっているが、教育委員会との協議はどのように進んでいるのか伺う。

7. 景観まちづくり条例と地域再生計画について

景観や文化財を保つことは必要であり、条例を作るにあたっての今後の方針について伺う。また平成20年度当初予算で地域再生基盤強化交付金1億7,230万円、総工事費3億3,580万円で事業が行われるが、借金である地方債の概要を伺う。

8. コミュニティバスの乗り入れについて

昨年度の施政方針で、高雄区及び東観世区の要求に対して期待を持たせていたが、今年度の方針では昨年とあまり変わっていない。どのように地域住民に対応し、こたえるのか明らかにしていただきたい。

9. 人権尊重のまちづくりについて

人権を尊重することは必要であるが、同和行政を最優先とすることのないように考えているのか。議案第27号で太宰府市同和对策審議会条例を廃止するとなっているが、平成13年度で国の同和对策事業は終了しており、補助金扶助費は終結宣言を行い廃止すべきではないか。今後の方針を明らかにしていただきたい。

10. 保険制度の充実について

4月から後期高齢者医療制度が実施される。介護保険料と合わせて年金から天引きされるが、法定減免制度の2割減免については申請に基づかず行政で行っていただきたい。広域連合では滞納者の健康保険証の取り上げについては慎重となっているが市はどのように行うのか。

また、介護については、要介護度によって税金申告上障害者控除が受けられるが、今年はどのように実施されるのか伺う。

|   |                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                                             | <p>11. 火葬場について</p> <p>以前も質問したが、その後3年を経過して結論を出すという報告を受けていたが、昨年度と同じ内容の施政方針となっている。現状を明らかにしていただきたい。筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合に加入する場合の負担金及び北谷区への対応について報告いただきたい。</p> <p>12. 上下水道について</p> <p>黒字続きの上下水道料金の見直し時期が来ているが、昨年と同じ方針なのか明らかにしていただきたい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 2 | <p>【太宰府市民ネット】</p> <p>渡 邊 美 穂</p> <p>(4)</p> | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. 簡素で効率的な市政運営の推進について</p> <p>(1) 補助金の整理合理化をどのような基準でいつ頃から開始するのか</p> <p>(2) 職員不補充をいつまで継続するのか、また今後の年齢構成のアンバランスをどのように解消するのか</p> <p>(3) 市役所の開庁時間の延長及び休日の開庁における合理化についての考え方と平日業務への支障について</p> <p>2. 学校教育環境の充実について</p> <p>(1) 教育委員及び指導主事の増員について</p> <p>増員によってどのような成果を期待されるのか、また、指導主事はどのような人材を考えているのか。</p> <p>(2) 耐震工事の計画と今後終了するまでの予算額について。</p> <p>3. まるごと博物館について</p> <p>(1) まほろば号の路線拡充について</p> <p>(ア) ダイヤ改正の意図について何う。</p> <p>(イ) 高雄区、東観世区等の新規路線の計画はどのようになっているのか何う。</p> <p>(2) (仮称) JR太宰府駅の設置について</p> <p>地元の意向はどのように確認するのか。見通しをつけるという意味は何か、具体的に説明していただきたい。</p> |
|   |                                             | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. 財政計画について</p> <p>(1) 経常収支比率について</p> <p>今後3カ年の予測と税収増をどう図っていくのか、その計画を何う。</p> <p>(2) 道路特定財源について</p> <p>本市の財源の使い方と財源交付が不可能となった場合の対応を何う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

|   |                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 | <p>【太宰府新政会】<br/>橋本健<br/>(7)</p>      | <p>2. 地域コミュニティづくり推進プロジェクトについて<br/> (1) 地域コミュニティづくりの現状と課題について<br/> (2) 防犯部会の活動について<br/> 筑紫野警察署が中心となり地域を巻き込んだ一斉街頭パトロールが実施されているが、行政の果たす役割は何なのか。</p> <p>3. 教育問題と悩み相談体制について<br/> (1) 学校教育について<br/> 学力低下に端を発し、ゆとり教育が削減される。道徳教育の強化も見送りとなったが、見解を伺う。<br/> (2) 青少年相談センターの充実について<br/> 不登校やいじめなどの相談が後を絶たないが、センターの支援充実について伺う。</p>                                             |
| 4 | <p>【新風】<br/>門田直樹<br/>(9)</p>         | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. 健やかで安心して暮らせるまちづくりについて<br/> (1) 社会福祉協議会の介護事業撤退について<br/> 議会全員協議会で説明を受けたが、重大なことであり、市民の関心も大きい。再度市長の見解を伺う。</p> <p>2. 快適で魅力のあるまちづくりについて<br/> (1) 交通体系の整備について<br/> 五条交差点や国分寺前交差点では車線増や対面交通量の増加で右折ができず渋滞が起きている。信号の点灯時間の調整または右折信号の設置ができないのか伺う。</p>                                                                                           |
| 5 | <p>【公明党太宰府市議員】<br/>福廣和美<br/>(18)</p> | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. 暫定税率について<br/> 税制改革の中の暫定税率延長に地方自治体の首長の大半から政府案に賛成の声があがっているが、市長の考えを伺う。</p> <p>2. 道州制について<br/> 九州が他に比べ一番進んでいる。道州制についての市長の考えと対策を伺う。</p> <p>3. 第二の夕張について<br/> 「第二の夕張」という表現は今後使うべきではないと考えるが市長の考えを伺う。</p> <p>4. 機構改革について<br/> (1) 機構改革の効果について<br/> (2) 休日開庁の実績と効果について</p> <p>5. 歴史と文化の環境税について<br/> 歴史と文化の環境税について、なぜ自動車で来られた方にだけ税を設けたのか。</p> |

|   |                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |                               | <p>6. 高齢者福祉とまほろば号について<br/>高齢者の交通手段としてのまほろば号と新たな交通手段の考え方について伺う。</p> <p>7. まるごと博物館について<br/>(1) 自然環境の整備について<br/>(2) (仮称) JR太宰府駅について、「駅ありき」ではないとの件について</p> <p>8. 太宰府ブランド協議会について<br/>「古都の光」を実施しているが、新たなブランドを考える協議会であるべきではないか。</p> <p>9. 観光基盤の整備について<br/>市内全域を回遊していただく魅力づくりについて、いつごろまでに計画をされるのか伺う。</p> |
| 6 | <p>【宰光】<br/>安部啓治<br/>(11)</p> | <p>◇施政方針に関することについて</p> <p>1. 簡素で効率的な市政運営について<br/>開庁時間延長について</p> <p>2. 高齢者福祉の充実について<br/>(1) 地域福祉活性化事業について<br/>孤立死防止事業について伺う。</p> <p>3. まちぐるみ歴史公園について<br/>史跡地利用について</p> <p>4. 市民が参画できる市政運営について<br/>(1) 女性の参画について<br/>(2) 社会福祉協議会のヘルパーステーション撤退後の利用計画について<br/>(3) 市長と語ろう懇談会について</p>                  |

一般質問者【個人質問】及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質問項目                                                                                                                                                                                                                        |
|----|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 中林宗樹<br>(8)     | <p>1. 「(仮称)景観まちづくり条例」について<br/>(1) 条例制定までの手順と条例案の議会への提出はいつごろを目途とされているか伺う。<br/>(2) これからの「まちづくり」の基本と思われるが、この条例の基本的考え方を伺う。</p> <p>2. 高雄公園と高尾川の架橋について<br/>(1) 計画では平成19年度から整備工事に着手するとのことであったが、いまだ着手されていないようだが、計画はどうなっているのか伺う。</p> |

|   |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |              | <p>(2) 公園の具体的な設計が示されていないが、公表されるのか。また、市民の意見等は聞く用意はあるのか伺う。</p> <p>(3) 高雄2丁目、太宰府高校入口の高尾川の対岸に住宅団地の造成工事がなされており、この入口に架橋工事がなされているが、高尾川の拡幅工事の時にできなかったのか伺う。</p> <p>3. ガス漏れ事故について</p> <p>(1) 梅ヶ丘区の県道でガス漏れ事故が発生したが、市はどのように対応されたのか伺う。</p> <p>(2) 今後同様の事故についてどのような対応を考えておられるのか伺う。</p>                                                                                                                                            |
| 2 | 田川武茂<br>(17) | <p>1. 筑紫野・古賀線梅大路交差点付近の交通渋滞について</p> <p>このような状況をつくっているのは、西鉄太宰府線の3号踏切である。この踏切をなくす(廃止する)ためには現在の西鉄太宰府駅を約100メートル五条駅寄り(梅大路交差点付近)に移動すれば交通渋滞が緩和され、そして周辺地域の大きな活性化につながると思うが考えを伺う。</p>                                                                                                                                                                                                                                          |
| 3 | 清水章一<br>(13) | <p>1. 県の医療費助成制度改正と市の取り組みについて</p> <p>乳幼児医療助成制度の拡充、母子家庭等医療費助成、重度心身障害者医療費等について伺う。</p> <p>2. 妊婦健診の公費負担について</p> <p>厚生労働省は市町村に昨年「妊婦健診の助成は14回程度が望ましいが、最低限必要なのは5回」と通知した。本市の取り組みについて伺う。</p> <p>3. インフルエンザ予防接種の助成について</p> <p>インフルエンザの予防接種の有効性は世界的に認められており、我が国においても発病防止や重症化防止に有効であることが確認されている。こうしたことから自治体においては幅広く予防接種の助成が実施されているところもあるが、本市の取り組みについて伺う。</p> <p>4. 学園通りの西鉄太宰府線の踏切について</p> <p>この踏切は歩道が狭く危険であるとの声があるが、市の考えを伺う。</p> |

## 2 出席議員は次のとおりである(20名)

|    |       |    |     |      |    |
|----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 原田久美子 | 議員 | 2番  | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番 | 長谷川公成 | 議員 | 4番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番 | 後藤邦晴  | 議員 | 6番  | 力丸義行 | 議員 |
| 7番 | 橋本健   | 議員 | 8番  | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番 | 門田直樹  | 議員 | 10番 | 小柳道枝 | 議員 |

11番 安部 啓治 議員

13番 清水 章一 議員

15番 佐伯 修 議員

17番 田川 武茂 議員

19番 武藤 哲志 議員

12番 大田 勝義 議員

14番 安部 陽 議員

16番 村山 弘行 議員

18番 福廣 和美 議員

20番 不老 光幸 議員

### 3 欠席議員は次のとおりである

なし

### 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（28名）

市長 井上 保廣

教育長 關 敏治

協働のまち  
推進担当部長 三 笠 哲生

健康福祉部長 松 永 栄人

建設経済部長 富 田 讓

教育部長 松 田 幸夫

総務・情報課長 木 村 甚治

市民課長 武 藤 三郎

人権政策課長兼  
人権センター所長 津 田 秀司

高齢者支援課長 古 野 洋敏

国保年金課長 木 村 裕子

建設課長 大内田 博

上下水道課長 宮 原 勝美

学校教育課長 松 島 健二

副市長 平 島 鉄信

総務部長 石 橋 正直

市民生活部長 関 岡 勉

子育て支援  
担当部長 村 尾 昭子

会計管理者併  
上下水道部長 古 川 泰博

監査委員事務局長 木 村 洋

経営企画課長 今 泉 憲治

税務課長 宮 原 仁

福祉課長 新 納 照文

保健センター所長 和 田 敏信

都市計画課長 神 原 稔

観光・産業課長 山 田 純裕

教務課長 井 上 和雄

文化財課長 齋 藤 廣之

### 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白 石 純一

書記 伊 藤 剛

書記 花 田 敏浩

議事課長 田 中 利雄

書記 浅 井 武

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告者は、代表質問6会派、個人質問12人から提出されております。そこで、一般質問の日程はさきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日は代表質問6会派、個人質問3人とし、2日目の11日は個人質問9人で行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」の会派代表質問を行います。

会派日本共産党太宰府市議団の代表質問を許可します。

19番武藤哲志議員。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番（武藤哲志議員） 日本共産党太宰府市議団を代表して、12項目について市長、教育長に回答を求めます。

初めに、市長選挙の公約、マニフェストとして「福祉と教育の分野に重きを置く」と明らかにされ、「ハード事業からソフト事業へと軸足を移しつつ」と明らかにされましたが、ハード事業は縮小して、市民負担を強められている感じがいたします。特に行政の補助機関である福祉事業を委託しております社会福祉協議会が行っている介護事業について、ヘルパーの賃金が高い理由と毎年赤字が出るとして議会に説明を行ってきました。本来、民間機関であるならば、議会に説明する必要はありませんが、社会福祉協議会にはあらゆる事業の補助金を支出し、委託しており、管理監督の責任があるのではないのでしょうか。

また、後期高齢者医療制度が4月から実施されるに当たり、国民健康保険税に新たに支援金負担がさせられ、所得割、均等割、平等割が近隣市町村の中でも一番高い税率となっております。

教育分野では、不登校などの問題と教育設備の充実が各学校で大変な課題となっておりますが、教育委員会には財政権限がなく、市長みずからハード事業も行う必要があります。施政の重点に置くべきではないかとの考えがありますが、市長の短期、長期の方針を明らかにしていただきたいと思っております。

2項目めについて、予算委員会や決算委員会で説明や質疑の論議になっている経常収支比率

は高い状況ですが、関連する公債費負担比率、起債制限比率、実質公債費比率と財政力指数を見ますと、類似団体と比較して安定していると思われませんが、今後上下水道事業会計決算、各特別会計等を含めた連結決算が市の財政力指数として報告されなければならないようになりますが、市は今日まであらゆる公共の事業を初め公共施設の管理を民間に委託、または指定管理者に運営させていますが、市長は経常収支比率を89%にするために大胆な見直しと行財政運営に取り組むとの方針について、今後どのように実施されるのか、その参考に、もっと元気に・がんばる太宰府応援団を開催され、提案内容の実行を行政運営に反映させるとの考えですが、今日までの開催や提案事項について予算に反映させたのか、回答を求めます。

3項目めについては、少数精鋭主義を堅持し、職員採用、公債費、人件費の削減、補助金の見直し問題についてです。今後5年間で定年退職される職員の方が57名です。早期退職者を含めると職員総数の20%以上を占める結果になりますが、少数精鋭主義をどの範囲までと考えているのか、回答ください。

公債費、人件費の削減、補助金の見直しによって経常収支比率を引き下げる結果ですが、一方、職員負担となり、低賃金の嘱託や臨時職員での対応は問題が発生します。財政的余裕とも受けとめられる繰上償還を、昨年度は6億8,218万7,000円行われましたが、今年度も繰越金の見込みがあれば利子見直しのために繰上償還を考えているのか、回答ください。

特に議会で問題になっている補助金、扶助費の見直しについて、当然必要な補助金等は認めなければなりません。実態のない一部の解放運動団体の補助金について、今日まで一度も監査も行ったこともなく補助金を支出していますが、今年度の予算を見ると減額になっていますが、どのように見直しをしたのか、回答を求めます。

4項目めは、人材育成基本方針として、質の高い公共サービスを敏速に提供するとして機構改革を行いました。庁舎が狭くなった環境もありますが、部や課が分断されています。質の高い公共サービスとは市民を対象にしたものでなければならないと思いますが、どのような成果があらわれているのか明らかにしていただきたい。

5項目めについて、子育て環境整備、高齢者・障害者福祉の充実政策の中で、福岡県が乳幼児医療費の就学前までの拡大を行うと発表しました。また、母子家庭等医療制度に父子家庭も新たに認めるようになりましたが、ひとり暮らしの寡婦医療制度は廃止の方向です。重度心身障害者利用についても、入院を除く一級障害者に対して新たに制度として設けられましたが、制度として評価ができません。通院、入院についての自己負担も導入され、母子家庭や重度心身障害者医療は、75歳以上の方々も対象になりますが、それとあわせて65歳からも、寝たきりなど後期高齢者医療制度に移行された場合など、脱退することも可能ですが、その対応を明らかにしていただきたい。

また、市長の方針として、市立南保育所の定員増の公約実現については評価をいたしますが、名前は南保育所であっても、運動団体からいえば解放保育所という扱いになっていて、解放運動を取り入れた保育所としての保育行政を行うのか、それとも公立や私立と同じような保

育所として運営を行うのか明らかにしていただきたい。

福祉の充実の中で、県立看護学校跡地を市民の税金で取得し、公共施設として、社会福祉協議会に対し、増改築をして在宅介護サービス事業を実施させてきましたが、10カ月で事業の廃止を決定すると説明を受けましたが、議会でこの用地の取得や利用について審議をしてきました。10カ月で介護サービス事業の廃止決定は、行政や議会も責任を問われるので、事業の継続を検討する余地はないか明らかにしていただきたい。

6項目めについて、（仮称）学校支援人材バンクの施政方針が提案されたとき、今教育現場で求められている切実な内容であり、国の方針もこれに近い状況で、補助金を交付しようとしています。ところが、今年度の施政方針では、負担軽減が支援する取り組みとなっておりますが、こういう学校支援人材バンクの取り組みについては、教育委員会との内容協議が必要であり、どのような協議が進んでいるのか明らかにしていただき、実施時期についても回答を伺います。

7項目めは、景観まちづくり条例として、地域再生計画との施政方針に対して、景観や文化財を守ることが必要であり、条例をつくるに当たって、今後の方針はどのように考えているのか、また今年度の予算で地域再生基盤強化1億7,230万円の交付金を受けて、3億3,580万円の事業を行うが、元利償還に対する地方債の負担概要の報告等に対して回答いただきたいと思ます。

8項目めについて、コミュニティバスの乗り入れ問題についてですが、運行状況の見直しについて、具体的に説明が全議員に行われましたが、当初の施政方針は、市民の要求に市長がこたえるために、高雄・東観世区乗り入れを施政方針にされておりましたが、以前にも質問いたしました小型のバスやタクシー会社の委託等提案したこともありますが、今年度の施政方針では昨年と余り変わっていません。関係行政区は期待していますが、今後どのように地域住民の願いにこたえるのか明らかにしていただきたい。

9項目めについては、人権尊重の策定は必要であり、太宰府市は同和行政を最重点に今日まで進めています。議案第27号で同和对策審議会条例を廃止するとしていますが、平成13年度で同和对策事業が終了しており、終結宣言を行い、廃止すべきを要求いたしました。その後、国の方針として、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律では、同和行政は解決したとして、文書の中に一言一句も入っていませんが、太宰府市では、今後の取り組み内容として、今日までの経過を参考に、太宰府市人権都市宣言に関する条例を基本とするならば、運動団体の要求を受け入れ、重大な社会問題、部落差別を第一に持ってくる方向性となってしまいますが、このようなことはないのか。推進審議会規則では、市長の諮問に応じて調査、審議し、答申するとなっておりますが、同和行政の終結を含めての答申、審議会も考えているのか、今後の方針を明らかにしていただきたい。

10項目めについて、保険制度の充実についてです。4月から後期高齢者医療制度が実施されます。75歳以上の高齢者を国民健康保険や社会保険、共済組合の加入から別枠として、月額

1万5,000円以上の年金受給者からでも保険料を天引きするという、その上医療にも格差をつけます。当面社会保険や共済組合の加入者に扶養されている75歳以上の方は経過措置がありますが、国民健康保険加入の75歳以上の方々は大変な負担となることは明かです。

今国会で、野党4党により後期高齢者医療制度の中止を求める議案が提出されていますが、国の方針に基づいて、現実には後期高齢者医療制度の実施が行われており、この太宰府市では、新たに国保加入者に対して高齢者支援金の負担が課せられ、また介護保険料の引き上げ等の負担など、所得割、均等割、平等割など大変な引き上げとなり、この不況下、市民の負担は強まるばかりです。今の悪い政治の結果が市民を苦しめています。太宰府市政として、制度上法定減免制度の申請を職権で行うことができないのか、65歳の寝たきりの方々も後期高齢者医療に組み込まれますが、障害者手続や控除を受けられる制度を活用し、負担を軽くすることを検討していただきたい。

太宰府市長は、後期高齢者審議会委員として、市民を代表して福岡県の後期高齢者医療保険料の策定に携わられておりますが、福岡県後期高齢者医療広域連合で、国の方針に基づいても無年金者から保険証の取り上げは、慎重かつ調査の結果、と議論されているはずですが、市では保険証の取り上げをどのように考えているかお答えください。

11項目めについては、北谷の火葬場問題です。北谷区との協定を結び、3年を経過しておりますが、新たに筑紫野市に委託をお願いしようとしていたのですが、本日議会全員協議会で、加入が来年4月より認められたとの報告です。その結果、大野城太宰府環境施設組合の決算を見ても、積立金はなく、加入負担金などのその負担が何億円もかかると思いますが、その内容について6月議会において報告をされるとのことですが、北谷区との協定破棄について、その責任が問われると思いますが、そういう北谷区の問題も含めた報告を、本日は省略をしても構いませんが、具体的にわかりやすく、また地元も納得できるように報告を求めたいと思います。

最後の質問は、上下水道料金の見直しについてです。この問題については、この近隣自治体の中でも大変高い上下水道料金になっており、水道事業会計は赤字になったことがありません。経営実績については安定した事業を行っている特別会計です。平成20年度の資金計画として、水道事業は16億3,267万円繰越現金を予定しております。下水道事業については、平成20年度17億9,330万円の繰上償還を行い、利子の負担を少なくする提案がなされ、その結果、平成20年度下水道事業会計資金計画として次年度繰越現金17億8,614万9,000円が計上されています。

太宰府市の水道・下水道料は、一滴も水を使わなくても、基本料やメーター使用料として高い負担になっており、再三にわたる答弁では、今後の水源確保の投資負担があり、今後は不安定な財政状況だとか、一方、以前の回答では、料金改定時に基本料金等見直しを検討したいとか、あいまいな回答を続けていますが、この高い太宰府市の水道・下水道料金の引き下げができないか、回答を求めます。

あと、再質問については自席で行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） おはようございます。ただいま施政方針に関しまして、市議会会派日本共産党太宰府市議団を代表されまして武藤哲志議員よりご質問いただきましたので、順にご答弁申し上げます。

最初に、福祉と教育の分野に重きを置くと昨年の施政方針で明らかにいたしました。今年度の内容についてのご質問にお答えいたします。

まず、福祉の取り組み状況についてのご質問ですが、平成20年度の子育て環境の整備と高齢者・障害者の福祉の充実の主な取り組みといたしましては、まず待機児童ゼロ作戦を実現いたしますために、南保育所の定員数を60人から90人に定員拡充を図りますとともに、乳幼児医療費の助成を5歳未満まで拡大し、今後においてもさらなる拡大を検討してまいりたいと思っております。

次に、高齢者福祉の充実についてのご質問でございますが、高齢者の生きがいづくりや介護予防の施策など、高齢者が安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進いたします。実施に当たりましては、関係機関、関係団体との連携によりまして、真の高齢者福祉の充実に努めてまいりたいと思っております。

また、成年後見制度につきましても、社会福祉協議会とも連携しながら、一層の充実を図ってまいります。

太宰府市高齢者保健福祉計画と第4期太宰府市介護保険事業計画につきましては、来年に改定の時期を迎えますことから、他の施策との整合性をも考慮し、計画を策定していく所存でございます。

次に、障害者福祉の充実についてのご質問でございます。障害のある方々が自立した生活が図られるように、障害者自立支援法に基づいて、個々のニーズに沿ったサービスの充実に努めてまいります。平成19年度は、重度の障害をお持ちの方に、福祉支援の一つといたしまして、重度特別障害者手当を制度化いたしまして実施したところでございます。平成20年度は、新たな事業といたしましては、障害者自立支援相談事業を開始いたしますための専門の相談員を設置し、各種サービスの紹介や行政間のさらなる連携による進路相談など、障害者福祉の総合的な相談事業を展開してまいりたいと思っております。

次に、教育の取り組み状況についてのご質問でございますが、平成20年度の教育予算につきましては、前年度より5%ほどの増額で配分をしております。

主な取り組みの1つ目といたしましては、教育委員の1名増員及び指導主事の1名増員でございます。このことによりまして教育活動の充実を図っております。

2つ目は、学校支援バンクの構築でございます。学校支援の方法等につきましては、教育委員会との協議を行い、検討してまいりたいと思っております。

3つ目は、子供の安全と命を守るネットワークの確立についてでございます。子供たちの悲惨な事件や事故を防ぎますためには、行政、学校、保護者、そして地域が一体となった取り組

みが必要でございまして、通学時におけますところの安全確保などにつきましては、PTAが行う見守り活動を中心といたしまして行われておりますけれども、防犯専門官によります下校時の防犯パトロールの強化でありますとか、あるいは自分たちの町は自分たちで守るという地域防犯のための「ついで隊」によります散歩でありますとか、あるいは買い物をついでに見守り活動、あるいは筑紫地区が一体となった安全・安心のまちづくりのための第2・第4金曜の一斉街頭活動の日の展開などに、関係者あるいは関係団体とのネットワークづくりにも努めてまいりたいと思っております。

また、学校情報発信システムを活用いたしました不審者情報の提供等を行い、保護者と地域の連携を図ってまいりたいと思っております。

さらに、小・中学校校舎の耐震補強工事を平成20年度から実施してまいります。

次に、経常収支比率の改善方針と もっと元気に・がんばる太宰府応援団についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、経常収支比率の改善方針についてのご質問でございますが、私の公約におきまして、財政改革を推進し、平成19年度決算の経常収支比率を98.0%に、また平成24年度には89.0%に改善すると申し上げております。しかし、平成18年度の経常収支比率が予想外に100.9%と大変厳しい状況となりましたので、今まで以上に、経常一般財源の削減を中心に見直しを行ってまいりたいと思っております。

主な内容といたしましては、まず人件費につきましては、退職者に対します新規採用職員の見送りを行いまして、平成19年度で約7,000万円の削減を行いました。次に、公債費につきましては、新たな起債を20億円以内に制限いたしますとともに、市債の繰上償還を平成19年度に6億8,200万円程度行い、平成20年度には1億4,700万円、平成21年度には2,200万円ほど行う予定で、今後の公債費の軽減を図ってまいりたいと思っております。その他、物件費につきましては、引き続きすべての事務事業の見直しを行ってまいりたいと思っております。

次に、もっと元気に・がんばる太宰府応援団の開催でありますとか、あるいは提案実行内容についてのご質問でございますけれども、新たな財源の確保を図りますために、まずは自主財源にできるものはないかなど内部組織で検討を重ねまして、広報紙、ホームページでありますとか、あるいは納税通知用の封筒等を媒体といたしました有料広告事業を開始いたしております。平成19年度では約360万円の収入を予定いたしております。

さらには、外部の意見、あるいは民の発想、手法をご提言いただくことができるような委員会の設置も一つの方策ということでございまして、もっと元気に・がんばる太宰府応援団を設置いたしました。平成19年10月17日と10月31日の2日間、まずもっては経営的な視点から意見を聴取できるような人たちということで、商工会から6名の方々にお集まりいただきました。提言の中身といたしましては、企業でありますとか、あるいはホテルの誘致、現有施設の売却から市街化調整区域線引きの見直しや、あるいは史跡地の有効活用など幅広い意見が出ましたけれども、すぐに実現可能なものとしたしましては、遊休市有地を有料駐車場として民間に貸

与するといった意見も出されました。早速新年度予算にも反映をさせたところでございます。

本年4月からは、さらなる民間団体でありますとか、あるいは意欲ある市民の方々を市報などで公募をいたしまして、市の歳入増を図るアイデアを気軽に語り合えるような場として、その知恵を行政に生かし、そして官民協働のまちづくりを進めていきたいと、このように思っております。

次に、少数精鋭主義堅持によります職員不補充と公債費、人件費の削減、補助金の見直しについてのご質問にご回答申し上げます。

まず、職員採用の方針についての質問でございますけれども、平成17年に国において進めておられます集中改革プランの中で、地方公務員の職員数の削減目標率を4.6%以上とすることなどが示されております。太宰府市におきましては、定員適正化計画の見直しを行いまして、平成17年度から平成22年度までの5年間で、職員数を376人から350人とし、6.9%の削減を目標としたところでございます。しかしながら、市民サービスの向上を目指す一方で、財政を取り巻く環境は非常に厳しいものがございます。こういったことを総合的に勘案し、最少の経費で最大の効果を念頭に置いた行政運営を積極的に推進いたしますために、団塊世代の大量退職を踏まえた組織の改編でありますとか、あるいは事務事業評価の推進を図りますとともに、事務量の把握に努めながら、適正な人員配置を行っていく必要があると、このように考えておるところでございます。職員の採用につきましては、現在の定数適正化計画を基本といたしまして、より適正な人員配置に努めていく中で判断していきたいと考えております。市民サービスの向上に視点を置いているという点で、今までの方針には何ら変わりはないと思っております。

次に、公債費の繰上償還についてのご質問でございますけれども、平成19年度の公債費の繰上償還につきましては、公的資金補償金免除制度によりまして、2億8,465万1,000円、佐野土地区画整理事業分の繰上償還で3億9,753万6,000円、合わせまして6億8,218万7,000円の繰上償還を行うことといたしております。補償金免除の公的資金繰上償還が平成21年度までの3年間実施されますので、平成20年度には1億4,704万1,000円、平成21年度には2,255万2,000円を予定いたしております。3年間の合計で8億5,178万円の繰上償還を行うことによりまして、後年度の利子分3,738万2,000円の削減効果が図られることになっております。また、その結果といたしまして、平成20年度の公債費は、30億円を切りまして約29億7,000万円となりまして、今後は徐々に減少してまいると、このように思っております。

次に、解放運動団体補助金、扶助費等の見直しについてでございますけれども、平成14年3月末をもちまして、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が終了いたしました。このことから、運動団体補助金を初めとする各種扶助費給付など、段階的に縮減の方向で進めております。

この解放運動団体補助金につきましては、4市1町筑紫地区人権・同和行政推進協議会で協議の上、決定をしています。法終了後、本補助金は3年ごとの見直しを行っております、現

在の平成17年度から平成19年度分までが終了しますことから、平成20年度以降の補助金につきまして協議を行いました。その結果、法が終了いたしました平成13年度の補助金を基準に、平成17年度から平成19年度まで30%削減をいたしております。平成20年度から平成22年度の3年間で50%削減することといたしております。

次に、人材育成基本方針についてのご質問にお答えを申し上げます。

機構改革の成果についての質問でございますけれども、昨年10月に実施いたしました機構改革では、部の廃止に伴います建設経済部門の再編や企画と財政の組織統合など、簡素、効率化を基調として、市民、事業者にとって窓口がわかりやすく利用しやすい組織とし、意思決定の迅速化を図りましたことがその成果ではないかと思っております。

次に、子育て環境整備、高齢者・障害者福祉の充実政策についてのご質問にお答えを申し上げます。

社会福祉協議会がヘルパーステーションとして活用しておりました社会福祉施設のご質問についてでございますが、この施設は、福祉施設として利用することを条件といたしまして福岡県から譲渡されたものでございます。今般の社会福祉協議会の介護事業の廃止に伴いまして、今後も福岡県の条件を満たします活用が必須でございますことから、できる限り現状のまま、福祉施設としての活用を早期に考えてまいりたいと思っております。

次に、65歳から74歳までの重度心身障害者の方は、後期高齢者医療制度に加入をした場合、中には新たな保険料が発生する方もおられます。74歳までは後期高齢者医療制度に加入するかしないかの選択ができますので、選択に当たっては、丁寧な制度の説明や情報の提供をしながら、本人の不利益にならないようきめ細やかな相談に応じてまいりたいと思っております。

また、本年10月から、福岡県の障害者医療助成制度の見直しで、精神障害者の方にも助成の範囲を拡大するとともに、65歳以上の対象者にも自己負担の導入が予定をされております。本市といたしましても、助成範囲の拡大とともに、厳しい財政状況の中から、県に合わせまして一定範囲の受益者負担をお願いしたいと考えております。

次に、（仮称）学校支援人材バンクについてのご質問にお答えをいたします。

平成19年度に教育委員会で各学校にアンケートを実施し、学校支援人材の現況把握を行いましたところ、技能等の提供をいただく授業協力者の増を望む意見とともに、学校生活におけます支援の必要な子供たちへの対応をどのように行うかも大きな課題として見えてきておるところでございます。今後も、さらなる学校教育の充実に向けまして、市内の大学生や地域の方々等に人材として登録いただき活用する（仮称）学校支援人材バンクの構築に向けた取り組みを進めてまいるなど、教育委員会と十分に協議、調整を図ってまいりたいと、このように考えております。

次に、景観まちづくり条例の地域再生計画についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、景観まちづくり条例についてのご質問ですが、国において景観法が平成17年6月に制定をされました。自治体にとっては、地域特性に応じた景観行政を強力に推進することができ

るようになりまして。本市といたしましても、太宰府ならではの豊かな自然と数多い歴史・文化遺産を生かした取り組みといたしまして、市民の皆様を初め地域コミュニティ、NPO事業者等と行政との協働によりまして景観まちづくりを総合的に進めてまいり所存でございます。景観まちづくりにおけますところの様々なルールづくりに向けまして、調和とバランスに配慮しつつ、市民の皆様はもとより、多くの関係者の皆様のご意見をお伺いしながら、平成21年度を目途に、景観条例の制定に向けた取り組みを進めてまいりたいと思っております。

次に、地域再生計画についてのご質問でございますが、地域再生法に基づき平成19年1月25日付で申請をいたし、平成19年3月30日付、地域再生計画認定第7号で認定をされております。名称は、九州国立博物館を核とした「太宰府市まるごと博物館計画」となっております。

事業といたしましては、平成20年度では、事業費3億4,610万円で12路線での工事を予定いたしております。また、この事業におけます財源措置といたしましては、道路事業には5割の補助金と、残りの額に対しましては45%の起債、林道事業には3割の補助金と、残りの額に対しまして90%の起債を予定をいたしております。なお、起債に対しましては、財源対策費としての適用を予定をしております、そのうちの50%は後年度償還をしていく際に地方交付税措置がされる予定になっております。

次に、コミュニティバスの乗り入れについてのご質問にお答えを申し上げます。

高雄・東観世区への新規乗り入れにつきましては、交通混雑の緩和でありますとか、あるいは高齢社会に対応した福祉バスとしての観点、また財政事情を考慮した合理的、効率的な事業運営の観点から総合的に勘案して検討していきたいと思っております。東観世区につきましては、進入路が狭隘なために、新たな車両の導入も含めまして運行方法の形態を、また高雄地区につきましては、西鉄バスが既に相当数運行していますことから、まほろば号が参入した場合、当然路線や料金等の問題が発生してまいりますので、その点を十分考慮して関係機関と協議を行ってまいりたいと思っております。路線を拡大しつつ、財政事情を考慮した合理的な運営という考え方の中で検討をいたしておるところでございます。少しでも早く市民の皆様方の要望にこたえられるように努力しております。

次に、人権尊重の策定につきましてのご質問にお答え申し上げます。

施政方針に示しておりますとおり、（仮称）人権尊重のまちづくり推進基本指針策定に向けまして、人権尊重のまちづくりの推進審議会を設置する条例提案をしておるところでございます。本基本指針は、平成12年12月に制定されました人権尊重及び人権啓発に関する法律及び太宰府市人権都市宣言に関する条例に基づきまして、今後の太宰府市における人権施策を総合的かつ計画的に推進してまいりますために、基本的考えと方向性を示すものでございます。

その内容は、人権尊重及び人権啓発に関する法律第1条の目的におきまして、「社会的身分、門地、人種、信条または性別による不当な差別の発生等による人権侵害にかんがみ」と規定されていますことから、今回策定いたします本市の基本指針は、同和問題だけに限定をせず、女性、子供、高齢者、障害者など様々な人権問題について、総合行政としての人権施策の

推進を図るためのものでございます。

次に、今後の方針についてでございますが、最終の特別法でございます地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が平成14年3月末をもって終了をいたしました。この法が終了するというところで、太宰府市民に同和問題に関する市民意識調査及び同和地区住民への実態調査を行っております。この調査結果で明らかになりましたように、今日におきましても同和問題は解決されたわけではございません。その早期解決は欠かすことができない大切な行政の課題でございます。したがって、残された課題につきまして、一般施策を活用しながら、今後も人権・同和行政を推進しておるところでございます。そして、同和問題への取り組みをあらゆる人権問題の解決につなげて、あるいは深めていくことによりまして人権のまちづくりを目指してまいりたいと思っております。

次に、保険制度の充実についてのご質問にお答えを申し上げます。

後期高齢者医療保険料の均等割の2割軽減につきましては、すべて広域連合におきまして職権で決定をいたします。また、後期高齢者の資格証明書の発行は、納付相談を通じて状況を把握しながら、広域連合とも協議をし、慎重に対応してまいります。

次に、障害者控除対象の認定につきましては、昨年同様、高齢者支援課で受け付けをし、そして基準に基づきまして認定書を交付してまいります。

また、制度の周知につきましては、2月から3月の申告時期に合わせまして、毎年12月1日号の市広報で制度のお知らせを掲載しておるところでございます。そのほか、市役所の主な関係課でございます税務課、福祉課、高齢者支援課の窓口でありますとか、あるいは市内の高齢者相談窓口、福祉施設等の窓口にお知らせのチラシを置いております。

次に、火葬場についてのご質問にお答えを申し上げます。

太宰府北寿園の改築計画、筑紫野・春日・筑前筑慈苑施設組合加入問題につきましては、筑慈苑施設組合への加入に向けた協議の前段として、筑慈苑施設組合と地元山家地区開発委員会及び赤坂地区の了解を事前に得て進めたいとのことで、地元協議がまず進められ、多少時間を要した感がございます。ようやく組合間の協議も山場に差しかかっておりまして、筑慈苑施設組合への加入が見えてきつつある状況となっております。現段階では、まだ大枠の協議段階でございますので、組合加入等の額や、あるいは支払い方法など、今後の協議の中で詰めてまいりたいと思っております。

また、北谷区への対応といたしましては、筑慈苑施設組合への加入を判断できる状況になりましたならば、速やかにかつ詳しくこの間の事情を説明いたしまして、協定等の取り扱いの検討、協議をさせていただくことになると思っております。

最後でございますが、上下水道についてのご質問にお答えを申し上げます。

黒字続きの上下水道料金の見直し時期が来ているが、昨年と同じ方針なのかというこの質問でございますが、この件につきましては、昨年6月議会におきまして、今後も一層の経費節減に努めて、現行料金を据え置く努力を続けながら、料金体系の見直しを含めて、引き下げの

可能性について模索していきたいとご答弁を申し上げたところでございます。このことにつきましては、今もその基本的な考え方は変わっておりません。企業経営状況におきまして、水道事業におきましては、大山ダムから供給が開始されることに伴います需要拡大の必要性など、平成25年度以降の赤字損失幅をいかに改善できるか、様々な経営課題がございますので、慎重にならざるを得ません。下水道事業につきましても、平成18年度末企業債償還残高約151億円を抱えております。今後も顧客サービスの向上を目指しまして、よりよい方向に向けて最大限努力、研究してまいり所存でございます。

以上のとおり、ご質問の件につきましてはご答弁してまいりましたけれども、ただいま承りました貴重なご意見でありますとかご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして、十分に参考にさせていただきたいと、そして私自身一層の努力をしてまいり所存でございます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 再質問につきましては、各項目ごと2回まででお願いします。

1項目について再質問ありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 大変ありがとうございました。1項目に対して、総括的な部分も含めて市長から回答をいただきました。この中には、5項目めの内容に重なる部分もありましたが、福祉と教育の分野に重きを置くという部分について、具体的に福祉分野、高齢者の問題やまちづくり、それから社会福祉協議会の問題も含めてですが、教育問題もありました。だから、1点目については省略いたします。

2点目の問題について、6年間で経常収支を89%ということで、私ども、執行部から提案される内容で、具体的に一方では市民の部分も含めてですが、経常収支比率が大変悪くなったと、こういう状況の中でも、私ども、決算を見ておりますと、黒字であります。ところが、「第2の夕張」というようなものが先走りしておるわけですが、太宰府市の部分について、やはり財政的には、私は近隣の自治体と比べて、また類似団体と比べて安定しておると思っておりますが、今後連結的な問題も出てきます。国の方針として、それを見たときも、先ほど言いましたように、水道・下水道も黒字、ただ国民健康保険が昨年度赤字になりました。ただし今後は、後期高齢者医療や、新たに介護支援金など、また税率を引き上げておりまして、最終的には1年後の決算がどういうふうになるかわかりませんが、繰上償還などを行っており、この太宰府市の経常収支や財政は、本当に市民が心配しているような不安要素があるのかどうか。今言うように、経常収支比率を下げたいという市長の答弁ですから、はっきりとここですね、太宰府市の財政については、ある一定厳しい状況の中でも健全財政を保っているという回答をいただきたいと思うんですが、私が指摘したことが間違いか、それとも正しいのかを、まず2項目の経常収支比率を今後改善するという形で、連結的な部分も含めてですが、まずこの2点目について再質問の回答を求めます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 財政状況についてでございますけれども、将来の太宰府市についての財政状況、私は一番、選挙戦も通じて感じておりましたのは、日本共産党武藤議員が一番市の財政については明るいのではないかなと、またよくご理解をいただいておりますというふうには私は評価をいたしています。そういった観点から、私もこの選挙期間中、いわゆる財政が厳しくなることは、その現状においてもそうございました。今からもそう、いかにその厳しい財政状況を好転していくかというふうなことが私の最大の責務であるというふうに思って、選挙戦でも戦ってまいりました。方向軸といたしましては、そのときにもお話を申し上げておりますように、市制施行以降、集中的に都市づくりを行ってきたということ、社会資本投下を行ってきたということ、それが一時的に財政の悪化を見ておりますけれども、これも平成24年度までの市債残高の状況の推移を見ますと、最高でありました30億円程度の公債費償還が低くなるというのが平成24年度でございます。方向としては、結論的に言いますと、大丈夫だと、市民の皆さん方に私は声を大きくしてご説明をしましたとおり、平成24年度では改善をしていきますし、少しでもその部分を市民の皆様方に、福祉、教育の分野に振り向けられるよう、今以上になるというふうに思っております。

それから、実質公債費比率といいたしまししょうか、連結決算での方向等につきましても、太宰府市の場合については、数字的なものはまた明らかに担当からもいたしますけれども、その方向性も明るいということについて、堅持していくというようなことでお話をしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 再々質問。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 先ほども言いましたように、経常収支比率だけで見るものじゃないんですよね。必ず、先ほども言いましたように、市長が借金を繰上償還して、30億円をできるだけ減らしたいということになれば、やはり借金が少ないということは財政が安定するということですし、太宰府市では、この財政調整基金の積立額が少ないわけですから、繰上償還がいいのか、それとも財政調整基金に積み立てるのがいいのかということもありますが、議会でも論議の中で、大変太宰府の財政が厳しいとって議会で論議になれば、市民も不安があるわけですから、私はそれを、太宰府市全体の予算を見ておまして、余りにも厳しい、厳しいと言うのは少し問題があるんじゃないかと思っております。

それと同時に、市長が言いましたように、もっと元気に・がんばる太宰府応援団ですが、やはり、先ほども商工会の6名の方から、太宰府に企業やホテル、空き地を、市の公有地を駐車場にとか、いろんな意見をもらったということですが、もっと元気に・がんばる太宰府応援団というか、市民全体にですね、やはり太宰府市の財政を豊かにする、お金の使い道を市民本位にするために、市民に意見を広く求めるということは考えられないかということです。だから、市長の諮問機関みたいな形になるんじゃないかと、全体的に太宰府市のむだはどこにあるの

か、どこをどうすれば市民の理解を得るのか、財政的な問題ではどうなのかというのを、一度市民に対して、以前は市長への手紙というのがありますが、それじゃなくて、今、全国的に、国がどんどんと地方交付税を削ってきます。本来出さなきゃならないのを国が削るわけですから、行政側としてもその努力を一生懸命している。その中で、今出されたように、空き地を有効利用しなさいとか、こういういろんな部分についての意見を数人から受けるんじゃなくて、太宰府市の多くの方々がいろんな考え方を持っておりますので、やはりこの提案を受けるような考え方が、この２項目めの再々質問でお答えをいただきたいと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） もっと元気に・がんばる太宰府応援団の設置については、ご説明したとおりでございます。当面といたしましては、身近な商工業者の皆さん方を中心に意見を交わしていただきました。私は、やはりこの応援団等については、こういった歳入、財政に限らず、広く施策等についても順次広げていきたいと思っておりますけれども、市民の多くの皆さん方から意見を聞きたいというふうに思っております。

実は、広報だざいふで、４月１日号でございますけれども、ここにもっと元気に・がんばる太宰府応援団の民間からの、市民からの募集といいたまいますか、それで今記事を掲載する予定にしておるところでございます。18歳以上の市民の皆さん方、奮って私どもにお知恵を、意見を述べていただきたいと、こういった場の設定をしたいというふうに思っております。

それから、私は、公聴・広報はいろんな方法がございます。今もインターネットで、私どものホームページ等にも市民の皆さん方から意見が数多く寄せられておりますし、あるいは市長と語る未来の太宰府ふれあい懇談会の中にもおきましてもいろんな意見が出てまいっております。その一つ一つが私どもにとりまして貴重なご意見でございますし、そしてまたそのことが市政に反映できるものについては即時施策の中に反映していくことも含めて、今現在参考にさせていただいておるような状況でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） ここで11時20分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

3項目について再質問はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 時間も残り17分になりまして、市長から当初具体的に答弁をいただきましたので、その回答についての省略したい項目もありますが、一括して省略すべきところ、それから重点的な内容を回答いただきたいところ、またこちらから、当初具体的な文章をですね、通告しておりましたが、少し手を入れて本日内容を充実させたところもありますが、そこ

の部分についてはやはり検討課題としていただくという形で質疑を続けていきたいと思っておりますので、許可をいただきたいと思っておりますが、いいでしょうか。

○議長（不老光幸議員） はい。

○19番（武藤哲志議員） それでは、3点目についてですが、やはり今後職員が大量退職されてきますし、やはりある一定の職員採用はすべきだと思います。やっぱり職員の責任の重さというのがありますので、その辺は、人件費、公債費、そういう経常収支比率が下がることは、職員を採用しないということはそういう状況ですが、この57名も、それから早期退職者を含めると、本市の職員が20%近く退職になりますので、市長の答弁で、採用は今後判断するということですが、早目に議会に職員採用については明らかにしていただきたいということです。

それから、同和行政に対する解放運動団体、現在解放同盟、全日本同和会、それから人権連とありますが、今後平成20年度から平成22年度まで、50%ということですが、やはりこういう多額な補助金については見直すべき、廃止すべき内容だというふうに思います。その辺を今後大きな課題として検討いただきたいというふうに考えております。

それから、人材育成の問題については、やはり企画財政、そういう問題で統一したといいますが、以前も言っていましたように、市民が太宰府市役所、今度は土曜閉庁を開庁してこたえるような状況で努力をされておりますが、こういうものもやはり充実をさせていく。私は、やっぱり市民が来たときに自動的にお茶が飲めるようなね、そういうこともできるような、市役所に行くと待ち時間の間はお茶が飲めるような、そんな高い金額じゃありませんから、待っていただく間、そういうような配慮もすべきじゃないかなと。私、この前新宮町に行きましたが、全部カウンターが下がっておりまして、市民の方に座っていただき対応されておりますが、そういうような方向で、人材育成というのは、市民を大事にするような方向で考えていただきたいと思っております。

それから、5点目の市長の公約であります、これが60名が90名ですが、やはり普通の保育所としてやっていただきたいなというふうに考えておりますし、重度心身障害者やいろんな形でしますが、県が大幅に少子・高齢化対策や福祉の充実をやってきて、市長は5歳未満を実施すると言っていますが、県は就学前ですから、その分の財政負担が少なくなるわけですから、そこをどう対応していくかという問題がありますので、その辺はですね、市長として、県がやる実施、今までは単独で市が持ち出していた、3歳未満までは県が見ていたのが、就学前までになりますので、その分の負担が、4歳、5歳、この部分が軽くなるわけですから、金額的には3,000万円近く負担が少なくなってきます。そのお金をどこに使うか、こういう状況も検討に入れていただきたいし、障害者に対する配慮がなされているという報告も受けておりますので、その辺はやはり補正など含めて福祉の充実をやっていただきたいと思っております。

6項目めについては、やはり教育委員会にお願いをしたいのは、先ほど市長が答弁されたように、技術的なやはり支援じゃなくて、退職者の方々をどのようにするのか。国も、やはり今の教育を本当に行き届いた、不登校をなくす、行き届いた教育ということですから、教育委員

会委員は議会で承認されましたように、5名から6名になりました。そして、どのような学校に多くの方から支援していただく、行き届いた部分に、教育委員会は財政権限がありませんから、やはりどんどんと教育委員会で、小学校の児童、中学校の生徒のために充実を図る提案をすべきだと思います。そして、学校長の権限がありますので、教育長と学校長が協議をしていただいで、よりよい太宰府の教育、歴史・文化、やはり天満宮というのは教育の神様ですから、その学校が充実するような学校支援をやはり提案をしていただくようお願いをしておきたいと思います。市長としては、耐震構造だとか教育の充実を図られるという形で答弁をいただいたことについて、私どもはそのとおり受けとめておきたいと思います。

それから、景観条例や基盤整備の問題について、やはり特別に、これは目玉として国がやられた基盤整備事業ですが、やはりしっかりと経営企画課は、この交付税措置がいただけるようにですね、国は何でもお金で、この財源債だとかいろんな部分で事業をやりますが、特に道路特定財源についてですが、出された部分は、借金に70%、交付金の借金の70%は借金払い、あとの30%でまた起債を起こして事業をやるというような仕組みが道路特定財源の仕組みです。そういう状況の中で、やはり国に対して、地方交付税をびしっと出すように要求をしていただきたいと思うんです。

それから、コミュニティバスの問題ですが、やはり市長が言いましたように、高雄地域には西鉄バスが入っておりますが、現在西鉄バスが五条まで来て、それから西鉄二日市まで入っている、そこでの競合はありますが、やはりコミュニティバスは西鉄に委託をしていますし、これを再三協議もしてほしいというのと、それから私が提案したように、基山町には小さな循環バスが走っております。道路事情、観世団地なんていうのは入るというのは難しいところですよ、離合もできない。こういう私が提案した小型の10人乗りだとか、タクシー会社に委託をするとか、そういうものはぜひ検討していただいてやはり対応しないと、市長が掲げた政策が実施できないということですね、市民の信頼にこたえないという状況になりますので、ぜひ検討していただきたいと思うんです。

それから、9番目の人権尊重ですが、国はやはりまた新たに人権条例をつくらうという形で、私のところにも人権条例に反対するという、何かわからないような手紙が来ました。自民党内でも真っ二つに意見が分かれております。ただし、以前の通達には、そういうこの同和行政の問題は一個も入っておりませんが、太宰府市の資料を見ますと、人権10年だとか、人権基本条例をしておりますが、同和問題の解決は、やはり差別はあってはならないと思いますが、どのような人権を尊重するのかというのを考えた上でやっていただきたいし、運動体を入れない審議会にしていきたい。運動体が入ると、そこがやはり重点になるわけですから、この構成については7名という形で検討されているようですが、専門の弁護士だとか司法書士だとか、法務局の職員も入るということですが、運動団体を入れない人権尊重の審議をしていただきたいと思います。

それから、10番目の保険制度の充実について、やはり2割減免について、職権で行うと、こ

それは国民健康保険も介護保険もぜひ職権で行っていただきたいと思うわけです。

それから、保険証の取り上げについては、市長が後期高齢者審議会の委員として出ておられて、やはり国としても、無年金者の、ほんのわずかな年金者にも直接納付通知が来て、払えない状況の中でも、慎重に調査をして、その実態に合った対応をするということで、取り上げは慎重にという状況を、市長もそういうふうに発言をされましたので、ぜひそういう状況と、それからやはり以前も質問いたしまして、行政としては要介護の5、4、これは特別障害者に該当する、こういう状況で、税金の申告上も控除対象になる、こういう問題については、広報やチラシを置いて、以前も縦と横のつながりをということで質問させていただいたところ、そのようにしているということですので、これが本当に市民に徹底できるようにお願いをしていただきたいと思います。

それで、火葬場の問題については、先ほども言いましたように、やはり大きな課題があります。私も、大野城太宰府環境施設組合の決算を見まして、積立金がない状況の中で、どう財政を捻出するかという問題がありますので、この問題については、やはり今後議会と行政と協議をせざるを得ないと思うんです。加入をさせていただくというのも、ただで入ることはないと思うんですよ。あれだけ立派な筑慈苑、しかもその整備のために駐車場まで広げる、炉の整備を行うということになれば、建てた金額は大変な額です。1年間の運営費も大変です。それに対する財政はどこからどう捻出するかといえば、やはり市民の税金です。それと同時に、問題点は、今の太宰府市、大野城市の火葬場については、火葬料についてはそう高くないわけですが、筑紫野市との格差があります。その負担分が市民になるわけですが、葬祭費をどうするかという問題もありますし、これは後でまた論議をしていきたいと思うんです。

それから、水道事業についてですが、本当に基本料やメーター使用料、やっぱり投資も必要です。で、担当課と話す中で、太宰府の水は今確保ができました。いろんな権利を買いました。今後その投資もしたいと言ってます。ところが、なかなか水道の枝線といいますか、この水道使用料が伸びないという状況があって高い水道基本料を設定している、こういう状況ですが、水道事業を始めたときは2万5,000人で、初めて松川ダムをつくったときに、だれが使い道があるかというふうな状況が、本当に三十五、六年前に論議をされた経過があります。その後、3万人が6万人に、倍に近くなりました。で、今後もまた人口急増になるわけですが、やはり枝線が大きくなってくると思いますし、見直し時期が来ておりますので、その辺、今後本当に市民が高いと感じている部分について、基本料を下げるとか、メーター使用料を廃止するとか内部検討をいただくことを私はお願いをいたしておきます。

本日、本来一般質問ですべき内容も入っておりましたが、項目が12項目ありましたので、市長の答弁をいただくと時間切れになりますので、私としては、今後この問題については、また今年の議会たびに、どのような進行状況なのか、またその都度その問題が議会に提案されてきますので、その時点で質問をするということで、本日の代表質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 以上で会派日本共産党太宰府市議団の代表質問は終わりました。

次に、会派太宰府市民ネットの代表質問を許可します。

4番渡邊美穂議員。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） 会派太宰府市民ネットを代表して、市長の施政方針に関して3つの項目について質問いたします。

まず、簡素で効率的な市政運営について3点お伺いいたします。

第1点目は、補助金の整理、合理化はどのような方法をお考えなのか、お聞かせください。

次に、職員の不補充を原則とされ、人件費の削減を図られるということについて、昨年私どもの会派の代表質問の中でも申し上げましたが、5年も6年も新規の職員がいないということが、将来業務上大きな支障を生む可能性があります。したがって、不補充をいつまで続けるのか、また中途採用などを含めた職員の採用計画について具体的にお答えください。

3点目の開庁時間の延長と休日の開庁に関してですが、大野城市では、土曜日開庁に当たって、自動で受け付けを行う機械を導入し、金銭のやりとりをなくして業務の効率化を図り、かつその対応はほとんどは委託業者が行っています。また、筑紫野市では、自動交付機を導入して、休日はもちろん、平日も早朝、夜間対応を行っています。今後、このような合理化について検討材料に入っていますか。

また、3月から5月は多くの課が繁忙期に入り、休日出勤の職員が平日に代休をとることによって、さらに業務が過密になったり、あるいは振りかえ休日をとることができなくなることが予想されますが、何か対応は考えておられますか。

2項目めは、学校教育環境の充実について2点お伺いします。

今年から教育委員と指導主事をそれぞれ1名ずつ増員されますが、市長はどのような成果を期待されておられるのかお聞かせください。

先日の議会で山根氏が教育委員として承認されましたが、新たに指導主事を採用されるに当たり、どのような人材をお考えでしょうか。

2点目に、市長の公約でもある校舎の耐震化について、本年度の予算にまだ耐震診断の予算が入っていましたが、今後どのような計画で進められ、最終的にどの程度の予算を見込んでおられるのかお聞かせください。

3項目めは、まるごと博物館について2点お伺いします。

まず、第1点目のまほろば号のダイヤ改正について、議会の全員協議会でご説明いただきましたが、市民に対してダイヤ改正の意図を明らかにしておくためにも、市長の言葉でご説明いただきたいと思います。

次に、これも市長公約の一つですが、高雄地区、東観世地区への路線拡大について、今ご説明いただける内容を具体的にお答えください。

2点目に、JR太宰府駅の設置について、施政方針の中で、まず駅ありきではなく、地元の

意向を酌んでという表現がありますが、具体的にどのような方法で地元の意向を酌んでいかれるのか、お聞かせください。

しかし、この件については、多くの市民の関心もあります。地元の方の意向とあわせて、市民全体のご意見を聴取するお考えはあるのでしょうか。また、本年度中に見直しをつけるというのは、駅の設置をどうするかということも含めて結論を出すという意味でしょうか、お聞かせください。

以上、回答は項目ごとをお願いいたします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま施政方針に関することにつきまして、市議会会派太宰府市民ネットを代表されまして渡邊美穂議員よりご質問をいただきましたので、順次ご答弁を申し上げます。

最初に、簡素で効率的な市政運営の推進についてのご質問にお答えを申し上げます。

1点目の補助金の整理、合理化についてのご質問でございますが、補助金の交付に関しましては、地方自治法第232条の2の規定によりまして、公益上必要があるものに対して、行政の目的達成のために交付するとしておりまして、住民の福祉の向上を図り、最大限の補助効果を上げるため、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を再点検し、補助金の必要性、効果、公益性等の観点を基本方針としております。

交付基準といたしましては、第1に、事業活動の目的、内容が社会・経済状況に合致していること。第2が、補助等の支出が客観的に見て公益上必要であること。第3に、市民の福祉の向上及び利益の増進に効果が認められることなどが基本事項のほか、団体等の予算におけます繰越金の額が補助金の額を超えていないことなどの個別事項も考慮して、現在交付をしております。

また、固定化しつつある補助金を定期的に見直しし、時代の変化に対応しながら、限られた財源を有効に配分することによりまして、補助金の整理・合理化に取り組んでまいりたいと思っております。

第2点目の職員不補充についてのご質問でございますけれども、職員の採用にはそれ相当の財源を伴うものでございますので、慎重であるべきものと考えております。したがって、団塊の世代の大量退職を踏まえて、組織の改編あるいは事務事業評価の推進とともに、事務量の把握に努めながら、適正な人員配置を行っていく必要があると考えておるところでございます。このようなことから、いつまで不補充を続けるのかというふうなことにつきましては、まだこの場で明確に申し上げるまでに至っていない状況でございます。

第3点目の休日の開庁についてのご質問でございますけれども、平成17年9月に策定いたしました太宰府市行政経営改革方針の中の一項目でございますが、私が市長選挙に出馬するに当たってのマニフェストの一つとしたものでもございます。この度、職員的一致協力のもと、2

月23日から6月28日までの第2、第4土曜の午前9時から正午まで、窓口業務開庁を試行しておるところでございます。職員の対応につきましては、基本的には土曜日に出勤した場合は同一週に振りかえて休みをとることにしておりますけれども、平日業務に影響を及ぼさないように取り組んでいく必要があると思っております。こういったことを、試行の期間を通じて総合的に検証していきたいというふうに思っております。

また、自動交付機の導入につきましては、以前も検討した経緯がございます。その時点では、導入の経費の問題等により見送っておりましたが、今後の状況の変化もありますので、改めて検討してまいりたいと、このように思っております。

次に、学校教育環境の充実についてのご質問にお答えを申し上げます。

1点目の教育委員及び指導主事の増員についてのご質問でございますが、増員によります成果は、まず教育委員につきましては、現在PTA活動などにかかわっておられる方を選任いたしております、このことによりまして、子供を教育している保護者の意向を教育行政に適切に反映してまいりたいと、このように思っております。

また、指導主事につきましては、効果的、効率的な教育活動の充実を図るためのものがございます。このことで、学校現場に対します指導助言あるいは人材育成の充実等、教育課程でありますとか、あるいは教職員研修に、今までの実務経験を生かし、信頼される学校づくりに向けての支援を行うなどの成果を期待しております。なお、指導主事の人材といたしましては、教育に識見が高く、経験豊かな方を採用するのが最適ではないかと考えております。

2点目の耐震工事計画と今後終了するまでの予算額についてのご質問でございますが、平成18年度から、国の第3次地震防災緊急事業5カ年計画に申請を行い、安心・安全な学校づくり交付金を活用いたしまして、平成20年度から水城小学校と太宰府小学校の補強工事を実施する予定でございます。また、本年度に行いました太宰府南小学校、水城西小学校、太宰府西小学校、学院中学校の耐震診断の結果が去る2月末に判明をいたしましたので、耐震補強が必要な校舎につきましては、平成20年度に耐震診断評価委員会にかけまして評価を行い、その結果に基づきまして、早急に実施計画を立て、そして耐震補強工事を実施してまいりたいと、このように思っております。

次に、予算額につきましては、水城小学校、太宰府小学校の耐震補強工事等で、概算で約1億数千万円程度見込んでおるところでございます。

なお、本年度に耐震診断を実施した学校の耐震補強工事費は、耐震診断評価委員会の結果が判明してからとなります。

次に、まるごと博物館についてのご質問にお答えを申し上げます。

1点目のまほろば号の路線拡充についてのご質問でございますが、本年4月に実施いたしますダイヤ改正につきましては、現行ダイヤの検証を行い、利用者が少ない路線の減便、あるいは早朝や夜間など利用者のない便の見直しを初め、休日ダイヤの縮減を図るなど、効果的な、

効率的な運行ダイヤに改正するのが今回の改正でございます。また、定時間隔での運行を実現させるための路線のコンパクト化によって実現いたしました西鉄都府楼前駅での乗りかえ制度の実施などによりまして、西鉄都府楼前駅から太宰府市役所方面へは、約20分間隔での運行を行うことが可能になりました。

次に、高雄・東観世地区等の新規路線の計画についてのご質問でございますけれども、東観世地区につきましては、ご承知のとおり、進入路が狭隘なために、現行の小型低床バスでは運行が大変難しい状況でございます。このため、コミュニティバスとしての運行か、福祉バスのような運行か、あるいはダイヤモンドタクシーのような新たな形態での運行か、様々な角度から検証いたしまして、運行方法を検討いたしておるところでございます。いずれにしましても、このことについては私の公約でもあります。実現に向かって努力したい、なるべく早い時期にこれは実現したいというふうに思っております。

また、高雄地区につきましては、現在西鉄バスが既に相当数運行していることから、まほろば号が参入した場合、当然路線や料金等の問題が発生してまいりますので、その点を十分考慮して関係機関と協議を行ってまいりたいと思っております。このことにつきましても、ただいま申し上げました東観世地域と同様に、この高雄地域等につきましても、既にアンケート調査での早期の実現というふうな要望も出てまいっておりますので、これも同時にできるような方向で努力していきたいと、このように思っております。

2点目の（仮称）JR太宰府駅の設置についてのご質問でございますけれども、JR太宰府駅の設置につきましては、平成16年10月にJR太宰府駅（仮称）及び駅前広場建設基本構想を策定いたしましたところでございますが、駅周辺のまちづくりと一体となった整備が必要でございます。現在、JR九州と市で勉強会を立ち上げておりますので、地元の意向とあわせながら、平成20年度中に基本となります方針を固めてまいりたいと思っております。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたけれども、ただいま承りました貴重なご意見でありますとか要望等につきましては、これからの市政運営に当たりまして、十分参考にさせていただき、一層努力してまいる所存でございますので、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 1項目について再質問ありませんか。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 以前、補助金の5%の一律カットということを実施されたことがありまして、そのとき私は市民からいろんなご意見を伺いまして、それを受けて千葉県得我孫子市の方に視察に行かせていただきました。ここではですね、その補助金の交付をすべて一たん白紙にして、その補助金を希望する団体が新たに申請した内容というのを、市民と有識者によって構成された第三者委員会が判断して、直接面談を行った上で額を決定するという方法を実施しておられます。これはかなりの労力が必要になりますけれども、市民の満足度とあわせて、補助金額の大幅な減額を実現できたということ、私、以前の議会におきまして申し上げたこと

がございます。そこで、ぜひ今回またそういった適正化を見直されるに当たりまして、一つの参考にしていただきますようにご提言をしておきます。

一律カットというのは一見平等に見えますけれども、個々の団体の活動趣旨やその内容によっては、かえってその不平等感を生む結果にもなります。市の事業におきましても、事務事業評価を導入されているわけですから、各補助金団体についても、補助金額や、あるいは継続することについての妥当性などにつきましても一つ一つ丁寧に検証する必要があると思います。ぜひ検討の際にご勘案いただきたいと思います。

2番目の中途採用とか職員採用のことについてなんですが、まず質問があるのは、今後、民間企業などからの中途採用などを検討されているのかということが1つと、先ほど武藤議員への回答の中でありました集中改革プランで、一応350名、平成22年度までに実現をするというプランを立てておられたということですが、これが現実的には一体いつごろ達成できるのかということ、この2つをお伺いしますけれども、市の職員の業務が非常に多岐にわたっているために、またこれから担当課を超えた横断的な体制というのが非常に求められてくると思います。ですから、職員が管理職になるというときには、担当課を超えた、本当にいろいろな業務を把握していることが求められます。しかし、その育成に非常に長い時間がかかるということから、できるだけ早い時期に中途採用などを、もし計画されているとしたら行っていただきたいと思いますし、空白になっている数年間というのがありますから、ここを、どういった形ででもいいので早目に埋めていただくように要望しておきたいと思います。

それから、3点目なんですけども、休日開庁というのはまだ試行段階だとは思いますが、市の職員が休日に出勤して対応する費用とですね、オンライン化を含めた自動化によるもの、あるいは委託業者での対応、こういったことを比較して、その費用対効果というのがどのようなものになるかというのはきちんと検証される必要があると思います。それで、職員の方、繁忙期には毎日10時、11時までの残業、それから休日出勤なども行っていらっしゃる方がいるという話も聞いております。先ほどおっしゃいました同一週にその振りかえ休日をとるということが現実的にかなり厳しい時期も多いのではないかというふうには私は理解をしております。ですから、職員の方の健康面、特に最近は健康面を害されている職員の方が多いというふうにも聞いておりますので、この部分でも私は今不安を感じております。ですから、平日業務にですね、一体どのような影響があるのか、合理化とあわせて、この部分もぜひ試行期間の中で検証していただくようお願いをしておきまして、2点ご回答をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 補助金の見直しについてでございますが、これは今回だけのものではございません、単発的で行うものではありません。これは、ご承知のように、昭和62年以降、第1次行政改革のときのテーマでもございました。それから以降、相当数、そのときの決算資料とか見ていただいたらおわかりでございます。今日まで来ております経過等については、本当に並大抵ではない削減をやはり強いてきたというふうなこともありますし、あるいはその後の補助

金の見直しも含めてやってきました。基本的に、今補助金等については、行政が各団体に自立、市民の自立を図るために支援するためのものがございます。永久的にこれは支出していくというものではございません。いわゆる期限つきでございます。あとは、みずからの団体の中で自立ができるような形が私どもの本来の目的でございます。なかなかそのことについてはできにくい部分もございます。あるいは一定程度行っていく部分があります。したがって、今議員も言われましたように、画一的ではないというふうに思っております。その団体から見て、今後等についてもこの見直し等については続けてまいりたいというふうに思っております。

それから、2点目の中途採用、採用職員関連でございますけれども、私は、基本的にこの職員の人件費等については、一番経常収支比率でありますとか、市を運営するための大きな分野といたしまししょうかね、がございます。経常収支比率でいきますと約30%、30億円から払っております。これは、ただ単に職員の人件費だけではございません。これに着目するというふうなことも避けて通れないと思っております。これをある程度、それをそのように考えずに大量採用していく、何も考えずに、計画的なものでないものでやっていくということではできないかなというふうに思っております。

しかしながら、大量に退職します職員もいることでございます。それから、将来的にも、安定的に組織が回るような形を行うのも為政者として当然であろうというふうに思っております。したがって、本年度を含めて、今現在配置定数と事務量の量がどうなっておるかというようなことをやはり計数的に押さえる必要があると思っております。このことについて検証ができ次第、平成20年度には、平成21年度に向けて私は採用計画に基づいて判断をしたいと、採用に踏み切りたいと、人数は別でございますけれども、そういった考え方を持っております。

それから、この人員計画でございますけれども、これは今現在が370人で、350人とというふうなことを申し上げました。今現在が、実員数が359人になっておるようでございます。これも長年の採用試験を実施していないことが直接的なもので間違いございません。

しかしながら、その背景には、プラスで考えなければいかんのは、今までと違って、昭和40年代、私が入りました昭和45年当時と違いまして、どういうふうに違って来たかといいましたら、やはり機械化、コンピューター化、あるいは今パソコン、私どものときはそろばんでございます、そして一部電卓が入ってまいりました、そういったところから、今大量反復的な、膨大な資料を瞬時のうちにすべて処理できるんです。仕事の形態そのものが変わっております。そういったところも含めて、そのことによってどれだけ省力化になったのかというふうなことも含めて検証する必要があるというふうに思っております。そういったところから、将来の目標としては350人ぐらいが適正規模ではないかというふうなことを思っておりますし、そこに向かって計画をしております。今が359人でございますので、一、二年の採用、退職によってそのことは早期に達成できるのではないかというふうに思っております。いずれにしましても、この採用等については、慎重な上にも慎重を期して、そして財源的あるいは経常収支

比率あるは実質公債費比率等々の全体に及ぼす影響も検証しながら、これは慎重に対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、休日開庁の問題等々につきましても、これは機械化で行うこと等については、これは追求していく必要があるだろうというふうに思っております。

それともう一つ、私が常に思っておりますのは、人と体で接するといいいましようか、何ていまいましようか、フェース・ツー・フェースっていいますね、やはりそれは大事だというふうに思っておるわけです。何もかも機械化で、押せばぽんと出る、用を達する、これも今からの社会は大事だと思いますけれども、これプラスのやはりサポートっていいまいましようか、支援していく、直接的に顧客である市民の皆様方と接して、どこがどういうふうに要望があるのかというふうなことは、なかなか機械のパソコンのメールだけではわかりづらい部分があります。趣旨はわかりますけれども、その目、その全体、市民の皆さん方が来られてのその様子を全体像で、五感で受けとめて、やはり行政は基本的にやる必要があるんじゃないかなと、そういった側面も私はあると思っておりますので、費用対効果は努めてまいりますけれども、そういった側面も私は必要なんだというふうなことを考えておりますので、お話をさせていただきました。

ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 再々質問ありますか。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午後0時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

2項目について再質問はありますか。

3項目について再質問ありますか。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） コミュニティバスの件にまずお伺いというか、ご提言しておきたいんですけども、現在大野城市でですね、試行的ではあるんですけども、公共交通機関のない一定の地域を限定して、市民会員という形で会員を募って、市の指導のもと、その市の車両を使う、でその会員の方たちがご自分たちで運転手を雇ってというようなことも何かやっておられるようです。この方法でしたら、国土交通省の認可が必要ないということです。それで、どういった方法が太宰府市に合っているのかということがわかりませんし、また私、先ほど市長の答弁にありましたそのダイヤモンドタクシーというのが余り理解ができなかったんですけども、自治体ごとに試行錯誤をされておられますので、ぜひ太宰府市に合った形で早期に実現をしていただくようお願いをしておきたいと思っております。

それから次に、JR太宰府駅の問題についてなんですけれども、私の質問の中にありました、もちろん地元の意向というのも大切だと思うんですが、市民全体にやはり関心を持たれて

いる方が多いということで、その市民に対しても一体どのような形で意向を確認をされるのか、あるいはされるおつもりがあるのかということ、それからあと議会におきましても、昨年度来より特別委員会が設置されましたので、市長はその議会のこの特別委員会につきまして、施政方針の中では述べられていなかったんですが、この議会の意向についてもどのようにとらえておられるのか、この2点についてお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 第1点目のコミュニティバスの件でございますけれども、これは平成10年4月に導入しました中におけるコンセプトが、「人に、物に、町に、環境に優しい」というふうな一つのコンセプトでございました。そういった中で、弱者の方、高齢者の方等々も自由に外に出れるような、そういった機会をこのコミュニティバスによって得ていただくというふうなことで、施設と施設、市役所までの、そういった交通空白地域も含めた形の中で導入したというふうなことでございます。それから10年たちまして、何回かダイヤ改正は行ってまいりました。このこと等についても、絶えず私が基本に置いておりますのは、操業であると、修正ではないと。絶えず、委託しておるけれども、委託しっ放しではないんだと。絶えず市民の利便性、もっともっとというふうな創意工夫を凝らしながらこれはやるのが基本であると。その視点でもって今回の見直しも含めておりますし、また東観世あるいは高雄地域の新規バス路線の導入等々についても、そういった観点から私は検討してまいりたいというふうに思っております。

それは、具体的に申せば、ダイヤモンドタクシーの方策、あるいは今渡邊議員が提唱されました市民の手によるところの、自分たちでつくり上げる、そういった、いわゆる買い物あるいは医者の方に通うために利用するような、そういったタクシーがわりといいまいしょうかね、そういった形とか、いろんな形態があるだろうと思います。太宰府市もいろんな形態を考えてまいりたいと思いますけれども、今のバスに合わせるのではなくて、その道に合った形での車両を用意するとか、あるいは形態等々についてもいろんな形態があるだろうと思います。国博あたりで、利用する会、市民ボランティアの形等々が多くとられております。やはりコミュニティバス等々についても、使用者の会であるとか、利用者の会でありますとか、やはり市民の皆さん方のそういった声を聞きながら、そして導入していくというふうなことが私は大事だと、常に改善、改革をしていくということが大事だというふうに思っております。そういった考え方で進めたいというふうに思っております。

2点目のJR太宰府駅等々につきましては、初めに駅ありきではないんだというふうなこと等も申し上げております。このこと等については、ただ単にあの佐野東地域に駅だけつくったとしても利用はないだろうというふうに思います。東地域のまちづくりをどうするのかというふうなこと、今市街化調整区域でございます。将来を見越した中で、全部を市街化区域にするのか、あるいは、片や平成15年7月19日の大雨等々がございます。水田等々については保水の、ダム調整の機能も持っているわけでございます。そういった多面的な、平時の部分だけの

状況で判断するのではなく、いろんな多面的な方策の中でいろんな角度から検証し、そしてまちづくりをどうするのかというようなことを含めて考えて、その延長上の中にJR太宰府駅もあるというふうなことで私は考えておりますし、そのためのもの等については、地権者はもちろんのこと、広く市民の声を聞くということについては大事だというふうに思っております。

その聞き方、手法等については、いろんな方法があるだろうというふうに思います。諮問機関的な形で聞くやり方、あるいはもっと元気に・がんばる太宰府応援団的な、そういった任意の中で聞くやり方、あるいは今やっております市長と語る懇談会形式、あるいは今の、何ていいますか、コンピューターの今の市の窓口でございますホームページの中でも多くの意見が寄せられます。そういった中で、市民の聞く方法等については、あらゆる分野を通じながら私は聞いてまいりたいというふうに思っております。そのことが私も大事ではないかなと思いますので、そのことが一つでございます。

それからもう一つは、議会の特別委員会がござります。その中で、いろんな角度から、これも今申し上げた部分も含めて検証していただくのではないかなと思います。あるいは、一つの駅をつくりますと、今までの部分でいきますと、請願駅というふうなことで、100%地元と。今までの流れの中で、1割負担をJR九州が行うというふうなことでござりますが、なかなかそういったことだけでは済まないだろうというふうに思います。やはりJR九州の方にも負担を求めながら、ぜひともこの特別委員会の中で、ひとつその辺の分野も含めて論議していただければありがたいなというふうに思っておるわけでございます。

請願駅でないJR太宰府駅の設置、つくるとすればどうなるのかというふうなことを含めて、いろんな角度から検証することは大事ではないかなと。それとあわせて、今申し上げております東側のまちづくり、全体的なまちづくりをどうするのか、そして今の佐野の、通古賀、吉松地域の土地区画整理事業が完了しておりますけれども、あの一連の流れといいましようかね、全体、風景をどう描いていくかというふうなことが一番大事になってくるというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありませんか。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 最初のご答弁のときにですね、一応平成20年度中に基本方針を出すというつもりで進めていくというふうなご意見であったんですけども、議会の方にも、今おっしゃったように、請願駅ではなく、まちづくり全体を考えた形での検討を望むというような内容だというふうに私は今受け取ったんですが、その平成20年度中の基本方針とですね、議会が時間をかけてこれからずっとそういった検討を始めていくと思うんですけども、そこに随時その情報交換なりですね、議会が答申を上げる前にですね、そういったことがないと、結果的に議会が特別委員会の中で検討した内容というのが平成20年度中に出されたその基本方針とずれがあった場合に大きな問題が出てくるんじゃないかと思うんですが、市長ご自身はどういうふ

うな形で整合性を立てていこうというふうに考えておられますか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 平成20年度にJR太宰府駅をどうするのかを含めて、まちづくり全体のイメージを含めて方向づけをします。幾つかの、やはりこういった政策を決定する場合にあっては、1つじゃないんです。やはり5択ぐらいで、いろんなケースを考えて、その中で最終的にどうするのかというふうなことの判断が迫られるというふうなことが、判断をしていくというふうなことになってくるといふふうに思っておるわけです。私は、初めに結論ありきではない、すべての皆さん方の意見を聞いた中で行っていくと。今市の方針はございますよ、市の方針はきちとした形であるけれども、それを具体的に実現していくための一つの第一歩をどういふふうに踏み出していくのかというふうなこと、やっぱりそれには、自分たちの今の現状をきちんと整理し直すこと、このことが大事ではないか、それなしには将来の軸はなかなか見えないというふうふうに思っております。それには、財政状況も全部、トータル的なもので私は申し上げます。全体的なものの中で、じゃあいつからそれをやっていくのかというふうなことをその中で判断していくと申しませうか、方向性を私は示していきたいというふうふうに思っております。それが、平成20年度までにといふふうに申し上げているのはそれでございます。

○議長（不老光幸議員） 以上で会派太宰府市民ネットの代表質問は終わりました。

次に、会派太宰府新政会の代表質問を許可します。

7番橋本健議員。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○7番（橋本 健議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、太宰府新政会を代表いたしまして、市長の施政方針に基づき、3項目について質問をさせていただきます。

まず、1項目めは、財政計画について質問をさせていただきます。

日本経済は、原油及び小麦を主とした穀物の高騰により、製造メーカーの原材料や製品の仕入れ価格が上がり、景気回復にはほど遠く、減速感があらわれていると言われております。食品を初めとするメーカーの仕入れ価格が上がれば、必然的に小売価格にもはね返り、値上げという事態を招いてしまうのは必定でしょう。ガソリンが上がり、輸送コストも上がるわけですから、連鎖的にありとあらゆる商品の値上げ現象が起きつつあります。例えば小麦を原料とするパンやうどん、ラーメン、スパゲティなどのめん類やお菓子の価格が上昇し、584品目の1月の全国消費者物価指数は0.8%上昇し、4カ月連続のプラスだそうです。こういった物価上昇は、節約といった買い控えで消費が冷え込むのではないかと懸念されております。

このような経済動向の中、平成20年度から、医療分、介護分と後期高齢者支援金の3本立てに変更され、国民健康保険税の改正はダブルパンチとなり、国民、市民にとって大変厳しい負担増になってしまいます。

さて、平成20年度の一般会計の当初予算は、前年比2.9%減の182億299万3,000円が計上され

ておりますが、市長は施政方針の中で、市民との協働のまちづくりを基本方針とし、マニフェストの実現を図り、メリ張りのある予算編成にしたと述べられました。地方分権化の推進により、自己決定、自己責任が求められ、厳しい財政状況下になってしまった現在、むだを省き、より効果的かつ効率的な市政運営をしていかなければなりません。今後の財源不足を補い、安定した財政運営を行っていくためには、数カ年の財政見通しであります財政計画が必要であると考えます。

質問いたします。財政分析の指標としましては、公債費比率や起債制限比率と財政力指数などがございますが、経常収支比率について伺います。

市長の在任期間、今年から平成22年度までの3カ年間の予測と、税収増を図るために具体的なプランをお持ちでしたらお聞かせ願いたいと存じます。

また、道路の整備と安定的な財源確保のために創設されました道路特定財源について、本市の1億3,000万円の財源の使い方をお尋ねいたします。

今年度予算に計上されているという説明を受けておりますが、万一財源交付が不可能となった場合、どのような対応をされるのか、お考えをお聞かせください。

次に、2項目めの地域コミュニティづくり推進プロジェクトについてお尋ねいたします。

第四次総合計画、3つの戦略プロジェクトの一つ、地域コミュニティづくりの推進は、7つの小学校の余裕教室を活用し、地域の住民が集える居心地のよい拠点づくりを行うという内容になっております。また、地域のことは地域住民で考え、行動し、まちづくりを行うという地方分権時代にふさわしい市民意識の高揚を図り、地域リーダーの育成と地域コミュニティ活動を支援するために、地域づくり事業支援制度の創設に向けた取り組みを行うとあります。平成13年から始まり、7年が経過いたしました。後期基本計画は平成18年度から平成22年度までの5カ年で、残すところ3年しかありません。果たして最終年度までに計画が達成できるのか甚だ疑問ではありますが、小学校区ゾーンの現状と課題についてご答弁をお願いいたします。

2点目は、地域コミュニティの中に防犯部会が発足したところもあるようですが、現在筑紫野警察署が中心となり、地域を巻き込んだ一斉街頭パトロールが実施されております。行政の果たす役割は何なのか、どのような支援活動を実行されているのかお尋ねいたします。

3項目めの質問は、教育問題と悩み相談体制についてであります。平成18年10月閣議決定で設けられた教育再生会議が、今年1月末に最終報告書をまとめられ、1年4カ月の活動に終止符が打たれました。知育、徳育、体育の充実策や教育改革関連三法、そして30年ぶりにゆとり教育の見直し、いじめ問題や指導力不足教員の対応策の提言がなされました。それを受けて、2月15日文部科学省は、小・中学校の学習指導要領改訂案を公表しました。改訂案では、1時限45分の週3回のゆとり学習を2回に減らし、理数系に力を入れ、小学校6年間で278時間、中学校3年間で1時限50分を105時間に授業時間を増やすというものです。また、5、6年の高学年は、英語に親しむ目的で、週1回の英語活動が新設されました。これから意見公募を経て、小学校は平成23年、中学校は平成24年から実施されるようです。

こうした中、ゆとり教育の路線変更は詰め込み教育の復活ではないか、あるいはゆとり教育を十分検証せずに主要教科の時間を増やしても学力が向上するとは限らないなど、賛否両論あります。また、道德教育は、徳育として教科化するには、国の検定教科書や数値評価がなじまないという理由で見送りとなりました。教育長は今回の改訂案にどのようなご見解をお持ちでしょうか、お聞かせください。

次に、悩み相談体制についてですが、いじめ、不登校問題は鎮静化したように見えます。しかし、ネット上で誹謗中傷し、他人を苦しめ、傷つける行為は増加しております。本市には11の小・中学校を側面から援護していただいている青少年相談センターがあります。家庭児童相談とヤングテレホンと不登校児を復学させるつばさ学級の3部門の担当者がそれぞれ協力し、献身的に当たられておられます。不登校やいじめなどの悩み相談が後を絶ちません。専門的な心理カウンセラーを常駐させるとは申しません。週1回派遣するとか、相談開所日を増やすなど、時代の流れに合わせて当センターの支援充実を図るべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

以上、3項目につきましてご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（不老光幸議員）** 市長。

**○市長（井上保廣）** ただいま施政方針に関しますことについて、市議会会派太宰府新政会を代表されまして橋本健議員よりご質問をいただきましたので、順に回答を申し上げます。

最初に、財政計画についてのご質問にお答えを申し上げます。

1点目の経常収支比率についてのご質問でございますけれども、経常収支比率は、従来都市にあっては75%、町村にあっては70%程度が妥当であるとされておりました。しかし、近年の三位一体の改革などの影響によりまして、交付税や地方税が低迷をいたしまして、平成18年度の全国平均が90.3%、福岡県26市の平均が95.2%となっております。本市におきましては、私の公約で、財政改革を推進し、平成19年度決算の経常収支比率を98.0%に、また平成24年度には89%に改善すると申し上げておりますけれども、近年の経済状況のあおりを受けまして、平成18年度の経常収支比率が予想外に100.9%と大変厳しい状況となりました。したがって、今後は今まで以上に、人件費、公債費などの経常一般財源の削減を中心に見直しを行ってまいりたいと思っております。

また、歳入におきましては不透明な部分が多く、財政状況の好転は見込みにくい状況でございますけれども、税の徴収体制強化でありますとか、あるいは法定外税の堅持、もっと元気に・がんばる太宰府応援団からの提言を受けての歳入増加対策を行いまして、目標の経常収支比率を目指してまいりたいと思っております。

2点目の道路特定財源についてのご質問でございますが、現在国会で審議されております道路特定財源の暫定税率が廃止されますと、本市の自動車取得税交付金あるいは地方道路譲与税、自動車重量譲与税が、平成18年度決算ベースで、3億2,345万円のうち1億3,000万円が減額

となると試算をいたしております。また、本市が道路特定財源を利用した国の補助を受けております事業も、平成19年度予算ベースで約2億5,000万円減額となります。県や市町村は、少子・高齢化の進行に伴いまして、社会保障費などの増加する中で厳しい財政運営を余儀なくされておきまして、急激な財政環境の変化への対応は困難となるわけでございます。

住民の生命を守るための最低限の道路の維持補修をやめるわけにはいきません。暫定税率が廃止されれば、福祉でありますとか、あるいは教育などの行政サービスをある程度切り詰めなければならないような状況になってまいりますし、あるいは道路以外の住民サービスの低下も懸念されるわけでございます。したがって、本市といたしましても、道路特定財源の暫定税率の維持を願う立場で、全国市長会を初めといたしまして、本市単独でも国などの関係機関へ要望書の提出をいたしております。

次に、地域コミュニティづくり推進プロジェクトについてのご質問にお答えを申し上げます。

第1点目の地域コミュニティづくりの現状と課題についてのご質問でございますが、まず現状につきましては、地域住民が相互に支え合い、豊かさを実感できる地域社会の実現を目指しまして、自分たちの地域のことはみずから考え、決定し、そして責任を持って行動できる個性ある地域づくりを、そういった地域コミュニティづくりの将来像といたしておりますけれども、現在太宰府南小学校区及び太宰府西小学校区、それから水城西小学校区の3小学校区におきまして、地域コミュニティ協議会の準備会が設置をされまして、防犯でありますとか文化、福祉といった部会活動に取り組まれております。他の小学校区につきましても、防犯を一つのキーワードといたしまして、地域活動を広めていくように、自治会長でもございます区長さんと協議を重ね、平成20年度の防犯部会立ち上げに向けまして、本年2月20日の定例区長会議におきまして、各行政区へ防犯委員の選出をお願いをいたしたところでございます。また、本年1月から開催をしております市長と語ろう未来の太宰府ふれあい懇談会を行政区ごとに行う中で、地域コミュニティづくりを推進するための協働のまちづくりにつきましてもご説明をしておるところでございます。

次に、課題についてでございますけれども、現在地域コミュニティづくりの場といたしまして、太宰府南小学校区におきまして南コミュニティセンターを活用しておりますけれども、他の小学校区におきましては地区公民館を利用して会議等を開催しているのが現状でございます。やはり将来的には、地域の住民の皆様方が集い合い、そして語り合えるような情報の収集、交換の場として、各小学校区ごとにコミュニティセンターの整備が必要であるとの認識をしておるところでございます。現下の財政状況下におきましては、早期の対応は大変難しいものはございますけれども、既存施設の活用も視野に入れた施設整備計画の策定が必要ではないかというふうに思っております。

2点目の防犯部会の活動についてのご質問でございますが、昨年9月から、地域住民あるいは警察あるいは消防、行政とが連携をいたしまして、毎月第2・第4金曜日を一斉街頭活動の

日といたしまして、それぞれの地域で、防犯部会を初めといたしまして、ボランティア団体の皆様方を中心に防犯パトロールなどの街頭活動が行われておりまして、犯罪、交通事故あるいは火災の発生件数の減少に大きな成果を上げておるところでございます。この一斉街頭活動の日推進に伴います行政の役割につきましては、地域住民あるいは警察あるいは消防等との連絡調整を初めといたしまして、防犯専門官によりますところの青色回転灯パトロール車、いわゆる青パトを使ったパトロールとの連携など、人的な支援を行っておるところでございます。

以上のとおり、ご質問の件につきましてはご答弁申し上げましたけども、ただいま承りました貴重なご意見、要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして、十分に参考にさせていただきたいと、一層の努力をしてまいる所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 引き続きまして、教育問題と悩み相談体制につきまして私の方からお答えいたします。

1点目の学校教育についてのご質問ですが、本年1月に中央教育審議会答申が出され、2月には学習指導要領案が出されています。3月中旬には告示になると言われております。特に今回の改訂は、教育基本法や学校教育法の改正を受けての改正となっております。

この学習指導要領についていろいろな意見があることは承知しておりますが、公の教育に当たる私たちを含め学校では、法的な拘束力があり、また各学校の教育課程編成の最も基本的な部位を占めるものですので、そこに示された目標や指導内容に沿った学習が進められることとなります。

今回の学習指導要領では、議員ご指摘のように、ゆとり教育から学力向上へのシフトという意見もありますが、これを二者択一的にとらえるのではなく、学習時間増などによって基礎的な知識や技能を十分に習得させ、その上で思考力や判断力、表現力を身につけさせようとしめます。そして、教科の枠を越えた横断的、総合的な学習を行うなどし、確かな学力を育成しようとするものにとらえております。

道徳教育につきましても、今回の改定の基本は生きる力をはぐくむことにあり、この生きる力の要素を端的に言えば、さきに述べた確かな学力と豊かな心、そしてたくましい体力となりますが、このように道徳教育も大変重要視されているにとらえておるところです。

2点目の青少年相談センターの充実についてのご質問ですが、ご承知のように、青少年相談センターは、不登校の児童及び生徒に対する援助を行う適応指導教室や、小・中学生など青少年からの悩み相談を受けるヤングテレホン、児童福祉の観点から相談を受ける家庭児童相談室が、それぞれの業務を果たしながら、連携して青少年の健全育成を図るために開設したものでございます。

ヤングテレホンは、不登校やいじめの問題、子供を取り巻く様々な問題を、相談者の気持ちに寄り添った助言ができる相談員を配置して、相談者の意思を尊重しながら、学校とのかけ橋

となり、問題解決に向けた支援を行っております。ヤングテレホンへ寄せられる相談件数は毎年増加しておりますが、相談者の傾向としましては、高校生及び成人などが約80%で、継続した相談者も増加しつつあります。平成20年度から、これらの相談状況の実態を勘案しつつ、青少年相談センター内部で一層の連携を深めることによりまして相談体制を見直し、開設日を週1回削減し3日の実施とする予定です。なお、開設日の漸減につきましては、申し述べました相談事業の類似性や福岡県による教育相談事業の充実など総合的に判断したものでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたが、ただいま承りました貴重なご意見やご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分に参考にさせていただきます、一層の努力をしてまいります所存でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1項目について再質問はありませんか。

7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 財政計画についてのご答弁をいただきまして、2点目の特定財源の使い方、それから暫定税率が不成立にならないように関係機関へ要望書を提出していきたいというご答弁をいただきました。今回、国土交通省内で、マッサージチェアやカラオケセットの購入、また職員の慰安旅行といった貴重な財源のむだ遣いなど、道路建設以外の支出が発覚しております。現在、その点で国会で論議されておりましたので、質問をさせていただきました。

この道路特定財源につきましては、揮発油税の暫定税率が3月末で期限切れとなるため、今与・野党の攻防が一層激しさを増し、その行方が注目をされております。暫定税率の税制改正法案が不成立に終われば、2兆6,000億円の収入がなくなってしまう、全自治体が混乱を来してしまいます。本市に限らず、全国の自治体が打撃をこうむるわけですから、そうならないよう、市議会でもでき得る努力を払っていかねばなりません。道路整備につきましては、事業期間と規模の見直しで適正な支出がされますよう、与・野党間の修正協議に期待したいと思っております。

さて、1点目の経常収支比率、最終的には89%というご報告をいただきました。この財政計画については、3カ年あるいは5カ年でどれくらい歳入不足が生じるのか、また今後の見通しや計画目標、それに取り組み事案など、財政健全化に向けた中期計画書の策定が必要ではないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか、ご答弁をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 財政計画につきましては、具体的には事務的な形できちっと持っている部分でございます。それに基づいて、将来的な89%でありますとか、平成24年でこうなる、あななるということを申し上げているわけでございます。

で、私ども、歳入の増を図るための取り組みをしなればなりませんけれども、あるいはこの経常収支比率を下げるということは、分子を、すなわち歳出を減らしていくか、歳入を上げ

ていくか、どちらかでございます。歳入の減等については、地方交付税でありますとか、いかんともしがたい、私どもの力ではどうもならん部分等々もございます。少なくとも税収そのものが今以上に下回らないような形の中では、単独で、私どもの力でできますので、その辺の歳入の欠陥にならないような形の中での徴収、特別収納、徴収の強化でありますとか、あらゆる分野での歳入増に私どもは知恵を絞っていきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、このこと等については、歳入欠陥があるかどうかというふうなことでございますが、歳入欠陥とは私は必ずしも言わないというふうに思っております。歳入に見合う歳出を組むわけですから、この辺のところ等については、何といたしましょうか、身の丈の行政、身の丈の財政運営を行っていくというふうなことで表明をしておりますし、その姿勢で今後においても行ってまいりたいと。ただし、市民にとって必要な財源等については今後も確保していくというふうな考え方に変わりはありません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありませんか。

7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 中期計画書、これをつくっていただけるかつくっていただけないのか、ちょっとご返事がなかったんですけれども、他市町村では、やはり中期、長期に分けてつくっている自治体もございますので、ぜひ市民に、つくっていただいて市民への公表をしていただきたいということをお願いしておきます。

確かに、各自治体ともに厳しい財政状況下でありますけれども、その歳出の見直しもご答弁の中にもありました。あとは自助努力によっていかに歳入を増やすか、本当に各自治体頭が痛いだろうというふうには思っております。本市の場合は、歴史と文化の環境税や広範囲にわたる広告収入、こういったもので努力をされております。しかし、教育、土木、福祉、医療分野におきまして、まだまだ十分なサービスが提供されているとは言い切れません。以前から再三申し上げておりますように、本市の場合は、年間730万人の観光客がみずから太宰府市を訪れていただくということは本当にありがたい話であります。ぜひ滞在型宿泊施設の誘致の実現化で、安定した財政運営ができますよう、積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

ここで質問させていただきますけれども、平成20年度の予算案ができておりますが、これからは「予算はあるもの、使うもの」といった考え方から、「予算はないもの、つくるもの」といった考え方に意識転換を図っていただきたい、そして創意工夫のもと、職員一丸となって財政安定化に向け努力していただきますことを強く要望いたします。この点について市長のご答弁をお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 橋本議員のご高説のとおり、私もそのように思っております。最少の経費で最大の効果、顧客であります市民にいかにサービスを提供するか、小さな行政をいかにつくっ

ていくか、このことが私ども全般に課せられた課題ではないかなというふうに思っております。そういった姿勢でもって私は行政運営を常に心がけておりますし、今からもそのようにしてまいりたいというふうに思っております。

いつとき、昔までは、予算は、今ご指摘のあっておりますように、消化するもの、使うものというふうな形。確かに必要なものは使っていく必要がございます。むだなものは省いていくというふうな部分、あるいはむだを残し、そして次年度に計画的に予算化して執行していくというふうなことが、使い切りの時代はもう既に終わって、本市の場合であっても、五、六年前からそのような考え方はもう払拭いたしております。残ったもの、あるいは予算残、あるいは執行残、あるいは入札残等々で節約したもの等については、余して、プールして、そして翌年度に繰り越して、そして市民のために有効に使っていくと、この姿勢でありますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（不老光幸議員） 2項目につきまして再質問はありませんか。

7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 地域コミュニティづくり推進につきましては、現状と課題についてご回答いただきました。

ところで、今年度、地域コミュニティ推進費として1,392万7,000円の予算が計上されておりますけれども、市民活動の支援についてはどのような計画をされているのか、その具体的な内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 具体的になりますので、部長の方から説明をさせましょう。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 施策別の枠配分でありますので、地域コミュニティ推進事業費につきましては、市民活動災害補償保険あるいは開放教室などの施設管理委託料などを含んでおります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありませんか。

7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 冒頭でも申し上げましたけれども、あと3年しかないんですよね、猶予期間が。この3年間でどこまでの計画が達成できるか、非常に私ちょっと注目しておるんですが、コミュニティ推進につきましては、体制づくりができてない小学校もあるようでございます。一つの案としまして、市長も答弁されましたけれども、子供の誘拐、連れ去り、空き巣やひったくりの犯罪抑止のためにですね、まず取っかかりとして防犯取り組みを提案されたいかがかなと思っております。そして、防犯セミナーの開催といったものをきっかけにして組織づくりを進められてはいかがかと思っておりますけれども、一つの部会が誕生すれば、あとは体育部会、体育部長を中心にしたメンバーで構成した体育部会や、あるいは文化部、福祉部、こうい

ったものもできてくるんじゃないかなと思っております。あとは行政の方々の熱意ある指導で、私は可能ではないかなと思っております。

先ほども申しましたように、あと3年です。3年間で何をいつまでにどうするのか、各小学校区ゾーン別にですね、目標と課題、こういったものを明確にさせていただきまして、押し進めていただくことを要望しておきます。

質問ですけれども、その3つの小学区ゾーンが防犯部会を立ち上げ、既に動き出した小学校区ゾーンもございますね。で、安全・安心の町をつくることを目標とし、公言されております井上市長は、4市1町の筑紫地区防犯協会の会長にも就任されておりますが、本市には消防・防災係しかありません。防犯については、今後どのように整備され、防犯組織の強化を推進していかれるのか、お考えをお聞かせ願えればと思っております。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 市民の安全・安心のまちづくりをどうするのかというふうなことでございます。今議員もご指摘のとおり、私も地域コミュニティづくり、やはり今の現状をかんがみますと、地域力の低下があると。これをいかに地域力を高めていくかというふうなこと、そのことについては、やはり今行っておりますそれぞれの、44行政区で行われておりますものを、もう少し小さくくりをしながら、そして市民の皆さん方が安心して老後まで暮らせるような、そういったまちづくり、仕組みづくり、場づくり等々が、制度設計が必要だというふうに思っております。

それから、防犯関係の取り組みをどのようにしておられるのかというふうなことでございますけれども、筑紫地区におきまして、今ご案内がありましたように、第2・第4金曜日を一斉の街頭活動の日と位置づけておるところでございます。そうした中で、いろんな団体がありますけれども、そこに市民一同がやはり集まっていたいただいて、そして太宰府市から、あるいは地域から犯罪がなくなるような、そういった抑止力につなげていくことが私は大事だというふうに思っております。5月か6月以降になろうかと思っておりますけれども、安全・安心のまちづくり推進条例がございますけれども、それに合わせまして、太宰府市安全・安心のまちづくり推進連絡協議会、そういった形を設立いたしまして市民に呼びかけてまいりたいと、そういった大会を中央公民館の大ホール等で予定をしたいというふうに思っております。そして、今あります既存の団体の皆さん方を、そのネットワーク化をし、そして防犯の一つとってみても、いろんな団体の方々がこれにかかわっていただいておりますので、一堂に会して、その防犯というふうな形の中で、太宰府市としての一つになって活動できるような、そういったシステムづくり、組織づくりをしていきたい、5月、6月までには、そういった一つの大会を開きたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 3項目めについて再質問はありませんか。

7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 2点ございますけれども、まず1点目の教育問題について質問をさせて

いただきます。

昨年、全国学力・学習状況調査が行われました。福岡県は、小学校が38位、中学校が40位とふるわず、上位校と何がどう違うのか、原因分析はされたのか、ご回答をお願いしたいのがまず1点でございます。

それともう一つは、悩み相談体制についての質問でございますけれども、平成18年10月11日に起きました、筑前町三輪中学校の中2の男子生徒がいじめを苦に自殺をしました。自殺の連鎖がまたそこで続発をしまっていました。それ以来、全国の各自治体はその対応策強化を実施しております。本市のヤングテレホンには、深刻な電話相談や、学校では言えない悩みを持った保護者が来所するなど、1人では対応できないときもあり、またつばさ学級の手伝いをしたり、3部署がお互いに助け合い、協力し合い仕事をされております。今回、財政困難であるという理由だけで、先ほどもご答弁がありましたけれども、勤務日数が4回を週3回に減らされました。私は、こういった悩み相談だけでなく、当センター、このセンター自体にもっと投資をしていただいて、支援すべきではないかというふうに考えております。市長は、教育や福祉に力を注ぎ、現場の声を大切にし、ぬくもりのある対応をすると常々口にされておりますが、今回の措置は大変矛盾しているのではないかと感じております。

1点目は教育長にお願いしたいんですが、2点目、市長のご見解をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 全国学力状況調査、また学習状況調査の結果についてですが、県の方は、2月半ばごろだったと思いますが、分析結果を出しまして、新聞にも、教育事務所ごとの平均とか出ている、そういう資料を見られた方もあるんじゃないかと思いますが、そのときに具体的な取り組みについて提案がっております。

それから、発表が大体10月ごろでございましたので、本市の場合は11月から大体月に1回ぐらいのペースで、教頭先生方を中心にその検討の委員会を開催いたしまして、各学校の取り組みの情報交換等を行ってきたところでございます。

全国的な学力水準を考えますときに、先日の学力調査の件と、もう一つ4月当初に標準学力検査を市の方の予算でさせていただいておりますので、その両方の結果を見ながら今後の取り組みについて各学校でのまとめをしてほしいということ、2月ごろでしたので、来年度の方針に生かしてほしいということで進めておるところでございます。

ただ、先日ご報告いたしましたように、平均的なレベルでは、おかげさまで太宰府市内の子供たち、よく頑張っていると思っております。そういうことを踏まえましてですね、やはり個々人の、いわゆる格差とかいろいろ言われておりますので、その辺への対応、それからもう一つは、基礎的な面に対しまして活用という面がなかなか伸び悩んでおりますので、そういうことについて、どんな指導をしたらいいかということを学校内で研究してほしい、そういうふうにして進めているところでございます。

それから、2点目のいじめについてでございますが、先ほどご指摘のように、お隣の町で大

変な事件が起こったわけですが、その後、福岡県の方も、総合対策ということで全県的な取り組みをやっております。市の方でも、例えば子供へのアンケートとか、保護者へのアンケート、また相談ボックスの設置等々を行いながら子供の状況の把握に努めておるところでございます。それとともに、いろんな状況があれば、学校内でどう対応するかという組織的な体制づくりというようなものを進めているところでございます。

以上で私のからの分を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 青少年相談センターの充実についての、指導員、相談員の削減について、私が申し上げております教育の充実と矛盾するんじゃないかというようなことでございますが、確かに今の数計からいきますと、今1人減の対応でしておるようでございます。これは福祉相談あるいは教育相談と一緒に、青少年相談センターの中に福祉の分と教育の分がその部屋の中に混在っていいんでしょうか、部屋が別々にあったんですけども、それを一つにすることによって、目的は多少違うかもしれませんが、そういった形の中で統合、一人二役、三役をしていただいたと、そういった意味の削減になっておるようでございます。

いずれにしても、私は、義務教育等については生涯学習の基礎となるというふうに思っております。人間形成としても、やはり必要な支出を伴うものであって、豊かな個性でありますとか、社会性を培うためにもこれは必要だと、その視点については私は変わりません。そういった中において、学校支援バンクでありますとか、あるいは子供の命を守るネットワークの確立でありますとか、先生方が本来の職務に全うできるような、そういった側面からの支援をしていくことが為政者としての役割ではないかなというふうに思っております。この辺のところ等については、教育委員会と今後とも協議しながら、私は具現化をしていきたいというふうに思っております。

また、このことについては、NPOでありますとか、今学校現場に実際知的障害児の部分でありますとか、いろんな面の中で入っていただくとる側面もございまして。この辺のところも強化しながら、連携をしながら、私は支援をしていくのが必要であるというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありませんか。

7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひよろしく願いいたします。

青少年相談センターには教育部長も足を運んでいただいたようですけれども、教育長もですね、ぜひ一度訪ねていただき、いじめや不登校の復学問題の支援策をご検討いただければなと思っております。そして、より強化充実を図っていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

ところで、学力・学習状況調査の上位は、秋田県、それから福井県の順になっておりました。上位県の特徴としましては、まず三世帯同居が多い、次に離婚率が低い、3点目に早寝早

起き朝ごはんがちゃんとできているということだそうでございます。

また、15歳を対象にしました経済協力開発機構の国際学習到達度調査では、日本は前回1、2位でございましたけれども、今回は科学的応用力が6位、数学的応用力が10位、読解力は15位と、こういう結果でありました。ゆとり教育によって学力が低下したのではないかということも指摘されておりますけれども、私はそうは思っておりません。2つの調査ともにですね、確かに学力低下が現実として起きましたけれども、この学力低下は、学校だけの責任ではなく、私は家庭がキーポイントだろうと思っております。共働きで、子供との対話時間が減り、しつても含めた家庭の教育力というのは非常に落ちております。また、テレビゲーム、時代の流れとともに、テレビゲームとかパソコンの普及、それから携帯電話のメールのやりとりで時間がとられていると、これでやはり自学自習のこういう姿勢というものがほとんどできてない状況であります。ここに、私は学力低下の大きな原因があるのではないかと考えております。

本市は、先ほどの教育長の答弁もありましたように、県の平均を上回っております。また、現状に甘んじず、教育委員会を中心に、話し合いの中で、規則正しい生活習慣と、それから意欲をかきたてる授業の取り組みなどに保護者の協力を呼びかけて、力強く前進していただければなと思っております。

これで私の代表質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 以上で会派太宰府新政会の代表質問は終わりました。

ここで14時10分まで休憩します。

休憩 午後1時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時10分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

次に、会派新風の代表質問を許可します。

9番門田直樹議員。

[9番 門田直樹議員 登壇]

○9番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告していました2件について、新風を代表して質問いたします。

本年1月中旬、新聞各紙に太宰府市の社会福祉協議会が介護サービス事業から3月末で撤退するという記事が掲載されました。寝耳に水の話で、議会では所管の委員長すら何も知らなかったというありさまでした。これを受け、2月12日には議会全員協議会が開かれ、執行部から太宰府市社会福祉協議会における介護保険事業の経営検討に関する記録が配付され、説明を受けました。この問題は、太宰府市の一外郭団体の問題ではなく、福祉に取り組む市の姿勢そのものの問題です。多くの市民が強い関心を持っており、議会の場で直接市長のお考えを伺いたく、質問いたします。

まず、議会全員協議会での説明をまとめますと、撤退の理由は、増加する赤字のためである。収支悪化の原因は、平成18年の国の制度改正によってサービスの単価が抑えられたことが大きく影響しており、またスタッフとの賃金引き下げ交渉も折り合いがつかなかった。経費節減に努力したが、限界があり、平成18年度は約360万円の赤字を出した。平成19年度は1,000万円を超える赤字額が見込まれる。また、利用者獲得及び支援時間増のためあらゆる努力をしたが、収支は好転しなかった。次に、市内や近隣市町に多くの民間事業所があり、多くの赤字を抱えてまで事業に取り組む必然性はないと判断した。現在サービスの利用者は141名で、うち120名は既に他の事業所で受け入れてもらった。残り21名は2月中に受け入れ先を見つけ、引き継ぎを終えたい。また、ホームヘルパーらスタッフ35名のうち23名は他の事業所に再雇用されたが、あとの12名についても引き続き雇用を働きかけていく。

以上が2月12日時点での説明の概要ですが、まず報道によると、県内の市町村で介護事業を実施している56の社会福祉協議会の中で、収支の悪化を理由に廃止を決めたのは太宰府市が初めてということです。市の助成金が大幅に減額されたということも大きな原因だと思います。市長は、施政方針の中で、社会福祉協議会などとの連携により真の高齢者福祉の充実に努めてまいりますと述べておられますが、撤退という以外に選択肢はなかったのかお聞かせください。

次に、収支の悪化についてですが、財政難は全国的にほとんどの自治体が抱えている問題で、そのような中、各種団体の補助金はどこも削減の方向にあります。太宰府市も、平成17年度まで約9,000万円を社会福祉協議会に補助していましたが、平成18年度からは約7,500万円と大きく減額しています。この措置が介護事業撤退という今回の結果にどれだけの影響を及ぼしたのか、ご見解をお示しください。

また、近隣市町を初め県内の各自治体で介護事業を行っている社会福祉協議会に対する補助金がどれくらい減額あるいは増額されているのか、概略お聞かせください。

あわせて、社会福祉協議会が行ってこられた収支改善の努力について、内容をお聞かせください。

次に、廃止決定に至る中、スタッフ側との交渉経緯について、先日説明された内容と新聞報道の内容とが若干食い違っているように思いますので、この点について再度ご説明ください。

最後に、現時点でのサービス利用者の受け入れ状況並びにスタッフの再雇用状況をお聞かせください。

次に、交通体系の整備について質問いたします。

過去に何度か質問に取り上げられていましたが、市役所側から五条交差点を右折するとき、1回の信号で3台ぐらいしか通れず、渋滞が起きています。中には対面信号が赤になっても強引に進入する車もいて、トラブルになっています。原因は、対面の車線が直進と左折に複線化されたことで、右折のタイミングがとれないことだと思います。この件につき、以前渡邊議員の質問に対し、筑紫野警察署の回答は、現状では右折信号は設置できないとのことでしたが、

その後何か対策を検討されたのであればお聞かせください。

また、仮に右折信号があっても、五条駅入り口交差点の信号までの距離が短いので、点灯の時間や同期を調整しなくてはならないと考えますが、ご教示願います。

次に、県道112号線国分寺前交差点では、吉松方面からの交通量が増え、そのため国分公民館側からの車が右折できず、特に朝の通勤通学時に長い車列ができています。中には、急ぐ余り、右側通行して対面車とはち合わせしたり、通学路でもあるわき道に入り込み、猛スピードで近道をする者もいます。どちらも片側一車線ですので、右折信号は余り意味がありませんので、国分公民館側から見た対面信号の青の点灯時間を増やすべきだと考えるところですが、ご所見をお聞かせ願います。

以上、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま施政方針に関することにつきまして、市議会会派新風を代表されまして門田直樹議員よりご質問をいただきましたので、順に答弁申し上げます。

最初に、健やかで安心して暮らせるまちづくりについてのご質問にお答えを申し上げます。

社会福祉協議会の介護事業撤退についてのご質問でございますが、まず社会福祉協議会は社会福祉法人としての独立機関でございます。理事会、評議員会を擁した自己決定機関でございます。介護事業につきましては、本市の委託事業ではなくて、社会福祉協議会の単独事業でございます。本市担当部署といたしましても、平成18年度から収支のバランスに危機感を持っておったようでございますが、協議、調整を重ねてまいりました。しかしながら、制度改革などにより、収入の減額などが起因いたしまして、非常に厳しい状況になったことから、利用者増や経費の見直しを図りましたけれども、残念ながら運営の好転が見られなかったということでございます。

また、これ以上社会福祉協議会の福祉基金で介護事業に補てんすることは、社会福祉協議会本体の存続が危惧されることも考えられまして、社会福祉協議会理事会並びに評議員会におきまして、利用者の心身の負担がかからないようにスムーズな移行を最重要課題といたしまして、事業が廃止が承認をされました。本市からの補助金につきましては、介護事業は収益事業に位置づけられておりますので、市の補助金の対象外でございます。したがって、補助金としての減額には影響がないものと考えております。

また、ヘルパーとの交渉経緯の食い違いにつきましては、社会福祉協議会の責任において事の成り行きを全員に周知しましたけれども、最終的に合意が得られなかったと報告を受けております。

利用者の受け入れ先及びヘルパーの再就職状況でございますが、2月29日現在、利用者におかれましては、141名中1名の方が未確定でございます。その他の方々は、すべてご自分の意思で今後のあり方を決定された旨聞いております。また、ヘルパーにつきましては、35名中、再就職未定者が4名と聞いております。

次に、快適で魅力のあるまちづくりについてのご質問にお答えを申し上げます。

交通体系の整備についてのご質問でございますが、この五条交差点におきましては、国立博物館開館に合わせ、五条信号より五条駅入り口信号までを平成15年度に県事業によりまして車線の拡幅及び歩道の整備がなされたところでございます。また、国分寺前交差点は、国分と吉松方面を結ぶ正尻・川久保線の新設時に交差点の改良を行ってまいったところでございます。五条交差点の右折信号につきましては、道路整備時に県那珂土木事務所と筑紫野警察署と協議、調整をされましたけれども、五条駅入り口信号との距離が近く、設置できないということでございました。両交差点での信号機の点灯時間の調整及び右折信号の設置につきましては、改良後の交通量の状況から、筑紫野警察署と今後とも協議をしてみたいと思っております。

以上のとおり、ご質問の件につきまして答弁をしてみましたが、ただいま承りました貴重なご意見、ご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして、十分に参考にさせていただきたいと思っております。一層努力をしてみますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 1項目について再質問はありませんか。

9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） いわゆる独立した法人であると、また独立した意思の決定というものをもちであるということは当然承知しております。しかし、何といたしまして、その経営、運営の原資のほとんどは市からの補助金だというふうに理解しておりますので、市のこういった措置というものが今回影響がなかったのかということは、やはりちょっと、ああいう議員だけの場ではなく、こういう議会の中で市長から直接お聞きしたいと思って質問をしておるわけがあります。

その中で、いろいろな経営の問題ですね、それから、何よりも、そういうふうな民間事業をされてある方、事業所が幾らもできてきて、ちょっとこことはあれですけども、いわゆる市は国の方針を受けてというような、いわゆる指定管理者制度ですね、そういったふうなこともやって成功している面もあると。で、ただ福祉というものがそういった考え方になじむのかどうかというのは若干疑問があるわけなんですよね。ですから、ちょっとその辺のこと、もう少し詳しく聞いてみたいと思っております。

まず、その前にですね、いろいろ評議員会、理事会等の開催時期ということは確かにあったと思います。で、要は議会の方に事前にそういった説明とか、相談といいますか、そんなふうな話をする時間がなかったというふうなことを聞きましたけども、前回いただきました資料では、若干の問題というのは、平成17年4月に始まりまして、何度もこういうふうな経緯があったというふうな説明も同時に受けたわけですね。それで、また補助金を、9,000万円からあったものを7,500万円まで減らした時点で、こうなるのは大体予想ができたんじゃないかなと、そういったところをちょっと今日は聞いてみたくてですね。

まずは市長に聞きたいんですけど、いわゆる撤退ありきというお考えですね、例えばですよ、別の団体、例えばの話であれですけど、体育協会にしてみれば、県民体育大会の事業、これはもうほとんど委託事業みたいな気持ちでやっているんですけども、それプラスの非常に人的な、もう本当に手弁当で、いろんな作業、事務的なものを含めてやっているわけなんですよ。で、当然のことながら、その部分に係る補助金を削られたとしたら、そりゃやめるしかないんですよ。いや、うちは関係ない、そりゃ体育協会の理念があるんだから、その中でやりなさいと言われても、現実問題無理なんですよ。で、社会福祉協議会も、その福祉ということで、そういうそこそこで事業計画を立てて頑張っていると思うんですが、これが影響がないと言い切るのはどうかなということがあります。

ということで、まず1点が、そういうふうな撤退ありきじゃなかったと、先ほどの、1回目のご答弁ではそういうふうには聞こえますけども、その減額、2年間ですね、減額した時点でそれは予想できなかったということをもう一回確認したいです。

それからですね、介護サービスは行政の専売といいますか、大体全部行政が責任持ってやっているんだというふうに考えておられる市民が多いわけですよ、ほとんどと言っていいと思います。例えば民間事業所がされてあっても、大方そうじゃなかろうかと。そりゃ市が何らかの形でそういうふうなのを支えているんじゃないかと思ったりですね、現実そういうところもあると思うんですけども、こういったことに関する周知ですね、あるいは今回に関するイメージダウンですね、イメージダウンといいますか、こういったことをどう対処、回復していかれるおつもりかということをお聞かせください。

また、その問題の収支ですけど、この収支に関しまして、先ほど私、2点目でお聞きしたんですけど、この補助金カットの額ですね、が、いわゆる他の市町と比べてどれぐらいかということは、さっき具体的なお話の中ではなかったもので、これは担当の、所管の部長さん、課長さんの方でもちょっとお聞かせいただきたいんですが、かなりの額だと思うんですが、それがどうなのかということですね。

それで、もしですね、この国の制度改正というものは大変厳しいけども、これはもう全国的な問題で、太宰府自体がどうこうと言えることじゃないかもしれないけれども、もしこの補助金カットをしなければ、じゃあどれぐらいまでもったのかということ。もったというか、この事業が維持できたか。

また、平成何年ですかね、平成17年までは9,000万円だったわけですが、それまでにはいわゆる黒字が出ていたという説明も受けています。そしたら、その黒字の留保というのはあったのかどうなのか、その辺のところをあわせてお聞かせください。

まず以上の点についてお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、門田議員も今初めに理解されておりますように、市民の方も理解される必要があると思うんですが、独立した行政機関であるということ、社会福祉法人、法に基づ

いて、これは社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところによって設立をされた法人でありまして、公共性が極めて高いことはもちろんでございますけれども、営利を目的としない民間の法人であることには変わりございません。その社会福祉法の第2条に規定する第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業を行う施設でそういったことをされておるようでございます。そういった意味で独立しておるんだと。そこには、議会に相当します評議員会、理事会というふうなことがございます。市長に相当します会長がおって意思決定をされておるというふうなことがございます。それを前提としたいというふうに思っております。

補助金の減額でございますけれども、今社会福祉事業の中で行っております補助金等については、いわゆる人件費、あるいは管理運営に要します経費、これを主に補助しているわけでございます。それともう一つは、市の方が本来行うべき事業を委託というふうな形の中でしております。このことについては、何ら金額の減額等々はございません。この前者の人件費あるいは管理運営費でございますけれども、ご承知のように、市の施設におきましても、電気あるいは空調関係でありますとかいろんな、水、水道等あらゆる部分を節約するというような方向でしておりますし、外郭団体、あるいはそういった団体だけが全然私どもの査定の範囲内に入らないということについては、これまたおかしいというふうなことから、そういった意味の人件費あるいは管理運営費の削減というふうなものは、同じ視点の中でお願いをしておるというふうな状況がございます。私が今聞いておりますのは、補助金の名目で9,000万円から7,500万円になったということは、主に人件費で、途中死亡されたり、あるいは退職されたりというふうなものがあっておりまして、その部分が、職員の変動が大きな要因だというふうに思っております。

それから、介護事業等については、何らその市民の税金を投入する事業ではございません。これは、あくまでもその福祉事業の収益事業でありまして、その中で収益を上げていく、介護保険法に基づく、そこに1人の仕事在那里でできれば、介護を必要とするような、出向かれば、その保険の点数によって賄われるべき筋合いでございます。人件費もしかりでございます。ただ、今の私が報告を受けております赤字の中には、本来の職員がかかわっております人件費は入っておりません。それを入れますともっと大きな赤字になるのではないかなというふうに思っております。

そういった形で、やはり事業は経営の視点が必要でございます。やはりどんぶり勘定のような形の中でやったら、どんな事業だって、市の経営だってできません。これは福祉であっても何であっても、この社会福祉事業の事業については、やはり官でできない、あるいは官ではまだ法整備が整備されていなくて、市民にとっては必要なんだけど、まだいかんともしがたい、行政ではできない分野、あるいは民間でもしていない分野、これを先駆けて、今までも社会福祉協議会の中で先駆的にやられてきております。知的障害事業等についてもしかりでございます。いろんな側面が、社会福祉協議会の発足当時から先駆的にやられた事業がございます。そして、そのことが軌道に乗って、民間レベルの中においても、あるいは法の、行政、官

の中でも行うことができるようになったというようなどきについては移行していく、そういったことも一つの社会福祉事業のあり方としてございます。

今回の介護事業等については、まさに平成12年以降の介護事業の法に基づいて、制度化なる前からなさっておった経緯がありますけれども、それが法制度になり、そしてきちっと民間でもできる、事業運営ができるような形に整備された。その競争力もそのことによって出てくるわけです。それはサービスというふうな競争力になるでしょうけれども。そういった民間と比較して、全体の中に、社会全体の中に一般化していったというふうな部分がございます。そういった中で、事業を見てみた場合等については、人件費が高いとかいろいろあったようでございますけれども、いずれにしても、その人数で、その仕事と量と合っていなかったというふうなことではないかなというふうに思うわけです。ですから、経営的な視点をきちっとやはり事前に、毎年毎年チェックを加えながら、そして微調整をしながら、削減したり、あるいは仕事の量を増やしたり、営業したりというふうな、サービスを増やしたりというふうなことをもっともってやっておけば展開も変わった可能性もあるというふうに思います。

いずれにしても、初めに廃止ありきではございません。他の民間業務の中に、民間事業の中に、それ以上のやはりサービスも備えたノウハウも今展開されておると。そういった中において、そのことを廃止したとしても、今社会福祉協議会の中でサービスを受けられている皆様方等についてきちっと整理ができるというふうな、そういった判断があったというふうに報告を聞いておりますし、私も理事会、評議委員会の判断、決定については正しかったのではないかなというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 順不同になりますけれども、ご了解いただきたいと思います。

1点目ですが、利益が平成17年度まで発生していたのではないかと、その留保された利益はどうなったかという点でございしますが、介護事業を開始されました時点で、社会福祉協議会本体からの、この介護事業に対します貸付金が2,800万円ほどあったと。で、この利益の中から少しずつ返還をしていったということで、利益の留保はないということでございます。

それから2点目が、収支の改善の努力ということでございますが、平成17年4月に経営検討委員会に諮問されまして、平成19年4月に答申が出されております。それを受けまして、社会福祉協議会の広報であります「福祉のひろば」に行政と同じように有料広告を掲載するなどして、そういう形で平成19年度から開始をされております。大きなものとしましては、共同募金の活動などがあろうかと思えます。

それから、筑紫地区など近隣市の自治体から社会福祉協議会に対します補助金でございますが、これは詳しく状況がわかっておりませんが、基金からの繰り入れは聞いていないと。それぞれの社会福祉協議会が持っております基金からこの介護事業に繰り入れたというようなことは聞いていないという報告を受けております。

また、今回補助金が9,000万円から7,500万円になっておりますけれども、この補助金、自治

体はどこも大変厳しいわけでございますけれども、太宰府市の補助金の減額が少し突出をしておったということでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありませんか。

9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） スタッフとの交渉ですけど、要はもともと低い賃金をさらに下げるといふことですから、交渉するのが自然じゃないかなという気はするわけですね。で、また今回、こういうふうな介護労働者の待遇改善を求める意見書というものも提出されているわけですけども、本当に今後より多くの介護事業者というものも必要とされておるわけで、こういった待遇改善というのは喫緊の問題であると思うわけでありまして。

再々質問ということで、最後にですね、現実にはやっぱりこの利用者とスタッフが痛みを感じられたというのは事実と思うんですよ。で、今こうやって市長のご答弁の中で、また少し理解を私はしたところがあるんですけども、このことを忘れずに、さらに福祉の充実に努められて、高齢化社会に対応されてください。

次の質問をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 2項目について再質問ありませんか。

9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） まず、五条の交差点の問題ですけど、先ほど登壇したときに言いましたが、渡邊議員が質問されて、そのときの話では、たしか交差点に係るすべての道路の車線が2つ以上ないとだめだというふうなことだったと思うんですが、現実にはそうでないところがたくさんありまして、実際車を運転しているときに、いつもここも違う、ここも違うという気があったわけですね。で、もう一つの理由としては、やっぱり市役所側から来て、右折したときの次の五条駅入り口ですね、との距離が近いからということですね。確かにそのとおりでと思います。ですから、右折信号が、これは継続してお願いをしていってほしいんですけど、それとあわせてですね、やはりこのタイミング、もう少しやっぱり交通量を勘案しますと、踏切側、二日市方面に行く方を少し長くしないとちょっといかなのじゃないかなと思ひまして、この質問をいたしました。

で、この件につきまして、もう続けてですね、国分寺前交差点もですね、同じことですので、一緒に質問させていただきたいんですけども。問題は、その右折の信号に関しまして、なかなかちょっと壁があるみたいなのうに聞こえるんですけども、じゃあその時間調整はどうかと。で、時間調整自体、ハード的なものは現実には必要ないと思うわけですね。ところが、聞くところによると、結構その調整には多額の費用がかかるということもちょっと聞いたことがあるので、まず1点目はそれがどうなのかですね。で、あそこの信号の下についている箱ですね、箱でたしか調整して、で実際の流れというのをコントロール室で調整して、若干プログラミングが必要なかなと思いますけども、まずはそのところがどうなのか、費用がど

うなのか、手間がどうなのか、見込みはどうか、その辺をお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） まず、五条交差点の方でございますが、おっしゃいますように、以前から何度かご質問があつております。そのたびに警察に行つて協議等を重ねてきておりますが、現状のところ、なかなか難しいというのが実情でございます。

おっしゃいますように、交差点の信号の時間帯を変えるということにつきましては、何秒か変えることで、一日じゅうそれが続きますことで、滞留、車が1台残ればそれがずっと続いていくわけでございまして、難しいわけでございますが。交差点のあり方、これは梅大路交差点のときにも随分と勉強させていただきましたけども、やはり完全な交差点といえますか、もう左右対称になっているような交差点が望ましいということ、これはもうだれが見てもそうございましょうけども、なぜかといいますと、やっぱり大変な事故が起きるということでございます。私どもも、時差式にしたらどうですかとかいろいろなことを言いますが、じゃあこういう場合にこう来て、さっと青になったので出て、また向こうから来て、大変な事故になったりするというようなことを警察は一番やっぱり、事故が起きないようなというようなことでの心配があります。

それで、五条交差点にいますと、私もちょっと意外と思ったんですけども、東西といいますと、太宰府駅から市役所の方に行く、それから南北、天満宮駐車場から二日市の方に行く、それが大体50秒、50秒で、そのサイクルで回っているということでございます。それで、いろいろなことで、調整できないかということで、市の方も随分と警察とかけ合っているわけですけども、やはりおっしゃいますように、五条駅前の交差点、あそこを例えば、今、太宰府天満宮の駐車場から青になったときにあそこも青になっているんですね。ですから、比較的その部分では通りやすい。今度、東西のときにはここが赤になりますから、例えば太宰府駅から来たときに左折します。そしたら、その滞留場がありますので、そこがいっぱいになると、こっちから右折のしようもないというような現状です。それで、例えばその駅前交差点を南北から来るときに赤にするということで、東西のときに青にしたらどうかというようなことも考え合せております、それがまだ結果は出ておりませんがですね。ただ五条駅前交差点も、通称のどんかん道と、それから五条駅から来る抜ける道があそこしかございません。ですから、その時間帯でさらにまた、五条駅前は大変渋滞しておりますからですね、込んでおりますから、そこら辺の兼ね合いもあるということで、なかなか難しいということでございます。なるだけ前向きな検討はいたしていきたいというふうに思います。

それから、国分寺前の交差点でございますけども、これは正尻・川久保線ができたときに一定の交通量調査はいたしました、門田議員さんがおっしゃる国分からの右折・左折はそのときはカウントしておりませんでした。吉松の方のアンダーパスの方にどれだけ流れるかというような点だけ調査いたしましたので、そのときの調査はしておりませんので、この分についてはできるだけ早い時期に調査してまいりたいと思います。

ただ、水城の堤防のところに信号ございますですね、あれから大体400mぐらいあるということで、あそこが込んだときに、ずっと渋滞でつながってきてあそこも込んでおるような状況もあるというようなこともお聞きしておりますから、そのところはできるだけ正確な調査をいたします。

それから、費用の分については、信号機をつくるときには大変なお金がかかるということは聞いておりますが、その時間調整についてはそんなにかからないんじゃないかなというふうに思っております。そのところも確認はしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありませんか。

9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） いろいろシミュレーションされて、難しいと思うんですけど、いろいろ考えて、もういつまでも、現状がよくなればいいんですけど、特に五条では死亡事故まで起きておりますね。で、国分も非常にそういうふうな、ちょっと危険な状況もご承知と思いますので、あきらめずに最後まで。パズルとかですね、私パズル好きなんですけど、いろんなパズルをやっていきますと、最後にどうしてもできない部分があると思うんですよ、どうしても。それを成り立たせるためには、一たんできた部分を壊さないとだめなんですよ。ばらばらにすることによってできるときは一発でできるんですよ。ぜひ不断の努力を今後も続けていかれますことをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 以上で会派新風の代表質問は終わりました。

次に、会派公明党太宰府市議団の代表質問を許可します。

18番福廣和美議員。

〔18番 福廣和美議員 登壇〕

○18番（福廣和美議員） 今まさに地方の時代を迎え、地方の声が徐々に国を動かす時代を迎えようとしています。また、地方は、その地方で知恵を出し、創意工夫をして生き残ることが求められる時代でもあると思います。

公明党も、全国の地方議員と国会議員が直結し、地方の国民の声が国の政策として、中でも福祉の充実、少子・高齢化対策、医療に関する事など、庶民の立場に立った政策を実現することができ、マニフェストを守り、実行することができています。

また、太宰府市においても、公明党市議団2人で、市民の声を市政に反映させるため頑張っているところでもあります。

公明党の政策の中心は、あくまでも福祉の充実であり、弱者の味方ではありますが、この財政難のとき、歳出を抑え、歳入を増やす必要が求められているとき、今日の質問は、後者を重点に、市長の施政方針の中身について気になる点について、ただいま議長より許可がありましたので、公明党太宰府市議団を代表して、以下通告どおり項目別に質問をさせていただきます。

初めに、今国会において議論になっている税制改革の中の暫定税率延長の件について、地方

自治体の首長の大半より政府案に賛成の声が上がっていますが、市長の考えを聞かせてください。

2つ目は、今九州が他に比べて一番進んでいます道州制についての市長の考えと対策があれば示してください。

3つ目は、市長が掲げた5つの政策について伺いますが、太宰府を第2の夕張にしないとありますが、このことはマニフェストにありますので今回まではとは思いますが、今後について、これを使うことはいかかなものかと思いますが、どのように思われますか、お答えください。

4点目は、昨年10月に実施された機構改革について、その後の効果が上がっているのかどうかお答えください。

また、23日に試行が開始された休日開庁について、どのような結果が効果ありと思っておられるか、示してください。

5点目、歴史と文化の環境税について、なぜ自動車で来られる方にだけ税を設けたのか、基本に戻って、大変申しわけないとは思いますが、今多くの方とこのことを話をするとき、この点がどうも一致していないように思われますので、いま一度市長の考えを聞かせてください。

6点目は、高齢者福祉の生きがいつくりと関連しますが、コミュニティバスまほろば号について、担当部課において大変努力をされ、4月1日より新たな路線に変更されたことについては私は評価をいたしますが、変更され、一人でも多くの方が利用されることを望んでいます。また、現在路線のない高雄・東観世地区をまず路線開設することについては大賛成ですが、ここで言われている高齢者社会に対応した交通手段を考えたときに、この2地区以外にも新たな交通手段も考える必要があると思いますが、いかがですか。

次は、第7点のまると博物館についてですが、歴史的文化遺産や宝満山、四王寺山という自然環境を貴重な資源として、また九州自然歩道と歴史の散歩道を市内回遊の基軸としてとありますが、整備の方もそうになっているかどうかお答えください。

次に、(仮称)JR太宰府駅の設置について、駅ありきではないと昨年の6月議会に続いて言われましたが、どうしてもこの件についてお尋ねしたいと思います。

6月の代表質問の質疑と、それに対する市長の回答の中身についても聞きたいことがありますが、その前に、現時点で何か考え、進捗状況に変化があればお答えください。

8点目、太宰府市ブランド協議会について。太宰府天満宮、観光協会、商工会、太宰府市の4者で協議の上で、現在古都の光事業を実施されています。そのものについては評価しますが、本来は、この協議会では、一つの事業を展開すれば次に何をするのかを協議していくものではないかと思いますが、いかがですか。

また、メンバーについても、多くの団体や観光業者、市民代表も加えてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、観光基盤の整備について、市長は来訪者の方々が市内全域を回遊していただく魅力づくりについて検討してまいりますと施政方針にあります。私は太宰府市の観光対策、まるごと博物館構想についても、また渋滞対策を見ても、この点が進まなければまちづくりは見えてこないと思っています。今までも随分と検討し、協議が進んでいると思っていましたが、なぜいまだに「検討します」しか出てこないのか、お答えください。

再質問は自席にてさせていただきます。

また、本日代表質問5会派目ですが、今まで市長が答えた中で、同じ問いにつきましては簡略に答えていただいて時間の短縮を図っていただいて結構ですので、よろしく申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま施政方針に関することにつきまして、市議会会派公明党太宰府市議団を代表されまして福廣和美議員よりご質問をいただきましたので、順にご答弁を申し上げます。

最初に、暫定税率についてのご質問にお答えを申し上げます。

現在国会で審議されております道路特定財源の暫定税率が廃止されますと、本市の自動車取得税交付金、地方道路譲与税、自動車重量譲与税が、平成18年度決算ベースで、3億2,345万円のうち約1億3,000万円が減額になると試算いたしております。また、本市が道路特定財源を利用した国の補助を受けている事業費も、平成19年度予算ベースで約2億5,000万円の減額となります。

県や市町村は、少子・高齢化の進行に伴い社会保障費などが増加する中で厳しい財政運営を余儀なくされておきまして、急激な財政環境の変化への対応は困難となります。

住民の生命を守るための最低限の道路の維持、補修をやめることはできないと思っております。暫定税率が廃止されますと、福祉でありますとか教育などの行政サービスを切り詰めなければならず、道路以外の住民サービスの低下も懸念をされる次第でございます。したがって、本市といたしましても、道路特定財源の暫定税率の維持を願う立場で、全国市長会を初めといたしまして、市単独でも国などの関係機関への要望書を提出いたしております。

次に、道州制についてのご質問についてお答えを申し上げます。

道州制につきましては、内閣総理大臣の諮問機関でございます第28次地方制度調査会におきまして道州制の導入が適当という答申がなされまして、また九州市長会におきましても九州府構想を決定するなど、分権型社会に移行する上での新たな出発点となると考えている次第でございます。

次に、太宰府を第2の夕張にしない、簡素で効率的な市政運営の推進についてのご質問にお答えを申し上げます。

市長選挙の際に、市民の皆様方から、本市の財政は大丈夫なのかと多くのご質問をいただきました。このことから、私のマニフェストを掲げました健全財政への強い思いをあらわすために、施政方針におきましても、マニフェストにおけますところの表現をそのまま使用したもの

でございます。この内容につきましては、市民の皆様にご理解をいただけたと考えておりますので、表現等については今後配慮をしまいたいというふうに思っております。

次に、機構改革についてのご質問にお答えを申し上げます。

1点目の機構改革の効果についてのご質問でございますが、昨年10月に実施いたしました機構改革では、部の廃止に伴います建設経済部門の再編でありますとか、あるいは企画と財政の組織統合など、簡素・効率化を基調といたしまして、市民、事業者にとって窓口がわかりやすく利用しやすい組織とし、意思決定を迅速化を図りましたことがその成果ではないかなというふうに思っております。

2点目の休日開庁の実績と成果についてのご質問でございますが、平成17年9月に策定いたしました太宰府市行政経営改革方針の中の一項目でございますが、私が市長選挙に出馬するに当たってマニフェストの一つとしたものでございますが、このたび、職員の一致協力のもと、2月23日から6月28日までの第2・第4土曜日の午前9時から正午まで窓口業務開庁を試行しているところでございます。この2日間の状況といたしましては、1日平均約57人の市民の方が来庁されまして、窓口対応として119件、電話26件の受け付けを行ったところであります。実績といたしましては、まだ2回でしかありませんので一概に言えませんが、やはり休日開庁を望んでいる方が多いと私自身受けとめているところでございます。ご質問の実績と効果につきましては、この試行期間終了後に検証を行いたいと思っておりますので、改めてその中で明らかにしていきたいと思っております。

次に、歴史と文化の環境税についてのご質問にお答えを申し上げます。

この歴史と文化の環境税につきましては、歴史や文化を生かし、環境に優しいまちづくりを推進するために平成15年5月に導入をいたしております。この税の創設に当たりましては、当時太宰府天満宮や史跡地など、年間650万人の来訪者があることに着目いたしまして、市内各所の環境が改善されることによって来訪者は一層の便宜を享受するとの考え、その費用の一部について負担していただくということで検討し始めたわけでございます。

太宰府への来訪者につきましては、大きく二分をされました。1つは公共交通機関を利用する来訪者でございますが、もう一つは自動車を利用する来訪者となっております。公共交通機関の利用者につきましては、通勤通学をされる方なのか、あるいは来訪者なのか区別がつかず、この税の課税対象とするには技術的にも費用的にも不可能に近いことから、対象とはしませんでした。そこで、自動車の利用者につきましては、課税対象がわかりやすいことと、それから自動車が排気ガスや交通渋滞、交通事故の誘発などをもたらしていると考えられることから、外部不経済の観点によりまして、市内にある一時有料駐車場を利用される行為を課税対象といたしたところでございます。なお、導入に際しましては、識者や関係者、市民から構成されます太宰府市税制審議会でご審議をいただきまして、制度について一定の理解を得たところでございます。

この歴史と文化の環境税は、条例の目的にありますように、本市固有の歴史的文化的遺産及び

観光資源等の保全と整備を図り、環境に優しい歴史とみどり豊かな文化のまちを創造するための貴重な財源となっております、今後とも皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、高齢者福祉とまほろば号についてのご質問にお答えをいたします。

本年4月に実施いたしますダイヤ改正におきまして現行ダイヤの検証を行い、利便性を高め、乗客数の増加により収入増を目指しまして、運行経費を減らせるように努力をいたしておるところでございます。

東観世地区につきましては、ご承知のように、進入路が狭隘なために、現行の小型低床バスでは運行が大変厳しい状況でございます。このため、コミュニティバスとしての運行か、福祉バスの運用か、あるいはディマンドタクシーの運用でありますとか、新たな形態での運行か、様々な角度から検証をして、そして検討をいたしておるところでございます。

また、高雄地域につきましては、現在西鉄バスが相当数運行しておりますことから、まほろば号が運行した場合、当然路線でありますとか、あるいは料金等の問題が発生してまいりますので、その点を十分に考慮して、関係機関と協議を行い、進めてまいりたいと思っております。高齢者福祉の観点から、今後様々な地区からも要望等も考えられますけれども、路線の見直しでありますとか路線の拡大など、財政事情を考慮した合理的な運営方法の検討を行うとともに、新たな交通手段については市民の皆さんとともに育てていくことが必要になってくると思っております。

今申し上げておりました東観世あるいは高雄地域等々については、先ほども申し上げましたけれども、早急な、どうしたらできるかというふうなことを含めて、なるべく早い時期に市民の要望にこたえてまいるべく努力したいというふうに思っております。

次に、まるごと博物館についてのご質問にお答えを申し上げます。

1点目の自然環境の整備についてのご質問でございますが、本市には、宝満山と四王寺山というすばらしい自然環境を有しております、福岡県下でも最も登山者が多く、小・中学生の遠足から中高年の登山客まで、多くの人が親しまれております。この2つの山を九州自然歩道で結んでおりますが、自然歩道は、基本的に既存の登山道でありますとか、あるいは歩道を活用して設定されておまして、長年の人の往来によりまして自然に道ができ上がったところも少なくございません。このため、大雨でありますとか台風等の自然災害によりまして補修等が必要になるケースもありますけれども、できるだけ安全で快適な登山をしていただけるよう努力しているところでございます。ただ、何分面積も広く、十分に目が行き届かない場合もないとは言いきれませんが、ボランティアという形態でも、市民の皆さんのお力もおかりしながら、手だても検討しながら、管理をしていきたいと、このように考えております。

なお、歴史の散歩道の整備につきましては、ほかの市道と同様の維持保守により対応しております。

2点目の（仮称）JR太宰府駅の設置についてのご質問ですが、JR太宰府駅の設置につき

ましては、駅そのものが不要であるというふうな意味ではなくて、いろいろな課題や方策を含めて検証する必要があるというふうに申し上げておるところでございます。現在、JR九州と市で勉強会を立ち上げておりますので、地元の意向とも合わせながら、平成20年度中に基本となります方針あるいは方向性を定めてまいりたいというふうに思っております。

次に、太宰府ブランド創造協議会についてのご質問にお答えを申し上げます。

本協議会は、九州国立博物館のオープンを地域の観光でありますとか産業などを全国的に発信していく絶好のチャンスとして、太宰府観光協会でありますとか、太宰府市商工会、太宰府天満宮と太宰府市の4団体が緊密な連携、協力のもとに、全国に誇れる太宰府ならではの自然、歴史あるいは文化、観光、産業などの本物の地域資源を太宰府ブランドとして維持するだけにとどまらず、その地域資源に新たな価値を付加し、高め、そしてさらに進化させる取り組みを展開するなど、太宰府のブランドの創造を図るために組織いたしております。また、オブザーバーとして、九州国立博物館の参加もお願いをいたしておるところでございます。

平成18年度、平成19年度には、共同イベント事業の一つとして、光をコンセプトとした太宰府古都の光を実施いたしまして、多くの方に参加していただき、ちょうちんを持って門前町一帯を散策していただきながら地域を照らすなど、市民参加型の光のイベントを実施いたしました。本年度も第3回目を実施する予定といたしております。

今後とも、本協議会の設立趣旨に沿って、4団体のより緊密な連携、協力のもとに、太宰府ブランドの高揚に向けて推進していきますとともに、広く市民等の意見を反映できるように努力をしていきたいというふうに思っております。

次に、観光基盤の整備についてのご質問にお答えを申し上げます。

九州国立博物館開館以来、来館者数は予想以上に増加をいたしまして、本年1月末には427万人を超えまして、これまで太宰府天満宮一極集中であった観光客の流れに変化が生じてきております。また、開館以来、様々なメディアで紹介される機会が増え、全国から注目を浴びておりまして、これは太宰府観光の長年の懸案でありました市内回遊を促し、滞在時間の延長に結びつけるための絶好の機会であると、このようにとらえておるところでございます。

このための市内回遊を促す事業といたしまして、楽しみながら市内を散策し、歴史遺産だけではなくて、地域に引き継がれる文化にも触れることができるような観光プログラムを作成いたしまして、市内を回遊していただくための様々なルートを準備いたしまして、ホームページでも紹介をいたしております。博物館開館前に比べまして、旅行者やグループからの問い合わせや、実際に回遊する人も増えてきております。

また、水城跡東門周辺整備事業といたしまして、今年度と来年度の2カ年間で大型バス駐車場スペースを確保するなどして、回遊性を促すための整備を行っております。

観光地としての魅力づくりは、東京ディズニーランドを例えにとるまでもなく、常に飽きさせない日々の取り組み、努力が必要であると考えております。そのためには、行政の力だけではなくて、地元商工会でありますとか観光協会、天満宮、国立博物館等とも連携を図り、地域

一体となって取り組むことが重要であるというふうに思っております。今後とも、本市固有の歴史という宝を最大限に活用し、市民や関係団体と一体となって魅力ある観光政策に取り組んでまいり所存でございます。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたけれども、ただいま承りました貴重なご意見あるいはご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして、十分に参考にさせていただきたいと思っております。一層の努力をいたしますので、よろしくご協力賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） ここで15時20分まで休憩します。

休憩 午後3時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

1 項目めについて再質問はありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 1点目は道路特定財源の件でお伺いをいたしました。今の国会の状況、いろいろあると思いますが、このままこの特定財源が流れてしまえば、福祉、教育、そういったものについても、本市においても1億数千万円の影響が出てくるということになれば、今回審議する予算の中身についても非常に影響が大きいというふうにとらえて構わないと思うんですが、その点、まず1点目につきましてはですね、我々はこの道路特定財源については、一日も早く通して、中身について協議すべきではないかと、一般財源化するにしても、これを通さなければ大変な事態に陥るといふふうに理解をいたしております。市の方としても、市長の方も、これを今回の国会において通していただかなければほかに相当の影響が出るというふうにお答えになったと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） そのとおりでございます。私は、市のホームページをごらんになった方もいらっしゃるんじゃないかと思いますが、市長のメッセージの中にこのことについて報告をしておるところでございます。道路特定財源の暫定税率の廃止による太宰府市財政への影響というふうなことで掲げております。本市の状況でいきますと、市内には、歩道のない通学路でありますとか、あるいは防災対策に必要な道路、あるいは緊急医療を充実するための、そういったまだ改良が必要な道路等もございます。自転車でありますとか歩行者などが安全に通れるような道路整備も必要な箇所がたくさんございます。そういった意味におきましても、私は、本市に限らずそうであろうと思っておりますけれども、一般財源化であるかどうか、それは国で論議してもらえばいいと思います。私どもは、そういった財源が廃止されることが問題でありまして、このことが影響があるわけですので、とにかく短絡的な視点であったとしても、とにかく存続をしてほしいというふうな要望をしておるところでございます。私はそういった考えでございま

す。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今市長もお答えになったように、我々も、医療、福祉、年金、教育など国民の生活に密着したことが、こういったことに影響が出ないように、国にも訴え、一日も早くこの道路特定財源の問題が解決するように努力をしていきたいと、そのように思っておりますし、そうすることが太宰府市民にとっても重要な問題であると、そのように理解をいたしております。

で、1番につきましては以上で終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 2項目について再質問はありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今回なぜこの道州制についてを質問したかといいますと、いわゆる先ほども申しましたように、この道州制の話は進んでいるように思われます、九州では特に。で、この話になったときに、果たして、地方と地方の問題があるし、格差の問題もあるでしょうし、いわゆる合併の問題も、必然的に道州制が始まればまた出てくるのではないかという危惧があります。ですから、そういった問題について今からある程度の準備をしていく必要があるのではないか。道州制が始まる、そういう方向が出ればすぐ対処できるような、私は、本市だけの問題じゃないと思うんですが、そういったことも本市においても検討しておく必要があるのではないかというふうに思いましたので、今回質問いたしました。再度質問いたしますが、そういった合併論議とか、いわゆる今でもあります、特に福祉、教育における地方と地方の格差の問題、そういったものを、やはり今から準備しておく必要があると思いますが、再度お答えをいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この道州制の問題等々については、回答したとおりでございますけれども、九州市長会の中におきましても、平成18年10月12日に報告書、九州府構想10年をめどに道州制実現を目指すと、報告書が出ております。平成18年10月12日でございます。私は、市長になりまして、このこと等についても知りましたので、勉強を今現在もしておるところでございます。2月20日には、これは佐世保市で開催されましたものにも、日曜日でございましたけれども、出席をし、勉強してまいっております。道州制等につきましては、必然であろうというふうに思います。私も、勉強すればするほど、この合併の問題、あるいは行き着くところは道州制になるなというふうに思っておるところでございます。県域を越えた中で、県を包含した広域自治体といいたしでしょうか、それが九州一円とした道州制になると。

太宰府市といたしましても、このことにつきまして私は必要だというふうに思っておりますし、例えば各地域が特性を生かした全体的な均衡ある発展を遂げますためにも、この道州制は有効に活用できるなというふうに思っております。例えば本市におけますところの観光行政が

しかりでございます。ただ単に日本国内だけではなくて、外国に視点を置いた形での、そういった広範囲な取り組みがもっともっとできるように、可能になるなというふうに思っておるところでございます。いろんな新聞紙上でありますとか、今日の西日本新聞にも載っておりますし、これは2007年10月にも、九州道の古川元官房副長官の見解等々も載っておるところでございます。あらゆる文書を通じて今勉強中でございます。一緒になってこの道州制等について考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） そうであるならば、いわゆる合併するか否かは、決めていくのではありませんが、いわゆる今進めていく上で重要なことは、やはり広域行政を推し進めていく、これは今でもできるわけですから、そういったことに重点を置いてぜひ行っていただきたいというふうに思いますし、近隣、いわゆる旧筑紫郡4市1町、同じ方向性を向きながらですね、やっぱり各首長さんがよく協議をされながら、同じ方向を向いていけるような、そういう行政をですね、ぜひ目指していただきたいと、このことは要望をいたしておきます。

○議長（不老光幸議員） 3項目について再質問はありませんか。

○18番（福廣和美議員） ありません。

○議長（不老光幸議員） 4項目について再質問はありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 機構改革につきましては、まだ日が浅いという面もあるかも知れませんが、なかなか、何度か機構改革をされながら、名称が変わりながら来ております。それで、今回の機構改革をされて、先ほど一定のお答えはいただきましたが、どれぐらいの間は今のポジションでいこうと思っておられるか、この点をお聞きしたいんですけども。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 次に新たな行政課題でありますとか必要が出てきたときでございます。いわゆる機構は、ただ単に飾りではありません。行政を執行していく上で、行政課題を解決していく上で、どういった形が一番執行できるかと、具現化するための組織でございます。その課題等については、いつこういうふうに次行こうというふうなことはありません。基本的なスタンスは変わりませんが、部分調整等については、課題が出てきたらまた即行こうというふうなことはあり得ます。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 休日開庁の方でございますが、これは再々質問ですからもうこれで終わると思うんですけども、今9時から12時の間で、約57名の方が来庁されたということだったと思うんですが、正式に、今試行ですから、これを導入する場合も9時から12時でされようとしているのか、それとも試行ではなくて、正式に開庁になったときには夕方までされようとし

いるのかというのは1つあるんですが、その試行がちゃんとした形で開庁するに行くまでに、今の試行をいつまで考えておられるのか、これが第2点。

それと、どういう、あらかたこれぐらいの数値目標とかそういうものがあって、ここまでの要望があればされようとするのかどうかですね。土曜日をあけてもなかなか難しい、日曜日をあけてほしいという声も市民の中にはありますし、またこういった時間帯ではなくて、普通の日でも夜あけてほしいという、そういう声も市民の中には多種多様にあります。どの部分を採用されるかというのは難しい問題はあると思いますが、午前中の質疑の中で、いわゆる機械による住民票なりあといった処理関係を、自動の機械のことも出しましたが、この問題はもう随分前からありながら、それを、自動発行をやらずにこういう方向に来たのではないかというふうには我々は理解をいたしておりますが、今言った3点についてお答えをいただきたいと思いません。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この休日の試行等につきましては、やはり質の高い市民サービスをいかに私どもが提供していくかというふうなことでの行政経営改革方針の中で、市民の中から出てきた意見を私がマニフェストの中で掲げ、その中でも優先的に土曜日等の休日をまず試行していこうと、第2・第4土曜日を開庁し、市民サービスに応じていこうと、その反応を見て、本来平日の開庁、勤務時間の延長でありますとか、今提起のありました日曜まで広げるのか、あるいはいろいろな問題があるだろうと、要望が出てくるだろうというふうに思います。そういったことを検証しながら、試行を重ねながら、検証し、そして本格実施をいつにするかと、そういった状況を見て判断をしたいと、そういった方向を積み上げていきたいと思いません。これは、週休土曜日、あるいは週休2日制の実施に当たりまして、2年も3年も試行をし、そして本格実施になったというふうな経緯がございます。いろんな意味において、あらゆる角度から試行し、市民の声を聞いてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 5項目について再質問はありませんか。

6項目について再質問はありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 高齢者や福祉とまほろば号についてでありますけれども、先ほども申しましたように、東観世、それから高雄地区、ここは当然まほろば号を通してほしいという声が強いです、また市長も、何らかの手段をもって交通網を延ばしたいと、延ばすということでお約束をされておりますが、今の現状からいきますと、東観世は道が狭過ぎて、ある一部分が入りにくいという部分は確かにありますし。もう一つ、何とかタクシーと、ちょっと聞き取りにくかったんであれですが、いろんな方法を考えてでも交通網を延ばそうという考えがあるようなお答えをお伺いいたしましたけれども、質問の中でも言ってますように、このほかの地域、近くまではまほろば号が来ているけども、そこに行くまでが大変だという高齢者社会を迎えるに

当たって、元気なお年寄りの方も出にくいという部分がありますし、そういう声を聞いております。で、まだ高雄・東観世地区以外にも、そういった関係で、福祉バスという意味合いでの交通網を望んである方も、今もいらっしゃいますし、今からも増える可能性というのは十二分にあると思います。

で、財政的な問題もありますので、そりゃ台数だけ増やせば、財政負担が幾らでもいいのであればすぐに考えが出てくるとは思うんですけども、やはり今のこのいろんな厳しい時代に、いかに財政負担なしで、なしということはできないでしょうが、効率のいいそういう交通手段をぜひ考えていただきたい。前々から話が出ておりますように、ワゴン車、まほろば号よりもちっちゃいワゴン車である一定区間を回る、ある一定区間だけではなくて、その1台で何カ所かの区間、市内全体の方がいいとは思うんですけども、新たな、まほろば号とは全く違う路線をつくる、そして極力財政負担を軽くできるような形で、便数的にはまほろば号みたいな便数は難しいとは思いますが、それなりに福祉バスとして役目が果たせるような、またそこから、逆に言いますと、都府楼駅まで来る、そこに来れば今度はまほろば号に乗ってもらうことができる。それも乗り継ぎで、そうすると、その一番最初に来たワゴン車は無料で、まほろば号だけ100円で行ってもらうことができるというふうにすれば、これも今回言われるまほろば号の乗り継ぎと何にも変わらないわけですから、どこかの駅を起点として、都府楼前駅を起点としたところでのそういうワゴン車の運行ができないものかどうかですね。

で、今一部まほろば号が通っているところを通るかもわかりませんが、しかしそれとはまた違うところまで行けるんだという利点もですね、ワゴン車であればできると思うし、今入っていない地域でも数多く行けるのではないかと。今後の高齢化社会を見据えてのそういった路線をですね、ぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 多くの団地でありますとか、太宰府市の高齢化率が今19%ほどになっておる。高いところは三十数%、40%に近いというふうな、それも古い団地、青山あるいは湯ノ谷、あるいは三条台等は今通しておりますけども、通していない高雄台、梅ヶ丘、あの近辺等々の中でも、やはり非常に多くの方々から、今はいいんだと、今は車が乗れるからいいんだと。しかし、自分が車の運転ができないようになったとき、あるいは夫婦世帯だけになったとき、買い物に行くにも行けないようになると、このことが心配なんだというふうなことが、市長との語る会の中においても出てまいります。私は、高齢者でありますとか、あるいは身障者、障害者あるいは子供など、交通弱者の方も、やはり気楽に市内に出て、病院に行ったり、買い物に行けるような、最大限自由に出歩きできるような、そういった整備、支援をしていくのは行政として何らかやりたいなと。また、今言っております既存の路線だけではなくて、そういったところにも何らかの形で拡充できないかなというふうに思っておるところです。

広く世間を見てもみますと、市民のレベルで、そして自分たちだけが、有志だけが集まって、そして車を買って、そして必要な、ディマンドということは、やはり必要な時間に希望をとっ

て、その時間帯だけを車で回るとか、いろんな形態があるようでございます。市民の皆さん方の心ある部分を私どもも訴えながら、そして一緒になりながら、経費のかからないような、そういったコミュニティバス、皆さん方が自由に歩けるような、活用できるような、そういった部分を創造していきたいし、場合によっては小さな車を利用するとか、あるいは交通の弱者の皆さん方等については、今オランダあたりで出ておりますペロー自転車というんですかね、そういった部分も含めて、1人乗りの自転車といいたいでしょうか、電動の部分も含めた部分がございますので、そういった形であるとか、そういったNPO等で行うとか、いろんな形態はあるだろうというふうに思います。そういった知恵を出し合いながら、今の高齢化社会、向かうべき高齢社会に対応していくための努力はしていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今そういうお答えを市長にいただきましたので、大変ありがたいと思うんですけども。

今、ちなみに申し上げますと、75歳以上が太宰府市で5,900人、70歳以上が1万5,000人、65歳以上が1万9,000人いらっしゃいます。で、数的に多いのが、4けたになるのが、今56歳の方から4けたになります。ちなみに言いますと、56歳が1,056人、57歳が1,190人、58歳が1,374人、59歳が1,349人、60歳が1,325人、その後といいますが、61歳はもう900台、それから62歳も同じく、これは800台ですが、3けたになります。ということは、今この56歳から60歳までが非常に人口が多いと。ここらはもう皆さん方も当然ご承知の数字ですが、56歳ですから、56歳の方が10年後には66歳になる、限りなく70歳に近くなる。そうすると、相当な人口が、高齢化社会の中でもまれていくような時代がもう目の前に来ているというふうに私は思うんですね。今言われたように、市長も同じ方向で、ぜひこういった方々の交通手段を確保したいというようなお答えでありましたので、我々も期待をしながらですね、また我々もいろんなところに勉強に行きながら、案を出させてもらいながら、ともに同じ方向に向かってぜひ行きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 7項目について再質問はありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） まるごと博物館の中で、先ほど市長の方から協働のまちづくりという観点で話があったのかなというふうに思っておりますが、自然環境の整備については、いろんな登山をされる方、またそこを遊歩道的に使われる方、いろんなケースがあると思うんですが、そういう団体とかそういうグループの皆さんに、ぜひおかしいところがあれば通報してくださいと、通報というのはおかしいな、ぜひ話を聞かせてくださいと、いつでも結構ですよというような門戸をですね、まず市が開いて、そういうところがあればすぐにやりますし、すぐにやれなければ、お互いに太宰府を守る、自然を守る、環境を守るという観点から、ともに一

緒に汗をかいてもらうようなですね、そういう門戸を開いて、いつでも受け入れますよという姿勢がですね、私は大事じゃないかなと思うんですね。何かこう言ってきたら、何か要らんこと言ってきたような感覚じゃなくて、お金がないからできませんというんじゃないで、今すぐは難しいから、一緒に行って一緒にやりましょうというような、そういう意見を受け入れるだけの度量っていいですか、そういったものが、せつかくここに自然環境の整備についてということで今回市長が言われていますので、そういうふうな方向をですね、ぜひつくっていただきたいと思います。これでやめるとまたできなくなるので、それが1点。

その次の、もうこのJR太宰府駅につきましては、午前中も論議がありましたし、簡単に済ませようと思うんですが、そうはいかないんですね。もう何かこう今日の答弁聞いても、ますますどうするのかいなというのがですね、わからなくなるというか、何か逆に歴史が戻りよるんじゃないかというような気がしてなりません。

で、ここはちょっと余計目になりますが、聞きます。

井上市長のとらえ方は、我々は疑問に持つから聞くだけで、違っていれば違っているでいいですよ。伊藤市長、佐藤前市長との考えとは違うのか、いや、違わないのか、一緒なのか。

1つ書いておりますが、なぜ駅ありきではないということになるのかがわかりません。我々は駅ありきだろうと思います、駅ありきでそのまちづくりを考えてもいいんじゃないかと。逆を言っているから、同じことを言っているかもわからん、しかし話を聞いたんびに思うんですよ、いや、違うのかなという疑念が生まれてくるわけです。だから、聞きます。

今さら市民に聞くとはどういうことかいなど。市民にも聞いて、地元にも聞いたからこそ、JR太宰府駅（仮称）及び駅前広場建設基本構想というのはできたんじゃないかと。だから、市民に今さら何を聞くんですか。我々議会としては、伊藤市長、前の佐藤市長と約束があります。これは、こっちからけしかけた問題ではありません。市の方から約束事として、こうしますからこうさせてくださいというのが約束です。議会との約束は市民との約束ですよ。我々は市民の代表です。だから、今さら何を聞くんですか、市民に、と思います。それをお答えください。

今言いましたように、今までの経過との、この十何年間ずっと言われ続けてきた質問に対する答えとの、今現在での経過の整合性、駅ありきではないという整合性はどこにあるのかという問題。

で、今日はね、本当はもうこれだけで時間を使おうと思いましたが、いろんなもんを全部読んでやるかという思いもあったんですが、そんなことしよったら後でしかられますので言いませんが、この中にもあるように、これがないとまちづくりが本当にできるのかなというのがあるんですよ。だから、もうできるか、つくるかつくらんかはっきりしてほしいんですよ。それによって交通体系は変わりませんか。それは私が勝手に思いようことかもわからんから、答えただけければ結構ですが。

で、さっきも言いましたように、この基本構想ね、これの前にも計画を立てると思います

よ。それはもう破棄にするんですか、これはなしにするんですか、それともちゃんとこの構想にのっとなってやろうとしているのか、最後にお伺いをしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 2点ですよね、まるごと博物館構想の私が申しあげました中身の確認だと思います。

私は、四王寺山、宝満山も含めた形、市民の森も含めて水城跡まで、市域全体が歴史と文化を感じられるような、そういったまちづくりが必要だというようなことをかねてから言っております。また、そういったイメージをいたしております。あるいは、夢を持っております。そのために、助役時におきましても、2回ほど四王寺山に上りまして、200枚ほどの写真にまとめ、今パワーポイントですべて編集し、いつでも説明できるようにいたしております。そこには、町時代の案内掲示板が落ちておるところ、あるいは市民の森に行けば朽ち枯れたベンチ、案内板等々が抜け落ちております。あるいは自然歩道分も、水の流れによって道路が寸断されたり、あるいは流木によって道が通れなくなったような状況、あるいは市民の皆さん方が登るにしても、登り着くまでに分かれ道がありまして、どこに行けばいいのかというふうなものが、初めての人がわからないような状況等もたくさんあります。「大原山に355m」と、市民の皆さん方が、登っていらっしゃる方がかまぼこ板に書いて、あるいはそういったたぐいのもことによって案内が保たれておるといふような状況も知っております。そういったことの一つ一つの整備をすることによって、そして市民の皆さん方が、四王寺山ぐらいですから、気楽に登れる人も多い、そのことによって健康になっていただくというふうなことが眼目でございました。

そして、今730万人の皆様方が、天満宮一極集中だけではなくて、市内に回遊していただく。ある方は、まほろば号、コミュニティバスで行かれる人もあるでしょう、あるいは自転車で、あるいは歩いて、リュック担いで歩かれている人を多く見かけるようになりました。そういった一つ一つの仕掛けをしていくというふうなことが、私ども、金をかけなくてもできる側面が私はあるというふうに思っておるところでございます。

そして木々のチップ化、あの間伐材はたくさん転がっております。それを遊歩道に敷き詰めて、あそこをチップ化をすることによって、分かれ道とか登る入り口に置いておって、そして買い物かご等で、登られる人が一つかみ、二つかみ持って歩いてもらって敷き詰めていただくというふうなことも一つの方法としてあるでしょうし、いろんな交流をすれば、知恵等々が、みんなで協働したまちづくり等々が見えてくるというふうに思います。そういった心がけ、あるいはそういった仕掛け次第で、やはり私どもがそういった部分を調整っていいまいしょうかね、コーディネートする必要があるというふうに思っているところです。

そういった市民の皆さん方、あるいは観光客の皆さん方が、水城堤防まで、そして歩いて、あるいは車でも止められるような、そういった駐車場のスペースでありますとかそういったことを逐次やっていきたいなというふうに思っておるところでございます。そういった意味のま

るごと博物館、まちぐるみ歴史公園、市域のどこに行っても歴史と文化が感じられるような、そういった形態の仕掛けをしていきたいというふうに思っておるところでございます。それが1点目です。

それから、2点目のJR太宰府駅、初めに駅ありきでないというふうなこと等について、回答の中でも申し上げました。JR太宰府駅は不要であるというふうなことを申し上げているわけではございません。仮に、JR太宰府駅を初めにつくるところで動いたわけでございます。そうしましたら、財政負担が1割、ほとんどは太宰府市の方で見なきゃならんというようなものが出てまいった、1割の部分しかJRは負担しないというふうなものが出てきた。それから、じゃあ駅はつくった、じゃあどういうふうに太宰府駅まで、太宰府天満宮まで、あるいは都府楼前駅まで来るのか、交通渋滞をどう緩和するのか、どうつないでいくのかというふうなこと、あるいはあそこの一帯を、どうまちづくりをどう生かしていくのか。水城西小学校、ちいさこべ幼稚園、あの一帯には家もあります、あるいは市民プールもあります、その辺のところを含めた形でのまちづくりをどうするのかというふうなことをきちっと見通しをつけ、そしてその辺のところが、やはりこれだったら交通渋滞も、あるいはJR太宰府駅から、あるいは最寄りの都府楼前駅、あるいは太宰府駅まで人がおりていっても時間が読める、あるいは滞ることがないというふうな形での見通しをつけなきゃならない。公共交通機関体制を整えなきゃならないというふうに思っております。ただ単に、駅をつくるだけであつたら、私はたやすいと思います。しかしながら、そうではないと。まちづくりは全体の絡みがいろいろございます。その辺の一つ一つをクリアできるように検証し、そしていつどういった段階で、どういうふうな手順でそこにゴールするかというふうなことを考えていかないと、私は実現は絵にかいたもちになると。

平成2年のJR九州との覚書は確かにございます。それをいかに実現していくかは、これは継続でございます。行政は継続でございまして、これはできるまで続けるというふうなことはありますけれども、この間、市民の皆さん方にも否定的な意見の方もございます。いろんなものを検証しながら、私はやっていく必要があるというふうに思っておるところです。

そういった意味におきまして、広く、この際原点に立ち返り、を忘れることなく、市民の声を聞くということはいつのときだって大切だと、もう決定しているからそのまんまいくよというような形は少し荒っぽいのではないかなというふうに思うわけでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今の市長の話聞きよりますと、この前の大災害が起きなければ大変なことになったというふうに思うんですね。あのときは、災害にお金がかかるからこの計画はやめたというのが皆さん方のお答えでしたよね。今のような回答がその時点で出ていれば、「ああ、そかな」、そう思うんですよ。あのときは、災害でお金がほかに要ったからこれをや

めましたというのが市長のお答えでしたよね。それは間違いありませんからね。ということは、あのとき災害が起きてなかったら、太宰府は大変なことになったかもしれない、そういうことを、逆を言うと言ってあるのかなと思いますし。

それから、いわゆる佐野東の区画整理事業の中で駅がどういう位置を占めてくるのか、そういったことを勉強するために、我々は今年度名古屋市まで行ってきまして、大高南だったと思うんですが、勉強行ってきました。そのときに、その答えとしては、駅の構想が先だったからこそ住宅の張りつきが早く終わりましたと、これは駅がなければこんなに早く住宅の張りつきはありませんでしたというのが我々が行って勉強してきたときの答えでございます。我々もそのとおりに思います。環境の面からいっても、駅があるのとないのでは、駅がないところに来て、今度はまたそこまで車で رفتり、いろんな方法で行ける。しかし、あの区画整理事業の中でやれば、歩いて、もうそのまま、何も乗らなくてもJRの駅に行けるという特典が必ず出てくる、そのことは環境にも寄与するんです。車でほかまで行かなくても済むということは、それだけ排気ガスをたれ流さないということにもなると私は理解をいたしております。

そういった面から、この構想は、一時的にはもうストップだと、今の市長からいえばそのようにも聞こえますし、もう一遍そこらあたりを今年度じゅうに考えがまとまれば、またこれに戻る可能性もあると、何かようわかったようなわからんようなですね、と思いますが。

もう一遍言うときですが、この最初からの経過はもう武藤議員しか知らん、その次は私、それから村山議員、田川議員ぐらいしか知らんですが、都府楼南駅をつくるときに、太宰府市が太宰府駅をつくるときにはつくっていいというのがJRの答えでしたよね、これは、間違いありませんよね、この覚書がある。この前引き込み線をつくるときには、駅をつくっていいですから引き込み線をさせてくださいというのがJRの考えでしょうが。我々はそういうふうに理解しています。だから、これは本当に請願駅なのかどうか。つくっていいというんですから、向こうが、先に言ったんでしょう。だから、佐藤市長はつくると言ったんやから、つくるのは当たり前ですよ。

で、もう一つ聞きますけどね、それならJRが1割以下の負担やったらもうできんということですか、要は。2割、3割JRが負担しなければJR太宰府駅はつくれんということなんですか。さっきから1割、1割と出ましたからですね、非常に気になっておりますが。何かそこあたりで考え方がまた変わるのかなということにもなるんですが、まあ、別に今日の代表質問で終わりじゃありませんので、本来なら一般質問の項目なんですよ、こういうのはね。そういうことをわかりながら今回させてもらっておりますが。これは、その1割のところだけ答えてくれませんか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今1割と申し上げたのは、私が助役でしたか、総務部長でしたか、してございましたときに、直接交渉、協議をしておりましたので、県地方課にも行きましたし、国にも上りましたし。そういった形の中で、その1割等々以上は進展しなかったというふうな部分があ

ります。それでもやろうというふうなことであったことには間違いないわけでございます。

私も、ここで、皆さん方と同じように洗礼を受けてここに立っております。その中で、いろんな意見もございました。このJR太宰府駅の問題等々についても、今私が申し上げておりますような、その1点だけではなくて、そのつなぎの部分だって、やはりきちっとした形での整合性をやはり持たせていくというようなことが大事ではないかというふうな指摘も受けております。私も日々成長しているわけでございます。その中でとどまってはおりません。新たな考え方も含めて、そして再構築していく、微調整、修正等々を加えながら、どうしたら実現できるかというふうなことを含めて考えておるわけでございまして、それと全体的な財政運営、財政規模、今何が大事なのかというふうなこと等も考え合わせながら行っておるわけでして、その今の立場の中で、助役時代、部長時代と違った形で、やはり足が重くなることもあるわけでございます。その辺のところ等については、あるときは勇気を持ってやらなきゃいかんことも、そのときはまたどこでも突っ込むような、それこそ自分をかけてでもやる必要があるというふうに思っております。

そういった意味におきまして、皆さん方のご助言も賜りながら、この問題等々については、私は決して、初めに答弁しておりますように、これをしないとかするとか、そういった感覚でとらえておるものではございません。太宰府市にとってよりよいまちづくりを願っておる一人でございます。皆さんと一緒に全体的なまちづくりを進めてまいりたいというふうに思っております。よろしくご教授いただきますようお願い申し上げたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 8項目について再質問はありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） ますます市長の心の中が見えんごとなってますが。

このブランド協議会、これは予算特別委員会でやればいいことかもわかりませんが、決算特別委員会でも言いましたように、ブランド協議会ですから、あくまでも協議をしていくところに光を当てるべきであって、これを事業の方に持っていくということは私はおかしんじゃないかと思うんです。そう思われませんかでしょうか。おかしくなければおかしくないでいいですが、と私は思うんです。これはブランド協議会ですから。協議をするためにお金を使うなら話はわかる。その事業にお金を持っていくということはちょっとおかしいんじゃないかと思いますが、その点だけお答えください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私も、聞いておりましたらそのとおりでらうと思います。いろんなソフトの面等々をここで考え、そしてそのことについては行政のある部署の中で事業展開するとか、あるいは観光協会、あるいは他の団体の中で事業をお願いするとか、そういった、やはりいわば企画立案、あるいはそういった部分を太宰府のブランドとして全国に情報発信し、さらに今以上に飛躍するためにはどうしたらいいんだというふうなこと、手本的に今示されておるというふうな状況だろうというふうに思いますので、その辺のところは事業は次に、例えば市の方に

転嫁していくとか、そういった形になってくるのではないかなと思います。今の福廣議員の考え方は正しいのではないかなというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありませんか。

9項目について再質問はありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） もう今日は16時に終われと言われておりましたから、6分間長くなりましたが、この観光基盤の整備についてはですね、もう早く結論を出してほしいと。今年はこちらまでやりますよ、次は、来年はこちらまで、もうそれをですね、明確にしてほしい。検討しますという一言で終わらせてほしくないという気持ちで質問をいたしました。このことに関しましては、市長から答えをいただいて、また次の機会にですね、詳しくは質問をしてみたいと、そのように思っておりますので、最後に一言だけ、市長、よろしく願いして私の代表質問を終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 観光基盤の整備についてというふうなことで、検討しますというふうなことも中にはありますけども、今実行しておるものもあるわけでございます。水城跡の東門周辺整備等については私は実行できておりますし、今その一つ一つがこの観光の基盤の整備につながっておるというふうに思っております。今後ともこの観光整備等については、私の夢でもございますし、町全体の発展のためにも私は頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 以上で会派公明党太宰府市議団の代表質問は終わりました。

次に、会派宰光の代表質問を許可します。

11番安部啓治議員。

〔11番 安部啓治議員 登壇〕

○11番（安部啓治議員） 議長の許可をいただきましたので、会派宰光を代表して質問させていただきます。

市長も選挙で市民の負託を受けて、はや1年になろうとしております。佐藤前市長の後継として政策を踏襲しながら、ご自分のオリジナリティーを出すことも必要かと思えます。この1年、多くの市民に接し、生の声をお聞きになってきたことと思えます。その後、市民に対して何点かのぬくもりのある政策転換はそのあらわれでしょうか。

そこで、第1点の第2、第4土曜日の窓口業務サービスについてであります。

先月2月23日から6月28日までの間で試行されるということですが、初日の結果はいかがでしたか。アンケートをとったということですが、その感想をお聞かせください。

試行期間が終了した段階でどの程度の利用者があった場合さらに継続するのか否か、その設定ラインを想定しているのでしょうか。

また、市長は常々費用対効果を打ち出しておられるわけですが、今回1日の経費は概算幾らぐらにかかったのでしょうか。ご説明ください。

次に、高齢者福祉の充実についてであります。厚生労働省において「孤立死ゼロ・プロジェクト」が創設されるということですが、市長は県のそういった関係の代表に就任されたとお聞きしましたが、これはどのような会でしょうか。目的なり今後の行動計画がわかれば教えてください。

昨年に新聞報道でもありましたが、厚労省では別に市町村レベルのモデル事業実施主体を募集していくようですし、地域福祉活性化事業なるものを全国100カ所でモデル地区として立ち上げ、地域づくりのコーディネーター役として、これは仮称ですがコミュニティソーシャルワーカーを各中学校単位で配置したい計画のように聞いています。その他の事業内容は、いきいきサロン活動などの小地域の拠点整備、小地域ネットワーク活動の実施、地域包括センター等を交えた相談ネットワーク会議の開催等で、セーフティネット支援対策等事業費補助金として195億円の予算案を持っているようですが、前者の孤立死防止推進事業とは関連のある事業のようでございますが、高齢者福祉の充実を提唱している本市として、またその関係の代表市としてぜひとも参入していただきたいものですが、市として対応できるのかどうか伺います。

次に、まちぐるみ歴史公園事業でございます。

本市の最重要史跡と言っても過言ではない政庁跡、水城跡へ研修に来られた方々の特に大型車両の待機所がこれまで十分でなかったことでどれだけ迷惑をかけてきたことか、仮にも歴史のまちを標榜するのであれば、これは大事なことであります。水城跡横には最近バス用の駐車場が設置されたようですが、規模はどの程度でしょうか。政庁跡についてはどのような計画をお持ちでしょうか。現在ある正面左側の待機所は一般車しか無理だと思いますが、いかがでしょうか。蔵司西側にある市有地の利用及び今後の蔵司跡地の購入後の利用計画、その中で進入道路を拡幅し、現在ある車の待機所との関係の中で善処できないか伺います。

次に、市民が参画できる市政運営について、まず各種審議会、委員会等への女性登用について、市長のマニフェストでは目標30%を提唱され、女性行動計画でもそのようになっています。しかしながら、男女共同参画プランでは35%に設定されております。その差は何でしょうか。これまで市のやってきた各種説明会や講演会では何%で説明されてきたのか、また本市ホームページでは各種審議会の女性登用率が昨年4月1日で24.7%、男女共同参画プランの中では平成14年3月末で26.7%で、一見2ポイント減少した形になっております。条例制定以後下がった結果に見えますが、どのように判断すればよいのか伺います。

次に、社会福祉協議会が利用しているヘルパーステーションですが、前段での武藤議員の質問と一部重複しましたので、私は介護事業撤退後に空き部屋をどのように有効利用していく考えなのかだけをお伺いいたしますが、今、社会福祉協議会や女性センター、体育センター、総合福祉センターの集まる一帯は、各種会議やイベントが重なるときには周辺が利用者や車で混雑し、子供を含めて大変危険な状況にあり、また通行者にも迷惑をかけている状況です。そこで、駐車スペースにゆとりのあるヘルパーステーションの後に各種団体が利用できる部屋として計画できないか伺います。

次に、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会の開催についてであります。本年1月から始めたように聞いています。私としては、以前市長に選挙が終わった段階で市民が待ち望んでいるのでできる限り早く開催してほしい旨要望しており、若干遅かったようにも感じています。懇談会では、どのような要望が出され、今回の予算にどう反映されたのかどうか。また、今後残された区をいつまでに回っていくのか。要望があれば2度、3度と同じ区に行ってもよいと言われてきましたが、激務の中相当のペースが要求されると思うのですが、市長の考えはいかがでしょうか。

以上、回答は項目ごとをお願いいたします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま施政方針に関することにつきまして、市議会会派宰光を代表されて安部啓治議員よりご質問をいただきましたので、順にご回答を申し上げます。

最初に、簡素で効率的な市政運営についてのご質問にお答えを申し上げます。

この2日間の状況といたしましては、1日平均57人の方が来庁されまして、窓口対応として119件、電話26件の受け付けを行ったところであります。実績としてまだ2回でございますので一概に言えませんが、やはり休日開庁を望んでいる方は多いと私自身受けとめておるところでございます。

また、試行期間終了後は継続するのか否か、その設定ラインを想定しているのかというようなことにつきましては、市民の目線に立ったよい窓口開庁を目指していきたいと考えておりますので、試行の中でアンケートでありますとか、あるいは市民意識調査等を通じまして、市民の意見を拝聴しながら総合的に検証を行う中で明らかにしてまいりたいと考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

なお、今回1日の経費でございますけれども、庁舎管理経費等で約6万円程度となっております。また、職員の人件費といたしまして、仮にすべて時間外勤務とした場合は初日約20名が出勤しておりますので約20万円ということになりますけれども、基本的には週休日の振りかえで対応することといたしておりますので、その振りかえできなかった場合を除き、費用は要しないということになります。

次に、高齢者福祉の充実についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、孤立死防止事業についてのご質問ですが、この事業は厚生労働省の事業でございます。福岡県におきましては孤立死等の問題に対しまして高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進するために、ひとり暮らし高齢者等見守り対策協議会が平成19年度に設置されたところでございます。なお、福岡県市長会の代表として私がこの協議会の委員をさせていただいております。

本協議会におきましては、高齢者の見守りを行う上での現状あるいは課題を整理、分析し、地域での見守りを推進するための方策を議論してまいりました。今後は福岡県が本協議会の意

見を集約して、ひとり暮らし高齢者等見守りネットワークマニュアル、個人情報の取り扱いに関するガイドラインを取りまとめる予定でございます。本市におきましては、福岡県より公式に通知があった段階で、地域での見守り対策を充実していくために積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、地域福祉活性化事業についてのご質問でございますけれども、これも厚生労働省の事業でございます。身近な地域において見守り、声かけを初めとする地域福祉活動を活性化するためのものがございます。この事業の実施に当たりましては福岡県との連携が必要でありますので、十分な協議を行ってまいりたいと思っております。

次に、まちぐるみ歴史公園についてのご質問にお答えを申し上げます。

史跡地利用についてでございますが、本市の歴史資源を最大限に生かすための駐車場対策につきましては、大変重要な課題であると認識をいたしております。

ご質問の水城跡東門周辺整備事業の広場の規模でございますが、面積は約1,100㎡で、大型バス5台、普通自動車15台の駐車スペースを確保いたしております。

次に、大宰府政庁跡の駐車場対策でございますが、現在、政庁跡南側の広場を利用いただいております。大型バスの駐車も可能でございますが、普通自動車等が常時駐車している状況から、大型バスの駐車スペースが不足していると、これが現状でございます。このようなことから大宰府政庁跡周辺も含めまして、太宰府関連史跡に関する保存活用方針に基づきまして、大型バスなどの駐車可能な広場の整備に向け、国、県の補助制度や現状変更につきまして、関係機関と協議を行いながら活用策を具体化してまいりたいと考えております。

なお、蔵司西側の市有地の活用につきましては、蔵司跡の活用策を含めまして福岡県と協議を重ねてまいります。

最後に、市民が参画できる市政運営についてのご質問にお答えを申し上げます。

1点目の女性の参画についてのご質問でございますけれども、まず施政方針でお示しいたしておりますとおり、市民が参画できる市政運営は、私が大きく掲げました公約の一つでございます。

そこで、今回ご指摘でございます女性登用率の設定の5%の差でございますけれども、平成15年4月に策定いたしました男女共同参画プランは、平成15年度から平成24年度の10年間における目標値として35%を設定しておりますけれども、私の在任中におきましては最低でも30%を達成させる努力目標値をあえて掲げさせていただいております。最終的には本プランの35%を目指しているところでございます。

これと同時に、国の目標が2020年までに30%というような部分が頭にありましたので、私はその数値をまずもって政治のその任期の中でやりたいというふうに発想したわけでございます。

次に、太宰府市におけますところの各種審議会委員等の女性登用率が条例制定以後下がったところのご指摘についてご説明を申し上げます。

現在の登用率は、39審議会中の女性委員の比率は24.7%であり、ご指摘の平成14年度は48審議会では26.7%でございました。これは、平成14年度中に設置されておりました各種審議会等の内容、特に女性委員が多く委嘱されておりました次世代児童の育成のための審議会でありますとか、あるいは人権センター運営審議会等で女性の比率を高めておりましたけれども、翌年以降はそれらの審議会の廃止あるいは休止の影響によりまして一時的に減少をいたしております。その後の新しい委員の選任及び改選につきましては、市附属機関の設置及び運営に関する要綱の第4条の3で明記しておりますとおり、女性委員の構成割合を35%と位置づけて推進した結果、平成15年以降は微増ではございますが、年々増加をいたしております。

今後におきましても女性が市政へ参画することはますます重要なこととございまして、市民があらゆる分野において政策や方針等の意思形成の場に女性の参画を積極的に参画できる機会を図ってまいりたいと思っております。

2点目の社会福祉施設のご質問でございますけれども、この施設は福祉施設として利用することを条件といたしまして福岡県から譲渡されたものでございます。

今般の社会福祉協議会介護事業の廃止に伴いまして、今後も福岡県の条件を満たす活用が必須であることから、できる限り現状のまま福祉施設としての活用を早期に考えてまいりたいと思っております。

3点目の「市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会」についてのご質問でございますが、行政と市民との協働のまちづくりを推進していきますために、小学校区単位におけますところの地域コミュニティづくりの目的や必要性を説明した後、市政やまちづくりについての意見交換を行い、市民の率直な意見でありますとか提言を市政運営に反映させていくことを目的といたしまして、1月23日の北谷区を皮切りに、平成22年8月まで市内全44行政区を回る計画で開催をいたしております。

現在まで、北谷、内山、高雄、水城の4行政区を回っております。今までの各行政区におけますところの主な意見項目等といたしましては、都市計画区域と白地の問題、それに伴う開発と弊害、あるいは筑紫野古賀線の4車線化と公共下水道の整備、地区公園、避難場所等の設置、コミュニティバスまほろば号の運行計画、あるいは市の財政状況でありますとか、あるいは高雄公園周辺一体化計画でありますとか、あるいは水城橋の橋台改修工事の問題、あるいは水城跡の整備活用、通学路の安全対策、ごみの不法投棄の問題など、住民の身近な事項でありますとか各地区が抱えている諸問題、課題等についてご意見をいただいたわけでございます。

また、1回しか回れないというようなことにつきましては、各区最低1回開催するものとしたしておりますけれども、区により要請があった場合については、再度行政区へ出向くようにいたしております。

以上のとおり、ご質問の件につきましては答弁してまいりましたけれども、ただいま承りました貴重なご意見、ご要望につきましては、これからの市政運営に当たりまして十分参考にさせていただきたいと思っております。なお一層努力してまいりますので、よろし

くご指導賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） ここで16時40分まで休憩します。

休憩 午後4時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時40分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

会議規則第8条第2項の規定によって、会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日の日程終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、本日の日程終了まで延長します。

1項目について再質問はありませんか。

11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 1項目めの開庁時間延長でございますが、私は今回実施されたアンケートの結果でどうやって知られたかの設問で、人から聞いた10名に次いでホームページが9名、広報「だざいふ」の8名より1名多くて、意外とホームページが見られているんだという感想を持ちました。ちなみに隣の大野城市では試行期間が終わって1回の平均利用者が約140件あったそうで、昨年11月より本格実施に踏み切られました。今回は月2回の土曜日開庁を実施されたわけですが、平日の夜間延長の実施、事業コストの比較、利用者の希望等は事前検討されたのでしょうか。アンケートによると、土曜日が集中的に多いようにはなっておりますけど、これについてお尋ねします。

さらに、9日の西日本新聞に出ておりましたけども、武雄市が来月から実施予定している青パトによる安全パトロールを兼ねた高齢者、身体障害者、妊婦さんたちへ住民票などを宅配するサービス、これはまさに市長の目指すぬくもりのある市政ではないかと思いますが、今後実施を検討されるつもりはありませんか。市民がより便利な方向に、今市でできる最高のサービスをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 土曜開庁のアンケート調査の件でございますけれども、今ご指摘のあっておりますように、今まで第2回を行った、終わったばかりでございます。それでもやはり私は回答の中でも申し上げましたように、市民の方がやはり開庁を多く望んでおるといったことがわかったような次第でございます。広報でありますとか、あるいは今コミュニティ無線の中におきまして、朝連絡っていいでしょうか、全町的にお知らせをして開庁しておるといったことを市民にお知らせをしておるところでございます。

そういった中で推進をしております、その検証をきちっと重ねた中で本格実施するのかどうかを含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

大野城市の数と比較しまして、太宰府市については分母であります人口規模が10万人と6万8,000人というようなことがございます。その割合からいたしますと、前回ちょっとお話し申し上げましたように、比率的には同じような状況になるというふうに理解をしておるところでございます。

それから、2点目等については、今の青パトを……。

(11番安部啓治議員「安全パトロールなんかの青パトという、市の車による青パトによる宅配サービスですね」と呼ぶ)

○市長（井上保廣） いろんな形態があろうと思います。市職員が外出する場合、あるいは道路の見守りを行う場合にあっていろんな形態の中で、あるいは安全パトロール等々については今代表的な例を言われましたけれども、私もそういった配慮が一石二鳥、三鳥というふうな形でのついでに、なんなんのついでに見回りを行うとか、あるいは訪問して意見を聞くとか、そういった姿勢は私は大事であるというふうに思っております。青パトに限らず、自分が出向いたときにいろんなところとちょっとしたお話をするとか、そういったことも一つだろうというふうに思っております。

(11番安部啓治議員「ちょっと違うんですけど、いいですか」と呼ぶ)

○市長（井上保廣） いろんなサービスの市民サービスのあり方について言われておるんですね。失礼いたしました。これは私の方がまずうございました。そのとおりだと思います。いろんな形態で今、町っていいでしょうか、市民が来なさいというふうな形の中でやっております。これがひとつ大もとがありますから、その辺のところ等についてはいたし方ない今の形態かなというふうに思っております。そして、希望とか市の方も一たんやっておったときはあるんですよ。お店であるとかそういったところに何ていいでしょうか、コンビニとかそういったところに宅配で届けておったというふうなことが、住民票とかそういったものはそういったやり方でやっておった時期もございます。あらゆる形態を市民サービスのツールとして、方法として講じていくというふうなことについては大事だというふうに思います。参考にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 再々質問はありますか。

○11番（安部啓治議員） 次、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 2項目めについて再質問はありますか。

11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） これまで一般質問でも取り上げてきました孤立死の問題が、国を初め行政レベルでも前進した形で動き出したようで、その推移を見守りたいと思います。市長も県において代表として大いにらつ腕を振るっていただき、市政にも反映していただきますようお願いいたします。

地域福祉活性化事業につきましては、福岡県での実施予定は今のところないということで、

今後モデル市での状況、情報を注視していただきたいと思います。これは回答要りません。

次の3番目に移ります。

いいですかね。

○議長（不老光幸議員） はい。

○11番（安部啓治議員） 史跡地利用についてでございますけども、水城跡横の駐車場ですね、北側の東門第2広場になるんですか、を見させていただきました。今立派にできているんですけど、線引きがされておりませんで、大型バスが勝手にとめた場合、おっしゃっている四、五台の大型がとめられるかなというちょっと懸念もございます。それからですね、案内板も拝見しました。最近釜山市長が九州国立博物館に見えられましてですね、至るところ韓国語の解説がついているということで喜ばれて帰られたようですが、英語と韓国語なんですね。中国語の表記がないというところですね、これはもう今3カ国語は必要じゃないかという感想を持っているんですよ。だから、中国語圏の今から観光客は増えてくる傾向にあると思いますので、このところは今後検討していただきたいと思っております。史跡地の有効利用については徐々に振興しているということで、今後もお願ひしておきます。

○議長（不老光幸議員） 4項目めですか。

○11番（安部啓治議員） これも回答は……。

○議長（不老光幸議員） 要らない。

○11番（安部啓治議員） 要ります。

○議長（不老光幸議員） 4項目めの再質問をお願いします。

11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 女性の参画についてであります。わずか5%の違いでございますけど、例えば3人のとき1人女性がいれば33.3%となり30%をクリアでき、35%を達成できないということになるわけです。今後も審議会等の各選出母体にも協力していただかなければいけませんし、容易ではないと思います。しかしながら、男女共同参画推進本部長である市長みずから30%と35%を使い分けているわけございまして、あくまで今期中の目標であるならば施政方針の中でもご自分のマニフェスト同様注釈を入れるべきではなかったのか。市民も職員も状況で使い分けることになり、混乱を招いている。また、登用率の表記についても、関係者にはすぐわかると思いますが、市民には審議会の増減はわかりにくいわけで、結果の数字のみを比較すると誤解することになるので、表現については本当に市民の目線なのかと感ずるわけです。さきに触れたように、今市のホームページの利用者が増加しております。これについては市長の考えを伺います。

次の質問については、社会福祉協議会との関係の中で新規の利用方法を検討いただくということで、善処してください。

次の市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会につきましては、各区の方々が待っていると思いますので、できるだけ回数を増やして開催されることを今後とも願ひしたいと思いま

す。この件について回答をいただいて、私ども幸光の質問を終わりたいと思います。よろしく
お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 女性登用率の問題、あるいは目標値の差の問題についてご指摘がございました。確かに男女共同参画プランでは平成15年度から平成20年の10年間でございますけれども、35%というふうな数値目標がございます。私のマニフェストではご指摘のとおり30%といたしておりました。そして、ホームページの中においてはマニフェストの目標達成の情報開示については、そのことは触れておりますけれども、施政方針の演説の中においてはそういった面で不十分であったかなと、誤解を与えたかなというふうな感じはいたしております。

いずれにしましても、私は就任在任中等については30%を達成したいというふうに思いますし、また国の方の女性登用の目標もまずは30%というふうになっておりますので、これを鋭意努力をしたいというふうに思っておりますのでございます。

それから、市長と語ろう未来の太宰府・ふれあい懇談会につきましては、1年間のスケジュールはほぼ固まっておりますけれども、これは懇談会の中においてもご指摘いただきました。やはり1年かけて終わるようになると、もう少し早くできないかというようなことも、回転率を上げることができないかというようなこともご指摘を受けました。でないとも2回も3回も回した方がいいですよと、回ってきてくださいというふうな要望も出ておるところでございます。全体のスケジュールは確定いたしておりますけれども、再度各行政区長の皆さん方と協議しながら、可能な範囲におきまして前倒しできる部分、期間を短縮して市民の皆さん方のご意見を承っていきたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（不老光幸議員） 以上で会派幸光代表質問は終わりました。

これで各会派の代表質問は終わりました。

引き続き、一般質問の個人質問を行います。

8番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました3項目についてお伺いいたします。

まず1項目めは、（仮称）景観まちづくり条例の制定についてお尋ねいたします。

市長は、施政方針の中で、豊かな自然と薫り高い歴史など、太宰府ならではの地域資源を生かし、良好な景観形成のみならず、人々の暮らしなども包含した景観づくりと、水城跡などの指定文化財から身近な石像やほこらなどを含めた太宰府固有の文化遺産を地域の物語でまとめる太宰府市民遺産の取り組みとあわせて、市民、事業者及び行政との協働により景観施策を総合的に展開するために、景観行政団体になる手続を進め、景観まちづくりの実効性を確保する制度の構築を図るため、景観まちづくり条例の制定に向けて着手しますと述べられましたが、その第1段階として、景観まちづくり懇話会が設置され、そこで条例制定に向けた議論がなさ

れていると思いますが、この条例はこれからの本市のまちづくりの基本となっていくと思います。

良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することも含むものであることを旨とし行わなければならないと、国の景観法の基本理念に述べられているように、これからの本市のまちづくりの基本的な部分を担う条例になると思います。今ある文化遺産及び眺望の保全と、これから新しくつくられる建築物、構造物または住宅地や施設等の建設のための土地の造成、土の採取等による自然環境の破壊、また修復等とのバランスのとれた開発等を誘導、規制するようになると思います。

そこで、以下の点についてお伺いします。

1、制定までの手順と条例案の議会への提出はいつごろを目途とされているのか。

2、これからのまちづくりの基本となるとと思いますが、条例制定の基本的な考え方、景観から見た本市のまちづくりをどのように考えておられるのか。

以上、お伺いいたします。

2項目め、（仮称）高雄公園の整備と高尾川の架橋工事についてお伺いいたします。

まず、高雄公園の整備は平成19年度から整備工事に着手する計画であったが、いまだ着手されていないようであるが計画はどうなっているのか、またどのような公園にするのかについても、公園の計画図等市民への説明等はないが、市民への説明や意見、アイデアなどを聞くことは考えておられるのかお伺いいたします。

次に、高雄二丁目に住宅団地の造成工事が始まっているが、それに伴い高尾川に架橋工事が行われているが、最近高尾川の拡幅工事をしたばかりで、その工事できれいになった護岸が壊され、架橋工事が行われていますが、橋の計画があるのはわかっていたと思います。護岸工事のときに一緒にしておけば壊す費用もかからずに済んだのではないかと思います。費用は二重にかかり、経費のむだ遣いではないかと思います。どのように考えておられるのかお伺いいたします。

3項目め、ガス漏れ事故についてお伺いします。

先日、県道筑紫野筑穂線の梅ヶ丘公民館近くでガス漏れ事故が発生しました。ガス漏れ事故は重大な事故の原因となるものです。ガスは目に見えず、床下などに滞留いたします。釧路市や佐世保市での事故などはまだ記憶に新しいところですが、梅ヶ丘での事故も住民の方が気づかれるのが早かったので大きな事故にはならなかったようですが、ガス管等の管理はもちろんガス会社が行うものですが、行政としても市民の安全という視点から見たときどのような対応を考えておられるのか、対応策についてお伺いします。

まず1点目、梅ヶ丘で発生した事故についてどのような対応をされたかお伺いします。

2点目、今後、同様のガス漏れ事故にはどのような対応を考えておられるのか、また老朽化したガス管の管理に対して行政としての対応について本市ではどのように考えておられるのかお伺いします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） （仮称）景観まちづくり条例についてご回答申し上げます。

本市は、太宰府ならではの豊かな自然と数多くの歴史的文化遺産を生かした取り組みを市民、事業者及び行政との協働によりまして景観のまちづくりとして総合的に進めておるところでございます。現在、景観行政団体になるべく福岡県との協議をしているところでございます。今後、景観まちづくりの実効性を一定確保するためには、市民の皆様方はもちろん、多くの関係者の皆様方の意見をお伺いしながら、平成21年度を目途に景観条例の制定に向けた取り組みを進めてまいりたいと思っております。

景観まちづくり条例等の制度設計に当たりましては、協働のまちを推進する観点から、市民の皆様とともに考え、ともに地域の将来ビジョンを共有しながら、市民の皆様にご納得していただけるような調和とバランスを配慮しつつ、様々な景観に関するルールづくりに努めてまいりたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 景観についてはですね、非常に幅が広くてなかなか難しい、とらえどころがないと言えどとらえどころがないところですけども、やはり太宰府市においてはですね、歴史的景観、それから緑の豊かな太宰府市というような標榜ができるかと思えます。その中でですね、この景観条例をつくられる中で景観計画区域というのが指定されると思えますけども、この景観計画区域についてはですね、どのような範囲で考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 今おっしゃいますような景観地区とか景観計画区域、それに準ずるような区域というような、そういう区切り方が一定いろんな資料の中では示されております。その中で、太宰府はどこからどこまでがそういうのに入るか、そういうものを今後計画してつくっていききたい。また、そういう線引き、そういうものをこれからどうしていこうかということでの用意を今いたしております。それまでには、基本方針とかそういうものをつくって、その中でそういう今おっしゃったような分け方をしていきたいと、そういうふうを考えております。まだ調査中ということでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） まだ計画中ということで、まだ案もできていないようでございますけども、この景観計画区域というのは都市計画区域とか調整区域、それから計画区域外とか、これは都市計画法とか建築基準法とかで定められておる部分がありますけども、これを越えてもつくれるような計画区域の設定ができるようでございますので、やはりこれについてはですね、特に計画区域外についてのもので、景観としてのまちづくりについての考え方というのを、ひ

とつですね、きちっとした方向性を出して、今のその都市計画の中でまちづくりの中からちょっと、何というんですか、まちづくりの中に入り切れない部分がある部分をこの中でとらえていただいて、新しい太宰府のきちっとしたまちづくり、景観の中でのまちづくりということで包含していればよりいいまちづくりができるんじゃないかと思っておりますので、ここら辺についても慎重に協議していただければと思います。

それから次に、この景観区域の指定ができました後で、やはりこの景観区域の中にはいろんな、また地域としての細かい、美観地域とか、それから樹林地帯とか、そういう区域の指定が今度に入ってくるとは思いますけども、これについて、仮に都市計画区域の中で樹林地帯と、ここにちょっとした樹林地があるから、これを樹林地帯として指定した場合、都市計画区域ですから、これは私有地であれば開発することができます。ただ、これを景観区域の中で定めたときに、そしたら景観区域では樹林地として指定しているからこれは開発はできないよと、だけど都市計画法とか建築基準法では市街化区域だからそこは造成ができるよと、こうなったときにですね、やはりどちらの法律を上位として判断されるのか、そこら辺についての検討はされておりますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） まだそういう細かいところまでは計画、そういうものをいたしておりません。ただ、この線引きを行うときに地域住民の方と十分に話し合っていかなければならないと、そこで一定のルールをつくるということがございますので、景観法ができて、担保する法律ができて、今言いましたような都市計画法とか建築基準法、屋外広告物法、いろんな関係が出てまいります。その中でこういうふうになりますよという地域住民の方、例えば今おっしゃったようなところの区域はこういうふうにしますよというような話を持って行って、そこで多くの方々がそうしようというようなことになれば、今度はそういう規制する法律ができ上がってまいるというふうに思っておりますので、考え方はそういうふうだろうと思っておりますので、そこは今後住民の方の意見を十分に伺いながら網かけをしていくというようなことになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） この景観法というのが、眺望権とかですね、そういうのについても非常に細かく規定してきますので、まちづくりの中ではこれから先ほども言いましたように基本的な条例になってくるかと思っておりますので、そこら辺も十分市民との協働のまちづくりという中でですね、これは非常に大きな条例になってくると思っておりますので、十分市民の皆さんと協議していただいて計画をつくっていただければと思います。これで1項目めは終わります。

○議長（不老光幸議員） 2項目めの回答をお願いします。

市長。

○市長（井上保廣） 高雄公園につきましては、高雄地域のレクリエーションの拠点といたしまし

て、住民の皆様方の協力をいただきながら地域住民の皆様にあふれるような公園づくりを行うことが大切だと思っております。

詳細につきましては担当部長の方から回答させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 謙） まず、1点目のご質問でございます。

平成19年度の発注ということでございます。少し遅れておりますけれども、伐採や除草、それから土の切り盛りに伴う擁壁、それから排水工事などの下準備と申しますか、そういう工事を3月中旬に入札する予定で進んでおるところでございます。

それから、2点目の具体的な設計でございますが、ゾーニング構成を行いまして設計を進めておるところでございますが、市民の皆様方の意見を聞いたかということでございますが、3月の中旬、間もなくでございますけれども、関係区長さん、東小校区の区長さんと南小校区の区長さんの方にご案内して、今後の進め方、そういうことについて協力お願いをしていきたいと、そういう予定でございます。

それから、3点目でございますけれども、本当におっしゃるとおりに、そのときにそういう開発の状態がわかっておればもうそういうことはしなかったんでございますけれども、平成19年3月までにその工事は終わっております、話が参りましたのが平成19年7月ぐらいでございます。窓口の記録があるわけでございますけれども、そのようなことから今のような状態になったところでございます。できるだけ情報は持って、二度手間のかからないようなことには努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） まず、高雄公園についてですけど、これはもう私が以前から再三再四です、地元への説明を早くしてくださいということをお願いしておりましたけれども、いまだにですね、地元区長さんへ1回だけは説明があったようでございますけれども、市民の皆さんにもっと広く呼びかけてですね、ここにこういう公園をつくりますと、それでこういう形にしますというようなことをですね、もう少し早く地元の皆さんには知らせるべきじゃなかったかなと。それから、仕事についてもですね、今やっと今月中旬に入札をされると、していただくというようなことで、非常に計画自体は前からあるけれども、実際に動き出したことについては非常に遅いと。それと、もう一つ言いたいのは、市民に対する説明責任というのを少し軽く考えてあるんじゃないかなと。こういう大きな事業でございますので、地元では非常に興味も大きゅうございます。ここら辺についてですね、その説明の仕方についてですね、説明責任について市長はどのように考えておられるのか、ちょっと市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） これは以前からの懸案事項の一つでございます、高雄公園が今実際日の目

を見ておるといいでしょうか、実行の段階に来たというふうなことだと思います。いずれにしても、この公共事業を進めてまいります上におきましては、発想のとき、あるいはそれを施策に移すとき、あるいはまた移す途中も含めて住民の皆さん方、関係者の皆さん方には広く説明をし、意見を拝聴し、そして進行管理をしていくことが大事だというふうに思っております。

今、子ども等についてはご指摘のとおりだと思います。特に、地方分権以降のまちづくり等につきましても、市民との協働でございます。公園等につきましても、どんな公園を市民は望むかというようなことを含めて、その立ち上げから、計画段階からやはり入っていくというふうなこと等も可能でございます。また、そういった姿勢が大事であろうというふうに思っております。可能な限り、中林議員もご来場でございましたけれども、高雄地域の市政懇談会の中におきましてもそのことを含めて公園の問題等々も回答させていただきました。そしてまた、ご質問も出ました。高雄に限らず、この事業に限らず、この説明等々を十分果たしていくようにやっていきたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そういうことで、説明が遅かったんじゃないかなということで、ちょっと一言申し上げさせていただきました。

それから、公園をつくる上において親しまれる公園にするために、市民の公園には相当の樹木を植えられるだろうと思いますけども、これについて市民の方からのご意見ですけども、献木といいますか、木を寄附したいというような方もおられるみたいなので、これについて受け入れはされるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） まず、市民の皆様の方にはですね、それこそ維持管理も含めて、先ほどおっしゃいましたようなアイデア、そういうものも含めてご意見を伺いたいと。そして、高雄公園をコミュニケーションの場として守り育てていくといいますか、そういう視点を持って協力をお願いしていきたいという考えでございます。

今おっしゃいました献木という部分についてはですね、できる限りそういうものは受け入れていきたい。ただ、公園の構成上どうしても無理なものはお断りするかもしれませんけども、そういうご意見があれば見てから検討させていただきたいと、そういうふうに思っておりますのでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 以上で高雄公園については終わりますけど、次に高尾川の架橋の件ですけども、ちょっと時間的に間に合わなかったということでございますので、それは仕方ないかなと思いますけども、ああいう工事をするときにはですね、二重の費用負担にならないような方向でやっていただければいいかなと思います。

それで、もう一つあるのは、あそこの橋を見ますと、川幅をせっかく広くしたのに橋のここ

ろだけちょっと狭くなっているんですね。あれはどうしてですかね。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 今の橋の下でございましょうか。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 橋をですね、川幅がこうありますね。そしたら、1mぐらい川の中へ土台を、土台というか川岸を出してですね、そこから橋というか、暗渠をかけているんですね。大体橋、川幅いっぱいあって、そこへ橋をかけますけども、なぜかこの道側の方から1mぐらい土盛りをして、そして暗渠を入れてあるんですね。どうしてかなと思って。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） その建設、橋をつくるときに地元の方と水準も含めて十分打ち合わせをした結果でつくられていると思っておりました。そのところはちょっと私詳しいことは、細かいことわかりませんので、聞いてみて、またご回答申し上げたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） それは、計画の段階で市のどこですかね、窓口は、窓口でこうやって橋をつくりますよというふうな計画は受け付けられたんじゃないですか。あれは、費用は造成業者の方で出されたんですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 新しく崩してまたかけ直すという部分は業者の方の対応でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） ですから、業者の方がやっているから、その指導管理ですね、川は市の管理でしょうから、そこら辺ちょっと。今のところわからないなら後日で結構でございます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 申しわけございません。そのようにさせていただきたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） いいですか。

○8番（中林宗樹議員） はい。3項目めをお願いします。

○議長（不老光幸議員） 3項目めの回答をお願いします。

市長。

○市長（井上保廣） ガス漏れ事故についてご回答申し上げます。

ガス事業は、市民生活になくてはならないライフラインの一つでございまして、ガス漏れ等によりまして安心・安全のまちづくりに支障をきたしてはならないと思っております。このため、ガス管理業者には適切な対応を望むところでございます。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 昨年の12月20日に県道筑紫野筑穂線の梅ヶ丘公民館付近でガス漏れが発生したということでございます。そのとき市への連絡はございませんでした。市としての対応はしていなかったところでございます。その後、このことについて簡易ガス業者でありますガス会社へ経過を確認いたしまして、再発防止対策について申し入れをしたところでございます。

今後の対応としては、道路管理者としてのガス漏れの防止のために、ガス供給業者にガス事業法施行令第51条に基づく漏えい検査、これを実施するなどの適切な維持管理を行うとともに、安全・安心のまちづくりからも市の方に必ず連絡していただくように要請してまいります。本当に大事に至らなくてよかったと、そういうふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） これはですね、もう9月か10月ぐらいから近所の方は何か臭いなということで、これは別にガス漏れというような、そこまで考えていなかったみたいなんですけども、やはりだんだんだんだんひどくなって、それでガス会社の方へ連絡が行って、12月20日に検査があって、これはガス漏れだということで処理されたみたいなんですけども、ちょうどガス漏れをした箇所の前に家がちょうど1軒あるんですね。その横に側溝があって、その側溝にまだたまっている状態だったので助かったみたいなんですけど、あれがたまって床下にでも入っておればですね、やはり釧路市みたいな事故になっていると思います。それから、今部長の方からお答えありましたけども、こういう事故についての、そういう、あれは公道でございますので、家の中のことならですね、それはガス会社とその家の方で処理されるでしょうけども、今まではこういう公道についてのガス漏れに対する対策というのは別段市の方ではつくっておられなかったんでしょうか。今申し入れはしたということでございますけども、これにこういうガス漏れについての対策については、何かこれまで施策はあったのかどうかお尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 私もそういうことで担当の方に聞きましたら、道路表面を扱うとき、そういう部分については連絡があるということでございまして、ほかの部分については連絡がないというようなことございました。そういう状況でありましたので、今回特にそういう強い申し入れをいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 先ほども2番目で言いましたけども、今後このようなことがあった場合にですね、どのように対応されるかというところにかかってくると思いますけども、やはりこういう公道における部分についてのガス漏れについても対策マニュアルというか、そういうの

はきちっとつくっていただかなければならないと思います。それで、まず第1に言われるのは、やはり市に第一報を入れていただくと。やはりガス会社へ連絡があったら、ガス会社から市の方へ第一報を入れていただくと。そして、お尋ねしますけども、このガス漏れの現場にどなたか行かれましたでしょうか。そして、その後、その家の方とお会いになったどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 担当の方が現場に確認に行っております。ただ、近くの方とお話しましたと、そういうことはないようでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） やはりガスでございますのでね、目に見えないんで、水漏れであればですね、そういう家の床下に入っておればですね、済みませんと行って行かれるでしょうけど、やはりガス漏れは家の中まで入っておりますので、実際事故はなかったんですけど、やはり近所の方のところへ、ちょっとどうかありませんでしたかぐらいのですね、そのくらいの配慮はあってもよかったんじゃないかなと。ひょっとしたらその家の方がそのガスを吸って、ちょっとぐあいが悪くなったような状態が起きとったかもしれませんけども、やはりそこら辺についての市の対応については、ちょっともう一考していただく必要がないのかと思いますけど、そこら辺ご回答お願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） それこそ安心・安全のまちづくりということでございますので、できる限りそういう対応をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 今、部長の方からお言葉出ましたようにですね、安心・安全のまちづくりという観点からですね、こういう思わぬ事故が起きますので、その点についても十分対応ができるような体制をつくっていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、17番田川武茂議員の一般質問を許可します。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、私は通告記載の1点について質問をさせていただきます。

日本も戦後62年が経過いたしました。太宰府市においては昭和61年から取り組んでまいりました佐野土地区画整理事業も、平成19年まで事業期間約22年間の長きにわたって完成をしたところであります。その結果、今では見違えるような環境と発展、そして大きな活性化ができたことは、ひとえに職員の皆様方のご努力と情熱のたまものと私は心から敬意を表しております。

さて、平成17年10月に開館いたしました国立博物館は、一度建設されると約200年間続くと言われております。国立博物館と太宰府天満宮に訪れた観光客は昨年は730万人と言われておりますが、しかしその反面、交通渋滞の問題はますます深刻化し、打つ手がなく解消には至らず、市民の生活道路としての機能が失われつつあります。今では市民感情としては非常に厳しいものがあり、そこで交通網の整備が急務ではないでしょうか。

この際、本市の英知と総力を結集して、地域の活性化策としての何かを考えるためにも、交通網の整備と太宰府駅の移転を真剣に考えてみるべきではないかと思えます。

そうして、土地の高度利用と地域の活性化策としての中心市街地を活力のある町にするためにも、駅の移転は大きな課題であり、10年先、いや20年、30年先を見込んでの明るい展望が開けると言っても過言ではなかろうかと思えます。

福田総理は、地域活性化策に関し、地方の切実な声にこれまで以上に耳を傾けて、地方と都市がともに支え合う考え方が重要だと指摘、政府の地方再生に向けた戦略を一元的に立案、実行するため、地域活性化統合本部を立ち上げる方針を明らかにしましたと関係閣僚に指示をしたと発表されました。本市もこうした政策を今大いに利用すべきではないでしょうか。

皆さんのお手元に差し上げております資料をごらんいただきたいと思いますが、駅を少し、約100mぐらいずらすことで思い切ったことが可能になるのです。この問題を市当局として検討を含め、どう対応されるかお尋ねをする次第です。

あとは自席にてお伺いをさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 謙） お配りされた構想図を見て、ただ驚いているところでございます。

国立博物館ができて予想以上に来訪者が上回ったペースで来ておりまして、当時渋滞、そういうもので大変ご迷惑をおかけしたところでございます。ここにつきましては、ご承知のとおり開館前に県の方から長期的な対策、短期的にとりあえざるような対策というようなことで、まずは右折レーンを90mぐらいにとったところでございますけども、今後県道筑紫野太宰府線、山家のトンネル開通、そういうことができますと、その先に接続する県道筑紫野三輪線の開通によりまして朝倉からそれこそ梅大路交差点まで一本で結ばれるというようなことになって、さらなる車のそういう流れ、集中が予想されるところでございます。

ご質問にあります太宰府駅舎を五条側に引いて、西鉄太宰府線3号踏切、これを廃止しまして新たな駅舎をつくるという、中心とするそういう計画でございまして、渋滞対策、そして新たなまちづくり案を地域活性につなげるという構想であると思われまます。これまでも鉄道の高架や地下鉄案、県道をオーバーすることや、逆にアンダーにすること、そういうことも様々な構想を案として考えておったところもございますけども、解決しなければならない問題、そういうものが山積するというようなことで、具体的に検討するまでには至っていないというところでございます。今後につきましては、県、西鉄、それから太宰府天満宮、そういう関係機関と十分に意見を交換しながら構想案を受けていきたいと、そういうふうな思っておるところで

ございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） 私がですね、今回このような質問をするに当たってですね、実は大分県の例の九重“夢”大吊橋、九重町ですね、行ってまいりました。行ってすぐですね、私はだれがこんなものを発想したのか、それが知りたくてですね、そこにおる人に、従業員に聞いたら、いや、知りませんということで帰ってきてですね、後日実は事務所に電話して聞いたんですよ。そしたら、これは町長さんか、あるいはまた職員の皆さんか、あるいは議員さんがそういう発想をしたのかな、そういうふうに考えておったわけですよ。それがどうして、あなた、一町民がですよ。町民がこれは一生懸命ね、運動されて、そしてできた、長さが延長390m、日本一のつり橋ですけどね。本当にこれをつくってですね、大変な反響ですね。1年5カ月ですよ、2006年10月、約1年5カ月で288万人ですよ。それから、地方債も8年も前倒してからもう払っとるんやから。これは本当ですね、皆さん方この新聞、西日本新聞見られたからそりゃわかっと思うんですが、そういうふうな状況なんですよ。そして、今度平成20年はですね、入場者数を120万人見込んでおられます。そして、収入が5億7,000万円ですね。だからですね、これは何もしなかったら何もこんな収入は生まれないわけですよ。経済効果は生まれないわけですよ。だから、私は何かね、これは太宰府もですね、こういうふうな構想を持って、駅をですよ、思い切って梅大路交差点の方へ100mぐらい移転をさせる。そうすることによって、あの踏切がなくなるんですから。そして、全体的なね、車の流れがスムーズになるんですよ。私はこういうことをですね、やっぱり何か起こさないかと、太宰府も、そういうふうなことです。

そこでですね、皆さん方も職員の皆さん方も、もう既にご承知かと思えますけれども、地域活性化の対策、地方の元気再生事業を推進する。先ほど私申し上げましたけど、これが全国で8カ所、そして九州は福岡の合同庁舎の中にある九州運輸局の中にできるわけでしょう。もうできとるのですよ、これは。そして、地域活性化統合事務局長さんが内閣官房の山本繁太郎さん、それからですね、この福岡の局長さんが、九州圏・沖縄県地方連絡室武政室長さん、この人ですね、これは国土交通省の人ですよ。この人が言うことにはですね、この人は私は感動しました。今後、この人、いろいろ小泉内閣のときに都市再生、それから交通構造改革特区、それから地域再生、中心市街地活性化に取り組んだ人なんですよ。この人の今までの反省点ですね、一つはね、今まで大都市優先でやってきたと。しかし、確かにね、当時まず東京が元気にならないと日本全体が沈没してしまうというそういう危機感があつたから大都市を優先にやってきたと。しかし、今後ですね、地方が置かれておるので、その声をね、我々は尊重して、地方に格差がないようにしていきたいということなんですけど、まずですね、こういったことについて、市長、あなたこういう取り組みをね、今後市長が出向いてですよ、地域活性化統合本部に行かれて、ひとつ部長とかも同行していただいて、一応交渉でもしたらどうです

か。ちょっとお伺いをします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、田川議員の方からご提案をいただきました構想は、大変太宰府市の将来を見据えた、10年、20年じゃなくて百年の大計であると私も受けとめて、意を強くしたところでございます。やはり、初めはモノレールのときも同じようだったと思います。初めに行うときはそれができるかというふうなことで一蹴されるということもあります。この太宰府市に730万人の来訪者が来られておる中で、昨日も九州国立博物館の評議委員会がございました。展示でありますとか、いろんな来訪者の430万人を超える皆さん方のアンケート調査があっておりました。その中に私は太宰府市の代表として評議員をいたしております。王貞治監督も同席でございました。その中で、やはり交通渋滞の問題、これはいかんともしがたいというふうな、そういった内容でございました。あきらめられておるといふような状況等がございます。これを何とかこの来訪者の皆さん方、730万人の来訪者の方が、お客様が来られておるわけでございますので、交通渋滞が緩和するように知恵を出していくのは当然であろうというふうに思っております。私も太宰府市の市長として、全体的なものではできませんけれども、そういった交通渋滞の緩和に向けた取り組みの少しでも緩和するような知恵を汗は出していく必要があるというふうに思っております。交通規制の問題、あるいはハード面でそれこそ道路特定財源を使った形でのやはり交通渋滞緩和、交通渋滞の対策が太宰府市においてはメンテマでもございます。いつも絶えず頭に置き、命題としてどうしたら解消するかというふうなことを考えていくということは、当然真剣に私も考えていく必要があると思います。

その考え方の一つとして、梅大路交差点、あの踏切まで駅を下げるということも方策の一つであるというふうには思っております。これには、いろんなご意見もあるでしょう。それを実現していくためには、それ相当の、やはりそこにはあつれきも出てくるでしょう。しかしながら、それ以外に交通渋滞の緩和策があるかどうかというふうな、あらゆる角度から考えて、もしもそこに行き着いたときには、やはりそこには勇気を持って行うということもその選択肢の一つではないかなというふうに思います。まずもってはそれ以外の状況、これも一つの発想でございますので、発想は大きな志は夢を持ってやることが私は大事だというふうに思います。私もこれは今構想の段階で提起されておりますけれども、真剣に考えますし、また地域再生事業として、あるいは中心市街地のまちづくりの構想としてできるものであるかどうかを含めて、やはり検証に値すると。そして、その結果がどうであれ、そこまで到達する、チャレンジすることについては、私はぜひとも行っていただきたいし、私も行う必要があるだろうというふうに思っております。一つの地域再生整備事業といたしまして、議会の中でもご報告しておりますように、5年間で13億円等の地域再生事業の道路面での採択も受けておるところでございます。そういった課題、交通渋滞を緩和するにはどうすることが一番大事なのか、何が問題点なのかというようなことをたぐっていく中に、そのことも見えてくるのではないかなというふうに思います。私は貴重な提言であるというふうに思っております。ありがとうございます

いました。

○議長（不老光幸議員） 17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） 今回の市長のお話を聞いてですね、やるということはですね、お互いそれはわかりました。だがしかしですね、今の太宰府は100年も200年もね、待たれるかですね。正月なんかは、もうたった何kmを2時間も3時間もかかって太宰府市に、目的地に来るわけでしょう。だから、私はですね、本当にこれはですね、もう早急に考えて取り組んでいくべきじゃないかな、そういうふうに緊急性を持っておるわけですけど、これを私はまだ非常にですね、これはチャンスじゃないですか、今。地域活性化対策ですね、それもあなた、福岡に政府の統合本部ができておるわけですから。それで、私はこの武政さんという方は非常にこれはいい人だと思うんですけど、そういう方にご相談をして、それからですよ、始まりは。だから、これをね、早急に施策として取り組むべきじゃないか。あなた、今から太宰府市がですよ、市長がこれしますからお願いします、今までは県に行って東京に行ってやりよったのがですよ、今、あなた、東京まで行くことないじゃないですか。もう福岡でいいじゃないですか。そして私はね、これはもう一石二鳥と思いますよ。そういう環境、交通問題。だから、本当にこれを早くしないと、太宰府はもう年々観光客は、まあ去年は辛うじて730万人の観光客がありました。だがしかし、今後ですよ、少子・高齢化ですからどんどん人口は減る。そりゃあもうね、またもとに戻るかもわかりません。それで、そういうことですね、やはりこれは早く取り組んで、「わあ、太宰府は変わったな」って。まほろば号をつくったときはどうですか。どれしこ自治体が、何百の自治体が見学に来ました。そして、やっぱりこういうすばらしい環境をつくってやると、また全国から、いや外国からでもどんどんおいでになりますよ。今度はまた別なところからまたね、その収入が入るんじゃないですか。だからですね、このホテルをね、市長は第三者的なね、事業で取り組むとしたら、市長、どうですか。そういったやっぱりそれは賛成できますか。それとも反対ですか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 交通渋滞をなくすというふうな一つの命題があるわけですから、その一つが梅大路交差点、あるいはその踏切というふうなことが最大の要因という形がはっきりしてくれば、その時点でそのことを解消するにはどうしたらいいかというふうなことがその次に対応策として出てまいろうと思います。その対応策の一つに、引く部分もあるでしょうし、今部長の方から回答しましたように地下に潜る場合もありましょうし、あるいは高架の部分もあるというふうなことでございます。

いずれにしても、この交通渋滞をずっと100年後も続けるわけにはいきません。太宰府市は恐らく道州制になったとしても大きなくりの合併問題になったとしても、その交通渋滞緩和についてはそういった対応策をとらない限りにおいては解消しないというふうに思いますので、その辺の検証も含めて、まずもって交通渋滞の原因となっております梅大路交差点を焦点に当てて検証しながら、検証の一つとして行いながら、そしてともに考えていくというふうな

ことが大事であろうというふうに思います。こういった部分の絵について夢を持つということ、あわせて商店街も長くなるわけですから、その辺のところ等についての利点はあろうと思いますけれども、現実問題も含めて考えていかなければなりませんので、まずもっては交通渋滞の緩和の対策の延長上の中にこのこともあるのかなというふうに思っているような次第です。

○議長（不老光幸議員） 17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） 今ですね、もう太宰府といたら、もう全国的ブランドなんですよ。非常にもう全国津々浦々、太宰府は知られております。そういうことで、一番来られた方、太宰府はいいなと。通過交通じゃなくして、やはり太宰府に来て散策をしましょうと。ホテルなどをつくれば、それはさらに観光客が増えると思いますよ。私はそういうふうに思っております。またですね、この交通問題が一番ネックになっておりますけど、インターからずっと来る、そして太宰府の五条周辺に来ます。そして、大駐車場への入り口が1カ所しかないわけですね。これじゃあだめですよ。やはりですね、御笠川に沿って道路をつくる、進入口をつくる。そして、今度は五条の方に出ていくとかですね、そういうふうな道路を早くしないと、どこへ行ってもですね、そりゃあ伊勢なんかに行ってごらんください。もう大きな断崖道路が前にぼあんとできてますよ。そりゃあやっぱりああいうところから見たら太宰府は本当にちゃちで恥ずかしい。そういった問題をですね、私今まで言ったことないけど、どっかの人じゃないけど、本当にこの太宰府をどうにかせにゃあいかん、そういうふうに私思ってますよ。

金はちゃんとね、地域活性化統合本部にそれをまず話をして、どのぐらい補助金があるか、国の補助金、県の補助金、太宰府の持ち出しがどのくらいになるか、そのこのところからですね、そしてホテルがこうぼうんとできりゃあですよ、そりゃまた固定資産税なんかぼんぼん入ってくるわけですから。そうでしょう。だから、そういったことをね、やっぱり計算しながらやるべきじゃないかなと私は思っております。

本当ですね市長、百年の計でやりたいというお話しをしてみましたけれどもね、市長、そういった早急にね、こういう地域活性化統合本部がせっかくできたんですから、こういったものを利用するかしないか、まずそこら辺を一応市長のお考えをお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 久しぶりに私もわくわくしましたし、何ていいんでしょうか、気持ちが大きく持てるようになったような状況です。まず、これができるかどうかというふうなことよりも、私は交通渋滞の緩和をいかにするかと、梅大路交差点を含めたあの踏切で渋滞しないような状況をいかに作り出すかというふうなことに焦点を置いて、まずもっては汗を流したい、知恵を出していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） 今もう2011年、新幹線がですね、鹿児島まで開通するわけですよ。そのために新博多駅、これは立派に、これも2011年には開業するわけですよ。九州の玄関口と

してですよ、相互乗り入れやらこうあるわけですけど、もう長崎もそれまでには完成するわけですけど、そうしたですね、天神もまたすばらしいね、発展をしております。それからですね、お隣の筑紫野市もですね、また今の西鉄二日市駅から次の朝倉街道駅へ行く中間に駅ができるじゃないですか。それからですね、雑飼にもですね、新しい駅ができるんですよ。そして、高架になるんですよ。よその地域はですね、よその自治体はどんどん発展しよる。でも、太宰府はですね、戦後60年、そりゃあ佐野地区はそらあ私も評価します。でも、こっちの方はですね、手つかずで、本当に寂しい。

(「やろう、やっぱり。やろう」「やろう」と呼ぶ者あり)

○17番(田川武茂議員) だから、これをですね、何とかひとつ皆さんもですね、こうしてそりゃあやろうやと言っておられるから、大いにですね……。

(「やろうや。やろう、やろう」と呼ぶ者あり)

○17番(田川武茂議員) 議員さんもそういうふうにあんた、みんな応援すれば、市長、いいんじゃないですか。やはりですね、市長、ロマンを持ってやるべきじゃないですか。そして、ときめきのね、太宰府をつくるべきじゃないですか。市長、ちょっと、市長が何か言いたいでしよう。

○議長(不老光幸議員) 市長。

○市長(井上保廣) 私はここでつくとかつくらないとか、この問題をそのまま実現するとか、そういったまだバックデータも持ち合わせておりませんし、今申し上げておりますように、交通渋滞、あの梅大路交差点が踏切問題を含めてどういった問題、課題があるのか、それがどの程度重要性を持っておるのかどうかというふうなこと、その辺のところから出発をして、この今提起されております部分等については、その附帯的な部分といいたしましうかね、そのときには大きな中心テーマになりますけれども、その辺のところから出発をして、そして膨らましていくというふうなことの延長上にもありますし、そういったところで全く否定は私はいたしておりませんけれども、ここで、よし、わかった、つくろうなんていうふうなことは到底まだバックデータがありませんので言えないと私は思っております。

○議長(不老光幸議員) 17番田川武茂議員。

○17番(田川武茂議員) やはり太宰府にもね、そういうふうないやしの場所をね、ホテルができちゃあですよ、そりゃいろんな活性化ができます。第一にホテルができれば固定資産税、それからそこで働く人たちのね、従業員の確保も雇用確保も拡大するわけですから、それとやっぱり地域がね、地域に大きな活性化ができるということもね、まず念頭に置いてもらいたいですね、市長。これをですね、市長、若いんですから、若いんですから、もうそりゃあ、市長、ばりばりできるんじゃないですか。今までのですね、佐藤前市長はですね、ちょっともう年が年やったもんですからね、それは。だから、しかしね、井上市長はね、これからの人ですから、やはりもっと頑張っつてね、よし、太宰府市は任しとけというような、そういうね、バイタリティーを持っていただきたいと思います。

そこです、今までいろいろ言いましたけども、本当にこれから先です、太宰府市の将来を考えてですよ、次世代のことをね、考えて、20年、30年先のことをですね、想定して、皆さん方、一丁頑張ってくださいよ。このままじゃあですね、本当に太宰府は沈下してしまいますよ。いや、そりゃそうなんです。地方交付税はだんだん少なくなってくる。

(「市長が本当に頑張らにゃ」と呼ぶ者あり)

○17番(田川武茂議員) うん。これから地方分権だから、我々でね、太宰府市に金が入るような、そういうシステムをつくるべきじゃないですか。

そういうふうなことですけど、何か市長、最後に。

(「検討しますぐらい言わにゃいかんぞ、やっぱり」と呼ぶ者あり)

○17番(田川武茂議員) 太宰府のね、将来がかかっているんですよ、これは。

(「そう。そう。あんときやっときゃよかったと言われんように」と呼ぶ者あり)

○17番(田川武茂議員) そう。市長、何かお願いします。

○議長(不老光幸議員) 市長。

○市長(井上保廣) 私は、田川議員がおっしゃってますように、観光行政といいたいでしょうか、やはり太宰府市の生きる道は観光産業等であるというふうに思っております。いろんな市民の皆さん方からご批判もある部分もあるかもしれませんが、総じて言えばそれは間違いない方向軸だというふうに思っております。最小限のホテルも必要でございますし、滞在型あるいは滞留型の行政、観光にシフトしていくためには、今のままでは何も展開はしないというふうに思います。ある程度リスクを負いながらも、やはりそういった政策から転換するためにはいろんなツール等々も必要になってまいります。交通渋滞も同様でございます。今回ご指摘、提案していただいておりますことについては、いろいろな選択肢の中のひとつだというふうにとらえさせていただいて、今後とも研究を続けさせていただきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長(不老光幸議員) 17番田川武茂議員。

○17番(田川武茂議員) 市長、一人で見ると夢はいい。みんなで見る夢はですな、実現する可能性があるんですよ。だから、これは最初の小さな一歩ですね。今日初めてこういう質問をいたしましたけれども、そりゃあ私も勉強不足です、わからんところがあったらと思いますけれども、最初小さな一歩からですね、始まることはですね、これを一歩一歩大きくしてですね、近いうちにそういう実現をするというような夢をひとつ持っていたきたいというふうに思います。これをもちまして一般質問を終わらせていただきます。

○議長(不老光幸議員) 17番田川武茂議員の一般質問は終わりました。

ここで18時15分まで休憩します。

休憩 午後6時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後6時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 最後になりました。最後までお付き合いよろしくお願ひいたします。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、福岡県単独公費医療費支給制度改正と本市の取り組みについて伺います。

福岡県は、乳幼児医療費、母子家庭等医療、重度心身障害者医療を改正し、本年の10月から実施する予定でございます。このことは何回もマスコミで報道されまして、市民にとっても極めて関心の高い施策でございます。

福岡県は、乳幼児医療費の助成については、現在3歳未満までは入院、通院を、3歳から就学前までは入院のみを対象にしてきました。本市としては、市民の要望が非常に強いということで、独自に通院の対象を4歳未満まで拡大して助成を行っています。

県は、今年10月から子育て支援として通院を就学前まで引き上げようとしています。ところが、市長の施政方針では、5歳未満まで拡大していきたいと述べられ、さらなる拡大については県の状況を見ながら検討すると述べておられます。その真意がいま一つ理解できませんが、県が就学前まで助成を拡大した場合、本市も足並みをそろえて実施すべきと考えますが、市長の所見をお聞かせいたします。

また、母子家庭等医療については、新たに父子家庭も対象に加えるようになっています。また、重度心身障害者医療についても精神障害者も対象になりますが、こうした助成拡大についても県に合わせて実施すべきと考えますが、市長の所見をお聞かせください。

次に、妊婦健診についてお尋ねをします。

昨年1月16日、厚生労働省が妊婦健診は14回程度が望ましいとし、最低限必要な健診の時期と内容を示して、最低限必要な5回程度の公費負担を原則にの通知を全国の市町村に出しました。これを受けて、妊婦健診の公費負担拡充の動きが活発化しています。既に公費負担の拡大に踏み切った市町村も多く、列島各地に喜びの声が広がっております。

妊婦健診は、1回数千円から1万円程度かかり、その総額は1人当たり約12万円にも上ることから、公明党といたしましても経済負担の軽減に一貫して国会等で取り組んできました。厚生労働省は、公費負担の通知を出すとともに、2007年度の政府予算では、それを裏づける財源として妊婦健診の助成を含む少子化対策に充てる地方交付税の配分額を2006年度は330億円だった予算を770億円に倍増されました。本市としても、厚生労働省の通知を尊重して、最低5回以上の公費負担を実施すべきだと考えております。まずは、本市における現状と今後の取り組みについて市長の所見をお聞かせください。

次に、インフルエンザの予防接種助成についてお尋ねをいたします。

インフルエンザの予防接種の有効性は世界的に認められており、我が国においても発病防止や重症化防止に有効であることが確認されています。本市においても、予防接種法第24条の規定に基づいて、65歳以上等の方に関しては1,000円の自己負担で予防接種が受けられるようになっております。しかし、高齢者だけではなく、幼児、児童などの子供などの体力の弱い人も重症化すると生命にかかわりますので、特に注意が必要です。こうしたことから、自治体においては幅広く予防接種の助成が実施される場所もございます。

朝倉市においては、幼児、児童のインフルエンザ予防接種料金を中学校就学前まで全額助成をいたしています。インフルエンザは1人だけにとどまりません。1人かかると、家族はもとより、幼稚園、保育所、学校等の集団生活をしているところにまで及びます。特に、幼子等を抱えているご家庭からは、インフルエンザの予防接種の助成を求める声が強くなります。こうした声にぜひこたえていただきたいと思っております。市長のご決断を求めるものです。何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、学園通りの西鉄太宰府線の踏切についてお尋ねをいたします。

私は、車でよく通っておりますが、歩行者の目線で見えた場合、踏切内の歩道は狭く、本当に危険であることがよくわかります。市の方に要望はさせていただきましたが、ここは学生の通学路でもあります。早急な改善策が求められているところですが、市としてどのように認識をし、取り組もうとしているのかお聞かせください。

再質問は自席にてさせていただきます。答弁は一括して答弁をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） それでは、県の医療費助成制度改正と市の取り組みについてご回答を申し上げます。

乳幼児医療の助成範囲の拡大につきましては、10月から太宰府市単独で通院につきましても1歳拡充する予定をしておりますけれども、福岡県も10月から制度改正を計画しておりますので、県の拡大が決定されれば県と同様の内容で実施するよう検討をしてみたいと思っております。

また、父子家庭や精神障害者に対します新たな範囲の拡大につきましても、対応していきたいと考えております。

次に、妊婦健診の公費負担について、ご回答申し上げます。

厚生労働省から平成19年1月16日付で妊婦の健康診査の公費負担の望ましいあり方についての通知が出されました。この中で、少子化対策の一環といたしまして、妊娠中の健診費用の負担軽減が求められておまして、妊娠、出産に係る経済的不安を軽減し、少子化の解消の一助に資するために、公費負担についても14回程度行われることが望ましいとされております。その公費負担の困難な場合におきましては、経済的な理由等によりまして受診をあきらめる人を生じさせないためにも、最低必要な5回程度の健診につきまして公費負担することが原則であるとしております。

また、平成19年度の地方財政措置の妊婦健康診査を含めました少子化対策について、総額におきまして拡充したとされておりますことから、平成20年度には筑紫地区で歩調を合わせるべく検討を重ねてまいりました。母子保健は、子育ての支援の一環といたしましてぜひとも充実させていくべきものと考えております。本市では、すべての対象者を3回目まで公費負担をすることとしたものでございます。今後の回数増加につきましては、財政状況等を見ながら検討していきたいと考えております。

それから次に、インフルエンザ予防接種の助成につきまして、ご回答申し上げます。

インフルエンザ予防接種の接種対象者は、65歳以上の人と60歳から65歳未満まで一定の障害のある人とされております。これは、過去にインフルエンザ予防接種の集団接種により健康被害の発生を契機に、疫学的な有効性の調査が行われた結果、社会全体の流行を阻止し得ることを積極的に肯定する研究データは十分に存在しないとして、そして平成6年の予防接種法改正によりまして、定期の予防接種は対象から外されることになったようでございます。

その後、高齢者等に接種した場合の有効性が認められましたために、平成13年の予防接種法の改正によりまして、65歳以上の高齢者等が接種の対象と位置づけられた経緯がございます。

このような経過を踏まえ、太宰府市におきましては、予防接種法に基づいて65歳以上の高齢者等を対象といたしまして予防接種の助成を行っております。予防接種法では、健康被害の救済を図ることについても目的としておりますけれども、救済の対象は定期と定められた予防接種でございます。

インフルエンザの予防接種を受けますためには、個人にかかる費用がかなり負担となることは理解しておりますけれども、以上のようなことから、インフルエンザ予防接種につきましては、法定の65歳以上の高齢者等を助成の対象としているところでございまして、ご要望の乳幼児等への助成につきましては、財政状況等もございまして、このことにつきましては一昨日でしたか、そういうふうな乳幼児をお持ちの皆様方からの署名運動を含めて提起を受けたところでございます。そういった全体的な状況、あるいはそのときにもお話を申し上げましたけれども、インフルエンザの今日までの経過を詳細にもう少し検討させていただきまして、そして今後このことの実現等について私なりに努力したいというふうに思っております。

それから、学園通りの西鉄太宰府線の踏切についてでございます。

学園通りの西鉄太宰府線の踏切につきましては、この学園通りは学生を初め歩行者の通行が多くて、今後踏切改良及び歩道設置を含めた道路整備を検討していかなければならない路線と考えております。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） ご質問にご回答申し上げます。

市道鉾ノ浦・渡内線と申しますが、本線は学生を初め住民の生活道路であることから、従来から往来が多いことは認識しておるところでございます。西鉄太宰府線の踏切であります五条1号2踏切は、幅員約6mで歩道が設置されていない状況でございます。踏切の前後の道路は幅員がやや広く、路肩部分を歩道として利用している状況でございます。

このようなことから、将来的には歩道設置による道路改良を検討しなくてはならない路線であると思いますが、部分的な改良としまして踏切の前後の幅員と同様な幅の踏切改良について、管理者であります西鉄と今後協議を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 市長の答弁によりますと、要するに、乳幼児医療の方ですね、乳幼児医療に関しましては、県が実施、今現在そういう方向で進んではいるんですけども、県がこういう形で就学前まで実施するようになれば足並みをそろえていきたいと、これは全部一緒ということですね。よしんば、もし県がしなかったとしても、太宰府市としては5歳未満まで引き上げますよと、市長の答弁はそういうことでよろしいんですか。

（市長井上保廣「そうです」と呼ぶ）

○13番（清水章一議員） そこでですね、今回の乳幼児医療あるいは母子家庭等医療で、先ほど申しあげましたようにかなり拡充はされるわけですが、一方ですね、かなり負担を生じる方も出てきますですね。例えば、今入院のみの方は就学前まで無料になっています。初診料は払うわけでございますが、初診料以外は無料と。それが、今回通院、入院とも助成の対象になりまして、この所得制限が児童手当に準拠するという形で、今までこの児童手当の準拠、所得制限がなかったので入院の場合は就学前までよかったんですね。ところが、児童手当に準拠するという形になりますものですから、受けられない方も出てくるわけですね、ある程度所得のある方は。こういう方々に対しては、本市も同じ歩調でいくのかですね、それとも今4歳未満までは、とりあえず入院のみについてお尋ねしますけども、今市は4歳までは通院、入院とも、特に通院に関しては市の単独でやっているわけですが、この入院に関しましては児童手当に準拠という形でまだ県の方がこういう形でするわけですけども、これは太宰府市も同じように、ここの部分も歩調を合わせるのかどうかですね、が1点。

それと、自己負担の部分も、今度の場合は今まで入院の場合は要らなかったわけですが、1日500円新たにこの入院の場合は要ようになります。月上限7日ということでございますので、最高3,500円の負担が要するという形になるわけですが、本市としてこういう形で県に足並みをそろえていくのかどうか、その辺のところもちょっとご回答いただき、細かい話ですから部長の方で結構でございます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） お尋ねの件に関しましては、県と歩調を合わせてまいります。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） これは、児童手当に準拠するという形になってくると相当な該当者になると思うんですが、どの程度いらっしゃるんですかね。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 対象者については把握ができていない状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） これからのことでしょうか。それで、幾つかですね、例えばこの、今日も午前中質問がございましたが、重度心身障害者医療の今まで無料だった方が65歳以上が、これも一部負担金が出てくるといった形、それから母子家庭等の医療に関しましても、今まではひとり暮らしの寡婦に関しては助成の対象でしたが、この方々のひとり暮らしの母子家庭等の医療のひとり暮らしの寡婦は廃止という形で、一方ではそういう形で、言うなれば今まで自己負担がなかった方に対しては自己負担を求められるような制度になっております。この辺のことをやっぱりきちっとフォローしていく必要があるんじゃないかという感じがするわけですが、市としてこれからの話だとは思いますが、その辺のところですね、配慮等も十分やっていただきたいと思っておりますけども、これは10月からするという形の内容になっておりますので、市の広報等でもこういうお知らせは当然やっていかなくちゃいけないと思っておりますが、その辺のこともあわせてご答弁いただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 実施につきましては、県の実施等に合わせて10月1日からという方針でございますので、少し時間がございますので、県の動向も見ながら県と歩調を合わせて十分な啓発に努めてまいります。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 妊婦健診についてですね、お尋ねしますけども、市長は今答弁の中では厚生労働省のその通知を紹介されて14回程度が望ましい、要するにどんなことがあっても最低5回は必要だと、そういうようにご答弁されながら、市としては3回と。何か言われていることとやるのがね、少し違うような感じがするんですが、その辺の整合性はどうなんですかね。筑紫地区と歩調を合わせてということでございますが、この3月8日の朝日新聞ですけども、妊婦健診の公費負担ということで新聞もね、いろんな形で今報道しているんですね。これが2月26日の朝日新聞ですね。この妊婦健診は助成、要するに交付金で来ますので、ひもつきじゃないんですね、補助金じゃないから。交付金で来ますので、2回のところもあれば1回のところもあるし、多いところは14回というところもあるわけですね。だから、物すごくばらつきがあるわけです。そういうことで、朝日新聞はですね、この記事の中でずっと説明を書いておるんですが、こういう書き方をしているんですね。実際に増えるかどうか、先ほど市長が答弁されたわけですが、実際に増えるかどうか、2月から3月にかけて各市町村で開かれる議会で決まる来年度の予算次第と書いてあるわけです。私たちから大体最低5回はやりなさいよと言われてながらね、いや、市長は3回だと。5回は必要だけど3回だと。こういうふう

言っていると、「何をしよるのか、議会は」って話になるわけですね。役所や議会にお任せだと、道路や橋、箱物の予算は減らず、助成費は増えずじまいの可能性もある。まさに、うちのことを言っているわけです。役所の広報に載る予算案で助成がどうなりそうか確認する。議会の傍聴にも行ってみると。払った税金が何に使われるか関心を持つきっかけになるはずだと、これは2月16日の朝日新聞です。3月8日の朝日新聞、これ、大きく載っていました。福岡県です、福岡県。福岡県は、妊婦健診の公費負担、66市町村があつて44市町村はそれなりに拡大をするらしいんですけども、これは県の調査ですけども、自治体側に最低5回分の公費負担を、市長が答弁したとおりでですね、そういうことだけでも、県内の全66市町村に、福岡県の子育て支援課が、今月の中旬ということだから3月の上旬でしょうね、県内の全66市町村に新年度の妊婦健診料の負担について調査したところ、3分の2に当たる44市町村が新年度は少なくとも5回分の負担を予定していると。残念ながら、今の答弁でいくと太宰府市はこの22の市町村の中に入るといふことですよ。ですね、市長。市長は、福祉と教育だと。先ほど申し上げた答弁の中で厚生労働省のことを言われたと。だから、私は答弁は5回という答弁が出るかなと思うたら、何で3回になるのかわからないわけですけども、こういった意味において、こういうことに関してはですね、筑紫地区で歩調を合わせる必要はないんですよ。太宰府市がリードをとっていけばいいわけですので、少なくとももう一度再検討をですね、していただきたいなと思っておるわけですが、いかがでしょうか。これはもう市長ですね。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、妊産婦の、やはり赤ちゃんを産んでいただくというふうなこと等については大事なことでございますし、また少子化対策としてもこれは行政としてあらゆる支援をしていくということについては当然大事なものの一つであるというふうに思っております。この2回から3回というふうなことでいたしましたものは、財政状況でありますとか、いろんな多くした方がいいというふうな考え方は持っております。身の丈といいましようか、私どもの優しさといいいましようか、一つの額は満額でなくても、満開でなくても、やはりそういった姿勢といいいましようか、考え方を可能な限り前面に出して理解をしていただくというふうなことも大事であるというふうな判断から、こういった2回から3回というふうな、1回増やただけでございますけれども、そういった措置をとらせていただいております。これが、どの程度の部分の、5,000円から8,000円というふうなことでございますけれども、そのことについて可能な状況等、今平成20年度の予算も審議していただいておりますけれども、全体的な推移を見ながら、そのことについてはどうするか、増やすかどうかというふうなことを含めて、3回以上に増やしていくかどうかも含めて、もう少し検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） よろしくお願ひします。

これは福祉部長の方ですが、この中で要するに赤ちゃんを産むってことになってきますと、実家に帰ると。いわゆる里帰り出産とかという形もあるわけですが、そういった方々も対象に

なるわけですかね。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 太宰府市の母子手帳を持参されますので、対象になるということ  
でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 妊婦健診については、市長の方が善処していくということございま  
すので、明日もまた藤井議員が追い打ちをかけてまた質問されるかと思っておりますので、ぜひいい  
回答をいただきますようによろしく願いしておきたいと思っております。

市長、インフルエンザのことに関しましてはですね、市長の方から検討したいということ  
そこそこの私は前向きの答弁をいただいたと、このように理解をいたしますが、それでよろし  
いでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） インフルエンザの乳幼児への助成の対象等につきましても、総合的に、ここ  
では財政状況というふうなことで言いましたけれども、それ以外に、先ほど説明を追加しまし  
たように、お母さん方の意向といたしましうか、乳幼児に対しますところの意向も署名  
4,700件余りの署名を受けておりますので、重く受けとめております。そういったことを含め  
まして、今後の実現に向けての検討を加えたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） これは参考までですが、鳥取県の琴浦町というところがあるわけ  
ですが、ここもやっぱりインフルエンザの、財政の問題もありまして、予防接種の助成等の事業と  
いうことで、頑張る地方応援プログラムという形の中で国に申請をされてあるところもある  
みたいでございますので、参考にさせていただきたいと思っております。

それからですね、学園通りの踏切については協議をするということございまして、ちょ  
と私これ、申しわけございません、今日は今朝ばたばたしてきましたらインクが切れまして色  
ぐあいちょっと悪いんですが、見られてわかりますように、この外側線と、これが言うなら  
踏切のこの間ですね、片足しか入らないような状況なんです。今までもずっとこれは同じ形で  
今までもずっと何十年もこの形で来ているわけですね。何で今ごろになってそんな声が出てくる  
のかなということであえて聞いたんですが、やっぱり国立博物館ができてですね、車の量が非  
常に多くなったということをおっしゃってまして、毎日歩いている方が実感として非常に危  
ない。ただ、この踏切をやるとなったら物すごくお金がかかりますもんねということは一応  
言っているんですけど、部長の答弁では検討していきたいという形でご答弁いただきました  
ので、すぐという形にはいかないと思っておりますが、ぜひご検討していただきたいということで私  
の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は明日、3月11日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後6時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 1 議事日程（4日目）

[平成20年太宰府市議会第1回（3月）定例会]

平成20年3月11日

午前10時開議

於議事室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者【個人質問】及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名<br>(議席番号) | 質問項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 武藤哲志<br>(19)    | <p>1. 2011年7月24日地上アナログ波の停波によりデジタル化される対応について</p> <p>総務省は06年より地上放送のデジタル化に伴う予算を計上しているが、一般家庭や行政に対する補助制度については予算が計上されていない。CATVや光ファイバー、IP電話等の企業に対する補助制度があるが、今後の問題として高額なテレビを買い替えることのできない生活保護世帯や低所得者及び小中学校施設、公共関連機関の設備投資等の問題が発生する。また、ブラウン管テレビの廃棄処分が大量に予想されるので、不法投棄対策や不適正な処理を防ぐための対策を講じなければならないと思う。行政としての今後の予算対策も必要と考えられるが、今後どのように考えているのか回答を求める。</p> <p>2. 債務負担行為額が大幅な増となっているが、債務負担行為の見直し方法として、指名競争入札や随意契約ではなく、一般競争入札はできないのか</p> <p>債務負担行為額は平成19年度当初2億1,587万6千円だったが、平成20年度は6億1,239万4千円で約3倍近くが計上されている。これは義務費で議会の承認を受ければ、予算外契約となり後年度予算の先取りの性格があり、国の許可を必要としないので自治体財政健全化のために対策を講ずるべきであると考えるが回答を求める。</p> |
| 2  | 安部陽<br>(14)     | <p>1. 職員の意識改革と勤務評定について</p> <p>(1) 県と市との関係ならびに業務上の制約について</p> <p>(2) 地方公務員法第40条第1項の勤務評定ができていない理由について</p> <p>2. 道路行政について</p> <p>(1) 白川区と連歌屋区を結ぶ道路の通行止めについて</p> <p>(2) 朝日地蔵を中心とした周辺道路のあり方について</p> <p>(3) 高齢社会における市道のあり方について</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|   |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |              | <p>3. まほろば号について</p> <p>(1) 経費負担の軽減と財政健全化の運営方法について</p> <p>(2) ダイヤ改正で考慮された点について</p>                                                                                                                                                                                                         |
| 3 | 渡邊美穂<br>(4)  | <p>1. 高齢者医療制度について</p> <p>(1) 後期高齢者医療制度について</p> <p>(ア) 対象者の生活状況の把握と周知方法</p> <p>(イ) 相談や苦情申し立ての受け入れ体制</p> <p>(ウ) 未収納金について</p> <p>(2) 医療機関窓口における支払いとその周知</p> <p>(3) 健康増進についての考え方</p> <p>2. 森林環境税について</p> <p>(1) 本市の取り組み方</p> <p>(2) 近隣自治体との連携について</p>                                         |
| 4 | 長谷川公成<br>(3) | <p>1. 施設使用料について</p> <p>施設を借りる際、高校生が大人料金を支払わなければならないが、未成年者がなぜ大人料金なのか。子供料金で使用できないか。</p> <p>2. 安心、安全な通学路について</p> <p>(1) 側溝整備について</p> <p>(2) 通学路の安全確保について</p>                                                                                                                                 |
| 5 | 小柳道枝<br>(10) | <p>1. (通称) 観世キャンプ場の体験広場、研修棟の整備事業計画について</p> <p>青少年の野外活動の拠点施設、史跡地を利用した市民の学習・研修施設、また市民の森の利用者などへの開放施設としての多目的広場の整備計画があった。その後の経過と施設を利用した青少年の健全育成に関するリーダー養成、育成など今後の本市の施策事業計画などについて伺う。</p> <p>2. 学童保育所の今後の計画について</p> <p>(1) 児童の入所希望者の増加に伴い学童保育施設の整備と拡大計画について</p> <p>(2) 児童増加の対応としての指導者の配置について</p> |
| 6 | 藤井雅之<br>(2)  | <p>1. 妊婦検診について</p> <p>国は原則として妊婦検診の公費負担を5回程度としているが、太宰府市の姿勢を伺う。</p> <p>2. 就学援助について</p> <p>利用しやすい制度にするために申請の方法などについて太宰府市の現状を伺う。</p>                                                                                                                                                          |
|   |              | <p>1. 看護学校跡地の今後の活用と隣接する県の保健環境研究所の売却の動きはあるのか</p>                                                                                                                                                                                                                                           |

|   |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7 | 村山弘行<br>(16) | <p>看護学校跡地を購入した後、社会福祉施設として利用し、ヘルパーの方々の詰所として活用していたが今後の活用は。また、敷地にかなり余裕があり、このままでは有効活用されているとはいえない。具体的な施策はあるのか、また隣接する県の保健環境研究所の売却の動きはないのか伺う。</p> <p>2. 佐野東地区の区画整理事業を行うとなっているが、具体的に民間（組合施行）へのアプローチ等はどのような動きになっているのか。西地区の玄関、主要拠点と位置づけているがその具体的施策は。また、（仮称）JR太宰府駅との関連について</p> <p>佐野土地区画整理事業が完了した今日、佐野東地区の区画整理を早急に行い、西地区の新たなまちづくりへ着手すべきであるが、地権者へのアプローチ等は具体的に考えているのか。着手はしないのか。また、面整備の中で（仮称）JR太宰府駅も考えなくてはいけないと思うが市の考えを伺う。</p> |
| 8 | 原田久美子<br>(1) | <p>1. 安心して在宅で暮らせるための対策について</p> <p>(1) 住宅用火災報知器の設置の取り組みについて、また、一人暮らし等の高齢者に日常生活用具給付事業の廃止について</p> <p>(2) 福祉サービスの住宅改修給付事業について</p> <p>(3) 広域避難場所について</p> <p>2. まほろば号及び路線バスの運営等について</p> <p>(1) 地方再生交付金の活用や側溝及び道路の整備、また、まほろば号及び路線バスの安全策と利用等について</p>                                                                                                                                                                     |
| 9 | 大田勝義<br>(12) | <p>1. 子育て支援について</p> <p>(1) 学童保育の時間延長はできないか。</p> <p>(2) 大佐野公民館で行ってある出前保育がなくなると聞いたがなぜか。</p> <p>2. 道路整備について</p> <p>向佐野から吉松へ行く高速道路沿いの市道は車の離合が出来にくいためトラブルが起きている。対応策について伺う。</p> <p>3. アスベスト対策について</p> <p>(1) 本市のアスベスト対策はどうなっているのか</p> <p>(2) 公共施設の対策は</p> <p>(3) 民間施設の対策は</p> <p>(4) 相談コーナーを設けられていたが結果は</p> <p>(5) アスベストが含まれているかの検査に対する補助金はないのか</p>                                                                    |

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番 原田久美子 議員

2番 藤井雅之 議員

3番 長谷川 公 成 議員  
5番 後 藤 邦 晴 議員  
7番 橋 本 健 議員  
9番 門 田 直 樹 議員  
11番 安 部 啓 治 議員  
13番 清 水 章 一 議員  
15番 佐 伯 修 議員  
17番 田 川 武 茂 議員  
19番 武 藤 哲 志 議員

4番 渡 邊 美 穂 議員  
6番 力 丸 義 行 議員  
8番 中 林 宗 樹 議員  
10番 小 柳 道 枝 議員  
12番 大 田 勝 義 議員  
14番 安 部 陽 議員  
16番 村 山 弘 行 議員  
18番 福 廣 和 美 議員  
20番 不 老 光 幸 議員

### 3 欠席議員は次のとおりである

な し

### 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（29名）

|                 |         |                  |         |
|-----------------|---------|------------------|---------|
| 市 長             | 井 上 保 廣 | 副 市 長            | 平 島 鉄 信 |
| 教 育 長           | 關 敏 治   | 総 務 部 長          | 石 橋 正 直 |
| 協働のまち<br>推進担当部長 | 三 笠 哲 生 | 市民生活部長           | 関 岡 勉   |
| 健康福祉部長          | 松 永 栄 人 | 子育て支援<br>担当部長    | 村 尾 昭 子 |
| 建設経済部長          | 富 田 讓   | 会計管理者併<br>上下水道部長 | 古 川 泰 博 |
| 教 育 部 長         | 松 田 幸 夫 | 監査委員事務局長         | 木 村 洋   |
| 総務・情報課長         | 木 村 甚 治 | 経営企画課長           | 今 泉 憲 治 |
| 管 財 課 長         | 轟 満     | 市 民 課 長          | 武 藤 三 郎 |
| 環 境 課 長         | 蜷 川 二三雄 | 福 祉 課 長          | 新 納 照 文 |
| 高齢者支援課長         | 古 野 洋 敏 | 保健センター所長         | 和 田 敏 信 |
| 国保年金課長          | 木 村 裕 子 | 子育て支援課長          | 花 田 正 信 |
| 都市計画課長          | 神 原 稔   | 建 設 課 長          | 大内田 博   |
| 観光・産業課長         | 山 田 純 裕 | 上下水道課長           | 宮 原 勝 美 |
| 教 務 課 長         | 井 上 和 雄 | 学校教育課長           | 松 島 健 二 |
| 生涯学習課長          | 藤 幸二郎   |                  |         |

### 5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 白 石 純 一 | 議 事 課 長 | 田 中 利 雄 |
| 書 記    | 伊 藤 剛   | 書 記     | 浅 井 武   |
| 書 記    | 花 田 敏 浩 |         |         |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりで。

議事に入ります前に、昨日清水章一議員から質問がありました妊婦健診の公費負担について、健康福祉部長の回答に誤りがありましたので、訂正回答を許可します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） おはようございます。朝一番からの訂正で誠に申しわけございません。

昨日、妊婦の方が里帰りした先で健診を受けた場合、助成の対象になるかというご質問に、対象となります旨答弁しておりましたが、太宰府市の場合地域が限定をされておりまして、福岡県、佐賀県、大分県の3県のみということでございますので、訂正をさせていただきます。誠に申しわけございません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」の個人質問を行います。

19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

[19番 武藤哲志議員 登壇]

○19番（武藤哲志議員） 昨日、代表質問に80分間、大変明確な回答もいただき、またご協力をいただきましてありがとうございます。

本日は、通告いたしております2項目について、市長、教育長、部課長に質問をいたします。

まず1点目は、2011年7月24日より現在のアナログのテレビ放送が停波をし、完全デジタル化になるという形でテレビでもお知らせされておりますが、総務省は2006年より地上放送のデジタル化に伴う予算を計上しておりますが、一般家庭や行政に対する補助制度についてはまだ明らかになっておりません。その結果、地方自治体、また多くの市民の負担が予想されますが、行政はどのような形で予算計上していくかという問題であります。

現在、この太宰府市内にはケーブルテレビや光ファイバー、IP電話等の設置が企業によって行われておりますが、国はこういう企業に対する補助制度を行っておりますが、今後の問題として今宣伝されている高額なテレビを買いかえることのできない生活保護世帯や低所得者及

び特に公共施設であります小・中学校施設、また庁舎や市の公共施設のテレビ等の設備投資の問題が発生をいたします。

また、それによって現在のブラウン管テレビの廃棄処分が大量に予想されますが、現在テレビの処理料は5,000円から7,000円と高額であります。その結果、不法投棄対策や不適正な処理を防ぐための対策を講じなければならないと思いますが、行政としての今後の予算対策も必要と考えられますが、今後の検討をどのように考えているのか、回答を求めたいと思います。

2点目は、皆さんの配られております平成20年度の予算書の議会の承認項目であります債務負担行為についてであります。以前も質問をし、12月議会に市長から回答をいただいておりますが、やはりこの債務負担行為については随意契約もありますし、指名競争入札もありますが、この財政の負担軽減を図るために、一般競争入札を債務負担行為にも導入できないかという問題であります。

昨年、平成19年度当初予算は、債務負担行為が2億1,587万6,000円でありましたが、今年度は6億1,239万4,000円が約3倍近く計上されております。この債務負担行為というのは義務費であり、議会の承認を受ければ予算外契約となり、後年度予算の先取りであります。こういう性格があり、また国の許可を必要としないので、この自治体財政健全化のために対策を講じる必要があるわけであります。こういう債務負担行為について、今後の対応、見直し、こういうものについて行政の考え方を求めたいと思っております。

これについて、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） おはようございます。

ご質問の平成23年7月24日、地上波の停止によりますデジタル化される対応についてお答え申し上げます。

平成13年の電波法改正によりまして、アナログテレビ放送によりますところの周波数の使用は、10年以内に停止することになっております。放送用周波数使用計画等で、その使用制限を平成23年7月24日と規定をされました。これに伴いまして、テレビ放送は同日の翌日以降、デジタル放送のみとなりますために、視聴者はそれまでにアンテナの取りかえでありますとか、あるいは地上デジタルテレビ放送対応テレビへの変更、または現在使用中のアナログテレビにデジタルチューナーを取りつけるなどの対応が必要になってくるわけでございます。

また、それらの費用につきましては国や市町村の補助等ではなくて、視聴するテレビを保有する者が負担することになっておりますので、各家庭のテレビにつきましては市民の皆様方が、小・中学校施設や、あるいは公共施設につきましては管理する自治体等が負担することになります。

移行まであと3年4カ月となっておりますけれども、まだ国民に十分周知されているとは言えないことから、国でありますとか放送業者、あるいは家電メーカー、販売店等の関係者が協力してテレビコマーシャルあるいはポスター、パンフレット等の作成あるいは配布等によりま

して、地上デジタルテレビ放送についての周知広報活動を進められておるところでございます。

本市といたしましても、国、県からの協力要請により、市内の公共施設へのポスターやチラシを貼付したり、広報「だざいふ」でありますとか、あるいは市のホームページへ掲載したりいたしまして、市民の皆さんへ周知を図っているところでございます。

ブラウン管テレビの不法投棄対策及び不適正処理対策にご回答を申し上げます。

ご指摘のとおり、地上波のデジタル化に伴いますところのテレビの買い換え等は、切り換え時期が迫るにつれまして増大することが予想されるわけでございます。ブラウン管テレビを含みます家電4品目は、平成13年4月施行の特定家庭用機器再商品化法、いわゆる家電リサイクル法で消費者がリサイクル料金と収集運搬費用を負担をいたしまして、指定の事業所でリサイクルすることとなっております。

法の施行から7年目を迎えようとしておりまして、市民の間にも十分浸透してきておりますけれども、その負担を免れるために不法投棄する事案が後を絶たないのも現状ではないかと思っております。地域環境の維持を図りますためにも、不法投棄物の収集でありますとか運搬、あるいはリサイクル料金などやむを得ず市が負担して回収しておりますけれども、市費を充てることの不合理性は否めませんので、市民のさらなる理解と協力を求めるため、目にとまりやすい形での広報に力を入れてまいりたいと思っております。

また、不法投棄防止看板の設置でありますとか、あるいは監視カメラの効果的な設置をする一方で、地域におけますところの住民の方々から目撃情報の提供も収集をいたしまして、不法投棄防止に力を入れてまいりたいと、このように思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 行政の取り組みについてはよくわかりませんが、まずこの生活保護を受けている方、また今そのテレビというのは必ず家庭にあるものですから、当然楽しみの、娯楽の一部ですが、そういうチューナーを政府としても安くという形にしていますが、やはりその取りつけができる人とできない人があります。そういう取りつけていただいて、地上波が映る一番安いチューナーとしても、政府としては5,000円から6,000円を考えているようですが、まず1点目は生活保護世帯について、そういう基準がありません。現在、太宰府市は県下でも生活保護世帯が小都市に次いで少ないという県下2番目の市ですが、そういう生活保護世帯の方々に、はよ言えば生活保護というのは最低生活ですから、そういう状況の中でチューナーの取り付け、買い換えができるような状況じゃない場合は、チューナーに対するある一定の援助ができるのかどうかを所管としてはどう考えているのかですね、お聞きをしたいなあと。

当然、今からまだ後余裕がありますけど、最終的には生活保護世帯に対するチューナーの取り付けができるかどうか、援助ができるかどうか、この辺まず1点目に回答を受けたいと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 生活保護世帯の対応についてでございますが、生活保護の基本的な考え方としましては、社会通念上の国民の利用率70%から80%程度の生活物資は、生活保護世帯においても認められるべきものであるという考え方です。平成23年に完全地上デジタル化にも対応できるものと考えております。ただし、おっしゃいましたようにテレビそのものを買いかえるのではなくて、専用のチューナーなどの費用として保護加算するものと思われま

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今、部長が言いましたように、テレビの買いかえはできないけど、チューナーについてはあと3年ぐらいの余裕があり、その補助はできるというふうに回答いただきましたが、そういう場合についても生活保護世帯の中には高齢者もおられますし、取りつけ方もわからないしですね、そういう部分については今後どういうふうにしていくかは内部検討もしていただきたいと思

それから、小・中学校の教室にテレビがあります。現在の各小・中学校にあるテレビについてははよ言えば増幅器、ブースターをつけて入れればどのチャンネルも映るわけですが、今度現在のあるチャンネルに、BSだとかCSだとかというものを交換機に入れようとするれば、それだけのチューナーを設置し、交換機に入れ込んで送るという方法もあります、専門的な部分についてはですね。現在のテレビについてはブースターで増幅して、そうすればアンテナ一本でどの教室でどのチャンネルも見ることができるわけですが、どうしてもテレビをどのチャンネルに入れかえようかと。当然、教育チャンネルを教室で授業として取り入れる場合もありますし、またこの現在の各中学校、小学校には放送室がありまして、やはりテレビ、そういうものがなされてお

りまして、小・中学校のとりあえずデジタル化に対する予算というのはそう簡単にはいかないと思うんですね。その予算をやはり年次計画でやっていかないと、直ちに3年後の4月24日にとまりますよというわけにはいかないわけですから、前もってやはり先ほど市長が答弁がありましたように、はよ言えば保有する責任、はよ言えばさっき生活保護世帯については何らかの対応をしますが、一市民については自分で買いかえなさい。ただし、公共責任は公共責任となりますということですから、特に小・中学校のそういう放送設備、デジタル化に対応するためにはやはり今後予算計上していく、年次計画を追っていく、昨日の質問でも耐震構造について大変市長が小学校の児童・生徒の安全のために、耐震計画を限られた予算の中でもやっていきたいという回答があったように、やはり教育上必要なそういう設備改善を教育委員会として今後どう考えているのか、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 現在、小学校、中学校11校ございますけども、その中でテレビを設置しております台数につきましては、390台ございます。そのほかに、公共施設、つまり教育施設等々を含めると約400台のテレビ設置台数になっておりますので、武藤議員さんがおっしゃいますように、当然一気にこの台数にそういうふうなチューナー等の条件につきましては予算

上も必要ですので、年次計画を持ちながら対応していきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） やはりこの年次計画でやっていかないと、一挙にというわけにはいきませんので、それなりに私ども予算審査をしていく中で、やはりまず学校別にやはり計上していかないと、急遽そのときになって小学校、中学校関連だけで400台のチューナーにするのか、テレビを買いかえるのか、一括して交換機を入れるようにしていくのか、やはりチューナーを入れることによって今のテレビというのは見ることはできるわけです。買いかえるということになってきますと400台のテレビ、少なくともその当時になりましたら5万円ぐらいで買えるかもしれません。それでも、400台というと大変な金額ですから、やはりできるだけチューナーで対応できるものはチューナーで対応する、交換機を入れて映るようにするならばするという、やはり先のこと、もう決まっていることを後追いつけるんじゃなくて、やはり対応していかないとその場になって議会に時期が来ました、テレビが映りません、こういう状況じゃ困ると思うんですね。だから、その辺は教育委員会としてもぜひ対応していただきたいと思うんですが。

まず、やはりそれと同時に聞きたいんですが、これだけの世帯数がありまして、買いかえのできない方々に対しては何らかの貸付制度というか、国民全体が、日本国民がこの今アナログテレビを見とるわけですね。それを一挙に、はよ言えばアナログが映らない、それかケーブルテレビに加入するとはっきり言って加入料が今一番安いので1,750円です。工事料がかかります、1万円。そして、毎月の利用料に、1,750円にNHKの受信料を払わなきゃならないですね。IP入れてみたり、光ファイバーで今コンピューター、パソコンでテレビも見れますが、そういうことのできる方はいいんですが、現実には低所得者、生活保護基準に近いお年寄りの家族とか、やはり論議になっております後期高齢者医療制度で年金から天引きされる、介護保険料も引かれる、そういう所得の少ない人にそういうチューナーをあっせんするある一定の貸付的な方法は検討できないかという問題ですよ。太宰府市がですね、チューナーをそういう業者にあっせんして、普通よりも安く市が窓口としてやるような方向も考えなきゃならないと思うんですが、そういう考え方はできないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） ご質問のことにつきましては、今のところ考えておりません。ただ、あと3年有余ありますので、その中で先進地等も調査して、できるものにつきましては対応していきたいというふうに考えています。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） やはり一番の娯楽ですからね、本当に月曜日の水戸黄門のこの紋どころが見えないかというやつがテレビでアナログじゃ見えんごとなるわけですから、そんなことのないように行政側としてもある一定、国自身があれだけテレビでアナログが停波になりますよと言っているわけですから、行政側としても何らかの形で市民のやはり行政責任としてでき

ることとできないことがあるかわかりませんが、やはり説明をすとかですね、そういうあつせんをすとかという方法はまだあと3年猶予がありますが、何らかの形を内部で検討していただきたいと思うんです。

それから、先ほども市長も言いましたように、現在のところ内山から北谷まで監視カメラが設置をされております。ところが、人間というのは本当にテレビを買いかえてですよ、いろんなところから買う制度もありますが、映らなくなったテレビを5,000円も7,000円も出して本当に処理をしてもらうよりも、不法投棄をすというのが大体1割から2割あるんですよ。これ日本のテレビを外国に持っていったからといって映るもんじゃないですよ。日本というのは本当に封建的で、北海道から沖縄まで同じチャンネルの8チャンネルを全部見せられています。対馬において韓国のテレビが映るかという映りません。沖縄に行くと、すぐ近くに台湾や、すぐ近くに中国がありますが、テレビは映らないですよ。それはなぜかという、テレビの方式が違います。そういう廃棄処分されたものが、リサイクル業者によって外国に対応するように作りかえなきゃならないという、そういう手間暇をかけるよりもという状況もありますが、そういう状況の中で以前も問題になって立入調査された結果、大手家電メーカーが不法に処理をされていたと、こういう問題がありまして、太宰府市も不法投棄対策をどうしていくか。そういうことをしないという、やはり市広報で市民に周知させる責任があると思うんですが、現在のところテレビの不法投棄対策、また捨てられているものがどうなっているのか。太宰府市としては、はよ言えば粗大ごみの中でシールを張ればそのテレビは回収できるということにはもうなっていないと思うんですよ、指定4品目になっていますから。だから、市はそのまま放置されたものをいつまでもそのままにしているのかどうか、その辺はどうでしょうか。4品目としてリサイクル法が施行されておまして、テレビの回収は行うのか、行わないのか。不法投棄されたものは、市が責任を持って回収するのかどうか。その辺について、やはり不法投棄の責任は捨てた者がわからなければ当然市が対応せざるを得ませんが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） そもそもごみの不法投棄といいます部分は、いわゆる地域の景観を損なうだけでなく、自然環境の破壊にもつながるいわゆる重大な犯罪でございます。絶対に許すことのできない行為でありますことから、防止のためには各地域におきます、先ほども出ましたが、監視カメラでありますとか、あるいは市民の理解と協力いただくために広報あるいは啓発活動の強化を行っているところでございます。

そういったものの現実にはどうかということでございますが、市のいわゆる予算の中でやむを得ず処理をしております部分が、平成16年度でテレビで54台、平成17年度が18台、平成18年度が25台、平成19年度が今のところ1月までの部分ですが、11台になっております。それで、じゃあ平成20年度の予算はどういうふうにしているのかという話でしようが、平成20年度は一応20台を見込んでおまして、一応そういうふうな形でやむを得ず、先ほど申し上げましたよ

うに処理をしております。

それと、今は昔の山間部とか、いわゆる限られたところでなくて住宅の地内でありますとか、住宅街でも現実に不法投棄が発生しております。市挙げまして今進めております協働のまちづくり、太宰府市からごみがない美しい町をつくっていこうという部分が、まさにそういう部分でも協働のまちづくりの一環としてでもこの不法投棄問題も取り上げまして、解決できればいいんじゃないかというふうに思っています。どうぞ議員の皆様もご協力方をよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今、部長からですね、平成16年度から平成19年度までで107台の不法投棄をやむを得ず業者側が処理をしたということですから、50万円近くの金額は本来はですね、リサイクル料として払わなければならないのを市が持って、だからこういう年々アナログが停波されるようになったときに、本当にこの太宰府市のこれだけの世帯の中には多いところではテレビが3台もあるところもありますし、車と同じように、車以上にあると思うんですよ。だから、それをどうするかという対応をせざるを得ないと思うんですが、その辺は家電メーカーや、そしてどう不法投棄対策をとるかですね。車であれば当然所有者がわかるように車のエンジンには番号が打たれておりますが、テレビは何年式だとはかかっておりませんし、だれが買ったかわからないという状況です。一度買うとやっぱり10年から持てるわけですから、その辺の不法投棄をさせないように適正な処理をさせる、またそのための予算もまた講じなければならないと思うんですが、不法投棄対策に対する予算の計上は考えているのかどうか。

幾らやめてくださいと言ったって、やはりそれはなかなかはい、わかりましたというふうにはならないと思うんですね。私、今ちょうど大学は卒業が終わって移動時期です。そうすると、もう当然テレビがデジタル化になると、もうはっきり言ってテレビを外に放り出しているというのを2カ所ばかり見ましたが、こういう問題がいつまでも雨ざらしにされて、最終的には行政が対応するか、業者が対応、その建物の持ち主が対応するかわかりませんが、こういう問題が起きておりますが、不法投棄対策予算も計上を考えざるを得ないと思いますが、この辺いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） この不法投棄につきましては、ずっと日ごろからこの防止に向けて監視カメラでありますとか、そういうもの等々を使って不法投棄の防止に今努めております。問題は、いかにそうした形で見えやすい形での広報に力を入れながらとは言いながらも、じゃあ不法投棄が出たらどうなるのかという部分につきましては、先ほど申し上げました、数字も申し上げましたようにですね、現実問題としてはそういう数字も現にあるわけでございます。

それで、今出ておりますような形でテレビの各家庭の買いかえの部分がどの程度不法投棄と

して出るものかどうか。随分前に、この家電リサイクル法という法律が施行される段階のときも同じような、いわゆるそれだけの経費を払うのであれば不法投棄するのではないかというような形の中で、今ある程度落ちついた形になってきております。現在も行っておりますけども、さらにですね、不法投棄の防止に向けましての啓発活動を進めていきたいというふうに思っています。

じゃあ、具体的にいわゆるデジタル化された後の不法投棄に向けての予算という部分につきましては、もうしばらく検討した上でどの程度が見込まれるかということによりまして、必要な予算は計上しなければならないであろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、当然車の場合はリサイクル券というのが車検時に備わっているかどうかという法律があるんですね。ところが、リサイクル法の関係で見ますと、新たなリサイクルとしての指定された商品もありますし、こういう状況の中で行政がはっきりテレビのそういう部分についてですね、家電メーカーと協議もして、またリサイクルするという形でその窓口を持つことができるかどうか。だから、不法投棄じゃなくて、映らなく、2011年に集中するときに映らなくというか、買いかえる人はいいいですが、チューナーとかいろんな部分もあって家電メーカーとどの範囲までが、何年式まではリサイクルの関係でリサイクル対象になっている、それから何年前の場合はリサイクルの対象になっていないためにリサイクル料を出さなきゃならないとか、そういう状況が今の中にあるわけですね。こういう対策も検討しなければなりません、行政側としては今後のリサイクル、家電の4品目の中の一番大きな問題等出てくるテレビに対してですね、内部検討が必要になってきますが、こういう状況を所管で地上波停波による対策を考えることも必要と思いますが、この辺いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） これはまさにですね、太宰府市だけの問題じゃなく、日本全国の問題であろうというふうに思います。今ご指摘されておりますようなことは、ただ単に太宰府市だけの指摘ということではありませんので、そのあたりは他市の状況あたりも見せてもらいながら、必要であればそういうふうなメーカー等々の調整が必要であるというんでありますから、共同的な形の中で進めていくのがより効果が上がるもんじゃなかろうかというふうに思っておりますので、もうしばらく時間をいただければと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 執行部の方に、今健康福祉部長の方からは将来あと3年余裕あるけど、国ができるだけ安いこのチューナーを開発してくれて、その部分は生活保護については基準の範囲内でやりたいと。教育委員会としても、小学校、中学校の400台のテレビについては年次計画をとありますが、この庁舎も含めて、また出先の関係機関も含めて、やはり行政もや

はりデジタル化に対応せざるを得ませんし、予算化も必要だと思うんですよ。だから、その辺を、またそれと先ほどから言っていますように、不法投棄の問題についてもきちっとした対応をしないとその負担が大変な状況になると思いますし、先々の対策を立てていただくことをお願いをいたしておきます。

それでは、1点目を終わらしまして、2点目の債務負担行為について、回答を受けたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご質問の債務負担行為についてご回答申し上げます。

平成20年度に新たに債務負担行為を設定いたします金額は、ご指摘のように昨年の当初予算のときに設定しました額の約3倍近くになっております。これは債務負担行為設定のサイクルの関係でございまして、平成20年度に電算関係の委託料でありますとか、あるいは庁舎等の管理、清掃業務委託料等が、そういった大きな金額の切りかえの年になったことが大きな原因でございまして。

また、債務負担行為の見直し方法といたしまして、指名競争入札でありますとか、あるいは随意契約ではなくて一般競争入札はできないのかというふうなご質問でございましてけれども、現在検討いたしております一般競争入札を導入いたしましたとしても、複数年契約での大規模事業では、債務負担行為によります予算を確保する必要がありますことから、債務負担行為を減らすというふうなことには必ずしもならないというふうに考えております。

なお、ご提案がございました債務負担行為の見直しにつきましては、各年度の予算で複数年契約ができる長期契約の導入を今後検討していきたいと、このように考えておるところでございまして。

詳細につきましては、部長より回答させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 市長が回答しましたように、平成20年度につきましては大幅に債務負担行為が増額しておりますが、ご承知のとおり複数年契約を行った方が市の負担の軽減につながる性格のものを設定したものであり、今後は入札に基づきまして計上しております限度額をより下回るべく努力してまいりたいと考えております。

市債と同様に、将来にわたって市債の担保を設定する性格からも、財政に与える影響について留意しながら適切な財政運営に努めていきたいというふうなことを考えております。

また、ご質問の債務負担行為の見直し方法としましては、一般競争入札の導入であります。現在入札契約制度改革検討委員会を設置いたしまして、一般競争入札の導入、総合評価方式の導入、随意契約の適正化等を総合的に検討していくように進めております。

一般競争入札につきましては、近隣市で行われておりますように、ある一定金額以上の高い技術力を必要とする大規模工事を対象に導入を考えておまして、地元業者を主体として発注する指名競争入札は、地元業者育成の観点から従来どおり行っていく考えでございまして。ご質

問の一般競争入札におけます債務負担行為の見直しにはつながらないのではないかと考えております。

なお、債務負担行為の見直しにつきましては、地方自治法の改正によりまして、これまでは債務負担行為で行っていた物品のリース契約や清掃、警備等の複数年業務委託について長期継続契約で行えるようになったことから、長期継続契約の導入も検討していきたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、12月議会にこの入札問題について質問をしましたら、市長からですね、私の質問について公共工事の入札及び契約の適正化の国の法律に基づいて、一般競争入札、総合評価方式、電子入札の導入、随意契約の適正化、不良不適格業者の排除、こういうものを早急にまとめて、方向性が定まったら逐次実施をしていきたいという回答をいただいております。

太宰府市のホームページで指名競争入札参加業者指名基準要綱というのを見ておりましたら、この太宰府市には競争入札のこういう基準要綱がないんですね。太宰府市には、競争入札というのは制度的にないんですが、これはつくられないんですか。それから、市長から答弁のあったこの競争入札じゃなくて、ここにありますようにあくまでも太宰府市ははっきり言って指名競争入札になるんですが、競争入札、こういう規則や条例をつくる考えがまずあるかないかです。ないから当然指名競争入札になるんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） そういうことも含めまして、入札契約制度の改革検討委員会の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） だからね、2億円以上は12社、そして舗装工事は10社、専門工事は8社以上とか、2億円から1億円以上についてはやはりそういう状況ですよ。5,000万円、1,000万円は6社から8社とか、こうなっておりますが、やはりこの指名であればその部分についてどの業者が入っているというのは当然わかるわけですよ。

だから、先日も山神水道企業団議会で大変大きな工事については郵便局どめの郵便入札にして、その結果立ち会った上に、業者2社を立ち会いの上に開封したという報告も市長も受けておられたと思うんですが、まず今どこの自治体もこの指名競争入札制度を改めなければならないという形で、一般競争入札をやっぱり条例で早くつくるべきだと思うんですよ。太宰府市はないわけですから、できないんです。だから、これはいつぐらいまでに競争入札の要綱や基準をつくるのかどうか。幾ら競争入札やろうと思ったって、太宰府市の条例がないんですから。市の条例がないのにどうやって競争入札します。だから、つくるといたって、また1年も2年も3年もという問題じゃ時間がかかるばっかりじゃないでしょうか。その辺はいつぐらいを、めどにつくっていただけるかどうかです。こんな2億円以上についても指名競争入札とい

うのは問題ですよ。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 私が、選考委員会の委員長ということで、今この入札制度をどうするかということを考えております。指名競争入札で今までやってきておりますが、まず一つは地元業者の育成という問題があります。一般競争入札にして、フリーにしてどこからでもできるというようなことになると、市内の業者の落札率がどうなるかという問題もございます。

それで、今考えておって執行しておりますのは、総合評価制度に伴います入札ということを行っております。ある一定工事についての業者から幾らでこの工事を請け負いたい。もう一つは、その落札の、する場合の考え方として、その業者がその工事に対してどういうふうな工事を行うか、改良点あるいはやり方、あるいは工事の品質等について保たれるかどうか、そういうことを考えながら金額と工事の施工能力を比較して、そして決定すると、そういうのが総合評価方式というんですけども、それを今施行をいたしております。そういうことを考えながら、全戸に開いた方がいいのかどうか、あるいはそういうふうに金額もですけども、工事の内容も考えて落札をさせたらいいのか、そういうことも比較しながら今検討しているところでございます。

競争入札といいますのは、一般競争入札ということだろうと思いますが、一般競争入札についてもやろうと思えばすぐ要綱等をつくればやれるわけでございますけども、今のところ一般競争入札までいきなり広めるのではなくて、地元の業者の育成等を考えますと、総合評価方式をもう少し思考しながらやっていけるのではないかなというように考えておまして、その方向で平成19年度も施行をいたしているところであります。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、私も12月議会質問しましたが、やはり地元業者にこの指名願を出しても一度も来ないという部分もあります。ただし、地元の業者ができる金額は限られておまして、この基準の中を見ましたら、業者でA B C D E Fというランクがありましてね、耐震構造で昨日も市長の答弁がありました。1億円以上の工事が予定されておりますが、太宰府市の建設業者で1億円以上の工事に入れる業者というのは数えて何社ですか。当然、あほかの業者がベンチャーとして第3次のような状況でやられるわけですから、だからそういう太宰府市で議会の承認を得る金額については、当然指名競争入札じゃなくて一般競争入札にして、そしてベンチャーとして太宰府市に登録されているB、Cの業者をくじでやはりその共同体の中に組み込ませるといような方式をですね、やっぱりやらなければいけないと思うんですよ。

下の方のはっきり言って5,000万円とか、小さな随意契約の部分についてはやっぱりこのあらゆる市民の方にですね、市内の業者に参加できるように、上の工事は本当にどこ見ても大手のゼネコンがとっております。それに太宰府市の業者が、はよ言やベンチャーで共同企業体で入っているという状況ですから、そういう状況の中で競争することによって、大きな工事につ

いてはある一定のメリットがあるんじゃないかなというふうに考えますが、まずこういう一般競争入札基準要綱をつくっていただきたいというのが1点です。ないからいつまでも指名競争入札にならざるを得ないというのがありますので、副市長がその担当ですからそれに対応していただきたいと思うんです。

それから、債務負担行為は先ほども言いましたように切りかえ時で3倍になったと言いますが、私はこの債務負担行為、32年近く議員活動しておりますが、この債務負担行為の中に一度も変わったことのないという業者名があります。ずうっと同じ業者が20年近くもその仕事をやっている。一度も変わったことがない。こういう債務負担行為は、やはり一度たくさんの業者に参加をさせることが必要じゃないかなと。何かその業者が既得権みたいなの。だから、一度私はその業者が過去債務負担行為ずうっと20年ぐらいどの金額でどういうふうになってきたのか、また説明を受けても8社とか12社とか16社に増やしましたとか言いますが、この中では増やせないんですから、債務負担行為についての入札3年間とか2年間。少なくとも5,000万円未満は6社から8社、こういう状況を専門工事的なものといえば4社から7社だけでやればですね、その業者が20年以上もうずうっと同じ債務負担行為に基づいて保障されて仕事をしていることを、やはりこれを見直すことによってやはりその負担行為の金額も減るんじゃないかなと。やはり市長の方針であるように、貴重な市民の税金ですから、それを有効に使おうとするならば、そういう制度もですね、やはり最低限度額を設けるとか、そらいろんな部分もあると思いますが、大胆に手をつけないことには先ほども言いましたように債務負担行為として行政が私ども議会に承認を求めてくれば、それは借金、地方債も何もない、そのままはよ言えば予算の先取りといいますか、保証といいますか、こういう状況ですので、大幅にやはりこういう見直しや、その指名業者の参加業者を増やすような、こういうこともできれば検討、見直しをしていただきたいと思うんですが、副市長、あなたは1,000万円以上5,000万円未満は、この太宰府市の専門工事については4社から7社になっていますが、これをはよ言えば専門工事にしても、舗装工事にしても、土木建築にしても、指名業者の数をなくすというようなことはできるのでしょうか。

何か指名業者をですね、だから私がこの前も質問したように、太宰府市にはいろんな業者がおります。一度も指名願を出しても仕事がもらえないということも聞きます。だから、こういう別表第2表、第4条関係である指名業者数をなくすということは可能かどうか。指名選考委員会で、今はっきり言って平成20年度の工事予定というのはホームページ見れば出てきます。太宰府市内の業者でこの入札にはだれでも参加できますよというようなですね、基準がここにまた具体的に、こんなにわかりやすいにありますし、暴力的組織とのかかわりがいかとか経営能力があるか、経営事項審査をとおるかというような、こういう具体的な要綱があるわけですから、そういう指名業者数を枠をはめてその業者しか入れないじゃなくて、広げる考え方があるかないかを指名選考委員会の責任者である副市長の回答を求めたいと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） この指名の業者の数については、従来から少しずつ拡大をした経緯がございまして、それは拡大しようと思えばすることができますので。

なお、今の指摘の状況を見ながら業者を増やした方がいいのかどうか、その点について今後検討してまいりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 大変前向きな回答が出ておりますが、市長内部検討見ていただくと、本当に一つの工事、これを多く門戸を開くことによって経済効果もあらわれるようになると思いますので、まずこの一般競争入札制度のやはり要綱や規則をつくること、それからその指名願についてもやはり業者枠を広げること、そして債務負担行為も本当に長い期間同じ業者がやっているけど、業者数を増やすことによってやはり市民の負担も少なくなるわけですから、ぜひ内部検討をいただいて、本当に市民の税金を市長が言っている内容どおりにしていただくことを要求いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

次に、14番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 通告に従い質問をいたします。

職員の意識改革と勤務評定について。

市長は、新年度の施政方針の中において、組織改革で最も重要なことは、職員の意識改革にあると言われており、このため職員の意欲を高める仕掛けづくりや、研修の機会を通じて職員の能力の向上を図るなど、人材育成に努めてまいりますと言われております。

私は、この問題につきましては組織や意識改革に関連が深い勤務評定について、平成14年3月議会でも一般質問をしたところであり、そのときの回答では、国におきまして公務員制度改革大綱が平成13年12月25日に閣議決定され、新たな公務員制度の概要といたしまして、能力等級制度の導入、能力、職責、業績を反映した新給与制度の確立、それから能力評価と業績評価から成る評価制度の導入等の新人事制度の構築及び多様な人材の確保等の方向が示されておりますとの回答を得、この制度の流れに遅れることなく体制づくりを進めると回答がございましたが、今日に至るまでその方向づけがなされておられません。

私が、このような勤務評定について再度質問をしなければならなくなったのは、最近市民の方からもう少し勉強していただかなければ困ります。あるいは市役所は親切に説明をしていた

だけないだろうかなど、また今回の連歌屋地区におけるホテルルートイングランティア太宰府増築に伴い、地元市民の方から災害地区ではないだろうか、自然環境との問題はどのようになっているだろうかなど、市役所からの説明があってもよいのではないかと私のところに連絡があったからです。

私は、早速建設経済部に出向き、災害不安を取り除くためにホテルを中心とした砂防ダムの図面を見せていただくよう要求をいたしました。そのときの返事は、福岡県の事業なので、見せられないとの返事でした。このような対応では市民の安全・安心した行政はできません。また、このような管理監督者の考えでは、いつまでたっても安心・安全のまちづくりや住民の安心した心のいやしはないものと思います。したがって、市と県との関係と、県からはどのような制約があるのか伺います。

現在、本市で行われております人事異動に関する個人希望調書は異動希望者のみの申請であり、勤務評定ではありません。したがって、本人の能力や知識なども判定されないままに次の職場に異動されておりました、第三者から見た本人の能力や知識もわからないままに、新しい職場へと渡り歩かれているのではないのでしょうか。したがって、本人の能力や知識が生かされていないのではないかと思料いたします。このことは、本人や次の職場でも仕事面でマイナスが出ておるのではないのでしょうか。

若くて知識、責任感、判断力などすぐれた人材の方も芽が出ずに眠っております。職場での適材適所、責任感や判断力、正義感に燃えた人物を見出すためにも勤務評定に踏み切るべきだと思っております。

地方公務員法第40条第1項には、はっきりと任命権者は職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないと勤務成績の評定について規定されております。

なぜこの勤務評定をしなければならないかという、前段で述べましたように市民の皆様からの苦情であり、職員の意識改革のためでもあります。これらを解消するためにも、勤務評定は私たちが新年を迎えるに当たって今年を反省し、新年を迎えるに当たって決意を新たにすると同じような感じがいたします。

現在、いろいろと市民の苦情の声が聞こえてくることは、監督者としての自覚、管理者としての責任、判断等が薄らいでいるのではないかと危惧する者の一人でもあります。管理監督者の評定内容として考えられるのは、判断力、責任感、決断力、交渉力、知識、人材育成、能力、意欲、統率力などが上げられるのですが、私は他都市では既に実施されておりました、本市にこのような地方公務員法第40条第1項に規定されていることができていないのは、どのような判断なのか伺います。

道路行政について。

今国会において、道路特定財源の暫定税率について論議されておりました、本市におきましても道路整備を進めるためにも現制度を維持されるように要請されております。私も、本市の

道路事情を見渡し、現状を見渡した場合におきまして、まだまだ未整備の道路が多いのではないかと判断しておりますし、道路特定財源については現制度を維持されるべきと思っております。

まず、市は道路管理者であることを認識していただきたいと思います。その一つは、崇福寺の側道、すなわち白川と連歌屋を結ぶ道路であります。この道が、棒ぐいによって閉ざされております。この道路は、市道なのか私道なのか、道路区分とどのような機能の道路か見解を伺います。

次に、観世音寺周辺の道路について伺います。

白川地区入り口の朝日地藏さんから観世音寺六丁目に至る道路、また朝日地藏さんから観世音寺、戒壇院の裏を通っている道路は、五、六十年たっても昔をしのぶ形態から変わっておりませんし、交通混雑緩和のため整備して、県道の複線として考えられないか。また、この道路の将来のあり方についての見解を伺います。

快適で魅力あるまちづくりは、道路行政にあると思います。理想的な道路であれば車道、歩道、自転車道、これに電動車いすが考えられます。私の周辺には80歳前後の方が何人かおられまして、その方たちは車いすで買い物に出かけられます。歩道があればよいのですが、狭くて心配です。今後、高齢社会で車に乗れない方は車いすで買い物や会合等に出かけるしかありません。今後の市道のあり方、都市計画道路の考え方、あるいはまほろば号の運行を考えての道路のあり方について、所見を伺います。

まほろば号について。

まほろば号は、通勤、通学、買い物、公共施設への利用等、幅広く移動交通手段として市民の皆様に着用してきておりますことは、論をまたないところであります。今回、4月からダイヤ改正をなされるようですが、限られた予算で行われると思われまます。現在、利用者のほとんどが高齢者とお子様で90%を占めておるのではないかと推察いたします。したがいまして、現在のまほろば号の時間帯は夜遅くの便など、自宅からのお迎えなどもあり、乗客ゼロの場合を多く見かけます。また、観光客の方が利用されるに際しましても、西鉄太宰府駅から観世音寺、大宰府政庁跡等に観光するに際しましても、1時間に1台、ある時間帯では大宰府政庁跡、観世音寺からのまほろば号は一台も西鉄太宰府駅方面には走っておりません。まるごと博物館構想をうたわれても、観光客の移動に不便であれば観光客の利用はほとんどありません。せっかくの700万人からの観光客をみすみす素通りさせるのはもったいないと常々思っております。今回、都府楼前駅前を中心に大改正をされるようですが、今回の改正で観光客をどの程度吸収できるのか、楽しみにしております。

私は、まほろば号は市民の移動手段と認識はしておりますが、経済政策の一環として700万人からの観光客の移動方法も考え、九州国立博物館、太宰府天満宮、観世音寺、大宰府政庁跡等の移動を考えた西鉄太宰府駅と都府楼前駅間の増便を行い、優先順位や時間帯に重点施策を考慮し、少しでも観光収入増を図り、まほろば号の経費負担の軽減と財政健全化のため、今回

思い切ったダイヤ改正を行うべきと思いますが、その運営方法について見解を伺います。

また、高雄、東観世地区への新規路線はいつから開設されるものかと期待と要望も強いものがあります。このように、まほろば号に対する関心は高いものの、時間帯のとり方、重点路線のあり方によりまほろば号の活用が生かれると思いますが、今回のダイヤ改正で考慮された点について伺います。

後は席にて再質問をいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 職員の意識改革と勤務評定についてお答えを申し上げます。

まず、建設経済部におきまして、対応等につきましては職員の誤解が原因ということでございますので、これら情報の取り扱い等につきましては、担当部長を通じまして改めて適切に対応していくよう指導してまいりたいというふうに思っております。

次に、勤務評定に関しましてはご指摘のような地方公務員法第40条第1項に規定されております、本市におきましては従来から昇任、昇格等の運用を行ってきたところでございますけれども、平成17年度の人事院勧告におきまして、50年ぶりとなる給与制度の大幅な改正とあわせまして、年功的な昇給あるいは特別昇給等の制度が見直しをされまして、勤務実績及び能力に応じた能力等級制度の導入が明確化されたところでございます。

これがいわゆる能力評価と業務評価から成ります新たな人事評価制度というものでございます。この人事評価制度につきましては、現在導入に向けた調査研究中の段階でございますが、この給与制度改革の経過期間となっております平成22年度の導入を目指しまして、新年度から職員研修及び評価の試行を行ってまいりたいと思っております。

以下、2問目等々のご質問等々がおありであれば、担当部長の方から説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 1点目の意識改革と勤務評定につきましては、今市長から回答がありましたように、平成22年度から採用というようにございまして。やはりなぜこの問題を出すかということは、やはり行き違いだとかいろいろ、結局そういうこともあるかと思っておりますけれども、第三者が見た場合、結局職員の場合は係長、課長が見た場合、それから係長の場合は課長、部長が見た場合、やはりそれぞれ見た目は違うと思うんです。そこで、本人が考えているものと第三者が見たものとはおのずと変わってくるものと思っております。そういう冷静な判断のもとに、この職員は例えば観光課に適している、あるいは土木に適しているというようなこともあろうかと思っておりますし、そういう積極性も買うというようなこと。

やはり今行政に求められておるのは、市長も常々言っておりますように現場主義、それとやはり責任ある回答。私は、これを出したのはなぜかということ、やはり職員一人一人が例えば管理者の場合であれば市長の気持ちになって判断をしていただく。そういう判断があれば、余りおろそかと思ったらおかしいですけど、そういうようなまずい回答もできない、あるいは積極性も出てくると思うんですね。今回の連歌屋のホテル建設につきましても、やはり本当に市民の

立場、あるいはそういうものを考えてあれば、早速見に行ったり、あるいは現場に行ってそういう処理をされると思うんです。私は、こういう図面が手に入りませんでしたので、私は四王寺は大体子供のときから知っておりますので、自然道を通して地元の方には7つほど砂防ダムありますというような回答を、自分の目で確かめて回答したようなことでございます。そういうふうで、やはり積極性を持って今後進めてもらいたいということで、常に市長は何を考えてあるか、あるいは市長としての、あるいは自分は市民のためにどうやってやるのかということをお聞きしたいと、この際しっかりと植えつけていただいて、頑張ってくださいということ、この問題を取り上げたわけでございます。何も土木のことを責めておるんじゃないんです。やはり行き違いというのは人間あるものですから、そういうことも含めまして今後しっかりと市民のために頑張ってくださいということをお願いいたします。

第1点目は終わります。

2点目、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 2項目め、市長。

○市長（井上保廣） 白川と連歌屋を結びます道路について回答を申し上げます。

この道路は、認定路線の太宰府市道醍醐・横岳線と崇福寺の私道をもって成り立っております。

詳細につきましては、担当部長の方から説明させます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） まず最初に、建設経済部の対応が適切に行っておらなかったということにつきまして、おわび申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは、ご回答申し上げます。

まず、この道路の通行どめにつきましては、昨年の11月から道路の隣接者である崇福寺から所有地の車両の通行を禁止したいと、そういう申し出がございまして、今現在に至っている状況でございます。

この道路は、市道の幅員が狭く、市の道路ですね、市道の道路幅員が狭く、車両の通行ができないため、崇福寺より道路を広げられて車両の通行ができるようになったという経過がございます。しかしながら、近年において太宰府地区の迂回路としての通過車両の通行が増えまして、道路の傷みが激しくなり、今回の申し入れになったものでございます。

なお、通行禁止になっている対象は車両だけでございまして、二輪車、それから歩行者の通行は太宰府市道でございますので、それを防げるものではございません。

また、緊急車両の通行も可能でございまして、移動式のさくとセーフティーコーン、そういうものを設置しているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） この崇福寺の横の比率といたらおかしいんですけれども、半々ぐら

いでしょうかね、市道部分とその崇福寺の所有部分と。その点、どういうふうになっているか、私自体もよくわからないんですが。聞くところによると、今部長申されますように一車線がやつのことですね。その気持ちはわかるんですが、あれを私どもはこの正月から梅見の期間は、あそこを通らないと家に帰り着かないというような、1時間半ぐらいかかるんですよ、よその家から。そういうような状態で、時々利用させていただいたわけですが。

そういう利便性もありますけれども、また一方ああいう静かな場所はまたとないような場所でもあります。その視点をどちらに置くかというのが、あの道路の生かし方じゃなかろうかと思えます。何も車を通すのがいいのではなくって、そういう歩行者のような問題もありますし、あるいはそういう迂回路的な考え方もありますので、一応市としてはあそこを舗装されて、そういう雑音をぬぐうと。聞くところによると、そういう土木の方は聞いてあると思えますが、お経を上げるときにがたがたがたしてお経が上げられないというようなことも聞いておりますし、そういうこともありますので、十分崇福寺の方とも協議、あるいは地元の方とも協議されまして、今後の方向づけをひとつしっかりと次回の議会ぐらいまでには結論を出していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 私も、その通りを何回か通ったことございますけども、ご質問があつて字図等そういうものを調べてまいりますと、特に連歌屋区の方にいきますと字図上では1mちょっとぐらいで、そもそもそういう車の通る道ではなかったのかなあという気がいたします。

民と市有地の境界立会がここは明確でないところでございます。調べましてもまだはっきりしていないというようなところの中で、崇福寺さんのそういう日ごろの協力もあつて車がようやく1台ぐらいですかね、通れるというようなことで、崇福寺さんの方から近年のそういう状況にされて、崇福寺さんの方も自分で傷んだところは自分で修復したり、いろんな土砂を入れたりして維持されてこられたということでございますけども、やっぱりそういう時代の流れ、車の往来、ここには自分の私有地もあつて、そういう業務にも差し支えるというような経過をもって、前もって市の方に相談に来られて、そしてさっき言ったような状況にするということでございます。当分今の状況で推移を見守らせていただきたいなというふうにおおとところでございます。

また、よい方法があれば、そういう措置もしていきたいと思っておりますが、そういう状況でご理解をいただきたいというふうにおおとしております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） この、崇福寺の横の道は、あそこが改修されたときにああいう車道になったわけですね。そういう経過もありますので、あそこに例えば構想が見えてくればあの車道のコーンがまた外されというか、棒ぐいが外されたりもするんじゃないかと思えますので、十分協議をしていただいて、やはり方向づけを早くお願いしたいと思っております。これは次

回の議会ぐらいまでにひとつよろしくお願いしときます。

以上で、白川地区のことにつきましては終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 朝日地蔵を中心とした周辺道路と高齢社会におけますところの市道のあり方についてのご質問でございますけれども、これも各論的な部分もありますんで、担当部長より説明させたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） ご回答を申し上げます。

朝日地蔵を中心とした周辺道のあり方についてでございますが、観世音寺周辺はご存じのとおり史跡地に囲まれた静寂な住宅地でございます。この周辺の道路は、随分以前になりますけれども、歴史の散歩道というような名称で、散策できるような形で歩道整備をしていたところがございます。

市道のあり方につきましては、車道と歩道が分離されているというのが望ましいわけでございますけれども、当該地域についてはそういう歩道、そういう部分に重点を置いて整備したという状況でございますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） この問題を出したのは、やはり観世音寺六丁目の方にまほろば号も通したいということもありますし、それから私たち一般車両につきましても、離合ができないんですね、途中で。そういうような状態でございます。

それで、今部長言われますように私も史跡は大事と思っております。そこの利用の仕方ですね、史跡地の。結局、あれを、土手を生かした擁壁にすれば一番簡単にできるんでしょうけど、せっかくああいう自然の草も生えておりますし、そういうものを生かしたやっぱり歩道的な道路は、あの辺が一番ふさわしいと思っているんです。どちらを生かすかというので私も迷いながらおるんですが、できれば今歩道分なら歩道分、あるいは離合できる部分を買収したところをやはりああいう土手にしたような道路にできないかというようなことも考えております。したがって、先ほどの道路特定財源問題でもやはり生かしてもらいたいということで、賛成の立場をとっとるわけですが。そういうことで、道路特定財源はやはり太宰府市の場合には必要だと思いますので、そういう生かし方もあるんじゃないかならうかと思いますが、拡幅といたらまたおかしい言い方ですけど、そういう部分的なですね、やり方を検討していただきたいと思いますが、その点の考え方を。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 十分考え方、お気持ちはわかります。ただ、地区住民の方からはいわゆる九州国立博物館ができて渋滞することで裏道としての往来、そういうものが多くなったというような声も聞いております。ただ、そういう特別史跡地跡、裏とかそういう部分もございまして、歩行者ですね、散策する方ができるだけ安全にというような考え方、そういう中

で歩道を、散策路といいますか、そういうものをどう確保していくかというような考えの中でのそういう道づくりといいますか、そういうものには考え方としてはできるかなあとというふうに思っておるところでございますが、手法とか、史跡地でありますで、現状変更とかいろんな部分が出てくると思います。できるだけ歩行者が散策できる方向で、そういう考え方の中で工夫していけるかなあと、そういうふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） あの道はやはり歩いてみて本当に自然に恵まれたいいところだなと私自身も思っております。しかしながら、やはり今車社会になってきておりますので、それとの絡みで本当に迷う道といったらおかしいですけど、どちらをとるのかということで、しかしながら部分的な離合場所等もつくるということで、そういうことも含めて今後十分内部検討していただいて、歩行者が安心、それから散策路としてもやはり生かされる、あるいは車道としてもやはり今後の観世音寺六丁目の方たちが不便をしないというようなことも含めて総合的な道路として庁内協議をしていただいて、恥ずかしくない散策路あるいは車道に仕立てていただきたいと思っております。内部検討を十分されますよう、これ要望しておきます。

3番目をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まほろば号について2点にわたりましてご質問がございます。ご回答申し上げます。

1点目の経費負担の削減と財政健全化についてご回答申し上げます。

4月改正を予定いたしておりますダイヤにつきましては、まず現行ダイヤの検証を行いました。早朝、夜間など利用の少ない路線の見直しを行い、より効率的な運営を目指しました。

また、車内広告の募集でありますとか、あるいは1日フリーパス券のPRなど収益対策を図っております。

このような施策によりまして、各地区に分散しています施設への往来が刺激されまして、新たな乗客の掘り起こしができるものと期待をいたしております。

2点目でございますが、ダイヤ改正で考慮した点についてでございます。

今回基本に掲げましたものは、やはり定時間隔での運行でございます。苦情の多い運行遅延を解消し、定時間隔での運行を実現させるために、西鉄都府楼前駅を起点といたします各路線の独立化によりましてコンパクト化を図っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今の市長の答弁で、財政健全化の運営については、広告収入だとかそういうことで言われましたけれども、私は質問で申し上げておりますように、700万人からの観光客をですね、このまほろば号に、利用度の少ない、例えば昼間にはですね、それを優先的

にですね、西鉄太宰府駅から観世音寺、政庁跡、それから西鉄都府楼前駅に行くと、この便数をですね、増やすことによって、人件費は変わらないと思いますが、そういう問題を含めて、できるだけ私は観光客を乗せるというようなダイヤが欲しいと思うんです。今回20分に1台というようなこともちょっと耳にはしておりますけれども、やはり電車が着きまして、観光案内所で聞かれるのが、やはり太宰府天満宮、九州国立博物館あるいは大宰府政庁跡というようなことですね。九州国立博物館を見られてから、やはりこの歴史のある太宰府をもう一遍見直そうかというお客さんもかなりおられるわけです。それが、今バスは出たばかりで、後1時間後ですよと言われたら、もうそこで終わりですね。そういうことがないように。

それと、私も最近韓国の方とお会いしまして、観世音寺のところで一緒になったんですが、西鉄太宰府駅へ行こうと思いますが、バスは何時でしょうかと聞かれたわけ、聞かれまして、市役所まで歩いてきて、市役所から乗せる予定でダイヤを見たら、1台もないんですよ。しかしながら、その間五条の方にどつどつと行っているんですね。現在のダイヤの場合であれば、あれを一遍西鉄太宰府駅へ戻って、それから五条に行けばよかったですけど。今回は、そういう西鉄都府楼前駅を中心にされるということでございますが、そういう観光客に対する、乗客の利用のしやすさも考えてやってあるのかどうか、ちょっとその点。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 謙） 今、安部議員さんのおっしゃる部分についても考慮して、今回改正したというところでございます。まず1つ、わかりやすいということ、担当の方も大変そこに力点を置いていたしました。今、各駅を見てみますと、自分の行くところ以外のところもずっとあって、なかなか、ここに何分に来て行くのかというのがわかりにくいと、そういう問い合わせ等、そういうものにも十分配慮してつくりました。そうしますと、今おっしゃる観光客の方も来て、そこのバス停に行きますと、ダイヤを今度からはシンプルにわかりやすく表示いたしますので利用しやすいかなと、そういうふうに思っておりますし、また携帯電話の普及で、行ったのかどうかわからないと、バスがある程度遅れたりしますものですから、そういうことも含めてバスナビというものを導入するというので、携帯電話、そういうもので、使われる方は自分のそれから、時刻どおり、今何分、どのくらいしたら来るのかとか、これは行ったというようなことがわかると、そういうシステムを導入するというところでございますので、観光客の方、またいつもご利用されている市民の方々もわかりやすくなったと、そういうふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 来年度の予算を見ますと、運行収入が2,000万円上がるようになっているわけですね、今度。その算定というたらおかしいですけど、どういう伸びを考えてあるのかですね。結局、そういう、私申し上げますように、やはりまほろば号の経費負担を少なくするということで考えられたと思いますが、その2,000万円ぐらい増えたのはどういうとこ

ろの、ポイントがあろうと思しますので、ちょっとその点。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 今回改良する点で、おっしゃいます、トータルで大体1億5,000万円ぐらい年間かかっております。その中で、もちろん収入を増やすというのが前提でございます。そういう部分で計上しているというふうに思いますけども、1つは、やっぱりいかに経費節減、いわゆる効率的な運営をするかというようなところにも、随分と考えたわけございまして、そのこともありまして、平日、土曜、日曜、これを分けるということで、乗務員の方の数も減らすというようなことにも配慮してまいったところでございます。申し上げたと思いますけども、朝夕の非常に利用の少ない便、そういうものも今回廃止させていただいたというような経過もございまして、そういうところにも十分効率的な運営というようなところで、今回のダイヤ改正には配慮したというところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 経費節減に努められたと、それも一つの大きな要因だろうと思いますが、やはりこの運行収入を上げるということは、私は現在の6万5,000人の市民の方たちだけでは上がってこないと思います。したがって、本市の場合は、この700万人という観光客をやはりいかにそういうふうで、大宰府政庁跡あるいは西鉄都府楼前駅の方に移動させるかというのが今後の課題だろうと思しますので、特に観光・産業課も建設経済部の方に移管しておられますので、特にそういうPR等、観光客に目を向けていただいでですね、収益を上げていただきたいと思っております。そして、まほろば号の、本当太宰府はもう黒字になったというような、そういう理想的なまほろば号に今後努力していただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） 議長の許可をいただきましたので、通告に従って2項目について質問いたします。

まず、高齢者の医療制度について質問いたします。

本年4月から導入される後期高齢者医療制度は、一昨年6月に医療制度改革関連法の中で成立したものです。私は個人的に、この法律はかなり未熟で問題の多いものだという認識を持っ

ています。施行後、市民にかなり混乱を呼ぶのではないかとすることも懸念しております。

ご承知のように、後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者お一人お一人を対象に保険料を徴収し、その保険料で75歳以上の方の医療を支えるという考え方に基づいています。保険料は都道府県ごとの均等割額と高齢者お一人お一人の所得割額の合計で計算されます。福岡県の均等割額は全国で最高額の5万935円です。これに所得割を足して、平均的な厚生年金受給者の保険料は年間8万5,100円となり、全国平均の7万4,400円と比較すると、1万円以上も高額です。しかも、この保険料は2年に1度見直され、高齢者の増加が予想される中、国立社会保障・人口問題研究所の発表では、2015年には全国平均で約4,000円の値上げ、2025年には2万円近い値上げが予想されています。年金額は変わらず、このまま保険料が値上がりしていくことは、高齢者や高齢者を扶養している市民の生活自体を脅かす結果になります。

この制度では、これまで保険料の支払いの必要がなかった方も含め、毎月1万5,000円以上の年金受給者すべてが年金からの天引きの対象となり、基礎年金収入79万円のみの方に対しても、1万5,280円もの保険料がかかる計算になります。この保険金額に該当する所得の方の多くは、現役時代に専業主婦として夫を支えてこられた女性の高齢者です。原油価格の値上がりなどの影響で、4月から食料品を初め多くの生活用品の値上げが予定されています。基礎年金だけで生活されている方は、毎月7万円弱で衣食住、そして医療費などを賄っていらっしゃる。特に借家で生活をされている方は、病院に行く回数を減らしたり、食費を削ることで対応するしかありません。したがって、命にかかわる自体も予想されます。

そこで、お伺いしたいのは、75歳以上の方で、現在単身で、この基礎年金だけで生活されている市民はどれくらいおられるのか把握されていますか。

対象者個人に広域連合のつくったパンフレットを配布され、広報にも載せておられますが、まずは用語から一般市民にはなじみが薄く、理解されないと思います。私自身もこの制度について、県の担当課と広域連合の職員の方による研修会に2回参加して、やっと理解が進んだという状況です。もっと積極的な周知方法を考えておられますか。

次に、3月議会に上程された後期高齢者医療制度の条例によると、延滞料や罰金規定など厳しい内容になっていますが、延滞の可能性のある年金から天引きされない普通徴収の対象者はどれくらいおられ、また市では収納率をどの程度見込んでいらっしゃいますか。

また、資格証明書の発行は広域連合が判断しますが、広域連合は市民の暮らしに密着しているわけではありませんから、その判断に対してや罰金の対象になった高齢者やその家族が異議や苦情を申し立てることのできる制度はお考えでしょうか。

次に、70歳から74歳までの前期高齢者について、来年4月から医療機関での支払いが、これまで1割だった方が2割に引き上げられます。本来、今年4月からの開始予定でしたが、法改正が頻繁に行われたため混乱が生じ、該当する市民の手元には既に2割負担の保険証が渡っています。これからまた来年まで1割になるという案内を送付され、来年はまた2割負担の案内をしなくてはなりません。このような状況下では、病院窓口などにおいて混乱が予想されま

す。医師会や老人会などと連携して、後期高齢者の医療制度とあわせて出前講座などを考えておられますか。

後期高齢者医療制度では、75歳以上の高齢者が病院にかかる人が多いほど保険料が値上がりする仕組みになっています。75歳以上の高齢者の負担と市民の負担を少しでも軽減するためには、皆さんの健康や身体機能を維持して保険料の減額を図るための措置を講じていかなければなりません。特定健診の実施もその一つとは思いますが、太宰府市独自の取り組みを何か考えておられますか。

2項目めに、やはり4月から始まる森林環境税について、市の考え方をお伺いします。

この税についても、市民に余り周知が進んでいません。また、市町村においても、その進め方に大きな差があるように思います。これは福岡県が市県民税に年間500円を上乗せして財源を確保し、民有地を対象に荒廃した杉、ヒノキの林を再生するという事業です。事業の目的は素晴らしいと思いますが、多くのことを市町村が担当しなければなりません。また、協力した森林の所有者は、自分の土地でありながら、20年間その森林に手を入れてはならないという協定内容になっています。

太宰府市では来年度の予算に50万円計上されておりました。各自治体の杉、ヒノキの林の面積や、これまでの森林計画などによっても違うでしょうが、宗像市では3,000万円の予算を計上する予定だそうです。

これから市の取り組みについてお伺いしますが、福岡県全体では、対象となる森林の面積を2万9,000haとしています。太宰府市では対象となる面積を把握されていますか。

次に、山林は近隣自治体にまたがっている場合があります。太宰府市だけで森林計画を立てるよりも、同じ森林を共有する自治体との連携が求められると思います。どのようにお考えでしょうか。

以上、回答は項目ごとにお願ひします。再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 後期高齢者医療制度に関する質問について、項目ごとにお答えいたします。

まず、75歳以上の方で単身で生活されている市民は、平成17年10月に実施された国勢調査によりますと、男性178人、女性634人で、合計812人となっております。この方々のうち、何人が基礎年金だけで生活されているかは把握できておりません。

次に、この制度の積極的な周知方法についてでございますが、2月に個別にパンフレットを郵送させていただいたところでございます。言葉の意味や内容がわかりにくい等のご意見を多数いただきました。郵送したパンフレットは広域連合の作成したものを使用しておりますが、これからの市の広報や文書の表現については、わかりやすい表現をよく吟味しながらお伝えしてまいります。また、昨日のニュースでも紹介されておりましたが、3月10日から電話での問い合わせ窓口として、広域連合のコールセンターが設置をされ、保険料などの問い合わせ等の

個別の相談に対応いたします。さらに、中旬以降は、テレビや新聞、ラジオ等を利用した政府公報が予定をされております。

次に、年金から天引きされない普通徴収の対象の方は、4月時点では約2,000人。

また、保険料の収納率につきましては、95%を見込んでおります。

次に、資格証明書発行等の判断に異議や苦情を申し立てる制度につきましては、まずは身近な市役所窓口でよくお話を伺いしながら、広域連合と慎重に協議をさせていただきます。

なお、不服申し立て審査は、福岡県に審査会が設立されるようになっております。

次に、70歳以上の前期高齢者の窓口負担についてお答えいたします。

70歳以上74歳までの前期高齢者の窓口負担は、平成20年4月から1割負担が2割負担に変更される予定でしたが、その後特例措置により、平成20年度においては1割負担が継続されるようになりましたので、1月の市政日より、広報でお知らせをいたしました。さらに今月、対象者の方にお知らせの文書とともに、新しい高齢受給者証をお送りいたします。

また、医療機関への周知につきましては、筑紫医師会にお知らせの文書を配布していただくようお願いをしており、3月中旬には筑紫地区の各医療機関にお届けできると聞いております。

出前講座につきましては、既存のメニューの中でご要望に対応してまいります。

75歳以上の高齢者の方々の健康や身体機能維持の取り組みについてお答えをいたします。

後期高齢者医療広域連合では、健康診断を実施するようにしております。この事業は、生活習慣病の早期発見や重症化予防につなげて、高齢者の健康の維持や生活機能の向上を図るものでございます。

また、太宰府市といたしましても、保健センターや高齢者支援課で、介護予防事業の生活機能維持向上を図る取り組みや生活機能低下の早期発見、早期対応の取り組みなどを行い、高齢者の生活機能向上を通じて、最終的に医療費の抑制及び保険料の削減につながるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私は、この制度に移行するに当たりましてですね、担当課の方が、本当にこれから大変なご苦勞を強いられることになることをお察し申し上げます。しかし、市民の立場から申し上げますと、年間の所得が500万円程度で、保険料は上限額の50万円になりまして、月々年金から引き落とされる額が4万円以上となってまいります。私自身に置きかえましてもですね、いきなり4万円が給料から自動的に引き落とされるといことになりまして、生活に大きな影響が出てきます。これまで徐々に医療費や保険料などが増額されてきておりまして、高齢者の生活は年を重ねるごとに苦しくなっています。後で申し上げますが、この保険診療の上限が予定されているこの制度を継続いたしますと、私は年収が低い方が生活保護の申請をされるケースが増えるのではということ懸念いたしております。その場合、当然なが

ら市の負担になるわけなんですけれども、市では、例えばですね、一定所得以下とか、一定の条件のもとにですね、こういった、あるいは借家に住まわれているとか、そういった一定条件を設けた自治体独自の救済制度などお考えになる、検討される予定はありますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 市独自の保険料の軽減等についてでございますが、福岡県の広域連合に対しまして太宰府市としては負担をしております。そういうことから、市独自のそういった保険料についての軽減については考えておりません。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私は広域連合の方に確認をしたんですけれども、各自治体でこういった減免とか救済制度を設けることは、法律には抵触はしないだろうという判断をいただきました。先ほど申し上げましたようにですね、基礎年金75万円とか、もう生活保護ぎりぎりのところで生活されている方は、毎月1,000円、2,000円という単位が非常に大きな生活に影響を与えるわけなんですけれども、もし、先ほど申し上げましたように、生活保護が増えればですね、広域連合には保険料が入らないわけですし、また生活保護費というのは市の負担になるわけなんですけれども、万が一ですね、そのような傾向が出てくるようであればですね、例えばすぐそういう制度を設けるような、私はそういったことを準備しておくことも必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） この高齢者医療制度、大変制度的にも難しいし、改めて保険料も、所得割、均等割をいただくというようなことで、高齢者にとりましては大変な負担にもなるかと考えております。申されますように、生活が苦しいので保険料が払えない、だから生活保護の申請が増えるのではないか、その検討はどうかということでございますが、今のところ想定はいたしておりませんが、議員が申されますようなことも、ひょっとしたらあり得るかもしれませんので、検討しておきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） わかりました。よろしく申し上げます。

次に、制度についてなんですけれども、高齢者の生活の実態というのは、高齢者支援課が今現在担当されておりますし、後期高齢者医療制度の制度を担当するのは国保年金課になります。実際に徴収を行う、普通徴収の場合はですね、徴収を行うのは納税課が行うようになってきます。この間、環境厚生常任委員会を傍聴しましたら、現役世代と同じ基準に従って督促なども行っていくというご回答だったんですけれども、市からの督促に応じないというふうに納税課の方で例えば判断する以前にですね、まずその方ご自身が制度を理解してあるのか、また介護の状態ですとか生活の様子、あるいは障害を含めた健康状態、こういったものもきちんと把握しておかなければですね、人権問題に発展するような場合も想定できるのではないかと思います。

先ほど申し上げましたように、苦情や異議の申し立ても含めましてですね、高齢者に関する各課、それから納税課、税務課も関係してくるかもしれませんが、連携して、高齢者に関する医療制度について、きちんと対応できる窓口、一本化した窓口や制度がですね、私は必要じゃないかと思うんですけども、検討することはできますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 窓口一本化のご提案でございますが、市民サービス、特に高齢者の皆様を初めとしまして、市民サービスの向上という観点からもですね、効率化ということも含めまして、市長がたびたび申しておりますように、市役所はサービス産業であるということでございます。それで、現在関係課が集まりまして、内部で今協議をいたしております。いつからするのかということにつきましては、いましばらく猶予をいただきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） この窓口一本化とか説明の仕方というのがですね、やはり収納率にも大きく影響してくると思います。先ほど、市の予想では、大体収納率95%という話だったんですが、私が広域連合の研修会に行つて確認をいたしましたらですね、広域連合では98.5%の収納率を見込んでいるということをおっしゃっておられるわけです。既に自治体と広域連合の間で3%以上の差が出てきているんですけども、市長にもちょっとお伺いしたいんですけど、私は市からこの制度について、対象となる方すべてに、この広域連合のつくったパンフレット、これが配布された後にですね、75歳以上の方を対象に、20名の方に実際にお伺いをいたしました。そういたしましたら、半数の方は、保険料が発生することはご理解されてはいたけれども、半数の方は、そのこと自体も全く把握をされておられませんでした。保険料が発生する方に対してもですね、大体所得が幾らぐらいなのかということをお伺いして、概算で大体これぐらいの保険料になるんじゃないんですかというようなお話をいたしますと、本当に驚かれていたんですね。また、この制度によりますとですね、例えば夫が後期高齢者で、妻が前期高齢者になる場合はですね、妻、今まで保険料の支払いが必要なかった扶養家族だった妻もですね、今回新たに国民健康保険に入って、保険料の支払いが発生するわけですよ。そういったことをまだご理解されてない、ちょうど間にある世代とかですね、あるいは保険の種類、社会保険なのか何なのかといった、そういったことによっても、やはりまだ理解が進んでない状況があります。実際に広域連合等に確認して、4月と7月に保険額が決定した通知を、これは出されるというふうにお伺いしているんですけども、私は、実際にその保険額が決まった通知が、いきなり手元に来られるとですね、やはり多くの市民は物すごく戸惑われると思うんです。いきなり、今まで保険料の発生がなかった方も、国民健康保険払わなきゃいけなくなったりするわけですから。そのときに、窓口の方が私は非常に混乱するのではないかなというふうに懸念しています。同時にですね、今回国民健康保険税も太宰府市の場合値上がりをしますし、現役世代からの問い合わせというのが、やっぱり国保年金課には非常に集中してくると思

うんですね。そういったこともありまして、さっき申し上げましたように、この制度自体を全く理解されてなくて、それで延滞をしてしまったという、そういった方も当然私は発生をしてくると思います。で、今検討されるとおっしゃったんですけども、相談内容がですね、今の制度のまんまでですね、徴収に関する事なのか、制度に関する事なのか、生活ができないという悩みに関する事なのか、こういったことに関して、それぞれ窓口が分かれてしまうわけです。ですから、保険料の決定通知をされるときにですね、やはり一本化した窓口の連絡先、この制度については、あるいは徴収のことについて、すべてのことについてこの窓口相談をされれば回答が得られますよというようなことを、あわせて通知の中に入れておくべきではないかというふうに考えているんですけども、市長はいかがでしょう。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この後期高齢者医療制度につきましては、今部長の方からお話を申し上げておりますように、医療制度の改革に伴いますところの健康保険法等の一部改正する法律が平成18年6月21日に公布されたことによりまして、75歳以上の高齢者を対象とする独立した医療制度として、後期高齢者の医療制度が平成20年4月1日から開始されるというふうなことでございます。今日まで、医療そのものが高騰というようなものがあります。やはり、それだけ医療費がかかれば、税そのもの等も高くなるというふうなことがございます。これは当然であろうというふうに思っております。したがって、いかに医療費を抑えていくか、あるいは地域によっては高齢率が高い市町村もあるわけです。それを押しなべて福岡県下で連合して一部事務組合をつくり、福岡県の方が主体となってこういった医療制度を保険者として発足するわけでございます。そういった中において、市町村も、今まで国保に加入されてあった方々がそこに移行される、75歳以上の方々については、ただ、保険税が出てくるわけでございます。今、98%の収納率、本市においては95%の収納率というふうなことでございますけれども、いずれにしても、保険税を負担金の形で県の方に納める必要があると、そういった状況になります。そこで、減免制度であるとかいろんな問題が出てくるでしょう。あるいは今まで国保に被扶養者として入っていらっしゃった方々が独立して、今まで所得割あるいは保険税そのものが、均等割はかかりますけれども、所得割が加味されてなかった部分が加味されるようになるというふうな新たな部分も出てくることも事実でございます。しかしながら、それを越えた中において、相互扶助というふうな形の中での新たな制度でありますので、初めのときはどの制度もそうなんです、戸惑いというようなもの、あるいはわからないから心配というふうなこともあろうかと思えます。

市といたしましても、このこと等については、制度が変わっておりますから、窓口を一元化して、どことこの、それぞれの担当に行って聞くのではなくて、私は施政方針の中においても、あるいは庁議の中でも指示をしておりますのは、この寡婦問題あるいは助成問題、いろんな問題、生活保護の問題でございます。あるいはお金を借りて、そして返すことができないというふうな、そういったいろいろな市民の中においては相談等もございます。それ等も一元化し

て、やはりきちっとした生活が立っていけるような、あるいは場合によっては就職のあつせんも、あるいは橋渡しをすとか、その人の立場になって可能な限り行っていくような、そういった県の領域、市の領域はあるかもしれませんが、市でできる範囲内の中において、そういった総合的な窓口は、私は必要であるというふうに思っております。したがって、その資格あるいは収納、徴収というふうな、そういった分散型のそれぞれの相談ではなくて、後期高齢者医療制度はどうあるべきか、その人にとって減免、支払いができないとき、1年間支払いが滞ったときの医療証の返還の問題であるとか、いろんなこの問題等についてはございます。そういった問題を個々のケースによって、その目線でやはり相談に応ずるということについては、私は大事だというふうに思っておりますので、今部長も一部申し上げておりますけれども、総合的な、単独的な縦割り行政じゃなくて、横割りで、市民の目線に立ったところでの相談の窓口を、私は早期に設けたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） ありがとうございます。先ほど申し上げましたけれども、やはりこの制度はですね、今年4月から始まって、10月にまたさらに若干変更があり、また来年度以降段階的に変更が行われ、2年後にはまた保険料の見直しが発生するといった形で、長期的に制度が変わっていきますので、やはり一本化した窓口でですね、制度をきちんと把握した職員の方が、その納税に関しても、あるいはその制度に関しても、あるいは生活の問題に関してもですね、特に高齢者が対象になりますので、丁寧に説明をしていただけるような制度をつくっていただけるように要望しておきます。

次にですね、現在太宰府市におられる、この間、環境厚生常任委員会でおっしゃっておられました331名のですね、障害を持たれた方、この方々ですね、65歳以上で75歳未満ということの対象なんですけれども、この方たちは、この間の説明でもあったようにですね、後期高齢者医療制度に入るのか、あるいは現在の制度でいいのか、これを選択することができるようになるわけなんです。この間のご返答によりますとですね、やはりおおむね入った方が有利だろうと、だから入らなかった方に関して個別に対応をしていきますというようなご回答をいただいていたんですけれども、私がやはり心配をしておりますのはですね、特に知的あるいは精神的な障害を持たれた方に対してですね、ご本人ではなくてご家族ですとか、あるいは一緒に生活をされている方とか、その周囲の方への説明、こういったのも事前にですね、行っておかないと、やはり本人に対しての人権問題等にもなる可能性があります。申し上げましたように、制度自体が非常に複雑で難しいので、やはりなかなかそういった障害を持たれた方に理解をしていただくのは困難だと思うんですが、そういった説明についてはどのように対応されますか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 現在、未加入の申込者数は21名です。これは個別に説明をいたしまして、確認をいたした数でございます。

また、加入と脱退につきましては、随時受け付けをするということでございます。知的あるいは精神障害者の該当者についてはですね、加入、脱退は随時受け付けるということでございますので、そういった方々、家族への説明についてはどうかということでございますが、窓口へ来られましたら丁寧に説明をしてみたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） できるだけ本当は前もってそういった説明は家族に、やはり家族が負担される部分も多いと思いますから、自分みずから出かけて行って、できれば行っていただけるぐらいの姿勢は、私は欲しいなというふうに思っています。

その説明なんですけれども、医師会とか、あるいは老人会とかも、毎月いろんなところであっているわけですが、出前講座を利用しませんかとかですね、そういった、民生委員さんに対しての説明会は行われたみたいなんですけど、そういった姿勢を私は非常に強く求めます。例えばですね、被用者保険の被扶養者とかというふうな言葉をよく使われているんですけども、私たちが見ても、被用者保険の被扶養者と言われても、何だかわからないんですね。私民間の保険会社の方に聞きましたら、民間では今一切こういった言葉は使われてないそうです。ですから、市独自で何かそういったパンフレット等つくられるときも、できるだけ易しい言葉でですね、ただ、この間の環境厚生常任委員会でも言われてましたけども、どうしても政治用語というのが多く意味を含まれてしまうケースが多いということは理解してはいますが、それでもやはり民間企業のパンフレット等もごらんになってですね、ぜひ参考にしながら、わかりやすい言葉で説明をしていただきたいと思います。

私は福岡県の保険料が何でこんなに高くなって、全国で一番高いんですけども、広域連合にこれも確認をいたしました。健康面での特徴におきましては、脳疾患の患者が全国平均の1.5倍あるということで、入院医療費が高いということがその理由だというふうに広域連合の方からの回答を得ました。じゃあ、太宰府市内では一体どうなんでしょうか。福岡県内では脳疾患が多いかもしれませんが、太宰府市内は一体どうなのか。ですから、先ほどおっしゃいましたように、医療費の削減等行うためにはですね、やっぱり各自治体ごとの疾病は一体どういった種類が多いのか、その疾病率がどれぐらいあるのか、その自治体単独の中で調べて、そしてそれに合った予防策、そういったことも行っていかなければならないと思います。

先ほどおっしゃいましたけども、特定健診、これはもう74歳以下しか義務づけられてなくて、75歳以上は義務づけではないですよ。ですから、できればやはり75歳以上の方もですね、そういった特定健診の案内等も、お金の問題もあるかもしれませんが、されて、太宰府市単独でやはり取り組んでいただくような姿勢が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 高齢者に対する健康づくり、どういう取り組みがあるかといいますと、平成19年度におきましては、健康とか栄養とか口腔とかの、口腔でしょうか、相談と筋力

アップ教室をそれぞれ月1回、自分の身体能力を知る学習会を年3回開催をしております。平成20年度につきましては、筋力アップ教室を2つに分けて、無理なく楽しく体を動かす教室と、ストレッチなどを取り入れました教室などを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） そういった筋力トレーニングなんかも非常に大切ですけども、先ほど申し上げましたように、やはり太宰府市は太宰府市の中でどういう疾病が多いのか、こういったことは医師会の方と連携をすればですね、そんなに難しいことではないと思います。太宰府市の特色にあった形での対応をしていただきたいというふうに思っています。

先ほど申し上げましたけれども、これから厚生労働省では、この後期高齢者医療制度の中に保険診療の上限を設定する予定になっています。つまり、この病気の治療は何円までしか保険で面倒見ないという制度ですから、患者の立場ではですね、毎月保険で受けることができる診療や、あるいは病院に行く回数に限りが出てくることになります。内容によっては、高齢者だけではなく、診療を行っている医療機関にも大きな影響が予想されています。したがって、日本医師会におきましても、この後期高齢者医療制度については、はっきりと反対の意思を示していらっしゃいます。しかし、法律が変わらない限り、自治体におきましてはそれに対応していくしかありません。したがって、担当課におかれましてはですね、できるだけ早く情報を収集して、高齢者ですとか、あるいは医療機関などへ速やかに周知を行える体制づくり、そして先ほどおっしゃっていただきましたけれども、相談された方が戸惑うことなく一つの窓口できちんと相談ができる、そして苦情やいろんな異議などを申し立てることができるような制度を早期に立ち上げていただきますようお願いして、1項目めの質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2項目め、回答をお願いいたします。

建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） それでは、ご質問の本市の取り組みについてと近隣自治体との連携について、あわせてご回答申し上げます。

福岡県におきましては、福岡県森林環境税条例に基づき、平成20年4月1日から森林環境税が導入されます。これは近年の林業の不振により手入れが行き届かない森林が増加しております。このまま放置いたしますと、森林の有する公益的機能が低下いたし、県民生活に影響を及ぼすおそれがあることから、早急に荒廃した森林を再生し、森林を次世代へ良好な状態で引き継ぎ、県民共有の財産である森林を社会全体で守り育てる機運の向上を図るために創設されるものでございます。

この税の周知につきましては、福岡県により昨年1月から、県広報、テレビ、ラジオ、チラシ、交通広告等の手段がとられておりまして、市といたしましても、本年の1月号の広報紙の掲載、3月には、3月初めに隣組へのチラシ配布等を行っているところでございます。

本市の山林の面積でございますが、公簿面積で約585haでございます。その約4分の1に当た

る146haが荒廃していると推定しております。これは県の割合から、大ざっぱでございますけれども、算出した面積でございます。

そこで、平成20年度から3年間で荒廃森林調査を行う予定でございます。その後、調査結果をもとにいたしまして、荒廃森林の整備、また造成を行っていく計画でございます。

また、森林が自治体間、ご質問の自治体間にまたがる場合の関連自治体との連携についてでございますが、この再生事業は自治体の判断によって行うものでございます。自治体の事情により優先度も異なると思いますが、調査結果次第では、連携の効果等も含めて事業の決定を行っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） この森林環境税も、年間500円とは言いながら、市県民税から引き落とされていくわけなんですけど、県でも随時この成果については発表されていくと思いますけれども、太宰府市でもですね、やはり市民に明らかにしておく必要があると思います。県の予算はですね、来年度が10億円で、平成21年度からは13億円を見込んであるそうですけれども、来年度太宰府市はこの荒廃林整備のために50万円の予算を組んでいらっしゃるんですけど、今後本格的な、先ほどおっしゃいました調査に入っていくわけなんですけれども、これは民有地が対象になっていますから、実際にですね、協力いただける市民、その森林所有者がどれくらいおられるのか、そういった森林所有者の意向確認というのは、市では最初に行われるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 行ってまいりたいというふうに思っております。自治体のやらなければいけない事業ですね、それと県、それから森林所有者、そういう意向を伺うとか。で、事業自体を森林組合、広域的な森林組合に委託してやっていこうということでございますので、当然個々の所有者、それから区有林とかございますですね、そういうところも調査をして、ある程度将来縛りがかかる可能性がございますから、そういうところもお聞きして進めていくという考えでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 太宰府市には森林組合はないですね。ですから、近隣の森林組合にそういう委託をされるということなのかということと。

それから、この計画を進めていこうとする場合はですね、森林台帳というのは、これは県が所有していると思うんですけども、そのほかに県から具体的な協力というのは何か得られるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） まず、本市にそういう組合がないということでございますので、広域的な森林組合ということで、筑紫野市に支所があるんでございましょうか。それと、那珂川にそういう組合がございますので、そこに広域的な部分で委託、依頼をするという考えでござ

います。

それから、森林台帳でございますけども、これは特段、今のところ特段ございませんけども、いわゆる航空写真等、その大体山というのがわかりますから、それから名寄せ等で大体森林、そういうデータを出せば、面積とか所有者とかわかるというふうに思っております。ただ、県からどういう内容でというのは、今のところまだ詳しくは来ていないところでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 先ほどから申し上げますように、この森林環境税、民有地が対象になるわけなんですけども、先進自治体の方にちょっとお伺いしてみますと、特に森林の場合ですね、民有地と公有地の境界線が非常に難しいということを聞いています。太宰府市では、この境界未確定地というのは一体あるんでしょうか。あるとしたら、一体どれぐらいあるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 謙） 太宰府市は、随分以前に国勢調査というのをやって、それで大体公簿面積とか、今の字図等が存在します。しかしながら、現場現場では境界のあいまいなところ、当時、相当以前にやっておりますから、境界未定の部分がございます。山林を考えますと、そういう部分が出てくる可能性はあると思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） そういたしますと、やはり所有者との間にですね、いろいろ問題が起きてくる可能性もあると思いますけども、これは所有者が協力をしていただけるということでしたら、やはりきちんと境界線を出して、森林計画を立てて、実際にその伐採等行っていかなければなりませんので、進めていっていただきたいと思いますけど。

最後に、要望しておきたいんですが、太宰府市はですね、緑と歴史を標榜した町になってまして、もしご協力いただける森林所有者がいらっしゃって、そして実際に森林計画に入ったときにはですね、ぜひもみじですとか、あるいは紅葉、そういった景観もですね、考慮した内容を組み込んでいただくこと。そして、この税はですね、植林とか、あるいは里山の理解を進めようとするボランティアとかNPO法人に関しても活動の補助金が出るということになっていきますので、ぜひ市民の方に広く周知をいたしまして、官民一体で市内の里山を再生していただくように要望いたしますので、質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、3番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔3番 長谷川公成議員 登壇〕

○3番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2項目について質問させていただきます。

1項目めは、施設使用料についてです。

昨年、市長の公約どおり施設使用料減免が復活しました。市民にとってみれば非常にありがたい、活動しやすくなったとの声がいろんなところで聞かれ、施設使用料に関しては問題がないと思っていました。しかし、昨年市民の方から相談がありました。その内容とは、高校生は施設を借りる際、未成年なのになぜ大人料金なんですかと言われました。正直なところ、私自身初めて聞いたことでしたし、今まで気にもしたことがなかったため、高校生が大人料金だとは思いませんでした。今までは高校生たちも知らなかったため、子供料金で申し込みをして使用していたらしいのですが、あるとき管理人から、高校生は大人料金だとひどく注意をされて、それからは大人料金で借りることになったそうです。この高校生たちは、通っている高校は違うけど、限られたお小遣いの中からみんなで少しずつ出し合い道具をそろえ、純粋にスポーツを楽しんでいる高校生たちです。大人料金で借りるようになってからは、料金の関係上、活動回数も減ってきているそうです。今後、やる気はあるのに使用料の値段が高いため、文化活動、音楽活動、スポーツ活動などの活動をあきらめる高校生たちも出てくるかもしれません。なぜ高校生が使用する際大人料金なのか、子供料金で使用できないか、お尋ねいたします。

2項目めは、安全・安心な通学路についてです。

市長は施政方針で通学路の安全確保を言っています。側溝整備について、現在本市内においても側溝がきちんと整備されていない箇所が多々あります。その整備されていない箇所が通学路に多数あるから大変です。当然雨の日など、坂道がある団地では上から下へ流れ込んでいきます。その危険性を知らない子供たちは、傘で遊んだり、側溝に入ったりして遊ぶのをよく見かけます。当然見かけたら注意はしますが、余りにも整備が行き届いていない箇所が多く、一部の子供にしか目が行き届かないのが現状です。来月になると入学式が行われ、かわいい姿の1年生たちが通うこととなります。在学生の中にも、学校の通学中に側溝に落ち、けがをしたという子供の話を耳にしたこともあります。梅雨どき、大人の目が行き届いていないところで事故が起きないとも限りません。両サイドの側溝を整備するだけで車の離合はスムーズにいき、子供たちも安心して通学することができるはずですが、この側溝整備は、子供たちだけではなく高齢者の安全にもかかわり、夜間の地域活動も安心して従事できることでしょう。

今後は、どういった側溝整備の計画をお持ちなのかお伺いたします。

次に、安全確保についてですが、高雄中央通りが拡張され、今月中にも二、三カ所を除きほぼ完成を迎えようとしています。地元住民30年の念願がかなったとの声を耳にします。しかし、一部の保護者の間では、道路が広がるとスピードを出す車が増え、心配だと言われる人もいます。高雄中央通りというのは県内でも余り見かけることのない通りで、ご存じでしょうが、高校、中学校、小学校、幼稚園、保育園が立ち並ぶ通りです。朝これだけの生徒や園生が一斉に登校、登園してきます。それに通勤者が加わり、とても大変な事態です。今まで事故もあり、12月は2件も起こりました。子供たちからも事故があつて怖いという意見や、朝車で送るといふ保護者が増えました。今後、この子供たちの安全確保についてどうお考えなのかお伺

いたします。

なお、答弁は項目ごとをお願いいたします。再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 施設使用料について、高校生の公共施設使用料金についてご回答申し上げます。

本市の公共施設使用料金の基本的な考え方といたしましては、義務教育を基準といたしまして、小・中学校の料金と高校生以上を対象とした料金区分で使用料等を負担していただいております。

なお、市民プールやいきいき情報センターのトレーニングセンターあるいは文化ふれあい館の観覧料につきましては、大人料金とは別に高校生料金を設定をいたしております。また、体育協会等に加え、登録されておれば、一部減免の適用を受けることなどの対応をいたしております。

なお、ご要望の内容につきましては、利用者でありますとか、そういった実態、あるいは近隣市町村の対応状況などを十分に調査しながら検討を加えていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

あと詳細な部分がありましたら、2問目、3問目、担当部長あわせて答えていきますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 大学生やですね、社会人なら、アルバイトや働いたりしていますので、大人料金でもそんなに高いとは感じてないはずなんですけど、やっぱり高校生は時間的にも余裕がなくてですね、お小遣いで活動するのが精いっぱいです。子供たちに聞きました。そうしたら、10人メンバーがいて、1人2,000円会費でやっているそうなんです。で、子供料金と大人料金を比べたときにですね、例えば北谷運動公園野球場、照明つきで2時間使用したとしますね、子供だと1,600円ですね、2時間照明つきですね。大人料金だったら、その5倍の8,000円です。かなりのやっぱり差があると思うんですよ。公共の乗り物でもですね、学生割引というのがありますね。そういうので、学生割引の制度でもつくっていただけるとありがたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） ご要望は非常に理解はいたしますけども、先ほど市長が申しましたように、基準として、いわゆる義務教育を受けている小・中学生と、あとは高校生以上というふうに一般扱いをしておりますけども、これに関しましてはですね、先ほど市長の方も報告しましたように、個人で使われる場合については、そういう高校生とかの料金は別にいたしております。先ほど事例を紹介されましたけども、確かに夜間照明を使うとなると、少しの料金がかかりますけども、やはりそれが10人、20人という団体で使うと、1年間ずっと使うわけじゃなくて、やはり年間のうち何回ということもありましようから、できますれば今の料金でひとつご

理解をいただきたいというのが1つと。

実際に高校生が年間どのくらい使用しているのか、そういう実態も、詳細はまだ把握しておりませんので、こういう状況も含めながら、一つの検討課題として、さらに検討を加えていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 先ほど市長は、体育協会に加盟すれば減免措置もあるからいいと言われたんですけど、体育協会の役員されてある議員さんいますので聞いてみたら、無理だと、入れないと、加盟はできないと言われたからですね、ですから新たな料金表を設定して学生割引、そんなに子供料金までは言わないですけど、例えば体育協会の料金だと、普通の料金の半額ぐらいでいいわけですね。ですから、そういったことで、例えばその料金表を見てわかるように、一般で、例えば高校生が、これは野球、今野球のこと言ったんですが、テニスを友達同士でしようとしたときに、やっぱり値段がネックになって、やっぱり値段が高いのもうやめてしまおうと。今後何か、やっぱり将来性のある高校生たちがですね、気軽に活動できる場を提供するのが、やっぱり行政の役目だと思うんですけども、できれば検討していただきたいと思いますけど、いかがでしょうか、市長。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいま教育部長の方から、学生が高校生がどれくらい施設を利用されておられるのかと、そういった状況、あるいは各市町村の状況等も加味しながらこれは検討し、その実態をつかんだ中で判断していくんだというようなこと。もちろん、長谷川議員がご指摘のように、やはり青少年の育成というような部分もあります。あるいは次世代を担うやはり高校生等についても重要なものだというふうに思います。非行防止等々の面からも、あらゆる総合的な判断から、どうした方がいいのかというふうなこと等を判断することになるだろうというふうに思います。基本的には、初めに言いましたように、高校生、義務教育であるかどうかというようなことでやっておると。中学生でも社会に出ている人もおるし、金を稼いでいる人もいるというふうなこと等が一つの基本になっておるというようなこと。しかしながら、実態に合わせた中において、今回答しておりますような方向で検討したいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） はい、ありがとうございます。さっき、行ったんですが、いきいき情報センターの窓口に行くんですけど、料金表見せてくれと言ったら、これ要望なんですけど、ないと言われるんですね、じゃあどこで見るとですかと言うと、インターネットで見ると、この間言われました。ですから、今後、いきいき情報センター借りる前にですね、こういった料金表があれば利用料金とかも見れますし、借りやすくなると思いますので、そこは要望しておきます。

1項目めは以上で終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 2項目めのご質問にご回答を申し上げます。

安心・安全な通学路の問題でございます。

これまでは側溝工事は市営土木で対応しておりましたけれども、今後におきましては、現在施工しております地域再生計画事業に追加をいたしまして、今のご指摘、お尋ねの点については進めていこうというふうに思っております。

高雄中央通り線等はおおむね完成を迎えようとしておりますけれども、道路通行の安全が大変重要だと考えております。この高雄中央通り線につきましては、高雄区の中心的な生活道路でございます、通学路でもございます。周辺には数多くの学校もありますために、通学者の安全確保につきましては対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

詳細につきましては担当部長より説明をさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） ご回答申し上げます。

今、市長の答弁にございましたように、地域再生計画で、今回平成20年度から高雄区、それから梅ヶ丘区の一部でございますけれども、実施しようと今計画いたしておるところでございます。今その計画を内閣府の方へ変更申請を行っておるところでございます。

整備の概要は、ふたのない道路側溝にふたをかけ、道路の有効幅員を広くし、歩行者などが安全に通行できることを目標といたしております。

また、市内には同様な箇所がまだまだございます。この事業でできない区域については市営土木で、少しでもございますけれども、対応していきたいと考えておるところでございます。

それから、高雄中央通り線は、質問の中にありましたように、おおむね完成を迎えようとしております。そこで、安全についてでございますが、基本的には自動車、自転車、歩行者等通行者のマナーによるところが大きいと考えております。あわせて、交通規制による安全確保も必要かと思えます。そこで、高雄中央通り線と家の前今王線の交差点に信号設置要望、これは以前申し上げましたけど、要望いたしておるところでございます。

なお、今後速度規制、それから路面表示、徐行、それから通学路等の表示を含めて、公安委員会の方と協議してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 側溝整備のことに関して、ちょっと僕が見かけたというか体験したことをちょっと述べさせていただきます。

子供たちというのはですね、私たち大人が時として考えもしないような行動を起こします。それはですね、昨年、ちょうど小雨だったんですけど、私が歩いていますと、ランドセルが道路に置いてありましたというか、投げられてあったんです。ちょっとどうしたのかなと思って近寄るとですね、側溝の中にですね、子供が寝ているんです、こういうふうに。ちょっとびっくりしましたけど。なんばしよっとかと、こう引きずり出して、理由を聞いたら、自分の体で上

から来る水をとめているんだと僕に説明するわけです。これ本当笑い話で済んだから、たまたま見かけたからよかったんですね。そのとき梅雨どきで、そんなに雨も降ってなかった時期だったんでよかったんですけど。また、1週間もしないうちに、この子2回目、また同じことして、そのとき嚴重に注意しましたけどね。やっぱり、先ほども申しましたけど、子供たちは本当に僕らが考えもないような行動を起こしますので。たまたまそれ、私が通りかかってですね、見かけて注意したからよかったものの、もし見かけなくて、突如大雨が降ってですね、その水によって死亡事故になったりする可能性もありますので、側溝整備にかけてはなるべく早急に対応していただきたいと思います。

高雄地区にもまほろば号が、昨日からですね、運行するような、決定ではないんでしょうけど、答弁が何回もありましたけど、やっぱり運行する前に、きちんとやっぱり側溝整備をしていただいてですね、運行し始めてからでは、やっぱり大変だと思いますので、そこは早急に本当にお願ひしたいと思います。側溝整備に関しては早急にやっぱり整備されることを強く要望して、この件は終わります。

次の通学路の安全確保なんですけど、先ほど建設経済部長おっしゃられましたけど、信号設置を要望していくというふうに言われましたね。高雄中央通り線と家の前今王線の交差点です。何かある一部でのうわさでは、信号がもう平成20年度中につくといううわさが流れているんですけど、そのところはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 私もその情報が入りましたことから、一番近い筑紫野警察署の方に確認をいたしたところでございますが、まだおりてきてないということでございました。ひょっとすると、それが後県からおりてくる前だったかもしれませんが、私が確認した段階ではそういうことでございました。ご了解いただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） はい、わかりました。その交差点も危険なんですけど、実はその家の前今王線の先ですね、高雄台の登り口から高雄中央公園にかけてですね、通学路にもかかわらず横断歩道が全然ないんです。で、その横断歩道がないもんですから、道路を平気で横断する子供たちがたくさんいるんです。その登り口のところに横断歩道があれば事故防止にもなるとは思いますけど、できれば警察やですね、県の方にも言っていて、早急に解決をお願いしたいと思います。

で、高雄中央通り、あと二カ所ほど拡張されていないですけど、今後拡張される予定はあるんですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 努力はいたしておるんですけども、2カ所ほどまだ地権者の了解が得られなくて、ちょっと絞り込んでいるような状況でございます。これ長年のそれこそ地元要望でございまして、市の方がいろんな事情からちょっと遅れていたということで、佐藤市長の

ときに、平成18、19年度でつくるというようなことをございました。その計画で進んでおりましたが、そういう状況でございますが、鋭意努力して、ご了解いただいて、完成させたいという意向は変わっておりません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） じゃあ、まだ平成20年度中にはというところでもないわけですね。努力をされるということですね。

最後になりますけど、最近やっぱりニュースなどで扱われる事故といえば、必ずですね、子供たちが犠牲になっています。本市においても、このような悲惨な事故が起こらないようですね、安全・安心な通学路づくりを目指していただきますようお願いいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで14時15分まで休憩します。

休憩 午後2時04分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

10番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

〔10番 小柳道枝議員 登壇〕

○10番（小柳道枝議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして2項目にわたりお尋ねいたします。

通称観世キャンプ場の体験広場、研修棟の整備についてお伺いいたします。

この施設は、昭和47、8年ごろ宅地造成ブームとなり、乱開発を危惧した地域住民と当時の町子ども会育成会連合会を中心に、子供たちが太宰府の歴史と大自然を守りながら、太宰府の史跡地を活用し体験型の研修ができる施設として整備されたと聞き及んでおります。昭和50年代になりますと、利用時期前には、太宰府市の単位子ども会の人々の手作業により草刈り作業など施設点検などを行っていたため、子ども会会員の認知度も非常に高く、夏休み期間中の利用者は大変に多かったようです。利用に当たっては、当時抽せん会を行うほどの人気だったようでございます。また、市民の森の整備の一環として水洗トイレなどが整備されました。しかしながら、時の流れとともに、雨天対策で建てられた研修棟もかなり傷みが激しくなり、また近隣市町にはログハウス、コテージを整備した施設がつくられ、国立・県立青少年自然の家などの研修施設の充実に伴い、利用者が減少しているのが現状でございます。

このような状況の中で、平成12年ごろ、この施設の具体的な整備計画案がありました。この施設を、史跡の活用をすることで文化財を知り、自然を体験する上での必要な施設と位置づけをし、また市民の森の中にあるため、散策者や登山者の一時休憩所や語らいの場、交流の場あ

るいは避難場所として活用し、野外活動などの拠点施設、また多目的な歴史、自然体験施設として整備をする計画案であったと思います。

まさに市長の言われております、まちぐるみ歴史公園や文化財の保存活用計画を実施する上で、この施設は重要な拠点施設であると考えますが、今後この史跡地にある施設をどう活用していくのか、市長のお考えをお伺いいたします。

また、この施設を利用した青少年の健全育成に関するリーダー養成また育成など、今後の本市の施策事業計画などについて、あわせてお伺いいたします。

次に、学童保育所の今後の計画についてお伺いいたします。

平成11年9月議会におきましてお尋ねいたしましたところは、学童保育所の所管は福祉部にありました。施設の老朽化や児童の生活環境整備など、入所児童、保護者の強い要望があり、水城小学校、太宰府小学校の学童保育所が建てかえられました。立派な建物ができ、充実した環境の中で、子供たちはもちろんのこと、保護者の方々も大変喜んでおられました。その後、所管が福祉部から教育部へと移り、太宰府南小学校の学校開放に伴い、太宰府南小学校、太宰府西小学校、水城西小学校の3学童保育所が余裕教室を利用することになり、所管の変更により学校と学童保育所の連携もスムーズになり安心できるとの保護者からの感謝の声も聞いております。

しかしながら、佐野土地区画整理事業の完了、通古賀地区区画整理事業や吉松東区画整理事業などに伴い、太宰府西小学校、水城西小学校、水城小学校、国分小学校の児童数も増加することも見込まれますことから、各学童保育所の入所希望者も増えると思われま

す。また、社会経済状況の厳しさから共働き家庭も増え、現状の学童保育所の施設ではその対応が厳しいのではないかと考えます。

今後、学童保育所の増設や定員拡大についてと、国分小学校学童保育所の建てかえ、また太宰府東小学校学童保育所の対応、そして児童増加に伴う指導員の配置などについてお尋ねいたします。

ご答弁につきましては項目ごとにお願いたします。再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） それでは、1点目の少年自然キャンプ場の整備事業計画についてご回答申し上げます。

この施設は、史跡地の有効活用の観点から、市民の憩いの広場として開放するとともに、青少年の健全育成活動の場として整備を行いました。各区子ども会活動などを初めといたしまして、多くの市民の皆様方に利用されておる施設でございます。

今後におきましても、私が提唱いたしております、まるごと博物館、まちぐるみ歴史公園の市内回遊の機軸として、また青少年の健全育成の場として、安全にあるいは快適に活用していただくために、利用者の声を聞きながら計画的な整備に努めてまいりたいと思っております。

なお、詳細につきましては、担当部長の方から回答させます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） それでは、私の方から少年自然キャンプ場につきまして。

ご承知のとおり唯一のキャンプ場でございますけれども、これは市民の森と一緒にの中にございまして、年間を通しまして数多くの方々が散策コースとしてもご利用いただいているところでございます。

しかしながら、議員さん、先ほどご指摘いただきましたように、整備をいたしまして既に三十数年を経過をいたしておりまして、特に研修棟を初めといたしまして、建物全体の老朽化が進んでおります。そういうことから、数年前に史跡自然体験広場という事業名で再整備を検討した経過もございます。しかしながら、その当時の市の全体的な施策の優先といたしましうか、そういう関係、あるいは文化庁の関係とも調整などいろいろございましたんで見送りをいたしまして、現在に至っております。

この施設につきましては、今後も安全に、また最大限に有効に活用されますように、将来的な抜本的な改修計画を見据えた様々な問題の整理等も含めながら、今後に向けた研究をしていきたいというふうに思っております。

また、この施設を利用した青少年の育成事業計画につきましては、現在もそうでございますけれども、やはり一番利用の多い子ども会あるいはジュニアリーダー、さらには学校外の活動研究実行委員さんもいらっしゃいます。それから、各種のスポーツ活動の団体等々も通じまして、関係者と密に連絡をとりながら、さらなる活用、充実した取り組みを進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ただいまご答弁をいただきました。市の事情にて、ちょっと整備を先延ばししたということと理解してよろしゅうございますね。

私が思いますのですね、この市民の森の中にあります太宰府の15%を占める史跡地の中です、水城堤防から入りまして、大宰府政庁跡、そして市民の森、これは秋、春の森、そこを通りまして、この史跡地を活用した体験広場があるわけでございます。今、四王寺まで登りまして県民の森につながっております。その中で、今現在、私どもが年に何度となくここを利用させてもらっておりますが、本当に厳しい現状もあります。確かに市の現状もございまいしょうが、私どもはこの将来を担う子供たちはもちろんのこと、この太宰府市民及びまた観光客、そういう方にあの立派な古い悠久の歴史をですね、知ってもらいたい、そういうことで今回質問させていただいております。

その中で2点ほど、質問をしたいと思います。

まず、この研修地の管理棟、研修棟の一般質問を平成12年に佐伯修議員がなさっております。そのときの答弁が、検討しますと、関係機関と検討し取り組んでいきたいというご答弁があります。その後の関係機関との調整、ただいまのご答弁であれば、文化庁が何とかというこ

とでありましたが、その辺の関連機関との調整、その辺はどのようになっておられるのが1点。

それとですね、市長にお尋ねします。この太宰府の歴史をですね、眠らせておくんですか。眠らせて、そのまま保存をするのか、今現在に、将来につないでいって、活用しながら保存されていくのか。この2点をお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） まず、1点目の施設の利用につきましてですが、これにつきましてはですね、個々の利用という面も非常に大事かとは思いますが、市全体として史跡地をどう活用するかというようなことから、2年ほど前だったでしょうか、それに至るまで活用計画を立案いたしまして、それに沿って進めているということが現状でございます。

それから、議員ご指摘のようにですね、いろいろな教育施設を初めとして、道の問題もそうでしょうが、私教育の担当の者としてですね、非常に微力さを感じて、申しわけないと思っておりますし、それから言われることはよくわかりますし、その必要性は非常に認識しております。とは言いながらもですね、やはり相談すべきいろんなものがあるというのも現状でございます。

今、議員がいろいろ指摘されたことはですね、しっかり胸に刻んで、市長部局またいろんな担当課とも十分話し合いしながら進めていきたいと、そう考えております。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 文化財の保存、活用でございますけれども、今保存はきちっとした形で行われておる。問題は、今ご指摘された活用の部分でございます。私どもまちづくりの最前線で活動しとる者からいきますと、むしろ活用の方に力点を置いたまちづくりをしていきたい、まちづくりそのものが活用だというふうに思っておりますので、そこに興味があるわけですし、イメージが膨らんでおる、あるいは私の夢を持っておるというようなことも、昨日の施政方針、代表質問の中でもお話を申し上げました。やはり、太宰府市が持っております歴史、文化、今までの長年の皆さん方が市民の皆さん方が連綿と受け継がれてきた自然、風景もでございます。それを後世にやはりきちっとつないでいくというなのが私の責任の一つでもあるというふうに思っております。そういった意味におきまして、まるごと博物館あるいはまちぐるみ歴史公園というようなことについては、市内のどこに行っても歴史と文化が感じられるような、そういったまちづくり、御笠川沿いに行きますと、桜の並木を水城堤防までずっと植えていく構想を持っておりますし、あるいは市内を四王寺山から市民の森、今言われましたところを通って、そして政庁跡、あるいは観世音寺、戒壇院もでございます。そして、国分寺周り、そして水城跡、その周辺整備事業についても平成19年、平成20年でバスがとまれるような整備をしておると、あるいはトイレの設置工事、あるいは展望台の工事というふうな形の中で、できることから一步一步やっておるような状況です。同時に、市民の皆さん方がやはり外に出て太宰府を改めて再発見していただくというふうなこと、そして安部議員もおっしゃいま

すけれども、市民の方が外に出ることによって健康になっていただくというふうなことも含めて、総合的なまちづくりといいたしめようかね、1点、史跡地の改善、ハード面だけを行うんじゃないくて、そのことの目的は、いろんな市民の最終局面としては健康の問題もありましようし、あるいは730万人の観光客が回遊する、もっと長く滞在して、あるいは滞留型のやはり行政、通過型の行政からそういった滞留型にいかにか結びつけていくか、それには一つ一つの仕掛けをしていくということが大事なんです。それには今文化庁の理解というふうなものも必要でありますけれども、以前と違いまして私もこういった立場で文化庁ともつき合いがあるわけですから、陳情する中において、保存だけではなくて、活用の分野についてやはりきちとした考え方を持っていていっしょういします。保存活用計画につきましても、本市の保存活用計画も史跡地の活用計画も持っておりますし、それに基づいて着々と今進めておるといふふうなことです。これは一、二年でできるものではないと私は思っております。私の在任期間中、あるいはできなかったことはまた後につないでいながら、鳥瞰図的な全体の構想をきちと練り上げて、そして市民の皆さんと共有して、こういったまちづくりをやっていくんだと、それのもとに4年間についてはここまで、あるいは次の4年間はここまでというふうな形の中で、やがて10年、20年たったときに全体像が見えてくると、ああこれが全体のまちづくりだったんだというふうなことが言えるような、そういったまちづくりをしていきたいというふうな思っておりますのでございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ただいま市長の方からご答弁にありました保存をしながら活用をしていく、文化庁も認めたということによろしゅうございますかね。じゃあ、それを……。

（市長井上保廣「以前の考え方と変わってきておると」と呼ぶ）

○10番（小柳道枝議員） 以前の考え方と文化庁の方が少し活用していいですよということ。そうなればですよ、今の活用をですね、先ほど私は質問の中で、関連機関との調整はと申したんですが、その答弁が漏れているように思いますが、その後、どことどういう関係で協議を行い、そしてその当時、私が最初に冒頭にお尋ねいたしました計画案は、その流れの中でできてきたのか、独自でどこがつくったのか、その辺をもう一度説明してください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 正式に申し上げますと、平成13年10月ごろの一定の改修計画を提案、集約をいたしております。その当時は社会教育担当の職員、あるいは文化財の担当を含めて協議をしておるようですけども、中身としては大きく3本の柱で整備をしたいというふうな報告書が出ております。1つは、青少年の野外活動の拠点施設にするんだと、2つ目には史跡を利用した市民の学習施設、それから3点目としては市民の森利用者への開放という3つの視点で一つの計画、改修計画を提案をしているようでございます。ただ、この当時、やはり文化庁との調整の中で文化財担当の方としては、県とのすり合わせ、調整の中で、キャンプ場というふうな名称については避けていただきたいというふうな指導をもらっているようです。そういうこ

とから、仮称でございましたけども、太宰府自然体験学習施設というふうな名称でその当時、詰めに入ったようでございます。面積的には約330㎡の建物を建てながら、そこに一つの学習施設でありますとか、管理棟とかを含めた中の絵をかいているようでございますけども、冒頭申し上げましたように、いかんせん当時の政策優先の慣例もございまして、今に至っているというのが現状でございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ありがとうございます。一応、前向きにご検討なさっていたけれども、諸事情で完成に至らずというところでございますね。でも、そういう中で子ども会育成会連合会、これはリーダー育成とも関連がありますので、あわせてお尋ねをしていきたいと思えます。

子ども会育成会連合会の最初の町子連から今市になりまして市子ども会育成会連合会の役員たちがですね、設立当時の町子連の役員さんからそのまま流れを引き継いだ形で、現在にも至っております。そこには学校外活動の指導員の皆様方の中にこの町子連時代のOBもおられます。ですので、この森を守り、この四王寺、この史跡地に子供たちを集わせよう、そこには大人も行こう、そこにみんなで居場所、たまり場、要するに言葉で伝える、この大自然の中でロマンを語りながら、将来の太宰府を担ってくれる子供たちを育成しましょうという、この気持ちだけは皆さん方に伝えておきたいと思えます。

それと同時に、ここで学び育った子ども会の人たちが今恐らくこの市の職員の中にも何人もいるのではないかなと思えます。そのような中で、昨年ですね、平成19年に商工会青年部が立ち上げた「まほろば探検隊」というイベントがありまして、市内の小学生にこれを伝えていこうということで、小学4年生を対象に50名ほど募集しましたところ、150名ほどの応募があったようです。やっぱり青少年の育成というのは、時を隔てて、そして10年、20年、その長い年月を経て今このキャンプ場、要するに今の施設で、過去の施設で育った人たちが今こういうふうに企画立案をして次の世代へつないでいこうという若い人たちの思いが本当に昨年は見えました。そういうところを皆さんが補佐をし、そして指導していかれることを願っております。それと同時に、今小学生を対象にしたリーダー研修等々が社会教育課から生涯学習課に移っております。やっぱり寝泊まりをし、そして衣食住をともにすることでリーダーは育っていくのではないかなと思っております。どうぞその辺もご理解の上、リーダーの育成に力を入れられることを本当に要望いたします。

それと同時にですね、私たちもやっぱり大人が手本を見せなきゃいけないんです。そして、この拠点があればこそ、またつながっていくということは間違いないことだと思います。この市民の森、そしてそこに寄りつきやすいようなアクセス、例えば今の覆屋の方から道路を少し整備しまして、政庁跡、市民の森に寄りつきやすいようにし、だれもが近くまで行ける、それから市民の森に入り、そして春、秋と、そしてその史跡地の研修と、それから行けるような、そういう寄りつきやすいような整備も必要になってくるのではないかなと思えます。私どもは

子供とともに、将来の太宰府をずうっと担っていってくれる子供たちに、この太宰府のよさを伝えていく義務があると思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

それと同時にですね、今子供たちがほとんど外で遊ぶ機会もないようで、今社会的現象もですね、いろいろありまして、リーダーの育成というのはどこでも何か著書にも出ているようがございますので、せめて私たちの地元からリーダーシップができるような、本当にわんぱく坊主じゃありませんけれども、本当にそういう子供さんを連れて育てていくように行政の方も生涯学習課を挙げまして研修してもらいたいと思います。

あとは要望でございますが、今後ともどうぞ子供たちに関するいろんな要望が各単位子ども会及びいろんな諸団体から出てくると思います。そのときには耳を傾けていただいて、誠心誠意ですね、予算の面とからいろんな面が出てくると思いますので、ご配慮のほどよろしく願いいたしまして、この項目は終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） それでは、2点目の学童保育所の今後の計画について私の方からご答弁申し上げます。

まず、学童保育所の増設計画につきましては、平成20年度に新たに1カ所、水城西学童保育所を計画いたしております。また、ほかの校区でも児童数が急増いたしておりますので、早急に増改築を行いますとともに、一部の学童保育所につきましては、プレハブ建設という状況もございます。そして、既に20年を経過をいたしておりますので、老朽化の問題もございます。これら含めて定員の拡大等々もあわせて今後の年次計画に沿った整備を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、指導員の配置についてでございますけれども、学童保育所の指導員の数は法的には定めがございません。しかしながら、保育所の保育士の数を参考におおむね児童30人につき1人を配置いたしております。今後も児童の安全と健全育成を図るためにはこうした指導員の確保につきましては今後も必要でございますので、配置につきましても十分配慮をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 私の質問と、平成20年度ですね、この当初予算の説明書の中にですね、水城西小学校の児童数の増加に伴い普通教室を改善し、増設、それから改修という予算が出ておりますが、大体規模はどれぐらいなさるつもりでしょうか。また、その入所希望者あたりはどれぐらいあるのか、ちょっと教えてください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 現在、水城西学童保育所につきましては、定員が80名でございます。今現在、75名ほど入所しておりますけれども、ご承知のとおり周辺が例の通古賀の区画整理等々、あるいは佐野の区画整理が終了したという関係で、いわゆる児童数の増というのが見込まれて

おりますので、そうした想定のもとに今回1クラス分を増築をするという考えでございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ここに上げられているのは水城西学童保育所ですが、水城学童保育所も過去に本当に立派な建物を建てていただいて快適だということなんですが、あれから数年たちますと、いつの間にかやっぱりニーズも変わりましたね、ちょっと定員が大幅に増えまして、手狭になっているという状況ですが、水城学童保育所の対応はどのように今現在なさってますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 水城学童保育所につきましては、今現在90名ほどおりますので、2クラスということで対応しております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ということはですよ、90名で今の建てかえた水城学童保育所で対応なさっているということですかね。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 水城西小学校につきまして……。

（10番小柳道枝議員「水城小学校」と呼ぶ）

○教育部長（松田幸夫） 水城学童保育所ですね。一応2クラス定員を持っていますが、定員90名で2クラスを持っておりますので、そういうクラスを使っています。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ご指摘のようにちょっと手狭になりましたので、必要な時間といいますか、学校の校舎の方ですね、使える範囲といいますか、学校と相談してある時間だけ使うとか、そういうことをしながら行っているのが現状です。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 子供さんたちに安心して使えるような体制をつくってもらいたいと思いますが、それと同時にですね、あと今余裕教室に入っております小学校、太宰府南小学校と太宰府西小学校ですね。これは今のままの現状で対応できるのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 現時点ではそういうふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 先ほどから私が一番気になっておりますが、国分小学校なんですよ。国分小学校が校庭を挟んで道路を挟み、前に学童保育所が2階建てのプレハブであるんですが、あれが大体もう大分たってきておりますので、児童数の増減にかかわらずですね、何らかの対応策はお考えがあるのか、それと太宰府東小学校のプレハブを使っている学童保育所の対応のお考えをいま一度聞かせてください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○**教育部長（松田幸夫）** 実は学童保育所も年次計画でずっと設置をしてまいりましたが、今現在、いわゆる開設した当時の施設と申しますのが、国分小学校の昭和57年、それから太宰府東小学校が昭和59年6月に設置、建設をしたということでございます。ご指摘のとおり、確かにもう築何十年たっていますので、この辺におきましては先ほど冒頭申しましたように、年次計画を持って増築あるいは改築をしていきたいという計画を持っております。特に国分小学校につきましては、定員が満杯でございますので、できるだけ早いうちにそういう改修工事をしていきたい、増築をしたいというふうには考えております。

○**議長（不老光幸議員）** 10番小柳道枝議員。

○**10番（小柳道枝議員）** 国分小学校におきましては、昭和57年ということでもありますけれども、どうぞ早急といってもですね、いろいろございますでしょうけれども、子供の安全を考えながら、できるだけ早い時期にですね、ご検討いただきたいと思えます。

それと、指導員の先生方のことなんです、30名に1人ということでございますが、夏休み、冬休み、長期の休みのときにはまた補佐の方が入るとは思いますが、本当に1人で30名、大変じゃないかなと思うんです。結局、1年生から3年生までのところもあれば、今は5年生、6年生も入所なさっている学校もあると思うんです。その辺の配慮を、もう少しどうかご検討願えないものか、お尋ねします。

○**議長（不老光幸議員）** 教育部長。

○**教育部長（松田幸夫）** 一応、基本的には30名に1人の指導員を配置いたしておりますけども、特に夏休みあたりには若干多くなりますので、そうした場合には状況を見ながら指導員を1名追加、増員するという体制はとっております。

○**議長（不老光幸議員）** 10番小柳道枝議員。

○**10番（小柳道枝議員）** どうぞ指導なさる方もですね、やっぱり大変なご苦労があると思えます。学校の先生と同様ですね、昼間1時、2時ぐらいからずっと5時まで、5時、帰った後の始末まで先生方なさっておられます。その中のやっぱり体力勝負ということもありますけれども、そのようなことで1人30人というのはちょっと厳しいんじゃないかなという気もいたします。教室と違いましてね、もう本当に生活ですから、これは。おやつをつくり、そして子供のね、お世話をし、そして宿題を見たり、そして子供たちと遊んだり、本当に重労働の指導員の方じゃないかと思えますので、その辺も十分にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

そしてまた、関連いたしますけれども、どうぞ太宰府東小学校におきましても、余裕教室が大分あるのではないかなと思えますので、その辺も対応を考えていただきますことを要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思えます。

○**議長（不老光幸議員）** 10番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

次に、2番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔2番 藤井雅之議員 登壇〕

○2番（藤井雅之議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきました。通告に従いまして2項目質問させていただきます。

1つ目は、妊婦健診についてです。昨日、清水議員の方からも一般質問されておりまして、重複する部分もあるかと思えますけれども、今少子化対策を進めていく上でも大変重要な問題であります。その点を踏まえて、私からも質問をさせていただきます。

福岡県での妊婦健診への公費負担の状況ですが、平成19年度の実態について日本共産党福岡県議会議員団を通じて福岡県下の自治体の状況を調査いたしました。糸田町の3回以外に残りの市町村は2回という実施状況でした。国の方針では、最低限度必要なのは「5回程度」とされておりまして、平成20年度の状況ですが、福岡市で5回の導入を初め、近隣の自治体でも久山町や筑前町でも5回というように、国の方針に倣って回数を増やしている状況です。太宰府市では、平成20年度の予算案では3回という形で提案されていますが、晩産化や様々なストレスの増加により危険因子の多い妊婦も増えていると言われております。貧困と格差が広がり、経済的困難を抱える妊婦も増えています。母子の命と健康を守る上でも、経済的負担を軽減して、また少子化対策を進めていく上でも、妊婦健診の公費負担の拡充には大きな意味があると思っておりますが、太宰府市において公費負担の回数を増やされる考えはないのか、お伺いします。

また、そのためには財政的な裏づけも重要になると思っております。国からの地方交付税が削減されるもとで、通達だけを出して後は知らないというのでは余りにも無責任過ぎるのではないのでしょうか。自治体によってはそれぞれの財政規模も異なります。東京23区においては、23区のうち21区で公費負担による妊婦健診を14回実施することが報道されています。自治体で国に対して財政面において抜本的な対策を求めていく必要があると思っておりますが、太宰府市の考えをお聞かせください。

2項目めは、就学援助についてです。太宰府市の就学援助の申請制度は5月15日までに申請すれば、4月にさかのぼって支給されると聞いております。しかし、近隣自治体では大野城市が6月末までに申請すれば4月にさかのぼって入学準備資金等も支給しているというふうに聞いております。貧困が進み、格差社会の中でこの就学援助の制度そのものが非常に重要視されていると思っておりますが、この申請の期限の緩和策を求めますが、市の見解をお伺いします。

次に、この制度を市民の皆さんにお知らせするという点が徹底されているかということですね。広報でのお知らせなどは取り組まれていると思っておりますが、父母の方が日常を通してこの制度を知って、申請書が目につくようにする必要があるのではないのでしょうか。太宰府市役所のホームページを見ますと、各申請書類をダウンロードできるシステムがありますが、その中に就学援助の申請書は入っておりません。早急に対応していただきたいと思っておりますが、市の見解を求めます。

回答は項目ごとでお願いします。自席におきまして再質問を行うことを述べまして、本壇での質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 妊婦健診についてご回答申し上げます。

厚生労働省から平成19年1月16日付で出されております「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」の内容は、「近年、高齢やストレス等を抱える妊婦が増加傾向にあるとともに、就業等の理由によりまして健康診査を受診しない妊婦も見られることなどから、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっているところである」としております。そして、「最低限必要な妊婦健康診査の時期及び内容についての考え方を示すとともに、経済的理由等により受診をあきらめる人を生じさせないため、これを基本として5回程度の公費負担を実施することが原則である」としてあります。

子育て支援としてぜひとも充実していくべきものと考えておりますが、新たな健診内容につきましては、従来の内容に超音波検査を加えるもので、1回当たりの額が増加いたしますことから、やむを得ず3回目まで公費負担をすることとしたものでございます。

財政面では、平成19年度地方財政措置で妊婦健康診査も含めた少子化対策について、総額において拡充たとされておりましても、昨今の交付税状況には厳しいものがございます。このことからより一層の拡充に向けまして、国に対して強く要望していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、市長のその答弁ですね、国に対して要望していくということもおっしゃいましたけども、これは私は2つ同時並行で進めていく問題があるのではないかなというふうに思っております。交付税の問題等ではその財源の問題は国に要望していくということですね、しかし実際に少しでも今の3回という回数をですね、増やしていくという、大変難しい部分もあるかと思うんですけども、やはり自治体間によってですね、昨日も議論ありましたが、身の丈ということが議論の中で言われておりましたけども、東京23区のような比較的財政の規模が大きくて、言葉がどうかわかりませんが、お金持ちのような自治体とですね、あと14回やるところでは愛知県の豊田市も14回やるといふふうに報道されておりますけども、愛知県の豊田市といえば世界のトヨタと言われる大企業があるところですから、当然本市のような自治体と比較したときにですね、財政規模が当然弊害生み出すとは思うんですけども、やはりこれは命にかかわる問題とも私は思っております。その点からもですね、自治体間によってこの回数に差が生じるというのは決して私は好ましいことではないというふうに思います。

この問題については、今も国会でも議論されておりますけども、国の方でも厚生労働省の官房審議官の方がですね、新年度に5回はどこでも実施されるようにするために、その施策について検討したり、調査するというを国会答弁でも言っておりますので、ぜひ市長に引き続きですね、国に対してもこの問題、重点的に要望していただきたいというふうに思いますけども、その点について市長、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私も今、藤井議員のご指摘のとおり、「仁」というふうな、人に優しいというふうな、配慮したぬくもりのある行政を心がけておるところでございます。妊婦の問題等々につきましても、健診の問題等につきましても、やはり少子化の観点から、側面から支援していくというふうなことについては当然必要だというふうに思っております。今の平成20年度等につきましても、私ども歳入の身の丈に合った形での最大限市民に対するところのサービス、十分ではないと思いますけれども、その中でもぬくもりをちりばめて、市民にとって必要な財源は確保するというふうな、そういった観点で予算編成もしておるところでございます。この問題等々については、やはり団体間によって差があるもの等については、私は好ましいものではないというふうに思っております。

国の方にこういった指導を出すのであれば、今、藤井議員がおっしゃいましたように、交付税措置をきちっとしろというふうなこと、団体間によってそのことが格差が生じてはだめだと、同じ日本の大事な子供を産んでいただくための支援が必要というふうに判断して厚生労働省も出されておるわけですから、そういったことを含めて私は強く要望していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひよろしくをお願いします。

それで、幾つかですね、担当の保健センターと健康福祉部長の方にもお伺いしたいんですけども、近年ですね、問題になっております妊婦健診を受けずに飛び込みで出産するとか、未受診の分娩とか、そういったこととかですね、あるいはこの妊婦健診の中を通して、妊婦健診を行う3回の側からですね、こういった検査が必要だというふうに提言あるいは意見があつて、そのときに予算の制約あるいは回数の制約でできないとか、そういった返答した事例はありますかでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 観点が少し違うかもしれませんが、平成19年度の助成内容としましては、1回目、2回目ともに問診や診察、血圧測定、体重測定、尿科学検査、貧血検査、さらに1回目はこれに梅毒の血清反応検査、B型肝炎抗体抗原検査などもしております。平成20年度には1回目に血液検査が加わり、さらに3回とも超音波が加わることとしております。ちょっと質問とは違ったかなと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 事前に私も丁寧にこの部分についてですね、通告等を出しておけばよかったんですけども、ちょっとその点で行き違いが生じたことは私の方からもおわびいたします。その点についてはですね、ぜひ調査をしていただきたいということは、これは要望でお願いしておきます。

それでですね、予算特別委員会の方でもまた別途質問、あるいは時間がまだありますので、

もう少し聞きたいことは掘り下げて聞こうかなとも考えているんですけども、予算審査資料を昨日いただきまして、その25ページに仮に5回行った場合のですね、予算幾らかかるかというのを出示していただきました。それで、これは予算の妊婦健診の委託料のところですけども、5回行った場合、2,720万円ということで、今回提案されている予算の方とは、約1,400万円ぐらい当初予算の方とは差額が生じてきます。やはり大変1,400万円という大きい金額になってきますので、本当にこれを充実させていくというのはですね、やはり私はもう国の責任が大変大きいというふうに思います。それで、先週末、県議会でもこの問題が取り上げられて、そのニュースが報道されておりましたけども、麻生県知事は福岡県下の自治体で5回を取り組む自治体が少なかったということで、その点について各自治体に調査をするという旨のですね、発言をしておりました。それが報道されておりましたけども、ぜひこの調査がどういう形で行われるのかというような詳細は報道されておられませんでしたが、この財政的な問題をですね、きちんと訴えていただくということはもちろんですけども、やはりその中で国の交付税の問題、あるいは少子化予算を増やしたというふうに国は言っていますけども、実際にお金に色がついてないわけですから、その部分でですね、いろいろと各自治体の事情等もあるのかなというふうに思いますので、ぜひ国、県に対してもそういったところは強く訴えていただきたいというふうに思います。

ちょっと話が大きくなるかもしれませんが、2008年度の今審議されております国家予算では、日本の児童、家庭関連の社会予算の支出は政府全体で4兆3,300億円ですけども、この中で厚生労働省の関連予算は1兆3,452億円と決して高い支出状況というふうには言えないと思います。国への財源を求めるといことは何度も繰り返しになって申しわけありませんけど、ぜひお願いするのと同じでですね、市長に1点お願いしたいのは、ぜひ来年度の施政方針の中にはですね、ちょっと細かいことかもしれませんが、妊婦健診のですね、公費負担の回数のごともぜひ入れていただきたいなというふうに思うんですね。それがやっぱり市長が少子化対策に取り組むんだ、妊婦の方の命を大事にしていくんだというメッセージにもなるかと思うんですけども、来年度のことですので、まだ気が早いんですけども、できれば5回あるいは14回と、そういった数字を来年度ぜひ施政方針の中で入れていただきたいなというふうに思うんですけども、市長、その点はいかがでしょう。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 気持ちは全くは私は藤井議員と同感でございます。その気持ちで私は仕事をしておるところでございます。限られた予算がございます。その中でも何を優先していくのか。恐らく昨日からの代表質問あるいは個人質問もあわせて、要望のあったことを全部トータル的に金銭面に直したら、1億円、2億円の部分、相当超えておるだろうというふうに思うんですね。市民にとって何が一番大事なのかと、私はその中におきましても妊婦の子育て支援に向けての施策は重要であると、それから高齢者の分も含めて重要であるというふうに思っております。そういった視点でもって微力ですけども、仕事に邁進していきたいというふうに思

っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひよろしくお願いします。これで1項目めについては終わります。

○議長（不老光幸議員） 2項目をお願いします。

市長。

○市長（井上保廣） 2項目めの就学援助についてご回答申し上げます。

就学援助の申請期限緩和策についてでございますけれども、現在筑紫地区4市1町ではこの取り扱いがそれぞれ異なっておりますので、今後とも利用しやすい制度としますために調査、検討をしていきたいと考えております。

また、就学援助のPRにつきましては、市の広報でありますとか、あるいは市民便利帳、入学説明会等で行ってございました継続申請につきましても、学校を通じて該当世帯に案内をしているところがございますけれども、ご要望の申請書類のダウンロードにつきましては、今後対応していきたいと考えております。

詳細につきましては、2点目、3点目につきましては担当部長の方から説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） この就学援助の問題はですね、近年の定率減税の打ち切り等もあってですね、恐らく対象になってくる方というのは増えているんじゃないかというふうに思います。また、いろいろ増えてくるというのがありますし、皆さん今ご家庭、核家族化あるいは共働きというふうなことで、なかなか市役所に平日の時間ですね、あるいは休日の開庁、土曜日の開庁ということもやられているというのは聞いていますけれども、時間をつくって親御さんが来るというのが大変難しい状況もあるかと思うんですね。市役所の窓口には来たけども、申請書を1回持って帰らないといけなくなって、また時間つくって市役所に来ないといけなくなるとか、そういったこともあるかと思うんですけども、今インターネットでダウンロードできる市のホームページがあるわけですから、それに就学援助のですね、申請書もぜひつけ加えていただいて、少しでも手間を省くというわけではありませんけれども、効率的にですね、申請して、援助を受けられるようにぜひしていただきたいなというふうに思います。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） ご要望のダウンロードにつきましては、早速そういう手配をしたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひよろしくお願いします。

あわせてですね、そのお知らせもですね、もちろんしていただくとは思いますが、一言インターネットでもダウンロードできますとかですね、そういったこともきちんとした上で

お知らせしていただきたいなというふうに思います。後で、あのときインターネットでダウンロードできるのがわかっていれば、わざわざ何回も来なくて済んだのにとか、そういったことのないようにですね、きちんと対応していただきたいなというふうに思います。

それと、ちょっと質問の方が前に戻るようですけども、今市長の答弁でのありました申請期限の問題ですね、いろいろと今本市では5月15日までに申請すれば4月にさかのぼるというふうになっておりますけども、自分が申請できるのかできないのかを気づくのに、皆さんそれぞれいつ気づかれるかということもあるかと思うんですけども、気づくのが遅れたがためにですね、5月16日を過ぎてしまったから4月にさかのぼっては支給してもらえないということではなくてですね、もう少し時間的な余裕があってもいいんじゃないかなというふうに思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 先ほど市長が申しました筑紫地区4市1町の状況でございますけども、もう少し詳しくご説明申し上げたいと思います。

まず、受け付け期間の問題ですけども、先ほど藤井議員さんの方から大野城市が6月30日まで受け付けをしているというふうなことをおっしゃいました。確かにそうなんですけども、ちなみに受け付け期間をそれぞれ申し上げますと、本市の場合は3月1日から5月15日まで受け付けしています。大野城市につきましては4月1日から6月30日です。それから、筑紫野市におきましても4月1日から5月31日ということで、本市を除いてあとの3市1町につきましては4月1日から受け付けをしておりますけども、本市は3月1日から行っているという状況もご理解いただきたいと思います。

なぜ私どもが5月15日に現在しているかと申しますのは、やはり対象者の方にできるだけ支給日を早くしたいというふうな事務的な状況もございますので、5月15日に締め切れば、まず最初の支給日が7月10日にできるというふうな状況もございます。

ちなみに、大野城市は6月30日まで受け付けを確かにやっておりますけども、支給日につきましては7月25日というふうな状況もございます。特に子供たちが病院に行く場合が多々あります。そういう場合には、できるだけ早いうちに医療券等も発行したいという私どもの考えがございますので、早く受け付けをして、早く事務処理をし、そういうふうに対応していきたいという考えを持っておりますので、どうかご理解いただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） その早く受け付けをして、早く支給をしたいというのは、もちろんわかりますし、その親御さんからしてみたら、父母の方からしてみたらそれは大変ありがたいことだなというふうに思いますけども、受け付けをですね、逆に早くから受け付けを始めてですね、受け付けの期限をもう少し延ばせばですね、もっと逆に言えば、助かる親御さんも多いんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ受け付けの期限についてはですね、これは私の個人的な考えですけども、就学援助制度というのはですね、今まで払った分についての援助だ

というふうに思っておりますので、逆に後払いというか、今まで払った分についての支援ということであるならばですね、この申請期限の設定というのはですね、必要ないんじゃないかなというふうに、申請期限の3月1日から5月15日までとか、締め切りの関係ですね、その点は何も1年前、2年前のことまで支給しろというのではなくてですね、余り必要ないんじゃないかなというのが私は個人的に思ったりもするんですけども、ぜひその支給日がずれたりすることはあるかと思うんですけども、申請期限の受け付けの延長ということもですね、今後考えていただきたいなというふうに思います。

今いろいろと本壇でも申しましたけども、この就学援助のですね、対象になる方というのは本当に多くなっているというふうに思います。今問題になっておりますけども、父子家庭においては児童扶養手当が支給されない関係でですね、ただ当然お父さんが子供さんを育てておられますので、家庭、仕事は残業もできずに、決して収入は母子家庭と大差がない、そんなに大きくは変更がないというふうな状況も報道されておりますし、昨年10月の山梨県議会の方では児童扶養手当を父子家庭にも支給できるようにという意見書がですね、全会一致で可決されているというふうな状況もあります。父子家庭等へのですね、こういった当然父子家庭にもこの就学援助というのは適用されるというふうに思いますけども、そういったところを中心へのお知らせというのはされる予定はありますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） ご質問の中の父子家庭あるいは母子家庭の区別なんですけども、私どもの対象となる世帯の判断につきましては、そういうふうな分類ではございませんで、あくまで市民税の所得割額で判断をいたしております。当然、そういうことも質問の中にございますので、問い合わせもございますので、今後、PRしていく中でそういう部分についてもきちっと説明はしていきたいというふうに思います。

それで、いま一つ、締め切り期限が不要ではないかという質問なんですけども、やはり我々いろんな事務をしている中で、一定の締め切りのあるものは設定しないと、なかなか事務処理、日常業務につきましてもですね、整理がつかないということもございますので、この辺はどうかご理解をいただきたいと思っております。

ちなみに、確かに本市の場合のそういう対象者につきましても、全校生徒の13%、14%ございますので、件数にしてもかなりの事務量になります。そういうことも含めてご理解をいただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） わかりました。その締め切りの問題はこの辺で終わらせていただきます。

それで、いろいろと就学援助の中で医療券の助成の問題も、先ほど部長答弁で言われましたけども、いろいろな学用品の助成だったりとか、通学用品とか、そういったことを、その品目があると思うんですけども、私のところにですね、0歳から中学生までの5人のお子さんを育

てているお母さんから相談の手紙が届きまして、その中で言われているのは、中学生のお子さんが学校の眼科検診で視力が弱くなって、眼科の受診を勧められていると、それで本人からも黒板の字が見えづらいというふうに訴えがあったけども、何分病院代も高額で、病院では眼鏡を勧められたけども、眼鏡あるいはコンタクトというのが高額でちょっと購入することができないという状況の手紙がありました。就学援助でこの眼鏡等まで払って就学援助をしていただきたいというふうなですね、切実な要望というか、相談の手紙が私のところに届きました。今、助成の限度の例えば学用品だったりとか、通学用品あるいはそういったものの相談というか、お知らせですね、そういったことはされているのでしょうか。こういったものが対象になりますとか、そういったことなんですけども。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） 「希望される皆様に」ということで、こういうチラシをつくっております。その中には当然援助の対象となる項目についてはきちっとお知らせをしております。ちなみに本市の場合については先ほど言われましたように、医療費の問題ですとか、あるいは給食費、学用品費と、多種ございます。さらに、窓口あるいは問い合わせをされますと、また詳細については説明をしていきたいというふうに思っています。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひ私も今手元に教育部長が示された案内書を持っておりますけども、具体的に例えば学用品費、通学用品費とか、給食費とか具体的な説明は要らないと思うんですけども、例えば学用品費とは何なのかとかですね、通学用品費、その通学用品というのは何なのかというのもですね、具体的にもう少し細かいことをですね、何か別紙とか別のどこかスペースつくっていただいでですね、わかりやすくお知らせするというのも改善していただきたいなというふうに思うんですけども、例えば今手紙にありました眼鏡等はどうかとかですね、そういったことももう少しこれもわかりやすく改善していただきたいなというふうに思います。

この就学援助の問題については、本当に市民の皆様の方の多くの方が対象になっていて、これからもますます国の増税路線のもとですと、対象になる方が今後増えていくんじゃないかということも考えられますので、ぜひですね、皆さんが利用しやすい制度として整備していただくということを重ねてお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

ここで15時40分まで休憩します。

休憩 午後3時22分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時40分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

16番村山弘行議員の一般質問を許可します。

[16番 村山弘行議員 登壇]

○16番(村山弘行議員) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問を行います。

まず、看護学校跡地の活用と隣接する県の保健環境研究所の売却の動きがあるかについてお伺いいたします。

看護学校跡地はご承知のように平成17年末に県より購入をされましたが、この際、建物2棟を残し今日に至っております。先般の議会全員協議会の中で社会福祉協議会が行ってきました介護事業を本年度末で撤退をすることが明らかにされましたが、そうすればヘルパーの方々の詰所が不用になりますが、今後はその建物は残すのか、あるいは崩すのか、あるいは残すとすればどのような利用を考えておられるのか、その利用案について明らかにしていただきたいと思っております。

また、私が聞き及んでいるところでは、看護学校跡地に隣接をしております県の保健環境研究所の売却という話をお伺いしましたが、そのような動きがあるのかどうか、お伺いしますとともに、そういう動きがあった場合、どう対処しようと考えておられるのか。私は現在の看護学校跡地と合わせればかなりの広さになり、その活用方法はかなり有効なものになり得ると思っておりますが、見解をお伺いいたします。

現在、看護学校跡地の建物以外の敷地の利用状況、あるいは活用についてであります。この土地は正月の天満宮への参拝客の駐車場としての利用、あるいは夏季の市民プール利用者の駐車場としての利用以外に特にこれといった利用がなされていないような感じがいたします。具体的な利用の考えはあるのか、あるいは近い将来の利用として何か考えておられるのか、お伺いする次第であります。

この近くを通っている人から、どのようにして、あるいは何のために購入をしたのかという問い合わせがありますが、建物の利用についてはこれこれだという説明ができますが、空き地の具体的な利用がそろそろ市民の方々から求められるのじゃなかろうかと思っておりますので、ご見解を求める次第でございます。

次に、佐野東地区の区画整理事業を行うというふうになっておりますが、具体的に組合施行、民間へのアプローチなどはどのような動きになっているのか、あるいは西部地区の玄関、主要な拠点と位置づけられておりますが、具体的な施策はどのように考えておられるのか。また、ここは仮称JR太宰府駅と関連していかなければならないと思っております。

そこで、お伺いいたしますが、この地域は平成10年3月に策定をされました「豊かなみどりと歴史に囲まれた明るく住みよいまちづくり」、いわゆる都市計画のマスタープラン、あるいは平成18年3月に策定をされました第四次総合計画の後期基本計画の中でも明記をされております。佐野東地区の区画整理事業については、組合施行による土地区画整理事業の促進に努めますとなっております。また、その中では、積極的に組合等への指導、支援を行うともなっておりますが、佐野地区区画整理事業が実質終息をした今日、本来ならば佐野東地区の区画整理

事業への着手をしていかなければならないと思いますが、財政事情がマスタープランを作成したとき、あるいは第四次総合計画を策定したときと比較して相当厳しくなっていることは理解をいたしますが、基本方針でありますから、お伺いするわけであります。

当該地域はご案内のとおり、本市の西部地区の商業・交通業務の拠点と位置づけられておりますことから、そういう意味で組合施行ということを明らかにされているのではなかろうかと思いますが、言われるように組合施行であれば、地権者の方々とこの地域でのまちづくりなどについて協議が行われたのか、あるいは行う計画があるのか、伺うものであります。

このまちづくりの核になるのが、言われておりますJR太宰府駅と位置づけられておりますところから伺いますが、市長はマニフェスト、あるいは就任以来、昨日の答弁でもそうでありましたが、まず駅ありきではないと答弁をされております。それは現在の田んぼの中に駅をただつくっても利用率がどうなのか、あるいは全体で交通量、あるいはまちづくりなどを判断していくということから、駅ありきではないというふうに答弁をされているというふうに思いますが、今回はJR太宰府駅の建設が質問の中心でありますから、ここで多くは触れませんが、西部地域、佐野東地域の面整備については先ほど述べましたように、平成10年のマスタープラン、平成13年に策定されました第四次総合計画、あるいは平成18年の後期基本計画にすべてに記載をされております西部地区の面整備は具体的にどう進められてきたのか、あるいは既にマスタープランから10年、第四次総合計画から7年、後期基本計画から2年を過ぎ、残り2年から3年しかないわけでありますから、その進捗状況はどうか、お伺いするわけであります。

市長は先ほど言いましたように、初めに駅ありきじゃないと考えるということではありますが、周辺整備を勘案して最初に駅ありきではないということが発言をされていると思いますが、周辺整備そのものが現在の状況では全く手つかずではないでしょうか。何か具体的な進展なりあれば明らかにしていただきたいと思っております。

以下、再質問については自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 看護学校跡地の今後の活用についてご回答を申し上げます。

平成18年3月に福岡県よりその一部を福祉施設として活用することを条件といたしまして、譲り受けたものでございます。今般、社会福祉協議会のヘルパー事業の廃止に伴いまして、1階が一部を除きまして空き室になりますことから、その活用を考えていきたいというふうに思っております。

福岡県からの条件を遵守しまして、今後も福祉施設としての有効活用を図りますために、ただいま関係部署で活用案の検討を進めているところでございます。

福岡県の条件を満たし、なおかつ経費をかけないために、できる限り現状のままで活用できるよう早急にまとめてまいりたいと思っております。

次に、多目的広場としての整地いたしておりますが、約4,000㎡の現況につきましては、隣

接します市民プールでありますとか、あるいは水城西小学校の行事等に伴います臨時駐車場を初めといたしまして、防災の日の総合防災訓練会場、あるいは年末年始の観光客の臨時駐車場として使用している状況でございます。

将来的な活用計画につきましては、当分の間、状況に応じ、臨機応変に活用していきたいと考えております。

保健環境研究所の売却につきましては、現在のところ情報はございません。今後、動きがございましたら、県の方に具体的なお話をお聞きしたいと考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） これは僕の基本的な考え方、私は当初から思ったんですが、あの建物そのものが、購入のときに私ども1回見に全体で行ったというふうに思いますが、これは市長と私の見解の違いかもしれませんけども、僕はあの建物そのものも2棟なくして、更地でした方がよかったのかなあという感じがします。もちろん、今ヘルパーの事業で、それ以降、ヘルパーさんたちの詰所として使われてきたとは思いますがね。ただ、今後崩さないで現状で使っていくとする、まだ具体的に中身は決まっていないという、昨日の一般質問でもそういうふうにお伺いしたんですけども、もう一棟ありますですね。これは具体的にどういうふうに活用されているのか、ちょっとお伺いしたいです。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 防災施設のためのものでございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） これも今はブロックが外れてフェンスになりましたから、もろにあの建物が2つ見えるわけですね。どうも見てくれがよくないなという感じがします。防災の道具をあそこに、3つの要件、福祉と防災と生涯学習ということで購入をしたと思うんですが、道具の倉庫みたいな役割を今あと一棟の方はしているというふうに思いますけどもね。これはもうちょっときれいな更地にして、プレハブかなんかつくって、倉庫のプレハブを建てた方が見てくれがいいんじゃないかなあという感じが私はします。多目的広場ですけども、これは防災訓練を1回やりましたですね。私が覚えている範疇、たしか1回、2年前かなんか防災訓練を1回やったのと、あとお正月時期の臨時駐車場、それから先ほど言いましたプールのと、稼働としてはほとんどそういう以外は使われていないんですけども、もう少し整備をきれいに整地をして、何かほかに活用方法は考えられないのかなあという、何かもったいないような、約2億7,000万円ぐらいかかって買った土地ですから、もう少し利用価値があるような検討は、生涯学習でもいいし、どこでも構わないけども、ほかに考えられるようなことは今ありませんか、ちょっとお伺いしますが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今の福祉施設として、あるいは防災施設として、あるいは教育施設、社会教育施設として今一帯を買収したわけでございますけれども、今ごらんのように通ってもらった

らわかると思うんですが、フェンス越しで道路の歩道をとっております。あそこ自体が狭い、あるいは塀が高い塀でございましたので、防災上、防犯上もよろしくないというようなことで、指示をいたしまして、壊し、そして今のようなフェンスにし、そして1 m、2 mぐらいあろうと思いますが、歩道を設置をしておるところでございます。その延長上が見える形といたしましうか、先ほども言われました公害センター等々の売却というふうな話があれば、またその状況によって県の方の情報を把握しなきゃならないというふうに思いますけれども、あそこの一体的な有効活用等につきましては、今2つの施設を残してやっております。今ご指摘のように、それを除却して新たなプレハブといたしますと、また新たな財源が必要になってまいりますので、私の基本の考え方はやはり使えるものは使うと、既存の施設、まだ使えるものは有効利用を図っていくというようなことが、私は今の時期は大事ではないかなというふうに思っております。耐震問題とか、いろいろな細かく見れば問題はございます。しかしながら、それに合った形での使い方、防災の資材置き場であるとか、それは雨が漏ろうとある程度可能だというふうに思っておりますし、今の福祉施設、介護施設として入ってございましたもの等についても、今私のところにも他の福祉団体からの入りたいというふうな要望等は非常に多くございます。だから、太宰府市におきまして、いろいろな書庫でありますとか、課題もたくさんあるわけでございます。もっともっと有効活用できるものがあるというふうに思っております。そういった意味におきまして、私はあの2つの施設等については、少なくとも残し、そして活用していくというふうなことが大事だと。残りの広場につきましては、隣がプールでございます。それから、防災訓練のときもそうですし、やはり空き地として必ずしも不用地ではないというふうに思っております。当初思い起こしていただければ、総合体育館の利用というふうなことの必要性も、議会の方からも出たようなこと、私もこの総合体育館はいま一つ大事だというふうに思っております。そういった広場とか、そういった用地がないことには、必要に応じて建てられる状況があっても建てられないというふうな状況等がございます。あるいは、佐野東地区の区画整理等々が組合施行で仮に始まったといたしましても、その換地でありますとか、いろんな活用等については使えるわけでございます。何もなかったら使えない。そういった事業そのものにも支障を来していくというような状況がございます。私の基本の考え方は、流動資産で持つか、そういった施設として持つか、資本として持つか、品物で持つか、土地として持つか、いずれかだというふうに思っております。有効に市民の税金でもって購入したわけでございますので、現時点の問題だけではなくて、将来に向けて有効に使っていくべく土地として、私は今後とも考え続けたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 次の質問ともちょっと関連するんですけどね、今僕は市長言われたように、いろんな方法が考えられる一つとして、今述べられました佐野東地区の区画整理、これはまた次の項になるんですけど、このときに非常に僕は有効になってくるのではなかろうかと思うんですね。したがって、ちょっともとに戻らるんですけども、隣の看護学校跡地が私が聞き

及んだ範疇ですから、まだ定かでも何でも無い、そういう話をちょっと聞いたからお伺いしているんですけども、ここがもし売却というような話があれば、これは私の考えはここも一緒に購入をすることが可になればですよ、今ある看護学校の跡地とお隣の隣接する保健環境研究所を合わせれば、かなりですね、広い土地が市の財産として確保できるし、今後いずれ佐野東地区の区画整理に着手しなければならないと思うんですが、そういう場合の文字どおり今市長が言われた換地だとかというようなことにも活用になってくるというふうに思ってくるんですね。それはちょっと後からの質問とも関連するんですが、それまでの間、例えば今お正月の駐車場、プールのときだとか、月に1回、先ほど教育部長に聞きますと、水城西小学校の学習参観といいますか、そのときの保護者の方々が駐車場に使っておる、月に1回ぐらいと言うけども、稼働率が非常に悪いなという感じがしますけどもね。そのほか何か、当面それ以外はあのままの現状でやっていこうということであれば、それは仕方がないと思いますが、今考えられておるヘルパーさんの詰所の跡について、健康福祉部の方で何かこういうものをというのがあれば明らかにされる、なければもうないで構いませんけど。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 次の活用については、まだ白紙の段階でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 壊せば金が要りますけどもですね、景観上もどうかなという私は疑問を持っております。しかし、あるものを活用していこうということであれば、そういう方針ならそういう方針でもやむを得んというふうにも思いますが、万が一とか、雲をつかむような話でありますけれども、隣の保健環境研究所の売却という動きがあった場合については、今の財政事情から厳しいとは思いますが、もしという話をしても始まらんと思いますが、そういう場合については市長のお考えはどうでしょう。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 看護学校の売却そのものが具現化した段階におきましては、私の価値観もあるかもしれませんが、隣地は借金してでも買えと言いますので、私は市民のために購入できるものならチャレンジしたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 県の方からまだ何も具体的な話がない中での話で、やりとりで申しわけないと思いますが、私も市長と同感でございますので、ここはもしそういう動きがあったらいち早く手を挙げてもらいたいというふうに私は思います。

それでは、1項めはこれで終わりたいと。次をお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 2項目め、回答を願います。

市長。

○市長（井上保廣） それでは、2項めでございます。ご回答申し上げます。

佐野東地区の区画整理事業でございますけれども、JR太宰府駅と密接な関係がございま

す。現在JR九州と市で勉強会を立ち上げまして、情報収集等に努めております。地元の意向とあわせながら平成20年度中にこの区画整理、JR太宰府駅新設の方向性を固めてまいりたいと、このよう思っております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 先ほど言いましたように、今回はJR太宰府駅の新駅の建設については、これは特別委員会もできておりますからですね、そこの中でできる、十分議論をしたいと思いますが、実は今回私が申し上げたいのは、JR太宰府駅そのものもそうなんですけどね、議会から何か発議があったり発言があって、JR太宰府駅をつくろうというふうに執行部側が認識したというんじゃなくて、執行部側がというか、行政としてJR太宰府駅をつくっていこうということがスタート。それを私ども議会の議員は聞きまして、可とする人もおれば否とする人もおきましょう。それぞれの中で私もJR太宰府駅のことで、建設へ向けてということで選挙5回してきましたけれども、そのたびに建設実現に向けて努力をしていこうという話をしてきましたけども、それもこれも、これはもともと行政からスタートしたわけですけども、市長就任されましてね、マニフェストでもそうですけども、ただあそこに駅をつくるだけではないかと、昨日の副議長の一般質問の答弁にも交通量だとか、まちづくりの拠点だとか、いろんなものを勘案して、そういう中で駅をどうするのかということを考えなければならないと、ただ駅だけが、そういう意味で駅ありきじゃないんですよと、こういうふうに今まで答弁されてきたと思うんですね。ということは、今の田んぼの真ん中と言うたらいかん。あそこにぼつと駅をつくるんじゃなくて、あの辺の面整備、あるいは隣接する筑紫野市との協議だとか、あるいはどういう町をつくっていくのかと、取り付け道路はどうかというようなことなどを踏まえた中で、じゃあ駅をつくっていこうという判断になるのかとかというような話はですね、マスタープランの平成10年に載っているんですね。あるいは、平成13年ですか、これは、総合計画、あるいはその後期計画の中にもずっとあそこの佐野東の面整備についてはやっていたと、こういうふうになって10年、具体的にあそこのまちづくりについてどういうふうにされてきたのか、あるいは後期計画が出されてもう2年近くになります。後期計画が出たあのときは財政は厳しくなるよと言われていました。10年前はそうでなかったかもしれんけど、もう平成18年ですからね、今から2年前に後期計画が出たんですが、財政は非常に、財政調整資金だってもう大分底をつきよったときにでも面整備をやっていたというふうになされているわけですけども、具体的に地権者の人たちだとか、あるいはあそこの何かプロジェクトかなんかつくって議論を始めたという話を僕は聞いてないんですけど、具体的なそういう話があったかどうか。これはどちら、建設経済部長でも市長でもどちらでもいいんですけど。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 市長がマニフェストを上げられてからの経過については市長の方がご存じだと思いますけども、私の方からはちょっと外れるかもしれませんが、計画を立てた経過、そういうものをちょっとご説明申し上げたいというふうに思います。

ちょうど私が都市計画の課長をいたしておりました。そのときに構想図をかいたわけでございますけども、国の考え方がいわゆる人口増の時代から人口減に変わっていくというようなことで、都市計画の考え方自体が変わってまいりました。県の方も少し人口を福岡県はどのくらいにするかというようなことで、具体的には太宰府市も将来人口がどのくらい要りますかというような人口フレームの考え方のそういう県レベルでの都市計画、そういうものがございました。太宰府市の方はちょうど今構想があるところが調整区域でございまして、大体50haございました。これをどうするかということは、さっき述べられました総合計画、そういうものにあることから、そういう絵をつくって、太宰府市では将来こういうことを考えていますよということがありましたので、その当時にそういう計画を立てたわけでございます。幸い、そのときにJRの方から待避線の計画の話がございまして、そのときに将来についてはここを開発していきたいというような地元でそういう説明を一定いたしました。そういう待避線の計画をしたということでございます。また、今市長の方が昨日から言っておるいろんなケースを考えて地元説明も含めてやっていくという部分については、今後、その前段のいろんな調査をしてはつきりした方向性を示すということで私どもも考えておるということで、具体的に地域の方々にそういう計画をまだ明らかにしたというところでは、私レベルの方ではまだないところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 私の質問はですね、駅がどうだこうだ今日は余り触れるつもりはないんです。このマスタープランから総合計画からね、この計画の後期の部分は執行部から出されたんです。こうやってこうやって太宰府はまちづくりをつくっていきますよと、ね。その中にずっと佐野東地区については面整備をずっとやっていきますよと、そういう中で駅もつくっていきますという答弁があつてんですよ、ね、それは新市長になって。佐藤市長の時も伊藤市長の時も初めに駅ありきではないとは言っていないんです。駅をつくらと言ったんです。ただ、井上市長はそれを踏襲しながらも、まちづくり全体を考えていかなければならないよと、よって先に駅ありきじゃないと、こういうふうに市長は言われている。であれば、まちづくりというのは、ただ雲をつかむような話じゃなくて、マスタープランなり総合計画に基づいてまちづくりはつくっていくんでしょと、僕は聞いているわけですよ。もう一回答弁お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） そのとおりだと思います。私はそういうふうに考えておりますし、初めに駅ありきではない、これも率直な私の考え方を言っているまででございます。

あの地域に駅だけをつくって、果たしてそのことで機能するかどうかということ、それから昨日も申し上げましたけども、周辺整備と同時進行でないとだめである。計画はあります。もちろん、あります。それは絶えず計画はなからんといかんというふうに思います。絶えずそれを見直し、フィードバック、迷ったらフィードバックし、そして検証しながら前に進んでいく

というふうな形が私は必要だというふうに思います。まちづくりを行い、そしてその駅をつくった。その周辺整備もこういうふうに行いたいというふうな青写真をつくる。そして、じゃあツールはどのようなか、商店街はどういった形の中でやるのか。そういった整備したから、じゃあ来なさいではない。やはりある程度ディベロッパーも全部含めた形の中で集合体をスクラム組んで、もうでき上がるときについては張りつけるような感じぐらいまで持って高める必要があるというふうに思っているわけです。一つ、昨日は交通渋滞対策を例を挙げて説明しました。駅をつくった。じゃあ、そこまでどうして行くんだ。定時性のある交通機関が望めるかどうかというふうなこと、今の状態でもある。じゃあ、西鉄都府楼前駅まで行ったとしても、それから以降交通渋滞でどうもならんと。それであれば、御笠川にモノレールをじゃあつくっていかうとか、やっぱりそういった部分をあわせて描いていかなければ、私は難しいのではないかなど。例えばの話ですよ。それをしないとだめだというふうなことは言っておりません。そこまでの定時性の交通体系の隅から隅までのあらゆる角度から切っていくと、そして処方せんをきちっと備えると、あるいは商店街もある程度そういった大きな地所といいましょうか、そういったところの力もかりながら行っていく。見通しを立てて行わないと、何もない計画の中で、さあ区画整理をしました。じゃあ、どうぞと、これじゃいけないと。ある程度の今民から私が学びましたのはそれです。通古賀の区画整理事業の中で学びましたのは、初めにやっぱり計画がきちっとあります。スーパー、あるいはここにはこうすると、そしてまたそういった形で呼び込む人も全部それぞれの立場の中でプロジェクトのような形ができ上がっております。これが私は必要ではないかなど。だから、私は今から行うには、そういったことも含めて、私はまだ素人ですから、皆さん方の専門家の意見を聞きながらまとめ上げて、そして出発していくというような形をとらないと、今までの部分の反省も含めてやっていく必要があるというふうに思っているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） それはそうでしょう、市長、ね。それは市長が思われているのでなくして、これはずうっとそういうふうな方向で僕は来ていたと思いますよ。今、そういうただばおんと駅をつくるんじゃないくてね、まちづくり、西部地区の町をどうやっていくのか、今言われたように、じゃあここにできれば例えばホテルを持ってくるだとか、スーパーを持ってくるだとか、そういうレジャー施設を持ってくるかという、そういう中、西部地区のまちづくりの中に駅を一つの核として持ってくるということでしょう。それは僕はそう思いますよ、ね。そういうものは、ここに緒につくためにそういう意味で総合計画が、10年間の総合計画の中につくられていて、そしてその緒にもまだついていないんじゃないかということのを僕は問うているんですよ。例えば、今市長が描かれた、今答弁されたようなことを進めるためには、もっと手前の段階が必要ですね。例えば地権者の方たちの協力も要るでしょうし、ね、あるいはプロジェクトチームも要るかもしれない。そういうものをつくる。そういうものを総合計画をつくるときに方針を、あるいはその前のマスタープランのときからもう10年たっていますよと、

10年。市長が構想、今言われました構想の事前の段階ですね、その緒にもまだついていないんじゃないでしょうか。だから、今市長が言われたのがここからだとすれば、これはいきなりできません。その前の地権者の人たちだとか、あるいは向こうは筑紫野市が入ってきていますから、筑紫野市のもしこういう場合はどうしようかとかというような、言うなら助走もしていないと、これから跳び上がろうとする。だから、助走ぐらいはもう始めていかんのかと、助走するためのね、これがスパイクであってみたい、これがパンツであってみたい、これがランニングシャツであってみたいするんですよ。とか、それも買うとらんと。どうして10年もたつてそういう準備もしていないかということをお前は聞いているんですよ。どうでしょう。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 必ずしもしてないわけではなくて、その準備行為はあらゆる角度からの基本計画、基本構想も一つでしょう。それから、私就任しましてからいろんな西鉄の東の周辺、あるいは西をどうするかというふうなことにつきましても、筑紫野市と協議機関を持っております。その中におきましても、区画整理あるいはまちづくりをするにおきましても、筑紫野市との協議が必要でございます。私は平原市長の方に申し出もしておりますし、そういった際においては今の協議期間を延長して、拡大して、お互いにまちづくり、ボーダーレスで考えていこうというふうなことを提起をいたしております。一つ一つ、それから10年前からあったじゃないかというふうなことでありますが、課題がたくさん増えていくといいましようか、消えては増え、次から次に課題があるわけです。水害もその一つであったでしょう。それ以外にも福祉の要望、介護、後期高齢者の医療制度、いろんな市民を取り巻く諸施策が渦巻いているわけです。やはりあれもこれもあれもこれもはできない。その時点、時点の中で、その事業が果たして今必要かどうかを含めて、やっぱり見直しをかけていくというようなことは必要だと。この部分が必要か、見直しをかけるというようなことではありませんよ。それぞれの事業、施策を原点に立ち返って、全体的に見直すということは大事なんです。こうこう決めとったからこれをずうっと行くというふうな形では市長は要らないと思います。やはりその需要、その時代、経済状況の変化、それによって変えていくという、可変的でないとだめだというふうには私は思っております。決して私は村山議員の考え方、あるいはそれを否定しているわけではございません。これだけははっきり申し上げておきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） それは全部ね、全部これ書いてあるとおりの全部やれと、それはならんでしょう、財政事情もありましようしね、緊急事態も発生しましよう。しかし、方針というのは、市が出した方針というのは、マスタープランなり総合計画に基づいて進んでいくと思うんです。それは10歩進むのか1歩進むのかは、それはそのときの状況で違うでしょう。財政力があるときにはね、思わぬ進歩ができるかもしれんし、立ちどまらなきゃいかんときもあるでしょう。一例が、例えば言いますと、JR太宰府駅も平成17年度九州国立博物館の開業に合わせてオープンをすると言ったけれども、予期もせぬ天災が平成15年にあったから、これは立

ちどまるということはありません。ただ、方向性としては総合計画の方向性でいかなければならない。これは行政の継続化でありますから、これは市長さんがかわろうとも、この方針は踏まえていかなきゃいかんというふうに思うのです。ただ、10歩行くのかね、5歩行くのか、3歩行くのかはそのときの状況でも違いますが、基本はこのスタンスにのっていかなきゃいかんでしょう。これは予断、入るところはないと思う。であれば、やはり今西校区のまちづくりへ向けて、じゃあ1回はありました。JR駅の建設に向けて、たしか地元説明会か何かあったと思いますが、これは1回あったと思います。その時点では、駅をつくってこういう話だったんですね。だから説明会もされたけども、例えば面整備だと、いわゆる今度、例えば区画整理だって、佐野東だって平成18年に終われば、大体佐野東も平成19年かなという方向はありました。あったけども、今はもう行政の佐野区画整理事業でほとんど厳しいですから、これは通古賀のように民間主導でやっていこうと。そのために市が協力できることは協力していきましようというようなことは、お金があろうがなかろうができると思うんですよ。地権者の皆さんも区画整理はどうでしょうかと、市はアドバイスしますよと。そして、こういう構想へ向けてどうでしょうかというような具体的な動きがなかったんじゃないですかと、この総合計画に照らし合わせて。そこはやっぱり、お金の要らない、汗をかくことでしょうか、そういうものをして、半歩でも1歩でも前に行って、そしてこの総合計画が実現へ向けて進んでいく必要があるのではないかと。そういう結果として駅ができてくるというふうな。そういう意味では、僕も市長も同じ考えなんです。

例えば私どもは、今度14日の日に筑紫野市に、向こうの、相手の市長と議長に、私ども正・副議長にご同行願ってごあいさつに行くんですね。それは何のごあいさつかといたら、駅づくり特別委員会をつくりましたと。いつになるかわからんけども筑紫野市の協力も得ることが必要になってくるということで、ごあいさつに行くんです。と同じように、まちづくりについては、そういうような行動は、私はそんなお金がかかることじゃなかろうと思います。こういうことを今構想を……。ただ、今それに着手できるかどうかかわからんけども、地権者の皆さんたちでどうでしょうかと、組合施行で、こういうことでまちづくりの協力願えませんかというような話は、この中にも書いてあるわけですね、支援だとか支持だか、協力はしていこうと、組合施行へ向けて。そういうようなアクションというか、というようなものも起こしていいんじゃないかと。もうこれじゃちょっと遅いかなというぐらい感じはしますが、ね、この総合計画からできれば。そういうような行動を起こしていただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） そのとおりだと、否定はいたしません。

私も申し上げておりますように、あの一帯については、太宰府市だけではなくて、杉塚でありますとか、あの一帯を含めた、筑紫野市を含めた形で考えていく必要があるんであります。ですから、その辺の協議機関、連携して絵をかく。私どもが一方的にかいて、こうしたから筑

紫野市も協力してくれないかというようなことは、なかなかできないと思います。初めからこういった下地の部分からやはりきちっと協議しながら、じゃあ太宰府市で描いとる部分の構想辺もあると、これをたたき台として再度もう一度見直して、修正をかけて描いていこうとか、そういった形の中から始まってこないとだめだというふうに思っているわけです。決して、10年前は10年前の課題があつて、また延長した部分もあるわけでございます。今の総合計画、あるいはそういった基本構想を無視して、そこでやめたというような形の中で今言っているのではない。行政は継続でございまして。

ただ、その時期が、今財政的な状況と照らし合わせて、ちょうど三位一体の改革とあわせて考えますと、歳入そのものが減額されてきておるといふ状況下で、そこまで振り向くことができないというふうな、余裕すらないというふうな状況が今の姿であろうというに思いますんで、じっくり今の段階については繰上償還を行うとか、あるいは経費を節減して、そして力をまず蓄える、その将来に向けての方策を練っていくと、方策を実行していくというふうなこと、今それをやっとなるわけです。30億円ありました起債償還、公債費も30億円を切る。あるいは、将来的には19億円程度になると、平成24年から。そういった10億円ほど財源が浮いてくれば、その3倍からの仕事はできると、そういった状況の仕掛けを今やっているわけでございます。あれもこれもできないわけでございます。その間何もしないというようなことじゃなくて、氷山の一角の潜行して、今ご指摘がございましたように構想であるとか基本的な協議等については、今の隠れた氷山の一角でありますならば、まだ海上に出ない、見えない部分の中での潜行的な動き、協議等を今進める時期だというに思っているところろでございまして。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 駅というよりも、あそこの西部地域といいますかね、西校区のあの西部地域の面整備をやるためには、今市長言われるように、筑紫野市との協議も当然出てきましようし、いきなり行ってからどうだというふうにはならないと思います。そのためには、継続した粘り強いお互いの協力、まちづくりへ向けての協力をしたり、されたりというようなことも出ましようし、地権者の方々の協力も必要でしょう。あるいは、民間の人たちのアドバイスだとかそういう協力なども、力添えなどもいただかなければならないというのは当然だと思います。特に地方自治体の財政が厳しい中では、民間の力をどうやって生かしていくのかというようなことなどなどもしていかなければならないというふうに思います。もちろんそれはもう言をまたないと思いますが、そういうような方向へ向けて、今太宰府市でできることは、例えば筑紫野市さんと協議を始めるだとか、あるいは地権者の皆さん方にこういう構想があつて、今即何ができるということはないけども、こういう場合については皆さんご協力をお願いしますだとか、あるいはプロジェクトチームをつくって、こういう構想へ向けて進めていくというふうなことなどをぜひ進めていっていただきたい。これは、そういう中でやっぱり駅が必要だとなれば、駅のことについてもJRのノウハウを取り入れるだとかというようなことなどをしって、そうすれば先ほど言いました県の保健環境研究所の土地と看護学校の跡地などとの

換地だとか、あるいはこれをどうやって有効活用していくのか。あそこを、JR太宰府駅を西校区の駅の交通の核とするなら、あそこを何か、例えばカルチャーセンターのコアに建物を持ってくるとかというようなことをしてまちづくりをつくっていく。そのための第一歩、一緒にぜひともですね、地権者なり関係する自治体との協議に着手していただきたいということですね、強くお願いを申し上げまして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

お諮りします。

会議規則第8条第2項の規定によって、会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日の日程終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、本日の日程終了まで延長します。

次に、1番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

○1番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております2項目について質問いたします。

まず1項目めは、安心して在宅で暮らせるための対策について質問いたします。

市長のマニフェストの中に、子育て環境と高齢者、障害者の福祉の充実が上げられています。そこで、市民、特に高齢者や障害者が安心して暮らせるような対策について、3点質問をいたします。

1点目は、住宅用火災報知機についてであります。

平成16年に改正されました消防法により、平成18年6月以降に建てられた新築住宅また既存住宅については、平成21年5月31日までに筑紫地区火災予防条例により住宅用火災報知機設置が義務づけられていますが、今現在の市民、高齢者、弱者に対してどのような計画で住宅用火災報知機の設置が推進されているか、お伺いしたいと思っております。

また、在宅福祉サービスにより、日常生活用具給付事業が平成17年度に廃止されています。このサービスの中に住宅用火災報知機が入っていましたが、在宅福祉サービスを受けていた人たちについて、設置が困難であるという問題等などは出ていないか、お伺いいたします。

2点目は、福祉サービス、住宅改修給付事業についてであります。

高齢者または身体障害者世帯に、住宅の改修に必要な費用を助成されています。この事業は、高齢者等の自立を促進し、本人はもちろん、介護者の負担が軽減される工事であります。給付を受けられた方に聞きましたところ、かかった費用は、全額負担した後、9割が戻ってくるシステムになっているということでしたがそのシステムを改善するお考えはないでしょうか。

3点目は、広域避難場所についてであります。

災害時の避難施設については、私、平成19年6月の議会で、太宰府東小学校区の第2次避難所、広域避難場所の追加、変更について質問いたしました。この避難場所は、太宰府市地域防災計画において指定されているわけですが、太宰府東小学校を第2次避難所に指定することについて、現在まで変更がなされていません。太宰府東小学校区の第2次避難所には、太宰府中学校1カ所のみとなっております。太宰府南小学校区の第2次避難所は、太宰府南小学校、太宰府東中学校、太宰府東小学校と3カ所になっています。太宰府東小学校区の第2次避難所がなぜ太宰府東小学校にならないのかわかりません。このような矛盾を見直しするなど、現状に合った地域防災計画の見直しがどのように行われているか、お伺いいたします。

2項目めは、まほろば号及び路線バスの運行について質問いたします。

地域再生交付金の活用で既存団地の側溝及び道路の整備をすることをマニフェストとしてあるが、特にまほろば号や路線バスが運行している道路状況の把握をされておられますでしょうか。

次に、市内に運行している路線バスの料金を、まほろば号同様に市内区間を100円でできないのか。民間の路線バスであり、難しいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、2項目についてお尋ねをいたしますので、項目ごとにご答弁をお願いいたします。

再質問は自席から行います。

**○議長（不老光幸議員）** 市長。

**○市長（井上保廣）** 安心して在宅で暮らせるための対策について、ご答弁を申し上げます。

住宅用火災警報器の設置の取り組みにつきましては、これまで市の広報あるいは筑紫野太宰府消防組合消防本部の広報「警鐘」か、市のホームページ、隣組回覧を利用して、市民や高齢者など広く周知を図ってきております。

また、ひとり暮らし等の高齢者に対します日常生活用具給付事業の廃止について当該事業を廃止した理由といたしましては、平成13年度から平成17年度までの5年間での火災警報器給付件数が合計で3件と少なかった上、平成18年4月からの大幅な介護保険法改正に伴い国庫補助の対象外となりましたために、廃止するに至ったものでございます。

なお、平成18年度以降、この事業の給付対象となっていた用具に関する申請希望及び制度に関します質問、問い合わせ等がありませんでした。

2点目の福祉サービスの住宅改修給付事業について、及び3点目の広域避難場所につきましては、それぞれ担当部長の方から回答をさせます。

**○議長（不老光幸議員）** 健康福祉部長。

**○健康福祉部長（松永栄人）** 次に、在宅福祉サービスの住宅改修についてご説明を申し上げます。

住宅改修工事費の費用負担は、1割が自己負担で、9割が保険給付されるものでございます。ご質問の9割の給付方法としましては、現在2つのシステムがございます。

1つは償還払いであり、一たん利用者本人が10割を負担し、後に9割を市が本人に給付する

ものでございます。もう一つは受領委任払いであり、利用者本人は1割を事業者に支払い、9割は市から事業者に直接支払うものでございます。どちらの方法を選択するかは、申請者の任意であります。

受領委任払いについての周知がなされていないとのご指摘でございますので、今後窓口において、利用者家族ほか、ケアマネジャー、事業者等に対してさらなる周知を行っていく所存でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 次に、3点目の広域避難場所についてお答えいたします。

太宰府市地域防災計画の見直しにつきましては、太宰府市防災会議において策定することになっております。

地域防災計画の全般的な見直しについては、現在内部検討をしているところであり、ご質問の太宰府東避難圏に太宰府東小学校を広域避難所として指定することにつきましても、全体的なバランスを考慮した結果、次回の防災会議に提案したいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 今、答弁をいただきました。

防災につきましては、市長が政策で申し述べられたように、太宰府地域をエリアとした全国初の取り組みで太宰府コミュニティ無線を設置されたことは、本当に素晴らしいことだと思っております。それも素晴らしいことですが、この火災報知機設置の義務づけということ、市民はもちろんのこと、高齢者の方がどれだけ、弱者もですが、どれぐらいの方がこの住宅用火災報知機をつけられているかどうかというのは、そちらの方で把握されている、調査をされているかどうか。火災報知機について、どれぐらいの方がつけられているかという、それは調べられたことありますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 結論から申しますと、筑紫野太宰府消防本部でこの火災警報器の設置等の普及あるいは火災予防事務については行っておりますので、そちらの方で指導あるいは助言等をいただいております。太宰府として何軒の既存住宅に対して既に警報器が設置されたかというデータについては、把握いたしておりません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 私、これを申し上げているのは、やはり弱者、ひとり暮らしのお年寄りの方がこれをつけていないで、もしも火災報知機が設置してあったらよかったのにとならないためにも、それをなくすためには、3月2日に、星ヶ丘に住んでおりますけれども、回覧板で、ちょっとこれはコピーなんですけれども、太宰府消防本部の方から立派なチラシが参って

おりました。これをですね、回覧にするのではなくて、ひとり暮らしのお年寄りとか、そういうふうな弱者の方に一軒一軒回って、つけられましたかというような感じですね、やはりそういうね、細かい、そんなことを、やはりつけてもらうためには、一人でも多くの方が未然に防ぐようにしたいということを本当に考え、太宰府市は火災が少ない、高齢者の方が本当に助かってよかったね、これをつけてよかったねというような結果にならないと、この住宅用の火災報知機の設置義務というのがですね、成り立ってはいかないと思います。それを太宰府市がどこまで、一人でも多く火災がなくなると。去年の火災の件数を見ますと、やはり太宰府市は少なくなっております。筑紫野市に比べて本当に少ない件数で、平成19年度は4件だったと思います、住宅火災がですね。これをゼロに持っていくようなやはり気持ちでないといけないと私は思っております。

それで、このチラシを、こういうふうな立派なチラシがせっかくできたのだったら、平成16年に消防法の改正があったときに、平成17年度に、先ほど市長の方から言われましたけれども、平成13年度に3件ほどしかそれをつけられる方がいらっしゃらなかったのを廃止したということで、私は今聞いてわかったわけですけども、それは結果であって、平成16年度にそういう義務づけしますよということになったときに、そういうふうな弱者の方に負担、今独居老人が1,837人ぐらい、75歳以上なんですけれども、そういうな方にそういうなものを一つ一つ、一つでもいいんです。本当は、寝る場所と火を使わなきゃいけないところに2カ所は置いてほしいという国の法ですけども、1カ所だけでも負担してあげましょうかというような形で高齢者の方にそういうな気持ちがなかったのかなということで、残念で、私自身はそれがなくなったこと自体が残念だったな、そういうふうな義務、設置ということがわかっていたのに計画がなされてなかったということに対して、残念だったなというところで思っております。

それと、そういうふうなチラシとかを、例えばですね、福祉、教育委員さんとか地域のケアマネジャーさん、先ほども福祉課長の方から言われましたけれども、それと民生委員さんですね、それと女性消防団というのが、今まで3年間に、ひとり暮らしの老人を1,287世帯回っております。そういうな女性消防団もことしもまた回っていきます。来年度の平成21年5月31日までに設置しなきゃいけませんので、それまでに一人でも多く、この回覧を配るのではなくて、そういうな方たちに一軒一軒つけられましたかと、これは自分自身のためですよと、そういったものを、回覧じゃなくて、一人一人にわかるように、高齢者に回られるときとか、民生委員さんに頼むとか、そういうな方法はしていただくようにはできないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほどもご回答させていただきましたように、この消防事務につきましては、本市の場合、筑紫野市と一部事務組合を設置いたしまして、筑紫野太宰府消防本部の方でその普及活動に取り組んでいただいております。

今原田議員の方からご要望と思っておりますけれども、いただいた件につきましては、消防本部と私

ども防災担当とも連携を図りながら、市民の方々が火災報知機の設置が重要であるという、自分たちの身を守るために必要な措置なんだということは理解していただくような取り組みをですね、消防とも連携をしながら、できる限りのことをやりたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ぜひ、その方向で進めていただきたいと思います。あと一年しかございません。義務設置まで1年しかございませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

そして、回る人の注意事項としては、やはり罰則規定ではないけれども、あくまでもあなたの命を守るためにつけていただきますよということを言っていただくとか、義務設置であるから寝室と火を使うところには必ず2カ所ぐらいはつけましょねとかということ、細かい配慮をですね、していただいて回っていただくようお願いしたいと思っております。

それと、その火災報知機もですけども、ひとり暮らし、高齢者にとってみれば、やはり詐欺とか窃盗事件にならないようにしていただきたいと思っておりますので、市販でも今こういうふうないろんなところは、1個買えば幾ら、2個買えば幾ら安くなります、3個買えば幾ら安くなりますというようなものを売ってあるんですよ。そして、そういったこととか、リース、ガス会社とかはリースをされる場所もありますので、やはり家に入って設備が要るわけです。私たちぐらいだったら自分でつけるのは大丈夫だろうと思いますが、高齢者にとってみれば家に入っていただくということがありますので、そこにやはり窃盗とかですね、事件にならないようお願いしたいと思っておりますので、本当はそういうふうな高齢者の方には、大量に購入することで安くなるような太宰府市の方で団体購入ができるようにしてほしい。もう一年しかありませんので今さらとは思いますが、できればそういうふうな業者とかのお願いとかというのができればいいなと思っておりますけれども、その点についてはどのようにお考えか。無理だろうとは思いますが、よろしくお願ひします。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 商品の販売のあっせんについては、行政でやるにはかなりの限界があるだろうと思っております。

なお、この警報器につきましてはNSマークというものがついておりますので、そういう基準に満たされた製品をですね、悪質業者から買うんじゃなくてというような内容も今お手持ちのチラシの方にも記載していると思っておりますので、そういうふうな内容を十分市民の方々に周知していいですか、認知していただくように、先ほどから申しますように消防署と連携をとりながら、消防団ともども頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（不老光幸議員） ここで17時まで休憩をいたします。

休憩 午後4時47分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後5時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 2点目の住宅改修給付事業の件でございますけれども、この方が20万円を助成金として使用した場合に、先ほども言いましたけれども、まずは20万円を用意をしなければいけないということ。2つの支払い方があると言われましたけれども、どちらにしても利用者は10割、20万円かかったとしても20万円を用意しなきゃいけないということに対して、そして18万円が後から戻ってくるということになるわけですけれども、全額負担ということ自体が負担になってないかということで、私も何人の方にも聞きましたけれども、そういうシステムになっていると。窓口の方に私が聞きましたところ、いや一応そういうふうになってますけれども、話し合いのあれは、1割だけ負担することもできますよということでしたけれども、そういうふうなことになっているのであれば、もう初めから1割負担だけを、この障害者福祉の手引「ぬくもり」の中には1割だけ負担すればいいということになっておりますので、こちらの方の住宅改修給付事業を利用した人に対しても1割負担だけにならないかということでお聞きしたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 最初にお答えしましたように2通りの給付があるということで、後段では利用者本人が1割を事業者に支払い、9割は市から事業者へ直接支払うことができます。そのどちらの方法を選択するかが申請者の任意ということでございまして、今議員が申されますことは、制度が十分に利用者に伝わってないのかなという気がいたしますので、利用者の家族、ケアマネジャー、事業者等に対してさらに周知をですね、行ってまいります。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） その周知の方も、本当にお金のかかることですので、お金のことも負担しなければいけないということも頭に入れていただいて、今後一層ですね、介護については頑張っ、市の方でもケアマネジャーと介護保険の利用につきまちはなるべく安く、ポール1本だけでもですね、安い業者、標準価格というものをチェックしていただいて、業者が、利用者が持ってこられる請求書を見られて、ポール1本でも標準価格というのをやっぱり自分たちできちんと調べてもらって、おかしいなと思ったところにはやっぱりチェックしていただいて、業者の指導とかもお願いしたいと思っております。そうすると、介護保険の負担も少しずつ減ってくるのではないかと考えておりますので、そのところをお願いして、この2点目については質問を終わらせていただきます。

それと、3点目なんですけれども、先ほども私が言いましたように、広域避難場所については私が昨年の6月に一般質問をしましたが、本当に先ほどから皆さんの質問の中には、太宰府市のホームページの方を見られることが多くなってきていると思います。それと、先ほども市長が言われましたように、市民便利帳あるいはホームページの方では太宰府東小学校区

ですね、東小学校区が太宰府中学校だけになっているということがですね、本当に私納得できなかったのは、東小学校の前の付近は東ヶ丘と星ヶ丘の住民であります。その人たちが、太宰府中でいって2 kmぐらいあるところまで下におりなければいけない。その状態を考えてみても、なぜ太宰府中になっているのが私はわかりませんでしたので、そこを東小学校も入れていただけたらということで、ちょうど今の教育部長に申し出たと思いますけれども、そのときは地域振興部長やったと思いますけれども、そのところを私納得できなかったと思います。それはすぐにできるようなことを、返事をきちんとされたと思いますけど。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 平成19年6月に原田議員の方から、広域避難所の件について今申されたことが質問されております。そのときに回答しましたのは、今現在総務部長の石橋部長が回答しております。そのときの回答内容につきましては、全体的なバランスを考慮しながら検討してまいりたいという回答をしたということで記憶しております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） お互いにもう言い合いしても何もなりませんけれども、とにかく東ヶ丘、太宰府東小学校区というのは本当、高台にあるということはおもうご存じだと思いますけれども、高齢者が下に、広域避難所が太宰府中になっているということ自体を変えていただきたいということで、なぜ南小学校区が3つも施設があるのかなど。世帯数も東小学校区の方が結構多いんですよね。多いのにもかかわらず、避難場所が1と3であること自体がおかしいなと思っておりますので、そのところは早目にですね、何も地震とかがなかったからよかったものの、本当に地震とかもまた来ると思います。来ます。絶対に来ると思いますので、そのときにまた避難場所が遠かったというようなことになると困りますので、そういったことも含めてですね、避難場所については計画の方もきちんとしていただきたいと思います。

それと、太宰府市には出前講座の中に防災講座がないということで、今NPOのボランティアの方がですね、リーダーとして活躍されてて、毎月1回防災計画を実習されております。そこでですね、毎月土曜日に防災講座を、私も参加しておりますけれども、本当にそこで勉強することはですね、行政に何でも頼むんじゃなくて、やはり防災というものは自分自身、地域がですね、先に先頭に立って、市の方に後を応援していただくようなシステムになっていかないと、行政任せではいけないなということの、私、一市民として今感じておるところでございます。

それと、行政がですね、そういうふうな講座があっている場合には行政の方からそういうふうな講座の方に飛び込んできていただいて、行政もこういうふうなボランティア講座みたいのを、災害講座をされているということで市長もわかってあると思いますけれども、そういうような講座が今あっているから、市の方ではなくて市民の方たちが自分で自主講座をされているから、そういうようなところに行ってみてはどうですかというような、防災についてはそうい

うふうなPRの方も今後ともよろしく願いして、この3点目も終わらせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2項目め、お願いします。

市長。

○市長（井上保廣） まほろば号及び路線バスの運用についてご回答を申し上げます。

まほろば号及び路線バスが運行しております道路状況についてでございますけれども、まほろば号の利用者も運行開始以来毎年増加しており、市民の皆様を初め来訪者の方々の交通手段として定着しておりますことから、今後も利用者の安全性を第一と考えて運行していきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） ご質問のまほろば号、そして路線バスが運行している道路状況についてということ、それと路線バス運賃をまほろば号と同様にとりょうなこと、あわせてご回答申し上げます。

まほろば号の運行に当たりましては、路線の状況把握は事前に十分に確かめて、西鉄、それから警察等と十分協議しながら安全点検を行っておるところでございます。

また、道路状況が悪いところや傷んでおるところの通報等がございましたら、早急に補修いたしている状況でございます。

次に、路線バスの運賃をまほろば号と同様に市内区間を100円にとりょうでございますが、市内を走る私鉄バスは幾つかございまして、宇美町と太宰府市役所を結ぶ宇美線、それから西鉄五条駅と西鉄二日市駅を結ぶ星ヶ丘線、それから大野城市と大佐野、つつじヶ丘、そういうところを結ぶ線、幾つかございます。仮にすべての路線を市内のみ100円料金ということにいたしますと、その差額の算定方法、それから対象者、そういう不明瞭な部分が出てくると思っております。現状では、統一料金にするということ是非常に難しいというふう考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 今、難しいということなんですけれども、今現在、太宰府市役所発の宇美線、只越までの11区間は100円でございます。その100円になった理由と、なぜ100円のできるのか。同じ路線バスでありながら、なぜ100円になっているのかの説明をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 普通の路線バスでは料金が基本的には高いわけでございますけれども、まほろば号とここはたまたま同じところを走っているというふうな状況のもとから、西鉄の状況によりまして100円にここは設定したということをお聞かせしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 西鉄五条駅から梅香苑入り口までが、今200円で運行しています。同じ市内において、西鉄五条駅から出発する東ヶ丘方面梅香苑経由の方がキロ数的にも少ないと思います。只越の方は、やっぱり6 kmから7 kmぐらいあると思います。梅香苑入り口までは五、六kmと推定します。そして、区間も11区間と12区間で、1区間だけしか変わらないんですけども、同じ路線バス。今後、太宰府市の方に環境美化センターの下に高雄公園ができる予定でございますので、そこを通る路線バスにつきましては、やはり100円にすべきだと思います。そうすることによって、後で100円にするんじゃないくて、高雄公園もできるということも踏まえていただきまして100円にさせていただけると、五条から二日市方面の方たちも、五条の商店街の方におりてこられるということで活性化にもつながると思いますので、五条の商店街が活性化する上においても100円にさせていただけると、やっぱり200円で二日市の方には行かないと思います。太宰府の町で買い物をするようになり、病院も太宰府の五条の方が多いと思いますので、なるべく地域にお金を入れていただくように、100円にする方が利用者も増えるかと私は思っております。

それと、側溝の問題でございますけれども、側溝のふたは道路とはみなしていないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 道路と一体と考えております。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 一応写真は撮ってきておりますけれども、五条から上ります二日市方面の星ヶ丘団地なんですけれども、6 m道路で、側線が1 m、1 mあって、中央線なしの4 mしかありません。そこをカーブで曲がる際に、ちょっと見にくいと思いますけれども、写真も撮ってきておりますけれども、側溝のふたがないところが結構あります。カーブを回ると、夕方、路側帯ですね、そういうところはやはり雨の時とか傘を持って歩く……。路線バスが初めから走れる状態ではなくて、路線バスを開通したことは一つの、一番の原因だと思いますけれども、やはりそういうふうに路線バスを開通させるときには、側溝のふたまできちんと考えていただいて、今まで事故があっているかどうかは知りませんが、恐らく人身的な事故はなかったと思いますけれども、今後そういうことで市内の団地内を走るバスについては、バスの方も人をはねたとかという問題になると路線バスの意味も、私の方で100円にしてくれと言ったものの、そういうなところもですね、事故がないようにしていただきたいと思っておりますので、側溝のふたを直ちに閉めていただくということをお願いして、私の一般質問、2項目について終わりたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、12番大田勝義議員の一般質問を許可します。

〔12番 大田勝義議員 登壇〕

○12番（大田勝義議員） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告しております3項目について質問をいたします。

最初に、子育て支援についてお伺いをいたします。

私は、少子化問題は我が国の存亡にかかわる大きな問題だと思っております。年々少子化が進んでおりますが、その主な原因は、従来は未婚率の上昇と晩婚化の進行とされておりましたが、最近では夫婦の出生力そのものの低下も指摘されております。夫婦で一人でも多くの子供を産んでいただくための子育て支援は、ますます重要となっております。そこで、産んで育てやすい環境づくりは、行政の大きな役割と思っております。

井上市長は、よくあいさつの中で、仁という言葉が使われます。すなわち、ぬくもりとか暖かな目配りのようですが、施政方針の中で市長は現場主義を徹底し、市民の皆様とともに集い、ともに考え、ともに行動するというプロセスを大切にしながら市民の声をお聞きし、市政に反映できるよう全力を傾注していくと言っておられます。

私は、市民の方から直接お聞きしましたのでお伺いいたしますが、現在学童保育所の預かり時間は午後5時までとされております。いろいろ条件をクリアしても午後6時まで。共働きで子育てを行っておられる方にとって、午後5時に迎えに行くというのは難しいと思います。公務員の方でも5時は無理でしょう。まして民間で働いておられる共働きの夫婦にとっていかに難しいことか。場合によっては、どちらかが仕事をやめなければなりません。住みよいと思い、太宰府に住まいを構え、これから共働きでローンを返済していこうと思っていることが夢と消えてしまいます。どうか井上市長の仁の気持ちで、子育て中の市内在住の共働き夫婦のために、預かり時間午後7時までの延長ができないのか、お伺いをいたします。

2点目は、大佐野公民館で行われている出前保育が4月からなくなるとお聞きしました。私も2度ほど行ってみましたが、若いお母さんが子供さんを抱いてこられ、ほかのお母さん方とともにお子様を遊ばせながら交流が図られていました。今、核家族が増えている中、お互いに子育てに対する不安や悩みを相談する絶好の場と思いましたが、まだ始まって2年ぐらいと思いますが、なぜなくすのか、井上市長の仁の気持ちで存続できないか、お伺いをいたします。

2点目は、道路問題についてお伺いをいたします。

向佐野高速道路下の吉松へ向かう側道の件でお尋ねをいたしますが、ここは通学路となっているため、朝7時から8時半まで吉松側からの一方通行となっています。道路幅は3.6から4mと狭く、高速道路側はU字溝、田んぼ側は1mほどの水路があります。部分的にはU字溝にコンクリートぶたがかぶせてあるところもありますが、車の離合を考えると危険な場所となっています。よく離合ができずにトラブルになっているのを見かけます。

通古賀区画整理事業も完了し、住宅が建ち始めましたので、この道が大変重要となってくると思います。抜本的な道路整備が必要と思われませんが、今後の計画はどうなっているのか、お伺いをいたします。

3項目めのアスベスト問題は、平成17年9月定例会議で一般質問させていただきました。当

時、アスベストを使った製品を製造している企業の間から、従業員がアスベスト繊維を吸収することによる肺がんや胸膜、腹膜などのがんである中皮腫の重篤な健康被害を引き起こし、死亡するケースが、テレビ、新聞などで大々的に報道されました。中皮腫の潜伏期間は35年前後と言われ、今から38年前の昭和45年当時は大量のアスベストが使用されていることを考えると、今後被害が増大すると言われていています。また、アスベストの9割は建材に使用されており、建築物の解体時に建材からアスベストの繊維が飛散するおそれがあります。吹きつけロックウールについては、目視ではアスベストの含有の有無を判断することは困難で、エックス線解析分析で行うことが必要であり、分析機関に依頼することが必要です。

不特定多数が利用する建築物、規模の大きな建築物など緊急性の高いものから順次実施することが必要と思われます。本市でのアスベスト対策はどうなっているのか、次の点について伺いをいたします。

1つ、公共建築物のアスベストの有無について調査されていると思いますが、結果はどのようになっているのでしょうか。

2つ、民間建物についてはどうなっているのでしょうか。

3番目、アスベスト対策相談コーナーを設けられたと思いますが、結果はどのようになっているのでしょうか。

4番目、アスベストの有無の検査に対する補助金は出ないのか。

以上の点について回答を求めます。

質疑に対しては自席にて行いたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松田幸夫） まず、1点目の学童保育所の時間延長につきましてご回答いたします。

この学童保育所の設置目的について、まず申し上げたいと思いますけれども、保護者が共働きなどで昼間に自宅にいない家庭の児童に対しまして、放課後の一定時間に生活指導を行いながら、児童の健全な育成を図るために設置したものでございます。

本市におきましては、昭和50年から年次計画によりましてすべての小学校区に設置をいたしておりますが、保育時間につきまして、去る平成17年5月から現在の午後6時までに延長した経過もございます。

今回のご要望につきましては、十分理解はいたしておりますけれども、現時点では指導員の体制、あるいは臨時職員の雇用等々の問題もございまして、早急な対応につきましては難しいというふうに考えております。

しかしながら、今後とも保護者の要望等の趣旨を十分踏まえながら、保育内容の充実につきましては、設置目的に沿いましてさらに検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援担当部長。

○子育て支援担当部長（村尾昭子） 次に、出前保育についてお答えいたします。

子育て支援センターは、親が安心して子供を産み育てることができ、子育ての喜びや楽しさが実感できるように、地域全体で子育てを支援するまちづくりを目指して開設いたしました。その中の事業の一つとして出前保育を行っております。

出前保育は、平成18年度に4カ所、平成19年度、新たに4カ所、計8カ所で現在行っております。区長さんを初め地域の方々のご理解をいただき、場所の提供や参加の呼びかけなど多々ご協力いただいております、感謝いたしているところでございます。参加されているお母さん方の様子を見ていますと、いろんな人との出会いや地域との交流が子育てへの自信にもつながっているようでございます。

出前保育では、子育ての手助けをしながら集ってこられるお母さんや、地域の方々の子育て支援の場や、グループが立ち上がるようなアプローチをいたしております。一部の地域、公民館に限らず、いろんな地域、公民館に出向いて支援をしていくためにも、およそ2年をめぐりに展開していくように考えております。新たな地域に出向いて市全体の子育て力の育成、支援、強化に努めたいと考えております。

子育て支援活動の中から、各地域に福祉でまちづくり、協働のまちづくりを進めてまいります。今後とも関係者の皆様のご理解とご協力をいただき、子育て支援事業の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） まず、学童保育の件なんですけども、市長にお伺いしたいのですが、市長はですね、選挙中から言ってありましたけれども、ハードからソフトへ軸足を移して今後の市政運営をやっていくというふうなことを言っておられますよね。それともう一つ、これもやはりですね、あいさつの中で聞いたんですが、年配の女性なんですけども、何か人工透析をやっておられる方が、市は非常に冷たいと、何にもやってくれないということを言われたと。それに対して市長は、そういうことは個人的には知らなかったと、だからこういうことも大切にしていかなきゃならないということを言われましたよね。だから、こういうふうなことを聞きますとね、やはり私が言いたいのはですね、学童保育所を小柳議員が言われたようにつくっていくということ、これも大事かもわかりませんがね、実質社会で働いておられる共働き夫婦がですよ、5時に仕事をやめて帰ってくる。まして、要件を満たせば6時までというふうなことで。じゃあ6時ということは、5時にやめて帰ってこなきゃならないし、もちろん距離の問題もありましょうし、そういったことを考えるとですね、実質機能してないんです、このことが。つくったのはいいけど、利用される方にとっては非常に使いづらい。大野城市だって7時までですよ。7時までやっているんですよ。せっかく6時までやるんだったら、何で7時までせんですか。私、そう思うんですよ。だから、そら内部的にはいろいろあると思うんです、先ほど言ったように。いろいろあると思います。あるけれども、そのところをですね、市長、もう少し考えていただいて。仁の気持ちですよ。本当に仁ですよ。市長はどこでも仁、

仁、仁、仁言っているんですから、本当に。大概、私、仁で聞きましたから。ぬくもりですよ。ハートなんでしょ。ぜひこれはね、やっていただきたいという気がしております。

それでね、私ね、これは私、その方から、訴えられた方なんですけども、確かにこの方だけじゃないんですよ、ほかにたくさんいらっしゃるんです。その方の一人が私の方にお見えになって、こうなっただけで、どうにかならないでしょうかということに私に手紙を託してくれたんですね。これをちょっと今から読みますけどもね。

私は、4年前から太宰府市に住んでいます。家族構成は、私、妻、子供2人の4人家族です。子供は、上の子が6歳、平成20年4月から小学生です。下の子は3歳、保育所に通っています。子供、夫婦。私ども夫婦の年齢は、私が40代、妻が30代、共働きをしています。

今回要望したいことは、4月から小学校に通う上の子の学童保育についてです。

太宰府市の小学校においては、学童保育所の保育時間が午前8時半から午後5時となっています。ただし、学童保育所の終了時間は、学童保育教室に直接迎えが可能な家庭のみ6時まで預かってくれる制度となっています。春休み、夏休み、冬休みについては8時30分から午後5時までとなっており、午後6時までの延長は許されません。現在、私の子供たちは住居近くの保育所に通っておりますが、保育時間は午前7時から午後6時まで。延長保育を事前に申請するか、もしくは結果的に午後6時まで迎えに行けない場合でも、有料で午後7時まで預かってくれます。

平成20年4月以降は、保育所の保育時間と学童保育所の保育時間が異なるために夫婦の労働形態を大きく変更しなければなりません。例えば、朝は集団登校する時間まで夫である私が在宅し、出勤時間を遅くします。遅くした時間分は、退勤時間を延長することにより給与面では減ることはありません。ただし、会社側へ出退時間の許可申請を行い、許可が出た場合のみです。妻に当たっては、勤務時間を短縮し、午後6時までに学童保育所へ子供を迎えに行きます。ただし、給与面は大きく減額されます。こちらも会社側へ許可申請を行い、許可されれば実行できるものです。会社によってはこのような制度もなく、退職を余儀なくされている人もたくさんおられると思います。

福岡市においては、現在の小学校1年生から3年生を対象とする留守家庭子ども会の基本利用料月額3,000円を、4月から無料にするなどの条例改正案を提案しています。これに対し自民党市議団は、有料のまま利用対象を1年生から6年生へとする対案を出すなど、国の未来を背負っていく子供育英の支援拡充に関する議論が行われています。民主党議員からは、保育時間を午後7時までの時間延長によるサービス拡充することにより、共働き家庭の支援になるなどの主張も出ています。

太宰府市においても、ぜひ子育て支援の一環として学童保育の拡充をお願いいたします。例えば保育時間の午後7時までの延長をお願いします。また、春休み、夏休み、冬休みの学童保育終了を午後5時ではなく、通常と同じ午後7時まで延長をお願いいたします。

以上、私どもの要望をお聞き届けいただきますようお願いいたします。

このような形で私どもにいただいたわけでございますけれども、非常に深刻なんですよね。結局、渡してこられた方はですね、会社に申請すれば何らかの形で会社が対応してくれるというふうなこと書いてありますけれども、だけどもこれはあくまでもやっぱり許可が要るわけですね。許可していただいたら、そういう形でできると。そういう意味ではこの方は恵まれているかも知れませんが、だけど先ほど言いましたように、会社によってはですよ、会社によってはこのような制度がなくて退職をされている方もたくさんいらっしゃるということで、これは市長、子育て支援ということで大きくですね、今回のマニフェストにも当然書いてありましたけども、このこともですね、大きな意味があると思うんですよ。そういう意味で、ぜひとも市長の仁の気持ちで何とかならないかということ、市長からちょっと答弁を求めたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） なるほど、政策等については、基本的な姿勢としてその考え方を貫き通していきたいというふうに思っております。

ただし、それぞれの団体の状況等がございます。よその団体が100しているから100しろというふうなことには、必ずしもならないと思います。太宰府市の歴史、あるいは身の丈に合った形の中で、そこに仁としての優しさといいたいまいしょうか、配慮というふうなものには変わりないと。その軽重関係はあるかもしれませんが、そういった気持ちの中で私はやっていきたいというふうに思います。

この学童保育の延長問題等々につきましても、今読まれたこと等については私も理解をするところでございますけれども、やはり今日までの経過と、それから今教育部長の方が説明しておりますように、もっともっと広い保護者の要望等、いろんなケースもあるだろうというに思いますので、それには配置定数、配置職員、あるいはそういった金額にかかわる部分もございます。あれもこれも、あれもこれも、私もしたいという気持ちはやまやまでございます。この学童保育等々については、やはり幼児の保育所と異なりまして、義務教育ではございますけれども、一定程度そこには6年生の子供が、兄弟がおったり、あるいは中学生がおったりというようなこともあるでしょうし、それぞれの状況下で違いもあると思います。今ここで私が、よしわかったと、それはやろうという気持ちは、そういったこたえたいところでございますけれども、十分慎重に、そのこと等については、今の手紙も含めまして理解した上で、保護者等の要望等を十分踏まえながら、教育内容の充実に検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 市長は、先ほどから身の丈と言われましたけどもね、身の丈ちゃそんなもんかなと思いますよ、私、市長。市長の身の丈というのはその程度かなと、私は思いますね。結局、学童保育ですよ。6時までやってんでしょ。1時間できないんですか、延長は。そのままの状態じゃ確かにできないと思うんですよ。だけど、中をどうにかすることによって、なりやあせんかなという気がしますけどもね。だから、先ほど身の丈と言われましたけど、その

身の丈に対して私ちょっと少しかちんときたんですよね。その程度かなと、身の丈というのは。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ここで結論的にああいよというふうなことはできないと言っているわけです。そのことについては、バック、財政的な状況もすべて検証しなきゃならんわけですよ。私のそういった部分の中で、聞いたから即いいですよというわけにはいかないと。

ただし、今言われましたこと等については教育部長がきちっと回答したわけですから、検討していくと、いろんな状況等を勘案しながらいくというなことを言っているんですから、私もその延長上の中で回答しておりますし、それ以外のケースもたくさんあるだろうというように思いますので、それを実現していくためにはどうしたらいいのかというようなことも考えなきゃいかんわけですが、行政的には。そういった面がありますので、今のような回答をしておるといことについてご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） はい、わかりましたが、やはり市長の仁という気持ちにですね、期待したいと思ってます。

これについては終わります。

次です。次はですね、出前保育ということでお聞きいたしましたけども、先ほどからおっしゃいましたようにですね、人との触れ合いとかそういったものが育ってきているわけですよ。で、これ2年でやめられる。その中でですね、確かにグループをつくって、グループの中で立ち上げていって、そこに固定させるということは確かに大事だと思いますね。そういうにやっついていかないと、何もかも見れないと思いますが、じゃあこのグループというのは、大佐野ではできているのかどうか、それをちょっと聞かせてください。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援担当部長。

○子育て支援担当部長（村尾昭子） 残念ながら、大佐野の方ではそこまで立ち上がっていないという状況を、出前保育に行っている職員あるいは所長の方から聞いております。2年ごとと申しまして、それぞれの地域でグループ、サロン、そういったものが立ち上がるようにということで、1年過ぎたぐらいからですね、お話をしたり、指導したりしておりますが、地域によりましてやはり転入、転出が多い地域、そういったところはなかなかそういう気持ちになれないという報告は受けております。ですから、そういった中で大佐野も最近新しい住宅が増えて、しかし転勤の方々も多いというところの中で、なかなかそういうサロンを立ち上げていく、グループを立ち上げていくのは難しいという状況は、こちらの方も確認はしております。また別の地域によりましては、やはりこういった中で、地域でこういうグループを立ち上げていきますから、やめてもその後、たまには支援していきます、応援していきます、こちらの方も出かけていきますというような中で、という地域もございます。そこそこで少々事情が違ったり、様子が違ったりということはございますが、残念ながら今のところ大佐野ではサロン、

グループができるというふうにはお聞きいたしておりません。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） そうすると、できてないということになりますと、これは4月でやめられればそのままの状態でお開きという形になるわけですね。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援担当部長。

○子育て支援担当部長（村尾昭子） 大佐野におきましては、申しわけないというか、残念ですけども、一応3月をもって終わらせていただく予定にいたしております。しかし、太宰府西小学校区の他の公民館におきまして新たなところを区長さんとか地域にご相談し、それから今までこういうところが、サロン等ができてないようなところを担当の方でチェックしまして、今ご相談をして、4月から太宰府西小校区の中で新たにあと一カ所設ける予定にいたしております。

それで、今までもですけども、ほかの地域もですが、その行政区1カ所だけの区民の方が見えるだけじゃなくて、地域全体、あるいは太宰府市全域から、今自動車でもマイカーでもお越しになりますので、それはこの出前保育をやりますときに区長さんとか公民館の主事の方にご相談しまして、ほかの地域の方も受け入れてくださいということでやっておりますので、どの地域でやっております出前保育にも、もうほとんど各地からお出かけになって利用をいただいております。当然、その地域、校区の方々が一番多く参加なさっておりますけれども。ですから、今度新たなところでできますときにまた、少し離れますけれども、お出かけいただければというふうに思っておりますし、またそういう宣伝も行っているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 出前保育は、今まで月に1回やっていたんですよね。月に1回やっていたんで、月に1回が難しければですよ、2カ月に1回でもいいんじゃないかなという気がするんですね、火を消さないためにもですよ。

○議長（不老光幸議員） 子育て支援担当部長。

○子育て支援担当部長（村尾昭子） その辺のところはですね、また先ほどの学童保育所とも同じですけども、こちらの方の職員体制、そういったところもございますので、そういったところもあわせながらですね、今後どういうふうに協力できるか、出向くことができるかということとは内部調整の中で検討させていただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 若いお母さんがですね、この太宰府市に来られて、そして不安を抱きながら子育てをやっておられるわけですよね。周りに全然友達もいないと。そして、どうやって子育てしていくかわからないと。私は、この出前保育に2度ほど行きましたけれども、先ほどから言われたとおりなんですよ。和気あいあいでお子さんを抱いてこられて、そして指導者がおられて、指導者が紙芝居みたいなことやったり、おもちゃを持ってきて一緒に遊ばせてい

らっしゃるんですね。やはりそこで仲間づくりもできているんですね。だから、せっかくできたものをここでですね、なくなりますよと聞いて、私びっくりしたんですよ。だから、ここに住まれたお母さんでも、友達もいない、そしてお母さんの精神的なものにもよりましようけどもね、引っ込み思案のお母さんだったら家に引きこもってしまって、ストレスがたまって、そしてうつになったり、そして虐待に発展することだって十分考えられるわけですよ。だから、私としては、ぜひともですね、1カ月が無理なら2カ月、2カ月が無理なら3カ月という形でですね、何とかこう回せないかという気持ちがあるんですね。このところも井上市長に仁の気持ちでですね、ぜひともお願いをしたいと思っております。よろしく願います。

(「回答は」と呼ぶ者あり)

○12番(大田勝義議員) いえ、回答は。ああ、いただきましょう。市長の回答を求めます。

○議長(不老光幸議員) 市長。

○市長(井上保廣) 今、子育て支援等々については、こだわるわけではありませんけども、仁というふうなことは私の底流の部分でありまして、それだからああだこうだということ等については、私はちょっと一物あるように思います。

私は、子育て支援の各公民館の中で活動なさっているいろんなサークル、知っております。今問題になっておりますのは、官の中で出前保育というふうな形の中で、子育て支援センターの保育士が定期的に地域に出て、そして悩み相談であるとか、そういった状況等をやっておる。くまなく行政、官がやる場合にありましては、一つの一石を投ずるというふうなことでございまして、やはりそのことによって自主的なものが芽生える。そして、そのことによってお母さん方には集まって行われておる。たくさん公民館の中でございます。あるいは、中央公民館の中においてもやられております。そういった部分が私どもの期待するところでございます。官が主導してどこまでもやるというふうなこと等は考えておりません。一定程度やはり悩みを聞き、そしてそういった自立できるような状況ができた段階においては、次の公民館の方でまた出前をすると、それが今子育て支援担当部長が回答した内容だというふうに思っております。

今言われましたこと等については、補足できるような太宰府西小学校等で同様の出前的な形がございまして。単に今吉松に向佐野から、大佐野から来られているお母様方もいらっしゃいます。そういった形の中でできるわけですので、もう少しその辺のところ、対象になられた母親の皆さん方にお知らせしていただいて、側面からの支援はしていくことについてはやぶさかではございません、その姿勢で私ども行政はやっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。それが、私は優しさだというふうに思います。

○議長(不老光幸議員) 12番大田勝義議員。

○12番(大田勝義議員) はい、わかりました。じゃあ、この件については終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 道路整備についてご回答申し上げます。

お尋ねの路線については、正尻・川久保線という路線だろうと思います。

この道路は、近年交通量が著しく増加し、朝の通勤時間帯に約150台の車両が国道3号線への迂回路としてJR九郎利踏切から御笠川方面に通行をされております。当該道路の一部区間が通学路に指定されており、同時帯には水城西小学校に集団登校する子供たちが、車両の流れとは反対の方向に通学している状況でございます。このような状況のもと、向佐野、吉松両区から交通規制の要望がございまして、公安委員会にご相談して、向佐野から吉松への通学時間帯の、おっしゃいましたように午前7時から8時半までの車両通行禁止を規制したところでございます。

狭く、離合しにくいところがございます。その区間においては、側溝にふたを設置していくよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 先ほど言われたとおりだと思います。やはりあそこはですね、だんだん交通量が多くなりましてですね、非常に道が狭いもんですから離合できなくてですね、非常に困っているということ、見かけたことがありますけども。

そこで、私も現場に行ってちょっと見てきたんですよ。確かにふたがかぶっているところとかぶってないところがありました。かぶってないところはですね、ふたをかぶせれば何とかいけるかなという気もしますけども、もう少し私、ちょっともったいなと思ったのは、アスファルトがあって、それから約1mぐらいがですね、少し緩いのりなんですよね。そして草が少し生えてます。だから、そこはですね、やはり車は余り寄り切らないんですよ、離合するのに。だから、できればそのところに、緩いのりですからね、大きなのりじゃない、ほんの少し緩いのりですから、側溝のところ少しコンクリートで立ち上げて、そしてすればですね、幅としては広くとれるんですよ。だからぜひともですね、そういうふうにすると割に車の離合もしやすくなって、抜本的にはなりませんけれども、とりあえず今の状態でいけば乗り切れるかなという気がしております。

それと、ここはどうでしょうか、抜本的な対策としては何か将来的な計画というのはありませんか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） まず、前段の分の回答ですけども、確かに3m七、八十ぐらいでしょうか、そして側溝があるところが4mぎりぎりぐらいでございまして、それにおっしゃいますように水路のところ緩やかな土手になっておるということで、計画をちょっとしてみないといけないと思いますけども、いわゆる離合場所、滞留場所等ができて、そういうことになれば、そういう方向も検討してまいりたいと思います。とりあえずは側溝、そういう部分ででき

るところは対応してまいりたいと思っております。

それから、抜本的な道路計画ということでございます。これは、先ほどからいろんなこの面整備が考えられております。その中でできれば考えていきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） この件については終わらせていただきます。

次のアスベスト問題、お願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 最後のアスベスト対策について、ご回答申し上げます。

第1点目の本市のアスベスト対策ですが、平成17年6月以降の全国的なアスベスト問題を受けまして、同年9月9日に市民生活部環境課を相談の総合窓口とし、6部5課1センターで相談窓口を設置し、現在に至っております。

第2点目の公共施設の対策としましては、平成17年度に市内公共施設におけるアスベストの使用状況及び対策について、各課が管理している施設の実態調査を実施しました。その結果、市内公共施設の吹きつけアスベスト使用状況は小学校2校、中学校1校でありましたが、小・中学校においては除去工事、封じ込め、囲い込みなどが既に実施されております。また、吹きつけロックウール及び吹きつけ蛭石が使用されている公共施設が9施設で確認されましたので、アスベスト含有の有無について試料を採取し、分析調査をした結果、1施設以外はアスベストの含有はありませんでした。含有されていた施設についても囲い込みを行っている状況となっており、石綿粉じん濃度を測定しましたが、検出されませんでした。

今後とも既設天井材の経年変化によるたわみなどが生じていないか、状況を観察してまいります。

第3点目の民間施設の対策としましては、状況の把握はできておりませんが、アスベスト使用施設ではないかとの市民からの問い合わせがあったものにつきましては、職員が現地において管理者に聞き取り調査を行うなど、安全性の確認をしてきているところでございます。

第4点目の相談コーナーの結果につきましては、平成17年度に相談窓口を受け付けました件数は全体で24件となっております。内容としましては、建築物の解体による粉じん1件、アスベストに関する調査・分析機関の紹介10件、健康相談2件、建築物の使用材についての不安11件の相談が寄せられております。平成18年度の相談件数は1件で、内容は建築物の使用材についての不安の相談でございました。なお、平成19年度につきましては、現在のところ相談はあっておりません。

第5点目の検査に対する補助制度ですが、国は自治体に対し民間への補助制度を設けるように指導しておりますが、現在のところ福岡県の制度創設はされてございません。今後の国、県などの動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上、ご質問の項目に沿って回答申し上げましたが、アスベスト対策につきましては今後とも粉じんの飛散の防止、健康被害の抑止の観点から、庁内の連携はもとより、筑紫保健福祉環境事務所を初め、関係機関とも連携をとりながら、市民からの相談に対応してまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 先ほど、9施設ということで調査されたということですけども、この9施設というのは具体的にどことどことどことどこと、わかりますか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 9施設につきましては、吹きつけロックウール使用施設7施設。具体的に申し上げますと、人権センター、五条保育所、総合福祉センター、中央公民館、史跡水辺公園、いわゆる市民プールでございます。水城西小学校、太宰府小学校の7施設でございます。吹きつけ蛭石使用施設、これが2施設、2つございます。市庁舎、中央公民館。

以上の9施設でございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 庁舎がそういうことで、蛭石、ロックウールを吹きつけているというようなことですよ。

私ちょっと気になったんですけどね、天井見たんですよ。これは何でしょうか。

（「蛭石です」と呼ぶ者あり）

○12番（大田勝義議員） 蛭石ですね。これは入ってないんですか。オーケー。

庁舎もね、二十四、五年たったんでしょ。26年がたっているんかな。そうなってくると、どうしてもこういう吹きつけは自然とはがれて落ちてくる可能性は十分大きいんですよ。だから、そういったふうなところで、ちょっと天井見ながら気になりましたけどね。みんな中皮腫で死ぬんじゃないかと思いましたがけれど。わかりました。

じゃあ、もう一つですが、民間の建物なんですけどね、ルミエールがありますよね、立体駐車場です、大佐野ですけどもね。ここに立派な駐車場がありますが、これについては別に調査はされてないんですか。立体駐車場がありますけど。ちょっと私は気になっているんですけどね。建った年度にもよりますけどもね。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（富田 譲） 対象となっておる年度から申しまして、県が行ったのは昭和31年から平成8年に建築された1,000㎡以上の建物というようなことですので、よくちょっとわかりませんですね。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） もう一回で終わりますが、二、三日前のテレビです、阪神大震災がありましたよね。それで、これの瓦れきを撤去している作業員の方が、やはりアスベストを吸って中皮腫になったという事が出てましたよね。それと一緒に、やはりその周辺に住ん

である方が、それによることによる不安を非常に抱いてあるというふうなことです。そこで、この問題というのはですね、やはりどうしてもマスコミが取り上げないとなかなか大きくは広がらないんですけども。だから、今マスコミがこの件については余り取り上げてはおりませんが。そうすると、何かなくなったような気になりますけども、実質はしっかり残っているんですよ。だから、囲い込みなど、要するに板状になって入っているものについては壊さない限りは出ませんけれども、やはり蛭石みたいに吹きつけ材というのは非常に大きな問題を起こしているわけでございますので、今後ともこの件については私も注視していきたいと思っております。

今日はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は3月21日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午後6時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（5日目）

[平成20年太宰府市議会第1回（3月）定例会]

平成20年3月21日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第7号 字の区域の変更について（建設経済常任委員会）
- 日程第2 議案第8号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）
- 日程第3 議案第9号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について（環境厚生常任委員会）
- 日程第4 議案第10号 太宰府市と筑紫野市との間の学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約の全部を改正する規約の制定について（総務文教常任委員会）
- 日程第5 議案第12号 太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制定について（環境厚生常任委員会）
- 日程第6 議案第13号 太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第7 議案第14号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第8 議案第15号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第9 議案第16号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第10 議案第17号 太宰府市各種学校等奨学金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第11 議案第18号 太宰府市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第12 議案第19号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第13 議案第20号 太宰府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第14 議案第21号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第15 議案第22号 太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第16 議案第23号 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）

- 日程第17 議案第24号 太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第18 議案第25号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第19 議案第26号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第20 議案第27号 太宰府市同和对策審議会条例を廃止する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第21 議案第28号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について（分割付託）
- 日程第22 議案第29号 平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第23 議案第30号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第24 議案第31号 平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第25 議案第32号 平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第26 議案第33号 平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第27 議案第34号 平成20年度太宰府市一般会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第28 議案第35号 平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第29 議案第36号 平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第30 議案第37号 平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第31 議案第38号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第32 議案第39号 平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第33 議案第40号 平成20年度太宰府市水道事業会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第34 議案第41号 平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第35 議案第44号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第36 発議第3号
(H19.9月上程分) 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第37 請願第1号
(H19.9月上程分) 生活道路安全確保に関する請願（建設経済常任委員会）

日程第38 請願第1号 JR不採用問題の早期解決を求める請願（環境厚生常任委員会）

日程第39 意見書第1号 介護労働者の待遇改善を求める意見書（環境厚生常任委員会）

日程第40 意見書第2号 道路整備の早期かつ着実な推進に関する意見書

日程第41 議員の派遣について

日程第42 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 原田久美子 | 議員 | 2番 | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番 | 長谷川公成 | 議員 | 4番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番 | 後藤邦晴 | 議員 | 6番 | 力丸義行 | 議員 |
| 7番 | 橋本健 | 議員 | 8番 | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番 | 門田直樹 | 議員 | 10番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 11番 | 安部啓治 | 議員 | 12番 | 大田勝義 | 議員 |
| 13番 | 清水章一 | 議員 | 14番 | 安部陽 | 議員 |
| 15番 | 佐伯修 | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
| 17番 | 田川武茂 | 議員 | 18番 | 福廣和美 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志 | 議員 | 20番 | 不老光幸 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

| | | | |
|-----------------|------|------------------|------|
| 市長 | 井上保廣 | 副市長 | 平島鉄信 |
| 教育長 | 關敏治 | 総務部長 | 石橋正直 |
| 協働のまち
推進担当部長 | 三笠哲生 | 市民生活部長 | 関岡勉 |
| 健康福祉部長 | 松永栄人 | 子育て支援
担当部長 | 村尾昭子 |
| 建設経済部長 | 富田讓 | 会計管理者併
上下水道部長 | 古川泰博 |
| 教育部長 | 松田幸夫 | 監査委員事務局長 | 木村洋 |
| 総務・情報課長 | 木村甚治 | 経営企画課長 | 今泉憲治 |
| 市民課長 | 武藤三郎 | 福祉課長 | 新納照文 |
| 都市計画課長 | 神原稔 | 上下水道課長 | 宮原勝美 |
| 教務課長 | 井上和雄 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

| | | | |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記 | 伊藤剛 | 書記 | 浅井武 |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1と日程第2を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、議案第7号「字の区域の変更について」及び日程第2、議案第8号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1及び日程第2を一括議題とします。

日程第1及び日程第2は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に付託されました議案第7号「字の区域の変更について」及び議案第8号「市道路線の認定について」、一括してその主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、議案第7号についてです。

本議案については、通古賀土地区画整理事業の施行に伴い、従来の字界が原形をとどめなくなったことから、字の区域の変更をすると執行部から補足説明がありました。

委員から現地の現況と行政区について質疑があり、回答では、スーパーが1棟、マンションが1棟建築中で、住宅は30戸ほどが入居あるいは建築中で、行政区については通古賀区であるとのことでした。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第7号については、委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号「市道路線の認定について」、主な審査内容と結果を報告いたします。

今回提案されました市道路線の認定は7路線です。田中7号線、田中8号線、三浦7号線の3路線は、開発により帰属を受けた路線で、六反田道川久保線、フケ・水城駅第1支線、秋山3号線、東蓮寺1号線の4路線は路線整備されている路線の認定を行うものと執行部から説明

を受け、各路線について現地調査を行いました。現地では、路線ごとに執行部からの補足説明を受けながら審査いたしました。

現地調査終了後、本議案に対する質疑、討論を行いました。ともになく、採決の結果、議案第8号は委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第7号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第8号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第7号「字の区域の変更について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第7号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時05分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第8号「市道路線の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第8号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第3 議案第9号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について**

○議長（不老光幸議員） 日程第3、議案第9号「住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第9号の審査における主な内容と結果をご報告します。

本議案につきましての実施区域は、吉松区及び向佐野区のそれぞれの一部で、昨年住居表示を実施した区域との境界、高速道路、県道福岡筑紫野線、それから大野城市との境界で区分し、実施方法は、太宰府市住居表示実施基準要綱第2条に基づき、街区方式により住居表示を実施するというので、議会の議決を求められたものです。

また、本件は、既に太宰府市住居表示審議会への諮問を経て、原案のとおり実施すべきものとの答申を得ているということです。

今後の町割り、町名につきましては、地元合同役員会、そして再度住居表示審議会を経まして、市議会6月定例会において提案される予定で進行しているとのこと。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第9号につきましては、委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第9号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第10号 太宰府市と筑紫野市との間の学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約の全部を改正する規約の制定について

○議長（不老光幸議員） 日程第4、議案第10号「太宰府市と筑紫野市との間の学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約の全部を改正する規約の制定について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第10号「太宰府市と筑紫野市との間の学齢児童・生徒の教育事務委託に関する規約の全部を改正する規約の制定について」、その審査内容と結果を報告します。

議案第10号については、今回、学校教育法の改正、教育事務委託を行う対象地区の住居表示による名称変更並びに規定内容を統一するために規約を全部改正することについて、筑紫野市と協議するために提案を行うものとの補足説明がありました。

委員からはどの小・中学校で受け入れをしているのか、そしてその人数、また児童・生徒の受け入れを行う際の交付税の算定基礎額、就学援助を受ける児童・生徒についての学校と筑紫野市との連携について質疑があり、水城西小学校、学業院中学校、太宰府西中学校で受け入れを行っており、児童数は平成18年度で小学校33名、中学校が16名である。交付税の費用単価は、小学校が9万470円、中学校が9万5,470円、就学援助の申請があった場合は学校長が受け付けをし、筑紫野市の担当部署に申請を行うこととなっており、それぞれ住居のあるところで行うこととなっているとの報告を受けました。

さらに、宇美町とも教育事務委託に関する協定を結んでいるが、その規約の改正はどうなっているのかとの質疑があり、規約の改正も条ずれがあるのみのため、議会の議決を必要としないこと、現在教育事務の委託を受けている児童・生徒はいないこと、今後宇美町との教育事務委託について先方とも協議を行っていききたいとの報告を受けました。

その他、関連した質疑が行われました。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第10号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時12分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第12号 太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制定について

○議長(不老光幸議員) 日程第5、議案第12号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制定について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第12号の審査における主な内容と結果をご報告します。

本議案は、提案理由のとおり、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、市が行うべき高齢者医療の事務について定めるものです。

この条例の主なものは、申請や届け出の窓口に関する事務の規定、保険料の徴収に関する事務の規定、保険料を徴収される対象被保険者及び普通徴収に係る保険料の納期に関する規定、その他であります。

また、附則におきまして、社会保険の被扶養者であった方の普通徴収での納期を定めております。

質疑におきましては、督促状は納税課の収納事務と同様のシステムで行うこと、長期滞納とは期限から1年以上滞納されていること、様々な条件において保険料の軽減措置が設けられていること、保険料は2年ごとに見直しをされること等の回答を得ました。

また、討論では、福岡県の保険料の均等割の率は全国で2番目の高さで、保険料は全国1位となっており、お年寄り対象の負担増が拭えない中で、賛成することはできないという反対討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、議案第12号につきましては、委員大多数賛成で原案のとおり可

決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 議案第12号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制定について」に反対討論をいたします。

総務文教常任委員会に付託された議案第19号国民健康保険税条例の一部改正は、国民健康保険税に後期高齢者支援金を負担させています。また、国民健康保険から高齢者を切り離した制度の確立です。無年金者を初め、年金受給者から保険料を天引きして徴収し、広域連合会に6億5,458万1,000円を負担金として支払う受け入れ機関です。議案第34号平成20年度太宰府市一般会計からの負担金を初め、議案第35号、議案第37号、議案第38号に反対討論を行つていて、議案第12号の「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制定について」に賛成することは矛盾する結果になりますので、反対討論といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 次に、2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第12号「太宰府市後期高齢者医療に関する条例の制度について」、反対討論いたします。

12月議会でも後期高齢者医療制度中止撤回を求める請願の紹介議員になりましたが、この後期高齢者医療制度の導入が近づくにつれて、全国で負担増になることなどへの問題点が浮き彫りになり、後期高齢者医療制度中止撤回あるいは見直しを求める地方議会での意見書も500を超える自治体で採択されています。国会でも衆議院に野党4党共同で後期高齢者医療制度の廃案を求める法案を提出しております。福岡県においては、保険料が全国一となることが確定しており、高齢者の方への負担増の影響ははかり知れないものがあります。よって、本条例案には反対をいたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時18分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6から日程第12まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第6、議案第13号「太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第12、議案第19号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第6から日程第12までを一括議題とします。

日程第6から日程第12までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第13号から議案第19号までを一括して報告いたします。

まず、議案第13号「太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告します。

議案第13号は、国家公務員の例に準じて、外国への出張の際に規定されていた支度料について社会情勢にそぐわないとの理由から廃止をし、その他文言の修正を行うもの等であるという補足説明がありました。

質疑では、旅費に関する関連質疑がありました。

本議案についての討論はなく、採決の結果、議案第13号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告します。

議案第14号は、市長、副市長の給料を昨年7月から本年3月末までの9カ月間減額しているものをさらに1年間延長を行うもので、財政的効果としては、市長で154万7,532円、副市長で65万6,019円となり、さらにそれぞれの退職手当にもはね返ることになるとの補足説明がありました。

委員からは、市長が給料を下げたから職員も同じようにというふうになっていないかとの質

疑に対して、市長が率先垂範し、自分の背中を見せるということであろう、また土曜日の開庁という新しい取り組みも行うなど、その中のリーダーとしての姿勢が今回の提案であろうという回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、議案第14号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告します。

議案第15号は、教育長の給料について、さきの議案第14号と同様に財政の健全化に向けて取り組む姿勢を教育長についても理解され、提案を行うもので、財政的な効果としては58万8,735円となり、市長、副市長と同じく、退職手当にもはね返るものであるとの補足説明がありました。

さしたる質疑はなく、討論もなく、議案第15号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告します。

議案第16号は、勤務時間の中に設けてあった15分間の休憩時間を国家公務員の例に準じて本年4月1日から廃止するもので、これにより、4月1日からの昼休み時間は12時15分から13時までの45分間となるとの補足説明がありました。

委員から、近隣の飲食店に対してこのような状況を広報や説明をされる予定があるのかとの質疑に対して、市役所周辺ぐらいはお知らせという形で回りたいとの回答があり、さらに臨時、嘱託職員などについても市職員と同じような見直しをするのか、契約関係についてはどうするのかとの質疑に対しては、現在各課へお知らせは行っており、契約の段階で問題が発生する場合には対応していきたいとの回答がありました。

質疑を終え、討論では、近隣の飲食店から経営に支障が出ている等の意見が出てきた場合には臨機応変に対応していただきたいと要望しての賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第16号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号「太宰府市各種学校等奨学金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告します。

議案第17号は、学校教育法の改正に伴って法の条項の移動があり、この条例中に引用されている法の条項を今回改めるものとの補足説明がありました。

委員からはさしたる質疑もなく、討論もなく、採決の結果、議案第17号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号「太宰府市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告します。

議案第18号は、国の根拠法であるスポーツ振興法の改正に伴って条例を今回改めるものとの補足説明がありました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第18号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告します。

議案第19号は、昨年成立した健康保険法改正法案、医療制度改革法案の改正により、国民健康保険制度の大幅な見直しが行われ、本年4月から後期高齢者医療制度が創設されることに伴うものと、国民健康保険制度の安定運営と制度維持のため税率を改定することにより、本条例を今回改めるものとの補足説明がありました。

質疑では、まず国民健康保険税を年金から特別徴収する時期、特別徴収できない無年金世帯の数はどのくらいあるのか質疑があり、特別徴収の開始時期は本年10月からを予定している。また加入者世帯全員が65歳から74歳まで、かつ世帯主が年金受給者であることが条件であり、全世帯6,366人のうち20%台であろうと見込んでいるとの回答がありました。

また、太宰府市はなぜ保険税が高いのか、原因をどのように考えているのかとの質疑には、特別に太宰府市だけが高いというわけではなく、筑紫地区のほかの自治体は一般会計から赤字の繰り入れを行っているという支援の結果、そういう税率でおさまっているものと考えているとの回答がありました。さらに、制度を広報でお知らせする際の用語については、わかりやすく工夫していただきたいとの要望もありました。

討論では、今回の制度は改悪で、地方自治体、被保険者への負担も大変大きく、賛成できないとの反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第19号については、大多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第13号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第14号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第15号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第16号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第17号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第18号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第19号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第13号「太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時29分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第14号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時30分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第15号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時30分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第16号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番(福廣和美議員) 立場としては賛成はいたしますが、この条例を通すことによって職員の士気が下がらないように、また福岡市においてもそうですが、見直しが既に行われたところもありますので、今後十二分に職員の声も聞きながら、またこの条例を遂行していただきたい、そう思います。今回条例が通ったからこれがずっとこのままでいいものかどうか、私は多少疑問もありますが、今回は賛成をさせていただきます。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時32分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第17号「太宰府市各種学校等奨学金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時33分)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第18号「太宰府市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時33分)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第19号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 議案第19号国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論いたします。

付託された総務文教常任委員会において、条例改正新旧対照表に沿って保険税引き上げについて審議いたしました。内容については、国の法改正に基づいて後期高齢者医療制度の4月実施に伴う国民健康保険税の見直しであります。

平成19年度までは医療分と40歳以上の介護保険料を国民健康保険加入者に賦課しておりましたが、政府は国民健康保険に対して補助金を減額させるために、新たに国民健康保険制度に後期高齢者支援金を地方自治体に新設させました。現行の医療費分の所得割については0.2%の減額、均等割、平等割については各3,300円減額し、賦課限度額も9万円減額になっていますが、後期高齢者支援金として所得割は1.8%、均等割、平等割各6,500円の新設、限度額最高12万円、介護なし及び介護分として所得割1.8%の引き上げ、現行より均等割、平等割を6,400円増額となっております。介護分ありの場合、所得割1.8%の増額を行い、均等割、平等割も1人当たり6,400円も引き上げています。その結果、所得の少ない人には大変な負担で、高額所得者には最高限度額68万円、それ以上払わない結果になっています。

所得の少ない減免制度を受けられない市民や中小業者を初め、65歳未満の国保加入者で1世帯4人家族で年収300万円から400万円の方々は大変な負担になることは明らかなです。現在でさえ国民健康保険税が払えなくて滞納額が平成19年度見込み総額5億1,574万円になっています。その上、政府は国庫補助金を減らすために健康保険組合や共済組合の被扶養者を市町村の職権で国民健康保険から退職者医療制度に移しかえる制度に変えてしまいました。企業健康保険組合や職員共済組合など加入者に保険料の負担をより一層強める結果になります。特に一番問題なのは、太宰府市民の負担が大きくなることです。その上、行政業務である国民健康保険事業は、次から次に改悪され、徴収業務を初め煩雑な事務を押しつけられる結果に対して、認めるわけにはいきません。

議案第19号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、反対し、討論といたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時38分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第20号 太宰府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第13、議案第20号「太宰府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第20号「太宰府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例について」、その主な審査内容と結果を報告いたします。

本議案については、学校教育法で専修学校の定義を定めている第82条の2が改正により第124条に移行されたことに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたと執行部からの補足説明がありました。

本議案に対して委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第20号については、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14から日程第20まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第14、議案第21号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」から日程第20、議案第27号「太宰府市同和対策審議会条例を廃止する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14から日程第20までを一括議題とします。

日程第14から日程第20までは環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第21号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」から議案第27号「太宰府市同和対策審議会条例を廃止する条例について」までの審査における主な内容と結果を一括して報告します。

議案第21号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」報告します。

本議案は、提案理由のとおり、老人保健法が廃止され、本年4月から各医療保険者に特定健

康診査等が義務化されることに伴い、改正されるものです。

主な内容は、保険事業の整理で、今回特定健康診査及び保健指導以外に、新しい条例にあります4項目が定められております。

改正前の項目にありました「成人病その他の疾病の予防」以下の保険事業につきましては、健康増進法に基づく健康増進事業として位置づけられるようになったということでした。

本議案に対する質疑において、改正前の項目にあった「成人病その他の疾病の予防」以下の保険事業について、今までと変わらず、健康増進法により行われるのか、またその中でその保険事業の具体的な文言は盛り込まれているのかということに対し、今までの事業を高齢者の医療の確保に関する法律と健康増進法に分けて位置づけられているとの回答を得ました。

討論では、改正前の項目にあった「成人病その他の疾病の予防」以下の保険事業について、健康増進法により今までどおり行われるのか懸念があるということでの反対討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、議案第21号につきましては、委員大多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第22号「太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、提案理由のとおり、健康保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条文中の「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に変更するものです。

本議案に対する質疑はなく、討論において、改正後も高齢者の医療の確保に関する法律の中で規定される後期高齢者医療制度があるが、老人保健法が廃案になるという事実があるので賛成するという討論でありました。

討論を終わり、採決の結果、議案第22号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第23号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、提案理由のとおり、健康保険法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、改正されるものです。

条文中、医療保険各法の中に「高齢者の医療の確保に関する法律」を加え、「本条例における医療保険各法の保険者」を新たに条文化するものです。その他は、今回の法律改正や根拠法の改正に伴う条文の整備をしているものです。

本議案に対する質疑では、後期高齢者医療制度へ新たに移行する対象者は、市内でおおむね300人ぐらいであるということ、また、その対象者の方々への制度の周知については、制度が非常に複雑でわかりにくいということもあるので、十分に確認しながら本人の不利益にならないように対応していく旨の回答を得ております。

討論においては、制度自体が複雑であり、後期高齢者医療制度の導入そのものに反対してい

ることから、本議案については反対する旨の討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、議案第23号につきましては、委員大多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第24号「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、市長の提案理由並びに施政方針のとおり、保育所入所の待機児童の解消を図るため、南保育所の定員を60人から90人に改正するものです。

本議案に対する質疑においては、現在の60人定員でも定員未達であるので、今後入所者増に努力すること。また、定員90名となることでの職員数の増やそれに対する人件費については、すぐには児童数が定員に達する見込みではないことから、入所児童が増加する状況に対応して、今後職員等の増員で人件費が上がってくる場合は、補正予算の中で計上していくなどの回答を得ております。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第24号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第25号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、介護保険料激変緩和措置を平成20年度も引き続き実施することに伴い、改正するものです。

主な内容は、国の方針により、本条例中「平成18年度及び平成19年度における保険料の特例」という部分がありますが、平成20年度においては基本的に市町村の判断で特例を設けるか設けないかを決定することになるということです。

そこで、太宰府市としましては、現状を勘案しまして平成20年度まで保険料の特例を設けることとし、条例を改正するというものです。内容につきましては、現行と同じということです。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第25号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案は、提案理由のとおり、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会の設置に伴いまして、太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正するものです。

主な内容は、人権尊重のまちづくり推進基本指針策定に向けて、様々な人権問題に関する人権施策の総合的かつ計画的な推進に関し調査審議することを目的とし、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会を設置することとし、本条例に追加するものであります。

本議案に対する質疑において、審議会委員の選考についてはそれぞれの人権団体からの代表は外し、委員の人数を半分程度にしたこと。今回の審議会委員は、主に識見を有する者、関係行政機関の職員ということで、識見者のみの組織とすること。また、男女共同参画推進プラン

の中で女性の登用ということが大きな課題ということで、少なくとも2名ないし3名は女性を登用する方向で検討していること等の説明を受けました。

討論では、同和対策審議会との関連が、ただ名前つけかえだけに感じられるところがあるという反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第26号につきましては、委員大多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号「太宰府市同和対策審議会条例を廃止する条例について」報告いたします。

本議案は、提案理由のとおり、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会の設置に伴いまして、本条例の廃止を行うものです。

主な内容では、今後策定することになる太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律のとおり、同和問題だけでなく、様々な人権問題を対象としており、様々な人権問題の差別解消に向けた施策の審議を行う審議会へと引き継いでいくということで、今回同和問題を中心とした本条例は廃止するというものです。

本議案に対する質疑はなく、討論において、同和対策審議会条例を廃止することは基本的には賛成だが、提案理由にある太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会設置に伴い廃止するという理由では賛成できないという反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第27号につきましては、委員大多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして議案第21号から議案第27号までの報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第21号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第22号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第23号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第24号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第25号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第26号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第27号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第21号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 議案第21号について反対討論を行います。

老人保健法が廃止され、それに伴う条例の改正が必要として提案されておりますが、保険事業の第9条の保険事業として8項目ありました事業が、改正内容では4項目になっており、国民健康保険加入者の健康予防医療費の抑制事業として成人病その他の疾病の予防、健康づくり運動、栄養改善、母子保健事業等が削除されており、今後財政が厳しいという状況を理由に縮小や廃止される可能性があり、第9条の改正案には賛成できませんので、反対を表明し、討論といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 次に、2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第21号について反対討論いたします。

委員会で述べましたことと重複いたしますけども、条例改正新旧対照表の25ページにあります、(4)成人病その他疾病の予防から(7)母子保健についてが改正案に明記されておらず、今後市民の方の健康保持、増進を図る上で支障を来すおそれがありますので、本条例案には反対いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時56分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第22号「太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時57分)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第23号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 議案第23号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」反対討論を行います。

条例内容は、新たに第2条7項に、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて65歳以上の重度障害者医療費の支給条項を老人保健制度が変更になり後期高齢者医療広域連合会に移行させるために老人保健法第25条第1項第2号の規定により障害認定にかかわる申請撤回申し入れ書等の手続等も行われ、65歳以上の重度心身障害者に後期高齢者医療保険証を今年20日から送付いたします。保険料特別徴収仮徴収通知及び保険料本算定通知も後日通告予定です。65歳の障害者も後期高齢者制度に組み込まれる内容であり、議案第19号、議案第34号、議案第35号、議案第36号、議案第37号、議案第38号とのかかわりがあり、反対討論といたします。

○議長(不老光幸議員) 次に、2番藤井雅之議員。

○2番(藤井雅之議員) 議案第23号について反対討論いたします。

委員会の中で市内に現在この後期高齢者医療制度導入に伴って対象になる方が300人ほどおられるというふうに伺いましたが、私も手話のサークルの方に実際に話を聞いてみましたが、この後期高齢者医療制度そのものが複雑で、一人一人の方が理解をされるのに大変時間がかかるし、まだ理解ができてない状況があるというふうに伺っております。その中で、この制度が導入されれば市民の方、とりわけ新たに対象に組み込まれる方への混乱が予想されます。議案第12号にも反対しておりますので、同様に反対いたします。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時01分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第24号「太宰府市立保育所設置条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 済みません、通告外で。

本条例については賛成でございますが、今市民の中で現実に待機児童がいるということも事実であります。小学校の数から見ましてもそうですが、西地区の要するに人口の増、若い方の人口が増えている。どうしても遠くまで預けることができないというお母さん方の声を聞いておりますし、なかなか難しい問題がここにはあるように思えてなりません。この条例につきましては、我々はもとより賛成をいたしますが、今後のそういった市民の声をよく聞いていただき、どのようにすれば、これで解決すればいいわけですが、地域的な問題を解消できていくのか。ぜひ待機児童がゼロになるまでの対策をたてていただきたいことを望みまして賛成討論にかえさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時03分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第25号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時04分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第26号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第26号について反対討論いたします。

委員会でも質疑をいたしまして、設置されるまちづくり推進審議会の中には、これまでの同和対策審議会と違い、各運動団体の代表関係者は加えないということが述べられておりますけれども、審議会規則3条(3)のその他市長が適当と認める者の中で各運動団体の関係者が選出される可能性が否定できません。これまでの同和対策審議会との区別が名札のつけかえのように感じられますので、本条例案には反対いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 議案第26号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」反対討論いたします。

まず、議案第27号との関連があります。今回提出、提案された太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会については、人権擁護法案との関係があります。国会で3度継続審査の後廃案になった人権擁護法案は、また今の国会に再提出しようという動きがあり、自民党派閥間での反対の動きも強まっております。先日私にも人権擁護法案に反対するための後援会案内状が日本国民会議から送付されてきました。特にこの人権擁護法案は、報道機関関係者は、人権擁護という差別解消の名のもとに言論、表現の自由、知る権利を規制して差別糾弾闘争の合法化をもたらすとして反対を行っております。憲法でも差別は行ってはならないと決められて、市民的平等の人権が尊重されておりますが、太宰府市は様々な人権問題に関する人権政策、総合的かつ計画的な推進に関し、調査、審議をするとしております。今日までの経過を見ると、同和行政を最優先としてきたことは事実です。新たに太宰府市人権尊重のまちづくり推進協議会設置は様々な法律があり、附属機関として設置する必要はありません。人権擁護委員は国から委嘱されており、その上あらゆる関連する法律がありますので必要ないと考えますので、反対討論いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号に対する委員長報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時08分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第27号「太宰府市同和対策審議会条例を廃止する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第27号について反対討論いたします。

同和対策審議会廃止そのものについては賛成ですけれども、提案理由にあります議案第26号の新たな審議会が設置であるということが提案理由として上げられておりますので、本議案には反対をいたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 議案第27号「太宰府市同和対策審議会条例を廃止する条例について」反対討論をいたします。

平成13年に同和対策特別事業は廃止になりました。私は、同和問題は周辺地域との生活上に見られる格差が基本的に解消されたこと、旧身分にかかわる差別が大幅に減少していること、市民の間で歴史的更新性が薄れ、部落問題の解決の主体が形成されてきたこと、部落問題が長期間にわたり取り組んだ結果や社会的交流が進展してきたことなど、同和対策審議会でも同和対策に終止符を打つ終結宣言をしないまま審議会条例の廃止を提案してきたことに対して反対を表明し、討論といたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時10分〉

○議長（不老光幸議員） ここで11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時25分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第28号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第21、議案第28号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） 各委員会に分割付託されました議案第28号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）」の総務文教常任委員会所管分について、その主な審査内容と結果をご報告いたします。

まず、歳出の主なものといたしましては、財政調整資金積立金として2億1,215万3,000円の増、歴史と文化の環境税整備事業基金積立金として歴史と文化の環境税の追加収入分の820万円と太宰府のガイド本収入等合わせて869万7,000円の増、放課後児童健全育成事業費県補助金精算返還金として支出予定額が163万7,000円の少なかったこと、収入が250万5,000円多かったために県に返還する金額として276万2,000円の増等の補正が計上されております。

続きまして、歳入の主なものといたしましては、観光客の来訪者が増加したことによる歴史と文化の環境税820万円の増、基金利子収入として預金利子等が上がったための増分等の補正が計上されております。

その他、繰越明許費と地方債の補正も審査いたしました。

本議案の当委員会所管分に対しての主な質疑では、財政調整資金について、この積み立てがこの周辺自治体では一番低いが、佐野土地区画整理事業基金に積み立てないで財政調整資金の中に入れるのかとの質疑に対し、土地区画整理事業については事業はおおむね終了しているが、今まで一般財源をかなり投入していたので今回財政調整資金に充てるものであるとの説明がありました。

また、放課後児童健全育成事業費県補助金精算返還金について、滞納があった場合については返還金の対象に入っているのかについての質疑では、納付された保育料が対象となり、未納額については対象の経費には入らないとの回答がありました。

そのほかにも質疑が行われました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第28号の総務文教常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番(田川武茂議員) 続きまして、建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査の内容と結果を報告いたします。

歳入の主なものとしては、20款4項1目の佐野土地区画整理事業保留地処分金は4宅地分の売却代金で、20款5項2目の清算徴収金は佐野土地区画整理事業の換地処分による清算金が確定したことに伴い増額補正されたものです。

歳出の主なものとしては、2款2項6目の地域コミュニティ推進費のコミュニティバス関係費1,322万8,000円は、まほろば号のダイヤ見直しを今年の4月1日からとしたことで、前年度並みの運行経費が必要となったことから増額補正されるものです。

8款4項4目240細目の佐野土地区画整理事業の工事請負費は、執行残による減額補正、同じく5目230細目の公営企業関係費の減額は企業会計との協議により減額調整するとのことです。

次に、当委員会所管分の繰越明許費は5事業で、そのうち地域再生基盤強化事業は用地補償の協議に時間を要したこと、都市計画関連事業については県の都市計画道路見直し方針に沿って進めている業務を県の交通量解析調査等の遅延により平成20年度も引き続き行うことから繰り越しをするとのことです。

委員からは、さしたる質疑はなく、また討論もなく、採決の結果、議案第28号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 続きまして、各常任委員会に分割審査付託されました議案第28号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」の環境厚生常任委員会所管分につきまして、その内容と結果を報告いたします。

今回の補正における主な内容につきましては、まず、債務負担行為の追加において、障害者福祉システム保守委託料並びに賃借料の2件が計上されています。これは、障害者自立支援法

の事務の処理方法が大幅に見直されたことに伴い、障害者福祉事業が円滑に進むよう電算化するために5カ年の債務負担行為を計上するというものであります。

次に、歳出でございます。

3款民生費、1項社会福祉費では、国民健康保険関係、介護保険関係の各繰出金、後期高齢者医療関係のシステム委託料等での増額補正。

同じく、2項児童福祉費では、母子福祉関係費の精算返還金、助産施設入所措置費、私立保育所関係費委託料、また適用範囲を1歳拡充しました市単独事業分の乳幼児医療費の増額補正。

3項生活保護費では、国庫への精算返還金の増額補正。

以上が主なもので、一般財源のみを補正財源としていますのは、返還金、繰出金及び乳幼児医療費でありまして、そのほかは歳入で補正計上されています財源が充当されております。

審査における主な内容は、3款2項2目児童措置費の母子生活支援施設関係費においての増額について、事前に予測することが困難である対象者を当初1名と見込んで予算化していたところ、最終的に5名となったことから152万円の増額補正をしたということでした。

質疑を終え、本議案に対する討論はなく、採決の結果、議案第28号の当委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時35分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22から日程第24まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第22、議案第29号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」から日程第24、議案第31号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第22から日程第24までを一括議題とします。

日程第22から日程第24までは環境厚生常任委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第29号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」から議案第31号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」までの審査における主な内容と結果を一括してご報告します。

まず、議案第29号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」報告いたします。

今回の補正は、主に一般被保険者等療養費給付費の増額に伴い、歳入歳出それぞれ1億447万2,000円の増額補正がなされております。

本議案については、質疑、討論なく、議案第29号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第30号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」報告いたします。

今回の補正は、主に平成20年度介護保険料の激変緩和措置を講じるために総務費にてシステム電算委託料を計上するなど、歳入歳出それぞれ315万4,000円の増額補正がなされております。

本議案についても、質疑、討論はなく、議案第30号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」報告いたします。

今回の補正は、積立金の運用利子の増額に伴い、歳入歳出それぞれ14万2,000円の増額補正がなされております。

本議案に対する質疑、討論はなく、議案第31号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第29号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第30号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第31号の委員長報告に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第29号「平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」  
討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する  
ことに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時40分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第30号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算  
（第3号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決する  
ことに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時41分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第31号「平成19年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第31号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時42分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25と日程第26を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第25、議案第32号「平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び日程第26、議案第33号「平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第25及び日程第26を一括議題とします。

日程第25及び日程第26は建設経済常任委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第32号「平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び議案第33号「平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」、一括してその主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、議案第32号についてです。

今回の補正内容は、決算見込み額の精査を行い、予算額の調整をされたもので、収益的収入においては、上下水道部長が平成19年6月1日付で一般会計の会計管理者との併任となったことで、人件費の2分の1を一般会計から受け入れたことに伴う増額、水道加入者の増加に伴う加入者負担金の増額、支出では原水の水質が予想以上によかったため、薬品、電気料等がすべ

て減額されています。

資本的支出においては、配水布設費を工事請負費の入札減などにより減額し、それに伴い収入の建設企業債が減額されています。

以上、予算書4ページから実施計画書兼事項別明細書に沿って執行部から詳細に説明を受けました。

本案に対して委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第32号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号についてです。

補正の内容は、一般会計繰入金を当初予算で7億5,000万円計上していたものを1億円減額することで一般会計との協議で調整されたものや、公的資金補償金免除繰上償還にかかわる経営健全化計画が、財務大臣及び総務大臣から承認され、財政融資資金貸付金繰上償還承認通知があったことから、今回起債12件、合計5億2,726万3,000円の繰上償還が計上されております。

これについては、年利5%以上の地方債が対象で、平成19年度から平成21年度まで3カ年に限って補償金が免除され、平成21年度までの3カ年で約36億円を繰上償還し、借りかえることで、平成33年度までの効果として約9億6,000万円を見込んでいるとのこと。

そのほか、全般については水道事業会計と同様、決算見込み額の精査を行い、予算額の調整をされたことなど、執行部から詳細に説明を受けました。

本案に対しても質疑、討論はなく、採決の結果、議案第33号についても、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第32号の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第33号の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第32号「平成19年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第32号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時47分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第33号「平成19年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時48分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第27から日程第34まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第27、議案第34号「平成20年度太宰府市一般会計予算について」から日程第34、議案第41号「平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第27から日程第34までを一括議題とします。

日程第27から日程第34までは予算特別委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 今定例会におきまして予算特別委員会に審査付託を受けました議案第34号「平成20年度太宰府市一般会計予算について」から議案第41号「平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について」までは、2月27日、第1日目の予算特別委員会で執行部から説明を受け、3月13日、17日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部課長出席のもとに

具体的な審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

まず、平成20年度の予算編成に当たっては、非常に厳しい財政状況の中で行政評価と連動した施策別枠配分方式で編成されているということです。

審査に当たりましては、平成20年度各会計予算書に計上された内容に対する全般的なチェックを行った上で、予算審査資料を参考に質問形式により、平成20年度の施策に対してできるだけ明らかになるよう審査いたしました。

予算審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また提出していただきました執行部の皆様方にここで改めてお礼申し上げます。

また、審査内容の詳細につきましては、議員全員で構成された委員会であることから、その内容については省略をさせていただきますので、後日配付されます会議録でご確認をいただきたいと思っております。

初めに、議案第34号「平成20年度太宰府市一般会計予算について」報告をいたします。

予算の概要及び特色並びに重要な施策、新規事業については、市長から提案理由の説明があり、委員会において予算説明資料を参考に部長より説明を受け、さらに各委員の質疑に対し、所管の部課長より詳細な説明を受けました。

なお、委員から出されました指摘、意見、要望につきましては、十分検討いただき、適切な処理をされますようお願いいたします。

審査を終わり、委員会採決の結果、大多数をもって議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第35号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第36号「平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算について」、議案第37号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第38号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、議案第39号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」の5件の特別会計について、一括してご報告申し上げます。

特別会計予算については、歳入歳出を一括して審査を行いました。

なお、審査の詳細については、一般会計同様に予算審査の会議録をご参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、各特別会計の議案第35号の国民健康保険事業特別会計は大多数をもって、議案第36号の老人保健特別会計は委員全員一致で、議案第37号の後期高齢者医療特別会計及び議案第38号の介護保険事業特別会計は大多数をもって、議案第39号の住宅新築資金等貸付事業特別会計は委員全員一致をもって、各案とも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第40号「平成20年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第41号「平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について」の2企業会計予算についても、一括して審査を行いました。

なお、審査の詳細については、同様に予算審査の会議録をご参照願います。

審査を終わり、委員会採決の結果、議案第40号の水道事業会計及び議案第41号の下水道事業会計については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第34号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第35号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第36号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第37号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第38号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第39号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第40号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第41号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

これより討論、採決を行います。

議案第34号「平成20年度太宰府市一般会計予算について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 議案第34号「平成20年度太宰府市一般会計予算について」は、全員で構成された予算特別委員会において反対討論を行っております。内容については、特別委員会で行った内容が議事録として作成されますので、議案採決に対しての反対表明だけにかえさせ

ていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 次に、2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第34号について反対討論いたします。

まず、お忙しい中予算審査資料の要求に対応していただきましてありがとうございました。委員会でも述べましたけども、当初予算の中、すべて反対というわけではありません。妊婦健診の回数増や後期高齢者医療制度のはり、きゅうの助成など、市民福祉の分野では評価できるものもあります。しかし、当初予算全体を見渡したときに、一部において不適切な内容が含まれておりますので、本議案については反対いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時02分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第35号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第35号について反対討論いたします。

平成20年度の太宰府市国民健康保険事業特別会計では、後期高齢者医療制度の発足に伴う見直しを中心となっております。平成19年度の滞納見込み額が5億円を超える金額が報告されておりますけども、今後負担増で苦しまれる市民の方が増加するのではないかという懸念があります。したがって、議案第35号に対しては反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 私も先ほどから関連する議案について討論をしております、議案第35号「平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」は、予算特別委員会において反対討論を行っております。内容については特別委員会で行った内容が議事録として作成されますので、議案採決に対しての反対表明だけにかえさせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時04分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第36号「平成20年度太宰府市老人保健特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時05分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第37号「平成20年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 議案第37号「平成20年度後期高齢者医療特別会計予算について」は、全員で構成された予算特別委員会において反対討論を行っております。内容が議事録として作成されますので、議案採決に対しての反対表明だけにかえさせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 次に、2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第37号について反対を表明いたします。

議案第12号を初め後期高齢者医療制度に関する条例改正について反対してきておりますので、議案第37号についても同様に反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第37号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時06分)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第38号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 議案第38号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」は、全員で構成する予算特別委員会において反対討論を行っております。内容は議事録として作成されますので、議案採決に対しての反対表明だけにかえさせていただきます。

以上です。

○議長(不老光幸議員) 次に、2番藤井雅之議員。

○2番(藤井雅之議員) 議案第38号について反対を表明いたします。

関連する議案第25号におきまして、平成20年度も激変緩和措置を引き続き行われるという点については評価をいたしますけども、これまでの介護保険料の改定で市民の方の負担が大きくなっているのも事実としてあります。所管委員会で後期高齢者医療制度の関連の議案に反対してきており、本議案にも関連するところがございますので、反対を表明いたします。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対2名 午後1時08分)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第39号「平成20年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時09分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第40号「平成20年度太宰府市水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時09分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第41号「平成20年度太宰府市下水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 議案第44号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第35、議案第44号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 平成20年第1回太宰府市議会定例会最終日を迎えて、これまでの間、慎重かつ熱心にご審議を賜りましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。

さて、本日ご提案を申し上げます案件は、補正予算案の1件でございます。

それでは、早速提案理由を説明させていただきます。

議案第44号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ6,560万円を追加をし、予算総額を200億7,045万1,000円をお願いをするものでございます。

内容といたしましては、地域再生基盤強化事業と公園新設事業の起債対象となっております一般公共事業債につきまして、補助金と起債の充当残でございます一般財源に対し、財源対策債の調整分の上乗せが急遽決定をしたことに伴います財源更正でございます。

この結果、当該事業におきまして一般財源負担が軽減をされ、さらに追加の起債分に対しましてはその50%が後年度に交付税措置されることになっております。

また、軽減された一般財源につきましては、財政調整基金への積み立てを行うことといたしております。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 予算特別委員会でも質疑をしております、また市長の提案理由にもありまして、最後この平成19年度補正予算（第5号）についてですが、基金の積み立て、こういう状況、それから地域再生基盤強化事業も予算特別委員会で説明を受けておりました。ところが、今年度の当初予算については180億円という状況の中で、最終的には決算では200億円、ただし出納閉鎖まで5月31日までありますが、ある一定出納閉鎖後には最終的にはこの200億

7,045万1,000円の増減の見込みですね。こういう減債基金の積み立ての問題も予算特別委員会でも審議していましたが、最終的決算見込みについてはどういうふうな状況になるかもあわせて報告をいただきたいと思いますが。大変納税課、特別収納課の努力もいただいているという状況の中ですが、この辺の見込みについて、まだこの200億円が増えるのかどうか、報告を求めたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 現在、決算見込み額については各課の方に調査を依頼しておりまして、おおむね予算額と同額程度で落ちつくのではないかというふうに考えています。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 当然、今までの事業の中で入札減があったりですね、それから不用額も出てきますし、最終的には監査の結果が5月31日出納閉鎖後にまた決算認定というような状況の中ですね、本日こういう補正予算（第5号）について審議した結果ですね、様々な形で決算が報告されると思うんですが、今総務部長が言ったように、200億7,045万1,000円、余り変化はないと、こういう形で今報告を受けたということで確認をしときます。余り増えたときにはどういうふうになったかということで、また改めて優しくお聞きしますので。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 歳入につきましてはおおむね変化はないんじゃないかなというふうに思っていますが、歳出についてはやはり繰越金を平成20年度の当初予算の方にも見込んでおりますし、若干余裕が出るんじゃないかなというふうには考えてます。

○議長（不老光幸議員） よろしいですか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） できればですね、今年度の、平成19年度のこの補正をずっと1号、2号、3号、4号、5号と出てきまして、太宰府市がやはり今後の市長の方針としてできるだけ借金を減らしたいという形で繰上償還を行って健全財政を保つというか、そういう状況を行ってきました。その努力については評価をいたしますが、今後繰越金が出てきた場合については、借金も減らすことも大事ですが、もう平成20年度の予算は先ほど可決しましたけど、利益が出てきた場合は、その使い道については、当初平成20年度予算を組むときに国の財政が厳しいからということで緊縮の予算編成をされているわけですが、それを補正するような形になるのかどうか、そのことも最後に回答を求めておきたいと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 先ほど総務部長が申しあげましたように、歳入については最大限努力をしてこの予算内の確保をしたいというふうに考えています。今回税源移譲で地方税の方に相当の財源が配分されまして、税を取る金額というのは物すごく大きくなっておりまして、前回も述べましたように、徴収率が若干下がりがつあります。それを最大限努力してこの予算で組みたいと思います。

それで、もう一つは、歳出の方はできるだけ入札残あるいは不用残については残すように、その財源については、この平成20年度予算の中にはもう1億5,000万円という財源を組んでおりますので、それは必ず確保しないと平成20年度の予算が歳入欠陥になるということになります。

またさらに、かなり絞った部分もございます。もし、余剰残が出ればというお話でございますけれども、事務事業評価をしておりますので、その評価の中で優先配分ができるかどうか、そういうことも含めながら、全体的なバランスを考えてその余った財源というんですか、余剰残があれば充当をしたい、考えていきたいと、そういうふう考えております。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） この補正予算（第5号）については賛成をいたしますが、市長が回答というか議会にも説明してありまして、また予算特別委員会でも大変論議になりましたが、やはり国はいつも交付税措置を行いますと、もうこの繰り返しです。ただし、基準財政需要額と比較してみて、私もなぜ国はこれだけの交付税措置をしなきゃならないのかと言いながらも交付税は年々減額になっておりますし、この太宰府は全国でも特徴のある史跡地、こういうところの部分の史跡の買い上げの問題、維持管理の問題、様々な形でありますし、また当然入るべき税収といたしますか、そういうものも国の法律で減免制度もしておりますしですね、こういう状況がありますが、できればやはり国に対する陳情等もぜひですね、市長みずからですね、この太宰府の実情、文化財指定地域、地方債として借金の中にも入れられて交付金、補助金で入ってきておりますが、やはり様々な形で国が交付税措置をする太宰府の特徴、それから特にこの太宰府にはこの周辺と比べて老健施設がたくさんあります。また、県立太宰府病院も民間委託になって県立太宰府病院に入院された方は、はっきり言って365日たくさんの方の医療費がやはり太宰府に住民票を置かれておって医療費の部分について大変な過大負担でもありますし、それから介護事業にしてもよその自治体と比べて本当に介護施設がたくさんあります。老健施設としても、何か所もあります。そういうやはり太宰府の特徴をもって国の補助金、交付金ですね、地方交付税などの特例交付金などの増額をぜひ要望していただいて安定財政をしていただくことをお願いをして、この平成19年度補正予算（第5号）については賛成の表明をさせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 発議第3号 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 について

○議長（不老光幸議員） 日程第36、発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されておりました発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告します。

この請願は、昨年9月、12月議会において継続審査となっていたものです。

今回は委員からの意見はなく、討論においてこの政務調査費については責任を持って今日まで申請をしてきたところで、不正な支出は一切なかったと表明しておきたい。この問題に対しては、政務調査費の支出については現状のままでよいと思うとしての反対討論。

そして、これまでも繰り返し述べてきたことであるが、財政の厳しい現状を踏まえ、議会の中ですぐにできること、長期的にとらえて議員全体が一丸となって取り組んでいくことは何か、この両刀で進めていくべきであるとして賛成討論。

また、こういった財政危機に陥っている大変な時期だからこそ、政務調査費を使って調査研究をし、なぜこうなったのか、本市の今の状況をしっかり勉強し、本市をよりよい方向に導いていくのが議員の役割、仕事であると考えているとしての反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」は賛成少数で否決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） 発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」、総務文教常任委員会でも反対討論いたしましたけど、私はもう一度本議会で反対の立場から討論いたします。

提出者の議員の言いわけ、主な理由によりますと、太宰府市が財政危機に陥っているから今すぐできることといえば政務調査費の減額ではないか、そしてその金額は全体予算からすればわずかな金額ではあるが、議会として取り組む姿勢をまず示したいとのこと。また、市長、副市長、教育長が減額したから議員もそれに倣っては。とんでもない、もってのほかである。私は、そもそもこの政務調査費というのは、国会で地方自治法の一部改正があり、2000年、平成12年4月1日に施行された法律である。ご存じのように、この政務調査費の目的、性格は、議員の調査研究に資するための必要な経費である。そこで、太宰府市でも平成13年3月に規則が制定され、当時月3万円、年間36万円会派への支給があり、その使途基準も決められておりました。市民の大事な税金、血税であります。私はこういった行政の財政が厳しい大変な時期だからこそ、政務調査費を十二分にしっかり使って調査研究し、なぜこのような財政危機に陥ったのか、今の本市の状況を会派や議員全員で知恵を絞り出し勉強し、そのためになるいろいろな先進地などを視察研究して、本市の将来、未来に向かって監視、監督、指導、発議などしっかり議会活動を行い、太宰府市をよりよい方向に導いていくのが議員の役割ではないでしょうか。今議案の政務調査費1人当たり5,000円の減額は、年間1人6万円、市民の人口を6万7,000人として約1円弱であります。市民の声としては、この税金を還元して使うよりも、しっかりとこの財政が厳しい市政を調査研究して勉強してもらい、議員の資質を高めるとともに、年間6万円が6,000万円、6億円となって太宰府市民の将来のためになるように還元するのが議員の役目ではないかと思えます。

そういった中で、私は、この目鼻先の小手先のことばかり考え、市民受けするような発議には反対いたします。本当にどうしようもない大変な財政破綻のおそれがあれば、大幅な議員削減、歳費削減してでもその危機に立ち向かわなければならないと思えます。

なお、継続審査することにより多くの市民のいろいろな声を聞くことができました。早々に結論を出さずによかったと思えます。

以上で、議員発議第3号に対し反対討論といたします。

○議長（不老光幸議員） 次に、7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」の原案に対し、賛成の立場から意見を述べたいと思えます。

9月議会に上程いたしました政務調査費20%減額案は、9月議会、12月議会ともに継続審査を、そしてやっと今議会で結審されましたが、ただいまの委員長報告によりますと否決という結果になってしまいました。

今回の政務調査費減額につきましては、市の財政悪化に議会が少しでも寄与することを目的として提案させていただきました。具体的な理由につきましては、政務調査費の執行率が約55%で、余った分は毎年返納されておりましたが、20%を減額して市の一般会計の当初予算に組み入れ、有効活用をしていただきたいというのが1点。次に、市民に対し、議員の自発的な姿勢をはっきり示すこと、3つ目に市や市民のためになることは党派を乗り越え実行に移し、できることから即実践というのが私たち7名の考えであります。市民の方からの依頼で、関係部署に相談に行きましても、予算がなく、わずかな金額ですが期待にこたえることができないむなしさを何度か味わっております。多少でも余裕があれば何とかなるのにと思うことがたびたびです。年度末に減額分の120万円返金するのではなく、その120万円を新年度の予算に計上すれば、市民のために使うことができる生き金となるはずです。ぜひ政務調査費減額案を今議会で可決していただきますことをお願いいたしまして、原案に対する賛成討論といたします。

○議長（不老光幸議員） 次に、16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 私は、発議第3号の発議者の一人として原案賛成の立場で討論を行います。

本発議は、昨年9月の定例議会の中で議員7名において提案したものでありますし、その際、提案者からもその趣旨について説明がありましたように、本市の財政事情は大変厳しさの一途をたどっておることは、これまでの予算決算の議論の中でも十分ご承知のとおりであります。市長も就任以来、給与の10%の削減をされ、平成20年度の予算提案、あるいは議案第14号、あるいは議案第15号においても提案がっております。この数年、各種団体への補助金や、あるいは交付金も基本的に減額で進んでおりますことはご承知のとおりであります。国民健康保険も市民への負担が大変今回厳しくなっておるところであります。私ども議員も、みずからの問題としてこの財政問題に真摯に真正面から向き合って財政事情を理解するとき、何らかの具体的な行動を起こす必要が急務であろうと考えるところであります。

年度末に返納しておるからというご意見もありましょう。しかしながら、私どもは今日までの政務調査費の執行率などを勘案したときに、仮に120万円といえども当初予算から減額をし、他の部分に広く執行部がその金額を使えるということが大切だろうというふうに思っております。そういう意味で、この提案をパフォーマンスだとか、あるいは小手先、こういうご意見があることで言えば、私はパフォーマンス、小手先結構と申し上げたいと思います。

質問を先ほども申し上げましたように、議案第14号市長、副市長の給与の減額は、所管の委員会においては先ほど委員長の報告でもありましたように全会一致で賛成をした旨お聞きしたところあります。また、本年度の予算の中でも一番末端の行政のお手伝いをされております隣組長さんへの交付金額も20%の減額を含め平成20年度の予算を先ほど可決したところであり

ます。昨年9月に提案しました政務調査費の減額は、9月、12月の継続審査となっております。これでは私どもはぜひとも今回、この政務調査費の減額について可決をしていただきたいというふうに思いますし、市民の方々より、市長やあるいは副市長、教育長の減額に賛成をし、政務調査費の減額について否決をするということになれば、多くの市民の方々から議員はみずからに甘いのではないかと指摘されても仕方がないというふうに思います。ぜひ本案、政務調査費の減額について可決していただきますようお願いを申し上げまして討論にいたしたいと思えます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 私は、発議第3号、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回、市長及び三役が10%の給与カットを引き続き行われる。財源の厳しいときに実施するのに議会は何もしないのか、議会としてはすぐにできることをすべきとのことでこの条例改正が出されましたが、この財政難は今始まったのではなく、もう数年前から言われており、既に議会としては先駆けて政務調査費は月に3万円を2万5,000円に削減をして既に協力をいたしております。逆に言いますと、三役の給与カットの方が遅過ぎたのではないかとこのように思うところがございます。

また、すぐにできることとありますが、私はしても意味のないことはせずに、じっくり議会改革を話し合い、実行することの方が意味があると思えますし、使われなかった費用は年度末に市に返還をしていますし、できるだけ多く返還できるよう各党派努力を既に実行しているところがございます。

また、何か太宰府市の政務調査費に問題があるように思われているように言われていますが、マスコミで言われているような問題は全くなく、我々この問題が出される前に選挙中においても多くの市民の方に説明をするとほとんどの方が納得をさせていただいております。また、この条例改正が出た後も多くの市民の方とこの話をさせていただきますが、ほとんどの方が削減必要なし、そういう声を我々は聞いたところがございます。先ほども反対討論でありましたように、議員が勉強するために使うべきであるという声が大半でございました。また、何か継続審査してきたことについて批判がありましたが、今まで論議のなかったことをすぐに結論だけを求める方がおかしいのであって、言われる批判は当たらないと思えますし、この問題を出されたおかげで、継続審査にしたおかげで各党派で議会改革に向けての話し合いができたことは大変よかったと思えますし、評価をしたいというふうに思っております。

以上をもちまして私のこの発議に対する反対討論とさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第3号に対する委員長の報告は否決です。

したがって、原案について採決します。

発議第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(少数起立)

○議長(不老光幸議員) 起立少数です。

したがって、発議第3号は否決されました。

〈否決 賛成7名、反対12名 午後1時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第37 請願第1号 生活道路安全確保に関する請願

○議長(不老光幸議員) 日程第37、請願第1号「生活道路安全確保に関する請願」を議題とします。

請願第1号は、建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番(田川武茂議員) 9月の本会議で建設経済常任委員会に審査付託され、継続審査となっておりました請願第1号「生活道路安全確保に関する請願」について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、執行部からその後の経過報告を受けました。その内容は、太宰府天満宮と協議を行った結果、児童と生徒の下校時時間帯を大型バスが西鉄太宰府駅方面に出させていただくよう案内することで了解を得たために、協力のお願いのチラシを準備し、ドライバーに配っていただきたいと考えている。また、観光会社にバス会社の方にも協力要請をするとともに、今後は商店街や地元住民の皆さんの協力をいただきながら、安全対策に努めていきたいと報告がありました。

次に、協議内容について報告をいたします。

執行部からの報告があった、大型バスが太宰府天満宮大駐車場から西鉄太宰府駅方面に出て、駅前の交差点を右折させることについては、天神様のほそみちの石畳が傷む可能性があることや、商店街、地域住民の了解をまだ得ていないので反対があればこの試行ができなくなること、太宰府小学校入り口の交差点や駅前交差点での歩行者の危険性が増すと思われるなどの意見が出されました。

これに対して天満宮の協力を得て児童・生徒の下校時間帯だけ施行できるようになったのは一歩前進したもので、施行する中でいろんな問題点が出てくると思うが、その中で協議していてもいいのではないかと。施行するのであれば、この請願は関係なくなってくるなどの意見が出されました。

協議を終え、討論では、五条区の皆さんから請願が出されているが、地域住民、ほかの近隣区からの了解をもらうことも条件に賛成をすると、賛成の立場での討論がありました。

討論を終え、採決の結果、請願第1号は委員全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 私は、委員会でも討論させていただきました。一応賛成の立場ですが、児童の安全確保はもとより必要なことでございます。ただし、今回、今委員長の方から報告がありましたように、下校時間に西鉄太宰府駅の方に観光バス等誘導するという試行が太宰府天満宮との間に決定をしたという報告がありましたけども、やはり地域住民、大町区等の皆さんの賛同を得た上でそのことも実施をしていただきたい、そして安全確保に努めていただきたいと、このことを条件に私は賛成をいたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） この請願については紹介委員会で大変慎重に審議をさせていただいて採択され、今ただいま委員長から報告がありました。関係住民の同意を得るといのはなかなか困難性もあるんじゃないかというふうに考えております。私、過去にこういう交通渋滞対策として御笠川の対面側に天満宮の第2駐車場とのかかわりがあって河川敷があります。この河川敷を広げることによって天満宮駐車場にそのまま入ることもできると、大型とか天満宮駐車場利用者に直接農協横の御笠川から入ること、それからそれとあわせて福岡県に再三要望してほしいという形で一般質問した経過があるんですが、以前の働く婦人の家、老人福祉センター、それから体育センター、当時は駐車場が全くないということで、できれば福岡の中洲ではああいう河川にふたをして駐車場として利用しているが下流と上流の違いがあるという答弁があっていましたが、こういう今の御笠川を越えて水害が発生することはないと思うんですが、何らかの形でこの交通渋滞対策を御笠川の河川敷またはこの河川の利用によって交通渋滞が解消されるようなやはり努力をすべきじゃないかと。せっかく請願が採択されたものの、関係行政区やまた今の天満宮の方向というのは本当に車道は狭い状況です。歩行者最優先の状況になっておりまして、あそこに大型バスが入ると左折も右折も困難という状況です。それにかわる生活道路安全対策を考えるならば、今後の問題、県営河川の問題もありますが、県や国と

も協議をしながら解決を図ることも参考として述べて賛成討論といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、請願第1号は採択とすることの決定しました。

〈採択 賛成19名、反対0名 午後1時48分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 請願第1号 JR不採用問題の早期解決を求める請願

○議長（不老光幸議員） 日程第38、請願第1号「JR不採用問題の早期解決を求める請願」を議題とします。

請願第1号は、環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第1号の審査における主な内容と結果をご報告します。

本請願におきましては、協議による意見及び討論はなく、採決の結果、請願第1号については、賛成委員1名、反対委員4名の少数賛成により不採択とするものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 委員長、もう即このままこれを採択するか、不採択にするかという採決がなされたわけでしょうか。こういう部分についてここに書かれているようにですね、国際機関から政府・自民党さんも各党派もこの問題についてはあっせん案を出し解決策をと、こういう状況があったんですが、今委員長の報告は質疑もなく、即採決という報告を受けまして、当然委員長としてこの内容についての字句、大変重要な内容が書かれておりますが、当然職員であった者が以前は国鉄と言っていたものがJRにかわるために大勢の方が採用されなかったと、よほど悪いことをしたわけじゃありません。当然その権利を主張した方々をそういう差

別的な対応をしてくださる、その方々はやはり仕事をする事によって今度はまたこの不採用の条件になるために、アルバイトをしたり物品販売をしたり大変苦勞をしながらやってきた経過があるわけですが、そういう内容も委員会では審議をされず、即採択か不採択かを採決されたように受けとめました、この辺はいかがでしょうか。

○8番（中林宗樹議員） お答えします。

委員会におきましては、本議案に対しまして協議による意見、討論を求めましたが、委員各位におかれましてはこの提案されました請願につきましては各自十分に認識され、それに基づいて判断された結果だと私は確信いたしております。

（19番武藤哲志議員「ありがとうございます」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 私は、JRの不採用問題の早期解決を求める請願の紹介議員としてぜひ採択していただきたいということで討論をしたいと思っております。

提案のときにも趣旨説明をいたしました、JRになりまして既に22年が経過をしております。そういう中で、本案につきましてはもはや労使問題というよりも社会問題というふうに認識をしないのではなかろうかというふうに思っております。請願団体であります国鉄労働組合という組合は、その主張と、私は紹介議員になっておりますけれども相入れない面も相当ありますが、しかしながら私と同期の連中も随分亡くなっておりますし、あるいは家庭的な問題も崩壊をしたり、生活が非常に苦しくなったりしてきておるといふ現状の中で、まさに人権問題として私はこの問題を取り上げ、紹介議員になっていったということであり、ぜひとも議員各位におかれましては今日の元国鉄職員でありました全国に千数十名おります不採用者の採用へ向けての請願の趣旨をご理解いただきまして採択していただきますようお願いを申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論は。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 私は、先ほど委員長の報告ではこの請願が不採択ということで報告を受けました。本来は意見書案も含めてですね、審議をしてどうなのかというのは、委員会では本当に請願が出されると現状調査をし、そしてそれを吟味し、本当に議会というのはあらゆる市民の暮らしや生活を守る状況であります。請願の趣旨の中にも全国の751自治体が請願を上げ、1,125の意見書を国に上げた経過がありました。先ほども言いましたように、解雇という

か、国鉄からJRにするとき大変こういう7,600名の国鉄職員が採用されなかった、それをまたふるいにかけて、そして清算事業団に入れて、そしてこの清算事業団が解散という年限がこの暫定措置でありまして、これがなくなると同時にもう一挙にそこが退職というような状況、本当にですね、まじめに誠実に働いていた方々がこの職員としてJRに採用されない。その裁判闘争を行う中で、国際機関を初め日本政府に勧告がありました。そして、自民党を初め各党派でどうするかという論議も行われているところであります。

先ほども言いましたように、こういう裁判闘争や不採用問題を抱えているときの一番の悩みは何かというと、新たに就職すると裁判闘争ができないということです。採用問題を願うことができないということです。そのために、当然この1,047名の方々には大変な、お子さんがおられたり、高校、大学、家庭の中で大変だったと思うんですよ。ところが、本当にアルバイトをしながら、物品販売をしながら、この太宰府の市議会にもぜひご協力をいただきたいということで過去何回か来られたこともありまして激励もしたこともあります。そういう状況の中で、そういう働く権利を奪われる、退職年限が来て退職するのと違って、まだ30代から40代の人少なくとも20年、25年という働く権利を奪われるという利益最優先のそういうJR不採用の結果に対して、今日までぜひ採用してほしい、その半ばで亡くなられた方もたくさんおられます。そういう救済措置を求めるのは、やはり権利じゃないでしょうか。その方々が出されたこの請願がこの議会で不採択になったことは本当に残念であります。私は、この議会、このJR不採用問題早期解決のために全国の自治体が請願を採択したり意見書を上げていることに賛同していただいて太宰府市議会もこの請願を採択することを要求いたしまして賛成討論といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択です。

よって、原案について採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（不老光幸議員） 起立少数です。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成4名、反対15名 午後1時58分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第39 意見書第1号 介護労働者の待遇改善を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第39、意見書第1号「介護労働者の待遇改善を求める意見書」を議

題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長のご報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[ 8 番 中林宗樹議員 登壇 ]

○ 8 番 (中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第 1 号の審査における主な内容と結果をご報告します。

協議においては、実態からこの方たちには低賃金という問題が出てきていると思うので、待遇改善という立場からするとこの意見書は通すべきであるという意見が出されました。

本意見書に対する協議を終え、討論はなく、採決の結果、意見書第 1 号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○ 議長 (不老光幸議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長 (不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

13 番清水章一議員。

○ 13 番 (清水章一議員) 介護労働者の待遇改善を求める意見書について賛成の立場で討論させていただきます。

まず最初に、意見書の提出者として委員会で全会一致で原案のとおり可決していただきましたことに心から感謝申し上げます。もう既にご存じかと思えます。マスコミ等でも報道されておりますが、介護に従事する職員の待遇改善がいろんなところから求めておられます。そういった意味において、厚生労働省もこの介護サービス事業者の介護職員の給与が全産業平均と比べると 12 万円以上も少ないということも実態としてわかっております。しかし、厚生労働省は、こういった認識をしながらも依然として企業努力で待遇改善をすべきという主張は崩しておりませんでした。しかし、いろんな方面から、例えば福祉関係の学校の入学者が 3 割減少するとかそういう大きな問題も出てきておまして、介護保険の制度そのもの自体が危うい状況にもあると言われております。こういった中で、今年の 2 月 14 日、舛添厚生労働大臣もこの介護に関する待遇改善をどうしても見直さなくちゃいけないというような答弁もいたしております。そういった意味において、こういった意見書が可決されることによって介護のこの職員に関しまして待遇改善が一日も早くできますことを祈りまして、意見書の可決をされることを皆様方にご要望申し上げまして賛成討論にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後2時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第40 意見書第2号 道路整備の早期かつ着実な推進に関する意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第40、意見書第2号「道路整備の早期かつ着実な推進に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） 意見書第2号。

本案につきましては、全国市議会議長会からの要望に応じまして対応をしてきたところであります。原案は、道路特定財源の確保等に関する意見書でありましたが、会派代表者会議等の意見の中で、名称等を検討し、そして全国市議会議長会からの原案を基本としながらも、本市独自として以下のとおり議会運営委員会の中で全会一致合意することができましたので、ご提起するものであります。

意見書を朗読し、提案にかえたいと思います。

道路整備の早期かつ着実な推進に関する意見書。

道路は地域の活性化や交通環境の改善、生活環境の向上を図る上で最も基礎的かつ重要な社会資本です。これまで13次にわたる5カ年計画の推進により道路整備が進められてきましたが、多くの地方部の道路事情は、幹線道路の容量不足、生活道路の未整備、通学道路等の歩道の未設置など、質、量とも十分とはいいがたく、その整備は喫緊の課題となっています。

平成19年度予算では、公共事業の削減がなされ、道路整備においても真に必要な道路が確実に行われているとは言えない状況になっています。また、三位一体の改革が進められた結果、地方公共団体は国庫補助金の削減等により、かつてない厳しい状況に置かれ、行財政改革の推進と財源の確保が急務となっています。

本市においては、幹線道路の整備は図られているものの、それに伴う交通量の増加や幹線道

路間の道路網が不完全であること、踏切による車両通行の遮断などにより、生活道路における交通事故や慢性的な交通渋滞が起っています。しかし、税制関連法の見直しなどにより道路財源が減少すれば、本市を初めとする多くの地方公共団体で道路整備に遅れが生じ、住民生活の停滞が予想されます。

よって、太宰府市議会は国会及び政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記。1つ、地方の実情を十分考慮し、道路整備を効果的かつ効率的に推進すること。2つ、地方が真に必要な道路の整備が遅れることのないよう、必要な道路整備予算を確保すること。3つ、地方道路整備臨時交付金及び国庫負担金については、より一層の弾力的・重点的運用が可能となるよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院・参議院それぞれの議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

自席へどうぞ。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後2時06分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第41 議員の派遣について

○議長（不老光幸議員） 日程第41、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第12項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第42 閉会中の継続調査申し出について

○議長（不老光幸議員） 日程第42、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成20年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成20年太宰府市議会第1回定例会を閉会します。

閉会 午後2時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成20年5月28日

太宰府市議会議長 不老光幸

会議録署名議員 安部啓治

会議録署名議員 大田勝義